

PDF issue: 2024-04-25

# 「同胞」から「国民」へ一日本植民地体制崩壊後の 韓国における支配正統性のレトリックー

### 高, 旻成

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2019-03-25

(Date of Publication)

2020-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7365号

(URL)

https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007365

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



## 博士論文

# 「同胞」から「国民」へ

一日本植民地体制崩壊後の韓国における支配正統性のレト リック一

> 平成 31 年 1 月 7 日 神戸大学大学院国際文化学研究科 高 旻成

## 博士論文

## 「同胞」から「国民」へ

―日本植民地体制崩壊後の韓国における支配正統性のレト リック―

審查委員長: 阪野智一 教授

審查委員 : 王 柯 教授

木村 幹 教授

平成 31 年 1 月 7 日 神戸大学大学院国際文化学研究科 高 旻成

## <目次>

序章		1
第一節 脱北者に	纏わる韓国政治	1
第二節 本研究の	目的と先行研究の検討	10
第一章 「帰順者」	<b>の発見─</b> 「解放」時代における「帰順」を巡って─	14
はじめに		14
第一節 「正当、正	E統である権力側への降伏」という「帰順」	15
第二節 「三八線」	の設定後「帰順」が登場する背景	20
第三節 「越南」で	ではない「国内移動」	25
第四節 「左右」の	D分裂と「帰順」	29
おわりに		36
第二章 米軍政時代	における「避難民」の誕生—「解放」後の朝鮮半島を必	※る国際情勢と人
の移動—		39
はじめに		39
第一節 植民地体	制終焉と「海外帰還同胞」	39
第二節 海外から	の帰還の特徴	42
第三節 海外帰還	と南北間の移動	44
おわりに		49
第三章 「避難民」。	とされた「海外帰還同胞」—「解放」時代の朝鮮半島に	こおける人の移動
を中心に		51
はじめに		51
第一節 植民地支	配の「解放」と「海外帰還同胞」の帰還	53
第二節 「以南」	当局における「海外帰還同胞」対策	57
第三節 「以南」	社会における「海外帰還同胞」認識	64
おわりに		73
第四章 大韓民国政	<b>府の成立と「国民保導聯盟」</b> -朝鮮半島「以北」を含&	かた「国民」作り
		75
はじめに		75
第一節 「国民保	導聯盟 の誕生	75

第二節 「国民保導聯盟」加盟の状況は如何なるものだったのか	81
第三節 「国民保導聯盟」の本質	92
おわりに	103
第五章 朝鮮戦争における韓国「国民」の再定義-「国民保導聯盟事件」に焦点	点をあてて-
	106
はじめに	106
第一節 「国民保導聯盟事件」の発生	107
第二節 「国民保導聯盟事件」の展開過程	114
第三節 「国民保導聯盟事件」の正体	124
おわりに	136
第六章 朝鮮戦争と「避難民」の再登場-「以北」からの移動者を「国民」と	:する狙い-
	138
はじめに	138
第一節 朝鮮戦争と人的移動の「再開」	139
第二節 「避難民」問題を巡る対策	144
第三節 南北間の移動としての「避難民」へ	153
おわりに	160
結論	162
<朝鮮半島全図>	167
<1945 年~1953 年の主要な年表>	168
参考文献	171

#### 序章

#### 第一節 脱北者に纏わる韓国政治

周知のように、本来の朝鮮半島に在住していた人々による朝鮮半島以北から朝鮮半島以南への移住は、第二次世界大戦直後から始まり今日まで続いている。これらの人々は今日において脱北者と呼ばれている。韓国において脱北者とは「北韓」「即ち、朝鮮民主主義人民共和国(以下、北朝鮮または「以北」)から脱出した「同胞」という意味で使われている語であり、1990年代の半ばからはマスコミなどでも頻繁に登場するようになっている<sup>2</sup>。冷戦体制が崩壊してから今日までマスコミで使われている脱北者とは、主に経済的困難によって脱出した者を指すが、とりわけその中でも大韓民国(以下、韓国または「以南」)に入国するようになった者を指している。

だが、昨今の経済的な側面における難民としての脱北者以外にも、従来の韓国社会には違う意味での「脱北」を行っていた者が存在したことにも注目せねばならない。その時代とは、朝鮮半島が北緯 38 度線(以下、38 度線)を境に分断されたときまで遡るが、「脱北者」は朝鮮戦争が起爆剤となって大量に発生した「以北失郷民」(以後、「失郷民」)を皮切りに、「越南帰順者」、「越南帰順勇士」、「帰順北韓同胞」、「脱北難民」、「脱北同胞」、「脱北者」、「脱北定着民」、「越南移住民」、「北韓移住民」、「自由移住民」など様々な名称で呼ばれてきた。これらの「脱北者」全ては、地理的には「北韓」から来た者であるが、時代や政治的背景によって彼らの定義及び呼称は様々であったことも同時にわかる。

もちろん、1990 年代中葉からの脱北者は経済的な意味における難民が多数であるとされ、この類型に限定する場合であるなら脱北者と呼ぶことに大きな問題はないだろう。しかし、1990 年代以前に入国してきた「経済的原因」以外の者までを脱北者や北韓離脱住民³と一括

<sup>1</sup> 北半分の韓国、即ち北朝鮮を指す。本研究では「北韓離脱住民」のように、韓国における固有名詞とされている場合は「북む(北韓)」をそのまま使用する。それ以外には、朝鮮半島「以北」もしくは日本語の表記である「北朝鮮」を用いることにする。

<sup>2「『</sup>신중』입장서『保護』로 선회」『東亞日報』、(1994.04.14).

<sup>3</sup> 韓国民族文化大百科、「北韓離脱住民」から。1990年代後半から使われる傾向が出てきたとされる。即ち、それ以前までの「北韓傀儡集団」から離脱し

りにして呼ぶことには慎重になるべきである。後述する表 1 にも示されているように、韓国統一部のホームページで示されている「北韓離脱住民入国人員現況」では、現在まで韓国へ入国した人数の状況が記載及び更新されている。だが問題は、表 1 の「~ '98」という部分であるが、これは以前から「越南」した「経済的原因」以外の者までもが一括して加算されたということを意味する。ただ、時代によって「脱北者」の意味に併せて韓国政府による待遇も異なっていたことを考えると、韓国政府が意図的にこのように記したかはさておいて、「帰順勇士」を代表とする政治的な性格と「経済的難民」が同等な「北韓離脱」として誤解され兼ねないのである。

もちろん、統一部では時代ごとの「脱北者」が如何に扱われたかについても示してはいる。 だが、1997年の脱北者法律変化を前後にしてから頻繁に使われるようになった語が脱北者 或いは「北韓離脱住民」であるため、「~ '98」までの入国者を脱北者や「北韓離脱住民」 として一括りにして扱うことは、時期・政治的背景を考慮していないという判断を可能にさ せるのである。現在の脱北者を指す言葉としては、①脱北者、②北韓離脱住民、③「州曰已」 4 (発音:セトミン、意味:新たな場所で暮らす人)が頻繁に使われている。ただし、③の場 合、在韓脱北者団体の反発により韓国政府の公式的な語として制定されていながらも使用 を控えている。ただ、北朝鮮の苦しい経済状況が刻印されているためか、昨今の脱北者に対 しては「経済的難民」といったイメージが強く根付いており、時代ごとの語からも各々意味 合いが違うことに気付くことができるため、結果的に時代ごとの「脱北者」の変化について 追究せねばならないことを示唆する。

-

た住民とは、その性格が異なる。この語が本格的に用いられたのは、1996 年 12 月頃からである。「北韓離脱住民の保護及定着支援に関する法律」第2条第1号は、北韓に住所・直系家族・配偶者・職場を持つもので北韓を離脱した後に外国国籍を取得しなかった者を指している。

<sup>4</sup> 新たな場所での生活を始めるという意味で、2005 年から使われ始める。既存の脱北者という否定的なイメージの払拭のため政府が作った単語。北韓離脱住民以外に通常、脱北者を指す場合、この「セトミン」を使うように勧告されるが、韓国の脱北者団体「北韓民主化委員会」が使わないよう申し立てた。その理由として、"既に脱北者が北朝鮮を離れた人々の名称として固まり、多くの「北韓離脱住民」もこれを受け入れている。しかし、この「セトミン」という用語は食べ物を探しに新たな地を探す火田民を連想させる"としているが、すなわちマイナスイメージの払拭ができないことである。

では、現在の韓国には、どれくらいの「北韓離脱住民」が入国してきたのだろうか。これまでの統計によると約30,000人を超えているが、とりわけ2000年代に入ってからは女性の割合が脱北者の大多数を占めるようにもなっている特徴がある。また、2012年頃からは、入国する人数自体は若干減少しているものの、依然4桁の脱北者が毎年韓国へ入国している状況である。

表 1. 北韓離脱住民入国人員現況(※保護決定を基準に集計)

年度 区分	~ '98	'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	'09
男(人)	831	565	510	474	626	424	515	573	608	662
女(人)	116	478	632	811	1, 272	960	1,513	1,981	2, 195	2, 252
合計(人)	947	1,043	1, 142	1, 285	1, 898	1, 384	2, 028	2, 554	2, 803	2, 914
女性割合	12%	46%	55%	63%	67%	69%	75%	78%	78%	77%
'10	<b>'</b> 11	'12	'13	'14	<b>'</b> 15	<b>'</b> 16	<b>'</b> 17	<b>'</b> 18. 9	計	\ /
591	795	404	369	305	251	302	188	111	9, 104	] \ /
1,811	1, 911	1, 098	1, 145	1,092	1, 024	1, 116	939	697	23, 043	1 X
2, 402	2, 706	1, 502	1, 514	1, 397	1, 275	1, 418	1, 127	808	32, 147	] / \
75%	70%	72%	76%	78%	80%	79%	83%	86%	72%	$V \setminus$

出処(URL):www.unikorea.go.kr/unikorea/business/NKDefectorsPolicy/status/lately/(2019.01.07 最終アクセス済)

次に、表 2 及び表 3 に記している 2000 年以前のデータをみるが、2000 年まで韓国へ入国 してきた「脱北者」の総人数は、2000 年以降の一年あたりの入国者より少なかったことが 分かる。そして、「脱北者」の大多数を占めたのが男性なのであるのに対して、脱北者の大 多数を占めているのが女性であることも明らかな違いである。

表 2. 韓国内入国者総括現況(2000年11月現在)

年度	~ '69	'70 年代	'80 年代	'90	'91	<b>'</b> 92	<b>'</b> 93	<b>'</b> 94	<b>'</b> 95
人数	485	59	63	9	9	8	8	52	40
<b>'</b> 96	<b>'</b> 97	<b>'</b> 98	'99	'00	統計	死亡	移民	国内居住	
56	86	71	148	288	1, 382	185	33	1, 164	

出処:李字樂「북한이탈주민 문제의 종합적 정책방안 연구:최근 국내 입국자 동향을 중심으로」통일연구원,2000,p.30.

以下に示している表 3 では、1989 年以前まで入国してきた「脱北者」の 90%以上が男性であるとされている。また、1990 年代後半になると毎年入国する「脱北者」の総人数に併

せて女性の割合も増加していることが窺える。

表 3. 韓国内入国年度別北韓離脱住民性別分布(2000年9月30日時点)

	年度 区分	~ '89	'90	'91	'92	<b>'</b> 93	<b>'</b> 94	<b>'</b> 95	<b>'</b> 96	'97	<b>'</b> 98	'99	'00	総計
Ī	男	92. 8	100	100	75	100	92. 3	85. 4	76. 8	65. 9	74. 6	60.8	60. 1	80.6%
ſ	女	7. 2	0	0	25	0	7. 7	14. 6	23. 2	34. 1	25. 4	39. 2	39. 9	19. 4%
	総計(人)	607	9	9	8	8	52	40	56	86	71	148	288	1, 382

出処:李字榮「북한이탈주민 문제의 종합적 정책방안 연구:최근 국내 입국자 동향을 중심으로」 통일연구원,2000,p.14.

脱北者が増加した理由として代表的に挙げられるのは、1990 年代初期に社会主義圏の崩壊によってソ連等から原料の輸入などが友好価格から国際価格へ移行したこと、つまり実質的な支援が打ち切られたことが指摘される。その影響による物資不足で、北朝鮮の配給システムが滞おることで北朝鮮経済が持続的にマイナス成長を記録したことや<sup>5</sup>、金日成主席の死亡などの政治的変動、更に1990 年代半ばに自然大災害が発生するという所謂「苦難の行軍」が民衆の生活に影響したためだとされる<sup>6</sup>。同時に、北朝鮮の隣国でありながら、かつての経済的立場が逆であった中華人民共和国(以下、中国と略す)は、冷戦体制の崩壊にもかかわらず1980 年代からの改革開放政策を実施したことで、世界的な経済発展を遂げた。その影響で北朝鮮の住民は、資金調達や食糧難を凌ぐため、中国への一時的な往来を試みるケースが多くなったとされる。この中で、女性の往来もしくは離脱がますます増加したわけだが、これは経済的困難を工面する際の地理的移動において女性が男性よりも国家の監視から逃れ易いこと、また家父長制の性格が強い北朝鮮社会において、食糧の工面は主婦・女性に求められる傾向が強いこと、そして中国現地の経済発展による朝鮮族社会の嫁不足で不法的に嫁ぐことによって隠匿され易いことなど、女性が生き残りに有利であることが挙げられている<sup>7</sup>。しかし、2000 年代以降の脱北者は食糧や経済難による者だけでなく、より

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 韓国統計庁によると、1990 年から 1998 年の間はマイナス成長から脱却していないとされる。特に、1992 年に - 6.5%、1997 年は - 7.1%の経済成長率を見せている。

<sup>6</sup> 李字榮・他4人「북한이탈주민문제의 종합적 정책 방안 연구」통일연구원, 2000, p. 14.

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 좋은벗들 『두만강을 건너온 사람들』 정토출판, 1999, pp. 60-89.

良き生活を求めて脱出する者が現れ始めたことは特徴的だといえよう<sup>8</sup>。これについて、従来の脱北者の多数が経済的に恵まれていない中朝国境地域出身者だったものが昨今では首都圏出身者、つまり平壌を中心に居住していた者が多くなっていることからも推察できる<sup>9</sup>。また、脱出の形態に関しても、以前の経済的な工面をするという性格が強い単身移動から移住の性格を帯びる家族単位の移動が増加しているのである。

脱北者の総数は完全に把握されていないが、全世界に3万~5万人規模の脱北者が存在していると推測されており、1998年及び1999年に脱北した人数が最も多かったといわれる<sup>10</sup>。また、「脱北難民保護国連請願運動本部」(脱北難民保護国際協議会)<sup>11</sup>の調査によると、世界的に10万~20万人規模の脱北者が存在していると推定されている<sup>12</sup>。ただ、脱北者は基本的に中朝国境を往来し、暫くの間中国や第三国に滞在しながら、経済的な工面をするとされるため、完全なる脱出が多いとは言えない。だが、脱北者は北朝鮮外部で滞在中に韓国を含む諸外国に関する情報を収集し、行動する場合が多いという。更に、主に中国においてであるが、彼らは不法入国者という法律的に不安定な身分と各々の事情によって北朝鮮へ戻れなくなったなどの理由のために、韓国行きしか選択の余地がなかった者も多いという<sup>13</sup>。即ち、最近の脱北者は初めから韓国を最終目的地として決めてはいないのである。脱北者の「脱南」現象や第三国行きは、彼らが韓国を最終目的地として捉えていない証左でもある。

逆に、以前の「脱北」に男性が占める割合が多かったことは、紛れも無く政治的理由が大きかった証左であると考えられる。朝鮮戦争直後からの南北間では、「越南」・「越北」が暗々 裡に行われていたのだが、各々の体制宣伝や誹謗において「脱北者」や「越北者」を利用す

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 이기현「중국의 탈북자 정책동학과 한국의 대응전략」『통일연구논총』제 21 권 제 2 호, 2012, p. 125.

<sup>9</sup> 統一部の在北出身地域別現況によると、北朝鮮の行政区域出身者のうち、情報の流入及び脱出に有利な両江・咸鏡道の国境地域以外に、平壌と平安道(2014年2月時点の総計:2,147人)が最も多い。平壌を中心とする地域は所謂、出身成分が良好な者が居住する地域だが、その状況を考えると、非常に興味深い数値である。

<sup>10</sup>韓国国家記録院、脱北者問題の説明から。

<sup>(</sup>http://www.archives.go.kr/next/search/listSubjectDescription.do?id=003103)(2015.01.17 最終アクセス済)

<sup>11「</sup>脱北難民保護運動本部」として活動。

<sup>(</sup>http://savenorthkorea.com/gnuboard4/)(2015.01.17 最終アクセス済)

<sup>12</sup>脱北難民保護国連請願運動本部が 1999 年に実施及び発表した『中国内脱北難民現場報告書』に拠る。 13이우영 외4명「북한이탈주민문제의 종합적 정책방안연구」통일연구원,2000.

ることは、政治的に都合のよい材料となる状況であったため、韓国の「脱北者」支援に関する法律が制定されたのである。

しかし、最初から「脱北者」に対する支援が体系的になされたわけではない。朝鮮戦争直 後から 1962 年の間、とりわけ李承晩政権の時代においては、体系的法律が制定されるまで、 特別な立法規定なしに軍及び保安機関を中心に「軍事援護法」として一定の支援業務がなさ れていたに過ぎなかった。当時、分断直後においては、物理的に南北に分断されていたもの の、決定的な敵対関係までには落ちていなかったため、今日のような亡命の性格を帯びる 「脱北者」を対象とする政策ではなかった。これは、北朝鮮のみならず韓国内部を含む朝鮮 半島全地域の「有功者」や住民を対象にしていた。だが、朝鮮戦争後からこの政策は「北朝 鮮」からの越南者に対する体系的な支援としては作用せず、一種の「緊急救護」的な性格を 帯びるに留まっていた。この理由について金基善は、「韓国は朝鮮戦争直後、経済困難と頻 繁に武装共匪⁴が出現したことにより、『脱北者』支援及び対北支援政策に対して必要性を 感じなかったから」15であるとしている。また、朝鮮戦争時に完全なる統一以外には如何な る妥協もないと言う李承晩の考えにより、停戦協定に調印しなかったことやそれ以降も李 承晩政権が「北進統一」や「滅共統一」などを引き続きプロパガンダとして掲げていた状況 から、対北朝鮮宥和政策を期待することは不可能に近かった。つまり、当時の韓国では、北 朝鮮から来たスパイや敵である「脱北者」に対して常に警戒心を持つべきであり、反対に韓 国から越北した者及びその残された家族である越北家族に対しては「アカ」というレッテル を貼るといった雰囲気であったのである。

だが、朝鮮戦争以降「反共主義」を掲げていた李承晩は、度重なる政策失敗や1960年に行われた「3・15 不正選挙」などが起因となって、同年に発生した「4・19 革命」によって下野することになった。一時的ではあったが、これによって韓国の「脱北者」に対する強固な姿勢も崩されるようになったが、それ以降も政局は混乱をきわめるばかりであって政界

14共産党指導のもとで活動したゲリラを指す。共産党匪賊という意味合いがある。

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup>김기선「국내 탈북자 단체형성과 발전에 관한 연구」고려대학교대학원 북한학과 석사논문, 2012, p. 21.

における改善の余地は見られなかったのである。そして「4・19 革命」直後である 1961 年 5 月には、朴正煕が主導した「5・16 クーデター」の勃発によって事実上軍部が執権するきっかけになった。朴正煕が執権してからは経済開発が優先順位に位置付けられるようになったものの、基本的に「反共」認識については李承晩政権と同じく態度の変化はみられなかったどころか、クーデターによって執権した朴正煕であったため、米国との関係を気にかけてむしろ「反共」認識が強化されたともいえる。更に、当時の韓国は経済的に北朝鮮より不利な状況だったことも相俟って国際社会に対するクーデターの妥当性を主張する必要があった。そのため朴正煕は、韓国政治の腐敗を理由にして北朝鮮からの侵略があり得るといった名分を掲げる同時に、北朝鮮よりもイデオロギー的に優っている韓国を掲げるため北朝鮮からの移動者や逃亡者である「脱北者」に注目することになったのである。

1962 年から大統領権限代行として国家再建最高会議の議長に就いた朴正煕は、「脱北者」の体系的待遇を図った法律である「国家有功者及び越南帰順者特別援護法(以下、越南帰順者)」を成立させた。当時、この政策が制定されてから「脱北」した者に対しては、「越南帰順者」という名称がつけられた上で韓国の「国家有功者」と同等な地位が与えられていた。これは、朴正煕が北朝鮮からの情報入手を狙って「脱北者」を体系的に受容することを念頭に置いていたためであるが、その移動者の北朝鮮における身分と彼らが提供した情報の価値によって彼らへの「報償金」に差が出たのである<sup>16</sup>。このような事実からも北朝鮮からの離脱者の受け容れに政治的狙いがあったことは自明であり、また当時の北朝鮮の経済事情が韓国よりやや優れていた状況も併せて考えると<sup>17</sup>、越南者及び「脱北者」の受容の理由に政治的目的が大きく影響したことはすぐに気付くことができるだろう。

そして、韓国政府が1979年1月に公布した「脱北者」の関連法律には、「越南帰順者」から「帰順勇士」という扱いになったように、待遇の内容が更に強化された。この政治的な「英雄」として待遇されるようになったからには、言うまでもなく経済的に厚い待遇も随伴して

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 「귀순용사 영웅대우에서 복지대상으로 추락」『한국일보』、(2013.03.16).

<sup>17</sup>国連と韓国統計庁のデータ、1970年の1人当たりGDP、北が\$380で南は\$250。

いた<sup>18</sup>。だが、間もなく冷戦体制崩壊及び「民主化宣言」を経た直後である 1993 年及び 1997 年の法律では、「脱北者」が「生活保護対象者」として扱われるようになった。

#### 「北韓離脱住民の保護及定着支援に関する法律」19

第2条(定義)この法で使用する用語の定義は次の通りである。

- 1. "北韓離脱住民"というのは、北韓に住所・直系家族・配偶者・職場等を置いている者で北韓を脱した後、外国の国籍を取得していない者を言う。
  - 2. "保護対象者"というのは、この法に依り保護及び支援を受ける北韓離脱住民を言う。
- 3. "定着支援施設"というのは、保護対象者の保護及び定着支援の為に第 10 条第 1 項の 規定に依り設置・運営する施設を言う。
- 4. "保護金品"というのは、この法に依り保護対象者に支給或いは貸与する金銭又は物品を言う。

このように「保護」が明記された法律によって、「北韓離脱住民」は「保護対象者」として支援を受けることになった。現在の韓国の保健福祉部のホームページでも、支援対象に関して「北韓離脱住民」が対象・家口(世帯)の欄において「多文化家族・セトミン」のカテゴ

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup>韓国法律第 3,156 号「월남귀순용사특별보상법(越南帰順勇士特別報償法)」第 5 条に拠る。以前の法律では、1,2,3級に分け100万圜、70万圜、50万圜の「定着支援金」を与えたが、本法律では1~5級に分け「報償金」、「特別報償金」を与えるという。ただ、依然と身分・情報提報の功績が基準であることから、基本的に政策の性格は不変。

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup>1997 年 1 月 13 日に制定された法律第 5,259 号である「북한이탈주민의 보호 및 정착지원에 관한 법률(北韓離脱住民の保護及定着支援に関する法律)」の第二条に依拠する。

제 2 조(정의) 이 법에서 사용하는 정의는 다음과 같다.

<sup>1. &</sup>quot;북한이탈주민"이라 함은 북한에 주소·직계가족·배우자·직장등을 두고 있는 자로서 북한을 벗어난 후 외국의 국적을 취득하지 아니한 자를 말한다.

<sup>2. &</sup>quot;보호대상자"라 함은 이 법에 의하여 보호 및 지원을 받는 북한이탈주민을 말한다.

<sup>3. &</sup>quot;정착지원시설"이라 함은 보호대상자의 보호 및 정착지원을 위하여 제  $10 \times 10 \times 10$  제  $10 \times 10 \times 10 \times 10$  의하여 설치·운영하는 시설을 말한다.

<sup>4. &</sup>quot;보호금품"이라 함은 이 법에 의하여 보호대상자에게 지급하거나 대여하는 금전 또는 물품을 말한다.

リーで括られている<sup>20</sup>。そして、金泳三政権の時代には、「帰順勇士」といった優遇が停止されるようになり、「報償金」から「定着支援金」の名目で脱北者を支援すると決定されて、管轄機関も軍関係である「国家報勲処」から福祉関係の「保健社会部(現、保健福祉部)」へと移管されたのであった。

確かに、現在は「脱北者」には最近のマスコミで騒がれているような「経済的難民」や抑圧的な社会から脱出してきた者とは異なり、経済的な理由で脱北した者が爆発的に増加し、この爆発的増加が韓国の財政的負担になっている<sup>21</sup>。それにもかかわらず、このような財政的負担を抱えながらも未だに韓国政府が「脱北者」政策を実施している理由は、一体どこにあるのか。これに関して鄭炳浩は、「…実際に、韓国は"難民認定率"が国際的に大変低い国家の一つであり、難民資格を認定するにあたって吝嗇である。韓民族移住民の中で中国朝鮮族やロシア・中央アジアなどの過去ソビエト連邦に属していた国家出身の同族移住民に対してはビザ発給さえ制限している。専ら、北韓出身移住民の定着のためだけに支給される『定着支援金』は冷戦時代からの体制競争費用の一部と看做せる」と述べている<sup>22</sup>。つまり、脱北者に対する政策ひいては北朝鮮に対する政策において、未だ冷戦的な性格が維持されていると考えても無理はない。

では、何故そのような冷戦的な性格を持つ政策は打ち出されなければならなかったと言えるのだろうか。そのひとつは、南北朝鮮はいずれ統一されるべき存在であるという原則<sup>23</sup>に従い、統一がなされた後における「社会統合」の予行演習の一環として受け容れていることである。もうひとつは、朝鮮戦争が原因になって、韓国社会に蔓延っている「レッド・コンプレックス(Red complex)」を刺激し、政治界でこれを政治的に利用する一つの切り札と

\_

<sup>20</sup> 保健福祉部ホームページ。

<sup>(</sup>http://www.bokjiro.go.kr/gowf/wel/welsvc/svcsearch/WelSvcGvmtTargetList.do?charTrgterArray=0 03&rsltSearchWrd=%EB%8B%A4%EB%AC%B8%ED%99%94%EA%B0%80%EC%A1%B1) (2015.01.17 最終アクセス済)  $^{21}$ 1993 年に改正された法律第 4568 号では、従来の誘き寄せから経済的支援の性格に変わる。例えば、報償金から支援金という名目に変わったことが挙げられる。また、改正の理由として "帰順北韓同胞に対する支援業務を効率的に遂行する為に、主務官庁を国家報勲処から保健社会部に変え、その支援水準をより合理的に調整し、また現行規定上の一部未備点を改善・補完しようとすること"であると記されている。  $^{22}$ 정병호「냉전정치와 북한이주민의 투명성초국가전략」『현대북한학회』제 17 권 제 1 호, 2014, P. 60.  $^{23}$ 現行の大韓民国憲法にも載っているが、1972 年の「 $7\cdot4$  南北共同声明」以降、所謂維新憲法において大きな変化が見られた。それから、このような統一に関する条項が設けられ継承されてきている。

して受け入れていることである。特に、後者の場合は、実例として 2013 年 1 月に発覚した脱北華僑によるスパイ事件とされた「ソウル市公務員間諜事件(서울시 공무원 간첩사건)」 <sup>24</sup>が挙げられる。当事件によって、「脱北者」が政治的に利用される可能性は、冷戦体制が崩壊した後である今日においても未だに残っていることが再度立証されたわけである。ただ、このような性格を持つ政策は最近できたものではなく、先述したように第二次世界大戦直後から「以北」から「以南」への移動者に既に打ち出されたことに注目すべきである。つまり、その時代において統一は当然のことであると考え、そして共産主義に対する社会の恐怖感はまだ形成されていなかった。この時代における冷戦的な性格を持つ政策は本来あり得なかったにもかかわらず、そのような性格を持つ政策が生まれたのか。この問題に答えなければならないだろう。

#### 第二節 本研究の目的と先行研究の検討

本研究の目的は、以上の問題意識に基づいて、日本植民地体制の崩壊から朝鮮戦争の勃発までの南北間の移動の歴史、そして「以南」の歴代政権や為政者が打ち出した移動者政策に対する検証を通じて、移動者問題は一体「以南」の社会、特に「以南」政治に対して如何なる意義を持つのかを検証し、「以南」において脱北者問題は如何なる政治的資源にされたのかを歴史的プロセスに沿って構造的に分析する。結論が先行することになるが、以南の歴代政権において脱北者問題は対外・対北的に自分の支配の正統性を主張する道具、対韓国社会や対北朝鮮社会的には自分の支配正当性を主張する道具にされていると考えられる。

言うまでもなく、韓国においては脱北者問題に対する研究は大量に存在する。ただし、これまでの脱北者問題に関する先行研究は、今後の韓国社会において脱北者を如何に対処すべきなのか、或いは現状の南北朝鮮問題や韓国社会における脱北者受容の解決策は如何な

<sup>24「</sup>신상 노출 탈북자, 협박대상으로 될 수도」『東亞日報』、(2013.01.21).

当事件は結果的に韓国国家情報院(NIS)による証拠の捏造と判明。国家情報院が 18 代大統領選挙に不法 介入した疑惑を打ち消すためになされたとの可能性があるとされる。特に北朝鮮を政治的に利用する現象、 その中でも選挙において多々利用され、「北風(북哥)」現象とも呼ばれる。

るものなのかという二つの問題に関心が集中するという特徴がみられる。これは南北体制 競争における主人公であるという視点と、如何に韓国社会に定着、吸収させるのかという視 点に基づくものである。そのために以前の脱北者に関する先行研究は、主に安全保障関係や 人権・法律、対策・政策、脱北者に対する韓国社会の反応など政策提言を目的とする研究が 行われている傾向が強いと感じられる。

例えば、安全保障関係についての研究としては「脱北者問題と東北アジア地域の安全保障:人間の安全保障から見た考察」<sup>25</sup>などが取り上げられる。人権・法律関係についての研究としては「国際人権法上脱北者の保護可能性及びその実行:中国が当事国の国際人権条約の履行監督装置を中心に」<sup>26</sup>や「Human Rights Accountability for North Korean Escapees」<sup>27</sup>などが挙げられる。また、政策関係研究は「脱北者問題の基本認識と我々の対応」や<sup>28</sup>「韓国における脱北者の社会適応教育の展開:脱北者の社会適応教育施設『ハナ院』を中心に」<sup>29</sup>、「国内の脱北者実態と政府の課題:経済的側面を中心に」<sup>30</sup>などがあるものの、それ以外の殆どの研究もここから大きく離れることはない。

これらの先行研究を見る限り、脱北者問題の根源は韓国の政策にあると気づいているような研究もある。例えば、単に以前の「帰順者」は政治的に利用されたという研究である「4·19/5·16 時期の反共体制再編とその論理—反共法の登場とその担い手たち—」<sup>31</sup>からもみられる。ただし、脱北者に関する韓国政府の政策の歴史をみることを通じて、その本質を

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup>李偉「脱北者問題と東北アジア地域の安全保障:人間の安全保障から見た考察」『現代社会文化研究』No. 30、 新潟大学大学院現代社会文化研究科、2004。

<sup>26</sup>조정현「국제인권법상 탈북자의 보호가능성 및 그 실행:중국이 당사국인 국제인권조약 및 동 조약의 이행감독장치를 중심으로」『국제법학회논총』제 54 권제 1 호, 대한국제법학회, 2009, pp. 183-206.

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup>Jaeng Saeng Bae, Seryon Lee 「Human Rights Accountability for North Korean Escapees」 『법학연구』 제 27 집, 전북대학교사회과학연구소, 2008.

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup>정경환「탈북자문제의 기본인식과 우리들의 대응」『통일전략』제 6 권제 1 호, 한국통일전략학회, 2006 . pp. 7-40.

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup>尹敬勳「韓国における脱北者の社会適応教育の展開-脱北者の社会適応教育施設"ハナ院"を中心に-」『生涯学習・社会教育学研究』30号、東京大学大学院教育学研究科生涯教育計画講座社会教育学研究室紀要編集委員会、2005、pp. 21-30。

<sup>&</sup>lt;sup>30</sup>정주신「국내의 탈북자 실태와 정부의 과제」『통일전략』제 3 권제 2 호, 한국통일전략학회, 2003, pp. 97-120.

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup>후지이 다케시「4·19/5·16 시기의 반공체제 재편과 그 논리:반공법의 등장과 그 담지자들」『역사 문제연구』25, 역사문제연구소, 2011, pp. 9-34.

検証する先行研究は見当たらない。

韓国政府が脱北者政策をその正当性・正統性の主張に政治的に利用できたのは、「民族」、「同胞」という主張を導入したためである。韓国の「民族主義」や「ナショナリズム」に関する先行研究は実に大量に存在する。例えば、崔章集の「한국민족주의의 특성(韓国民族主義の特性)」32は、既存の韓国社会における狭小且つ排他的な「民族」の「民族・ナショナリズム」の弊害を抑えることができ、多様な人的構成の受容と他民族と接触していくため、「シビック・ナショナリズム」を対案として積極的に受容すべきだと主張されている。これに対して、羅鍾奭の「민주주의, 민족주의 그리고 한반도에서의 국민국가의 미래(民主主義、民族主義そして韓半島での国民国家の未来)」33では、単に「シビック」を導入するだけでは穏健な民主主義が成し遂げることができるわけではない。朝鮮半島が全民族による統一国家として不完全である以上、統一などの問題を周辺化して韓国社会内部だけの変化を考えることは、問題の本質を棚上げすることに過ぎないとしている。しかし、韓国国内の民族主義に関して、現在のところ「脱北者」の問題と結び付けて行う研究は見当たらない。

韓国が南北朝鮮間の統一より、むしろ現状・政権の維持を目論んで「民族」の利用を図ったといった趣旨の論文も見受けられる。「유신체제기 박정희의 남북관계구상과 실제(維新体制期朴正煕の南北関係構想と実際)」<sup>34</sup>などがその例であるが、南北の政権は分断状態の現状を維持することを念頭に、当時の南北対話も南北の政権に利用されたのではないかという趣旨である。韓国政府が「民族」のためではなく、「民族」の言説を利用して政権の存続を図ったという論点に尽きるが、以前から韓国政府は「統一」よりは「現状」の安住に傾いていた可能性が高かったということである。

韓国社会の脱北者に対する関心の薄さと差別意識、そして政治的に利用しようとする韓 国政府との乖離は、韓国社会における「民族」意識の希薄化にも関係する。その「民族」意 識の希薄化の傾向については、ここ数年間の世論調査を見ると明らかになる。2014 年に実

<sup>&</sup>lt;sup>32</sup>최장집「한국민족주의의 특성」『민족주의, 평화, 중용』,까치,2007, p. 23.

<sup>33</sup>나종석「민주주의 민족주의 그리고 한반도에서의 국민국가의 미래」『사회와 철학』제 22 집, 2011.

<sup>&</sup>lt;sup>34</sup>김지형「유신체제기 박정희의 남북관계구상과 실제」『역사와 현실』제 88 호, 2013, pp. 69-100.

施された統一に関する世論調査では<sup>35</sup>、韓国社会で北朝鮮を含む「民族」・「同胞」意識が成人より 10 代の方が薄いことからますます「民族」意識が薄れつつあることが窺える。韓国社会での「民族」の希薄化の原因をグローバル化により多様化した人口構成から見出す者もいるが、それによるとグローバル化によって従来の「血縁・文化共同体」を保持するために用いられた「韓国民族主義(韓国ナショナリズム)」が変化を見せており、既存の韓国社会でみられてきた民族主義は狭小で排斥的な宗族的(ethnic)民族主義だとも言われている。そして、他民族との接触を対立と無限競争だけで把握する観点から脱するためには、「市民権的(civic)民族主義」を受容しなければならないとの主張も登場し始めている<sup>36</sup>。このようなエスニックやシビック・ナショナリズムに関しては以前から存在してきたものであり、特にこの二つの要素は並存してきたという研究もある<sup>37</sup>。つまり、時代によってナショナリズムを構成する要素が変わるものではなく、常に一緒に存在してきたという指摘である。しかし、上記の韓国民族主義についての先行研究の大半は、民族主義と社会に着目し、政権の政策、そして政治手法との関係について特に重視してこなかったといえるだろう。

したがって、各時代の「脱北者」における名称に併せて、韓国政治の支配正統性の材料として南北間の移動者が如何に政治的に用いられてきたのか、言い換えると彼らに纏わる「レトリック」について考察することが重要なのではないかと考えるようになったのである。そして本研究では、日本植民地体制の崩壊から朝鮮戦争に至るまでを時代背景としてみることにする。

-

<sup>&</sup>lt;sup>35</sup> 「초중고학생 53.5%만 "통일필요"응답…200 개교조사」『연합뉴스』、(2014.08.27).

<sup>&</sup>lt;sup>36</sup>박종일「다문화사회론과 남북통일논의에서 본 통합과 배제의 민족주의 정치담론」『2006 전국사회학대회』, 한국사회학회, 2006, pp. 361-362.

<sup>&</sup>lt;sup>37</sup>Kawamura Michiya「Fluctuation between Civic and Ethnic Nationalism」『国際公共政策研究』16、 大阪大学大学院国際公共政策研究科、2012、p. 12。

# 第一章 「帰順者」の発見―「解放」時代における「帰順」を巡って―はじめに

先述のように、昨今の韓国では脱北者<sup>38</sup>の問題が「難民」問題として認識される状況が窺える。つまり、韓国社会は脱北者を受容すべき「同胞」として扱いながらも、社会・財政的「負担」としても捉えていることである。この背景は現在の脱北者受容政策である「北韓離脱住民の保護及定着支援に関する法律(以下、北韓離脱住民政策と略す)」が実施される以前の年間 1~2 桁(1998 年までの約 30 年間、合計 947 人)の入国者だったものが年間 4 桁(2000 年以降は毎年、1,000 人~3,000 人)にまで膨れ上がっていることにある。絶対的な入国者数の急増は結果的に「負担」だという認識に拍車を掛けることになった。そして受容制度の整備は、結果的に脱北者の韓国入りを刺激し、次第に韓国政府やマスコミ等でも脱北者の情報を取り上げる機会が増加するようになったと言えよう。

しかし、注目すべきは、このような脱北者の問題を取り上げる際、韓国政府やマスコミ等において「刊金(帰順)」という単語が当然のように使われていることである。以前から、北緯 38 度線を基準にした(朝鮮戦争の停戦後は「軍事分界線」)朝鮮半島「以北」から「以南」へ来る行為を指す言葉として「帰順」が多く使われてきたため、今日この用語は脱北者に対しても使われ「脱北」と一緒に取り上げられている。場合によっては同等な概念としてさえ認識されている状況である。言うまでもなく、「脱北者」は「帰順者」や「州日민(発音:セトミン)」等のように混用されるケースも多い<sup>39</sup>。

では、このような「脱北」と「帰順」が一体化されたことは何を意味するのか。その思想的構造が出来たのはいつ頃なのか。そしてそれが促された理由は何処にあるのだろうか。本文では朝鮮半島の激しい社会変動を背景に、「帰順」の使い方を巡る変容のプロセスに沿いながら以上の問題を検討し、「帰順」という発想を通じて「脱北者」を巡る韓国の社会意識の本質及びその変容を分析する。

<sup>381990</sup> 年代後半から多く見られるようになった北韓(北朝鮮)を離脱した者(住民)であり、韓国入国の如何に関わらず北朝鮮離脱者の総称とする「韓国語」である。法律的名称として「北韓離脱住民」とされており、韓国へ入国するまで他の「国籍」を取得していないことが条件だとされる。韓国で他国からの難民を扱う機関は主に「法務部」であるが、同じく国際的に難民だと看做される筈の脱北者は「韓国統一部」や「国家情報院」などが主たる担当機関だという違いがある。

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup>김수연·최윤형「"대한민국은 우릴 받아줬지만, 한국인들은 탈북자를 받아준 적이 없어요":댓글에 나타난 남한사람들의 탈북자에 대한 인식과 공공 PR의 과제」『한국광고홍보학보』제15-3호, 한국광 고홍보학보, 2013, p. 190.

#### 第一節 「正当、正統である権力側への降伏」という「帰順」

#### 1. 帰順とは何か

帰順という言葉は朝鮮語において長い歴史を持つ古い言葉である。しかし、ここで注目すべきは、20世紀の激しい社会変動を経験した朝鮮半島の政治的世界でも「帰順」という言葉が広く使われ、しかも時代によって翻弄されてきたことにある。韓国の国立国語院の定義によると、「刊仓(帰順)」とは「敵であった人が反抗心を捨て自ら返って服従或いは順従する」<sup>40</sup>ことを指す言葉である。しかし、単純に「帰順」はこのような意味だけだろうか。これについてはまず帝国主義日本によって支配された時代の例を見てみよう。

#### 「機密統発 一五三三号

韓國ノ暴徒ハ討伐ノ励行ト歸順ノ勧誘トニョリ日ヲ追テ鎮靜ニ趣キタリト雖モ各方面ョリ壓迫ヲ受ケタル殘徒は客年末ョリ全羅南北兩道ニ集合シ頻ニ…愈々之カ掃蕩ノ為大討伐ノ實行ヲ計畫シ陸上ニ在リテハ集合し頻に兇暴ヲ逞フスルヲ以テ爾來討伐隊ハ屢々强烈ナル攻撃ヲ加フルモ集散常ナク容易ニ全滅スルニ至ラス以テ今日ニ及ヒタルハ甚タ遺憾トスル所ニ有之之カ鎮壓ニ關シテハ本年六月本官カ大命ヲ拜シタルノ際伏奏シタル次第モ有之候処愈々之か掃蕩の為大討伐ノ實行ヲ計畫シ陸上ニに在リテハ駐箚軍、憲兵隊及警察官海上ニ在リテハ第十一艇隊及韓國政府ノ警備船石油發動機汽艇等陸海互ニ協力策應シテ左記順序ノ通來ル九月一日ョリ着々實施スルコトニ致候条御諒知ノ上上奏方御取計相成度此段申進候也 明治四十二年八月二十四日 統監子爵曾禰荒助」41

このような帝国主義時代における日本で使われた「帰順」であるが、実は日本の植民地として占領されていた朝鮮半島における朝鮮語の新聞でも登場していることがわかる。

「…帰順した朝鮮人の氏名と行動を秘密裏に調査する目的の様であり、百草溝と局子街の間に日本軍隊が仮設した軍用電線が幾度切られ通信ができない。これら全て彼らの仕業であることが判明され目下、中国官憲と協力しその踪迹を厳重に捜探する所だが、未だ逮捕されていないとされる(間島電報)」42

<sup>40</sup>국립국어연구원編『표준국어대사전』두산동아, 2000.

<sup>&</sup>lt;sup>41</sup>「韓国暴徒討伐ニ関スル件」、JACAR Ref. A04010206500「公文雑纂・明治四十二年・第十九巻・統監府一・統監府一(会計検査院)」国立公文書館。

<sup>42「</sup>軍用電線을 斷絶」『東亞日報』、(1921.04.10).

ここから「帰順」とは日本語だけではなく、朝鮮語でもあり、そして冷戦が台頭する以前 からも存在していたことがわかる。上記以外にも、馬賊に対して使われ、中国大陸における 軍閥や軍の降伏などに対しても使われた例も多く見られるが、以下はその例の一部である。

#### 「馬賊また帰順、奉天軍に

対岸一帯に跳梁中である馬賊団仁義軍が、中国における今番の動乱を機会に、奉天軍への帰順の交渉中であることは既に報道した通りである。更に、安円県下に根拠を有する頭目の大仲子は一団七百名を率いて奉天軍に帰順し、連長の職に採用され、近々陸軍総長に昇任するとされる(官辺着電)」<sup>43</sup>

特に注目すべきは、これらの例では例外なく「官憲」と「暴徒」との相対関係を示していたことである。ここからわかるように、「帰順」という言葉は、単純な「降伏」だけではなく、必ず「正統、正当である権力側に降伏」というニュアンスも事実上含まれていた。

では、今日の韓国社会における「帰順」は、如何なる意味で用いられているのか。先程の「国語辞典」による定義以外に、韓国の外国語辞書を引き出す必要があるが、それは、韓国における「帰順」の定義が、対外的にはいかに発信されているかがわかるからである。例えば、『Dong-a`s Prime Korean-English Dictionary』44や『Si-sa Elite Korean-English Dictionary』45をみると、「刊金み(帰順者)」は「a 《North Korean》defectors (to the South)」と表示されていることが窺える。そのほかにも『Minjung`s Korean-English Dictionary』46では、「帰順」を「北韓の帰順家族」という例文を用いて「a North Korean defector family」と記されているが、恰も「帰順」は「北韓(北朝鮮)」からの移動の意味で定着している印象を受ける。「正統、正当である権力側に降伏」というニュアンスの上に、

對岸一帶에跳梁中인 馬賊団仁義軍이 中国 今番動乱을 機会로 奉天軍에 帰順交渉中인 것은 이미 報道한 바어니와, 更히 安圓縣下에 根據를 有하는 頭目 大仲子는 一團七百名을 率하고 奉天軍에 歸順하야, 連長의 職에 採用되여 近近 陸軍總長에 昇任하리라더라(官邊着電)

<sup>…</sup>귀순한 조선인의 씨명과 행동을 비밀히 조사할 목뎍인 듯하며 백초구 (百草溝) 와 국자가(局子街) 사이의 일본 군대가 가설한 군용 뎐선이 여러 번 끈허저서 통신할 수가 없는 도모다 그들이 소위임이 판명되야 목하 중국 관헌과 협력하여 그 종적을 엄중히 수탐하는 중인대 아즉도 톄포되지 못하얏다더라(간도뎐보)

<sup>43「</sup>馬賊또 歸順 奉天軍에」『東亞日報』、(1925.11.26).

馬賊또 歸順,奉天軍에

<sup>&</sup>lt;sup>44</sup>성낙양著、두산동아(주)編『Dong-a's Prime Korean-English Dictionary 3<sup>rd</sup> Edition』두산동아, 2009. <sup>45</sup>YBM/시사사전편찬실『Si-sa Elite Korean-English Dictionary』YBM si-sa, 2010.

<sup>&</sup>lt;sup>46</sup>民衆書林編集局編『Minjung's Essence Korean-English Dictionary 4th Edition』民衆書林,2010。

更に「以北」から「以南」へといった物理的な移動の意味も付け加えられているのである。 言うまでもなく、現在のこのような韓国における「帰順」の使い方には「脱北者」に対する 認識が付き纏っている。

しかし、「帰順」に関する研究では、1945 年から 1950 年に勃発した朝鮮戦争以前まで「以南」へ移住した者は「越南人」や「越南家族」などと呼ばれ、1951 年 1 月の戦争<sup>47</sup>で大挙越南した者は通称、「1・4 後退者」 <sup>48</sup>とされたという。南北間の「移動」或いは「以北」から「以南」への移動、またはその行為主体である移動者は、「正統(正当)・正義」対「不正義」といった差別的な用語では決して表現されていなかったのである。

「越南人」は「越南民」とも言われるが、韓国学中央研究院(以後、韓中研と略す)による「越南民」の定義によれば、それは「韓(朝鮮)半島分断と戦争の状況によって韓(朝鮮)半島民族共同体の北韓(北朝鮮)地域から他の体制を持つ韓国へ移住した後、現在韓国市民としての地位を獲得した者」49となっている。この用語からわかるように、たとえ「以北」から「以南」への移動であっても、南北間の「移動」は、本来なら時代と関係なしに単純に「移動」という、差別的なニュアンスのない視点から表現できるものであった。

では、何故、「正統、正当である権力側に降伏」というニュアンスを持つ「帰順」が南北間の移動にも用いられるようになったのだろうか。これについては、まず「帰順」と権力側との関係について見る必要があると考えられる。

#### 2. 「帰順」と「帰順者」

では、昨今の韓国における「帰順」は以前の帰順の意味合いと全く異なっているのだろうか。先述の辞書における説明からもわかるが、今日においても「降伏・投降」の意味が最初にみられるため、その意味合いは本質的にあまり変わっていないと考えられる。それにも関わらず、この用語が使われている現状をみると、この「本質」は恰も隠されているかのようである。だとすると、「以北」から「以南」への移動に対してのみ適用されている「帰順」は如何なる要因が作用した結果なのだろうか。この「帰順」を見るにあたって、正式な「帰順者」政策の発足による待遇が韓国における「帰順」の普及に繋がったと考えられる。そし

<sup>471950</sup>年10月に国連軍・韓国軍が朝鮮半島のほぼ全域を掌握しかけたが、同年12月から1月にかけて中国人民解放軍が介入し、国連軍・韓国軍が再び南へ後退するようになったときのことを指す。所謂、「1.4後退」である。

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup> 윤여상「남한의 귀순동포에 대한 정책 연구」『영남정치학회보』5, 영남정치학회, 1995, p.316. <sup>49</sup>韓國學中央研究院の「韓國民族文化大百科事典」から。(http://encykorea.aks.ac.kr)(2016.01.07 最終アクセス済)

て、これが「以北」から「以南」への移動の「記号化」された決定的要素になったと思える ため、正式に待遇するようになった「帰順者」政策をまず見るべきであろう。

先述のように韓国において「帰順」した者を正式的に待遇し始めたのは、「国家有功者及越南帰順者特別援護法」(以後、「越南帰順者」政策と略す)が発足した1962年であるが、この時期は事実上「5·16 クーデター」によって国家再建最高会議長になった朴正煕の時代である。当政策の発足理由に関して昨今の韓国では、冷戦時代や軍事独裁時代において北朝鮮情報の入手を目論んでいたため始めた50との意見が見られている。また、当時の経済や産業施設などの状況をみると、「以南」より「以北」がやや優っていたため、発足の理由を南北の体制競争に重点を置いてみていたことから、このような主張が見えたのだろう。更に、朝鮮戦争が停戦した後の李承晩政権下では、正式な政策による待遇ではなかったものの、「帰順者」に対する待遇が少しながらみられた51ことから、朝鮮戦争以降が「帰順」台頭の始発点だとみられているのであろう。そして、今日における「帰順」が使われ始めた時期に関して詳しく分析すると、以下の「帰順」に関する説明でも述べているが、朝鮮戦争や「帰順者」政策の開始によって本格的に使われたと見られている。例えば、先程、現在の韓中研では「越南民」が如何に説明されているかを述べたが、この「越南民」の概説欄をみると「帰順」が如何に使われているかがわかる。

「越南民を大別して広義でみると<u>分断以後の越南民から最近の北韓離脱住民</u>まで全て包含できる。解放直後から朝鮮戦争時期までの越南民を狭義の越南民と言える。」<sup>52</sup>

この概説欄によると、朝鮮半島の分断直後に発生した「以北」から「以南」への移動者は 政治的性格の如何に関わらず「越南民」とされていることがわかる。また、「北韓離脱住民」 や「越南帰順者」等のような政策的に待遇された部類を除いた「狭義の越南民」の場合、政 治的意味合いから切り離されていることも読み取れる。上述の「越南民」の説明によると、 「越南」してきた者は概ね政治的背景を基準に区分されたとみられるが、このような政治的 性格の違いに関係なく南北朝鮮の移動者は朝鮮戦争以前から存在していたことがわかる。

<sup>50「</sup>귀순용사 영웅대우에서 복지대상으로 추락」『한국일보』、(2013.03.16).

<sup>51「</sup>保社部도 積極援護 18 名의 歸順兵」『京郷新聞』、(1955.09.16).

<sup>52</sup>韓國學中央研究院、同上。

월남민을 대별하여 광의로 보면 분단 이후의 월남민으로부터 최근의 북한이탈주민까지 모두 포함시킬 수 있다. 해방 직후부터 6.25 전쟁 시기까지의 월남민을 협의의 월남민이라 할 수 있다.

だが、問題は次の「淵源及び変遷」という欄に登場する「帰順者」にある。

「…1953 年 7 月 27 日停戦協定締結以後から 1990 年代初までの『帰順者』または『帰順勇士』がいる。1962 年 4 月 16 日『国家有功者及越南帰順者特別援護法』が初めて制定され『越南帰順者』という法的用語が登場した…停戦協定以来、2009 年 12 月末現在北韓離脱住民としての数は 17,984 名である。」53

この説明で「帰順者」は法的概念として取り上げられているが、この説明をみる限り「帰順者」は朝鮮戦争がきっかけで登場した概念であり、それ以前まではあくまで「狭義の越南民」しかおらず、「帰順者」は存在しなかったと主張しているような印象を受ける。言い換えると、昨今の「帰順」に対する韓国の認識は朝鮮戦争以降の「政治的事件」を中心に成立しているのである。また、この「帰順者」の定義は、「帰順」が「南北移動」と「法律(政策)」の観点に立脚して認識されていることを表している。結局、「越南」が政治的に扱われていることを反証しているのである。

そして、この説明に登場した「帰順者」は敵対が顕在化されてから登場した現象即ち、朝鮮戦争の遺産物であるかのようなニュアンスを醸し出している。もちろん、正式な待遇が始まった点に限定して解釈すると、「帰順者」が「公式的」に扱われたのは「1962 年以降でしかない」ため、「帰順者」を法律的概念に限定して解釈したこの説明は正論にならざるを得ない。また、朝鮮戦争の停戦以降の李承晩時代において「帰順者」に対する待遇が少しながらあったことから、朝鮮戦争以降見られたという叙述も正しくないとは言えないのだろう。このような説明からもわかるように、現在の韓国で認識されている「帰順」は法律的に定義・待遇された「帰順者」であり、且つ「南北」移動という点に集中しているのである。それに併せて、南北の政争によってできた遺産物が「帰順」であると見られているのである。そのため、限定された意味での「帰順」が説かれているのである。特に、最後の「停戦協定以来、2009 年 12 月末現在北韓離脱住民としての数は 17,984 名である」という部分をみると、以前の冷戦時代から今日まで「以北」から来た者を総じて、同じ「北韓離脱住民」であるとい

<sup>53</sup>韓國學中央研究院、同上。

<sup>…1953</sup> 년 7 월 27 일 정전협정 체결 이후부터 1990 년대 초반까지의 귀순자 (歸順者), 또는 귀순용사(歸順勇士) 가 있다. 1962 년 4 월 16 일『국가유공자 및 월남귀순자 특별원호법』이 처음으로 제정되어 '월남귀순자'라는 법적 용어가 등장하였다…정전협정 이래로 2009 년 12 월말 현재 북한이탈주민으로서의 수는 17,984 명이다.

うような言い方をしているが、これは明らかに政治的意味が異なる「帰順」と「脱北」を同 一視していることに他ならない。

このように認識されている「帰順」という言葉を上述の説明では、公式・政策的に待遇され始めたことが「帰順者」や「帰順」の誕生と同じ意味をなしている言い方をしている。しかし、果たして、それは本当であるのか。更に、この「帰順」は朝鮮戦争以降に見られたものであって、朝鮮戦争以前の時代に「帰順」した者は果たしていなかったのだろうか。

#### 第二節 「三八線」の設定後「帰順」が登場する背景

#### 1. 分断直後から存在した「帰順」

そもそも、朝鮮戦争から登場したとされる「帰順」は、本来ならば敵対感の強弱に関わらず「我・相手」の関係が成立してからこそ使える用語である筈だ。先程の辞書によると、敵であった者が我に「帰ってきた、或いは投降してきた」者が帰順した者であり、これが帰順者になる。これに先述の「越南民」に登場してきた「帰順者」の説明と併せてみると結局、「帰順者」は「我一相手(或いは、敵)」の関係が成立する上で存在できる。言い換えると、「以南」における相手である「以北」が存在していたため、「帰順」が成り立ったということであり、その逆に敵か否かに関わらず「相手」が存在しない限り成立できないのも「帰順」なのである。単なる敵対の激化がきっかけであるかのような言い方が上述の説明においてなされていたが、この単語の性質からすると「敵対」の激化は決して「帰順」が発生した根本的な原因ではない。よって、「以南」における相手の「以北」が誕生したときから「帰順」は存在したと考えるのが自然であり、所謂「삼型선(三八線)」と呼ばれる北緯38度線の設定で朝鮮半島が分断された当時から使われた可能性があると考えられる。

では、実際に朝鮮戦争以前の時代において「帰順」は使われていたのだろうか。以下に取り上げる記事をみよう。

「…朴明濟庁長を訪れたら "治安は警察本来の使命であり、これを完遂することは言うまでもないが、もう一歩進み、警民融和運動が必要であると感じ、10月30日から11月5日まで一週間にかけて農村援助強調週間を実施し、多くの収穫を得ました"と冒頭に出し、最近では左翼陣営から帰順する数が増えているとされる。」54

<sup>54「</sup>南朝鮮五道의 重要都市歷訪④」『京郷新聞』、(1947.11.23).

<sup>…</sup>박명제(朴明濟) 청장을 찾었드니 "치안은 경찰 본래의 사명이니 이를 완수할 것은 두말할 것도

1947年の時点で「帰順」が使われていたことから、先述の「越南民」の説明にみられたよ うな朝鮮戦争以降から使われたものではないのである。この記事をみると、「左翼陣営」に 対して「帰順」が使われているが、「左右イデオロギー」が中心に置かれていた。また、以 下に「南朝鮮」の済州島で発生した「4・3事件」に関する記事をもう一つの事例として挙 げるが、ここでも類似した傾向が見られる。

「純粋な暴徒と認められる数は二、三百人に過ぎない。ここに部落民〔ママ〕と学生たち が加担しているが、彼らの戦術は中国八路軍のそれと同じであり、最近になっては『ゲリラ』 戦術に変わった。 これらの中で帰順した者も四, 五十名いるが、調査後釈放した。 彼らは 「単 政反対」、「国連出て行け」、「両軍(米・ソ)撤退」等を掛け声として立てているが、実際の行 動は純然と殺人暴動として現れており、実に惨酷極まりないのである。」55

この記事でもみられるように、「左」から「右」への移動として「帰順」が使われている ことがわかる。 更に、 済州島で発生した当事件は 「内部(以南)」 の問題であるにも関わらず 「帰順」が使われていることから、この語は今日韓国において認識されている「以北」から 「以南」への移動として使われていなかったこともわかる。つまり当初の「帰順」では、南 北の「地理的移動」に政治的意味はなかったのである。これと併せて、当記事の「『帰順』 した者も四・五十名いるが、調査後釈放した」という部分にも注目したい。この文言におけ る「帰順」から、犯罪者を扱っているような言い回しがみられ、また、恰も自首してきたよ うな雰囲気を醸し出していることも窺える。実際、この「帰順」を含む「宣撫工作」の主た る機関が南朝鮮国防警備隊(略して警備隊、今日の韓国軍の前身)以外に「警察」であった56 ことを考えると、南朝鮮における「帰順」のもう一つの特徴とは、社会治安の意味に重きを 置いていた点だといえる。この点だけみると、今日認識されているような政治的意味合いと

없지만 한거름 더 나아가 경민융화(警民融和)운동이 필요함을 느끼어 十월三十일부터 十一월五일까지 한 주일에 걸처 농촌원조강조간(農村援助强調間)을 실시하여 많은 수확을 얻었읍니다"라고 허두를 내놓고 최근에는 좌익진영에서 귀순하는 수가 늘어가고 있다고 한다.

<sup>55「</sup>歸順者도 多數 濟州城内는 平穩하였다」『京郷新聞』、(1948.05.06). 순전히 폭도로 인정할 만한 수는 二, 三백명에 불과하다. 여기에 부락민과 학생들이 가담하고 있는데 그들의 전술은 중국 팔로군의 그것과 같으며 최근에 와서는『게리라』 전술로 변하였다. 이들 중 귀순한 자도 사, 오십명 있는데 조사한 후 석방했다. 그들은 「단정반대」「유엔나가라」「양군철퇴」 등을 구흐로 내세우고 있으나 실제 행동은 순전히 살인폭동으로 나오고 있는데 참으르 참혹하기 짝이 없다.

<sup>56「</sup>捕虜와 歸順者만 二千餘 警察과의 間에 軋轢 없다」『京郷新聞』、(1948.06.03).

は異なり、「左」の制圧を通じて「社会治安」を実現する際に「帰順」を使ったと考えられる。だが、本当に「社会治安」だけに焦点を置いていたのであるなら、何故に他の犯罪等には「帰順」が使われなかったのだろうか。米軍政を含め、後に「大韓民国政府」の成立を担うことになる李承晩等は「社会安定」の名分で「帰順」を用いるようにはなったものの、根本的に彼らには「左」の制圧が必要であるとの考えも同時に持っていた57ことを念頭に置く必要があるだろう。つまり「帰順」は「社会治安」の一環として使われてはいたものの、結局のところ「左」の掃討に焦点があてられた「左右イデオロギー」論争の現れに他ならない。究極的に「国内」を撹乱させる存在である「左」は抹消すべき存在だと認識していたため、韓国政府成立を担う勢力は「社会治安」のための「左」の掃蕩を積極的に試み、「左」に対する「帰順」を用いたのであろう。ここから、当初の「帰順」は今日の意味合いと異なっており、登場時期も分断直後から使われていたことがわかる。

#### 2.「警察」と「帰順」の関連性

ここでやはり、当時の南朝鮮における「警察」の本質を考える必要があるだろう。何故なら、朝鮮半島の「解放」直後から「以南」に「政府」が成立する1948年まで、米軍政下の「警察」の主要ポストはその多くが日本植民地時代の「警察」によって占められていたからである5%。植民地時代における日本は、軍警を用いて「朝鮮独立運動家」や「共産主義者」等に対する弾圧である「帰順工作」59を行っていた。この弾圧に加わっていた朝鮮人「警察」は当然ながら、共産主義に対して好感を持たず、そして「解放」時代においても「警察」として居座り続けたため、過去を「正当化」する必要もあった。そこで彼らは再び「帰順」を持ち出した可能性が高い。何故なら、植民地時代の軍警が「暴徒の降参」を促す用語として「帰順」以外にも「投降」や「降伏」を共に使っていたのだが60、「独立運動家」や「共産主義者」に対する「帰順」が敢えて用いられていたからである。では、実際の「以南」における「親日」警察の状況は、如何なるものだったのだろうか。

-

<sup>57</sup>坪江汕二『南鮮の解放十年:李承晩独裁政権の実態』日刊労働通信社、1957、p. 133。

<sup>&</sup>lt;sup>58</sup>Bruce Cumings, *The Origins of the Korean War:Liberation and the emergence of separate regimes* 1945-47, Princeton University Press, 1981, p. 166.

ここに掲載されている「XXIV Corps Historical File」によると、当時警士級以上で「親日」経歴を持つ警察の割合は総監 100% (1 人/1 人)、管区長 63%(5 人/8 人)、道警局長 80%(8 人/10 人)、総警 83%(25 人/30人)、警監 75%(104 人/139 人)、警士 83%(806 人/969 人)のようになっていたとされる。

<sup>&</sup>lt;sup>59</sup>김민희「반민특위가 밝힌 일제의 김일성 귀순공작」『월간말』통권 제 145 호, 1998, pp.94-95.

<sup>&</sup>lt;sup>60</sup>「暴徒降伏의 件 報告」『한국독립운동사 자료 15 15 권 의병편Ⅷ』, 국사편찬위원회, 한국사데이터베이스(http://db. history. go. kr/id/kd\_015\_0010\_0140\_0890). (2016. 01. 07 最終アクセス済み)

例えば、先程の記事で「帰順」を使った者の例として朴明濟警察庁長を挙げたが、彼は植民地時代に全羅南道順天警察署で巡査部長<sup>61</sup>や咸鏡北道の警察高級幹部<sup>62</sup>などを努めていた所謂、「親日」の経歴を持つ者である。その彼が「解放」後の1945年11月に第8管区警察庁長に就く<sup>63</sup>など、再び警察に「帰り咲い」た。そして、彼は、1946年11月に再び第8管区警察庁長から第1管区警察庁長に就くことになるが、その際、彼による「非行」があったとされる。この「非行」は市民に広まり、同年12月にこの「非行」によって仁川警察署長から水原署長に異動させられた尹武善(尹武璿とも記されている<sup>64</sup>)と仁川愛志団などの団体が陳情書を提出することで、この「非行」に対する反発が示されていた<sup>65</sup>。同時に、この陳情書は警務部に対しても提出され、第1管区警察庁を管轄していた第一警務総監部でこの「非行」に関する査問会が開かれるまでに至った<sup>66</sup>。しかし結局、この問題は大した事案としては扱われず、朴明濟の嫌疑に関しては却下されることになった。この「非行」の被害者であり、「左遷」までされた尹武善署長がさらに、署長から警衛に降等される処分を受けるなど<sup>67</sup>、「警察」上層部において「親日」は蔓延していた。

このような処分がなされた理由は、当時の警察の主要ポストが「親日警察」によって担われたことと関連性がある。まず、この「非行」の陳情書を受理した警務部の次長であった崔慶進はこの「転勤」に対して「転勤命令を受けたのであるならこれに服従すべきである。万一、不服であるなら懲戒処分を受けることになるだろう。そして朴庁長の非行に対しては警務部で調査する」<sup>68</sup>としていたが、まずこの崔慶進自身「親日警察」出身であった。その上、この査問会を開いた責任者は、米軍政関係者以外に「親日警察」出身である盧徳述<sup>69</sup>官房長であった。米軍政下の警察幹部の殆どが「親日警察」出身であり、彼らが上記のような行いをみせたのはある意味当然であろう。もちろん、「以北」の「共産主義」から逃れた「極右」団体の「西北青年会」を暗に支援するなど<sup>70</sup>、「親日」の特徴である「反共」を見せていた尹

\_

<sup>61「</sup>全南警察部辞令」『毎日申報』、(1937.08.09).

<sup>62「</sup>秘話한 世代(88)軍政警察[19]斗 道警察部長」『京郷新聞』、(1977.03.14).

<sup>63</sup>全羅南道警察庁ホームページの歴代庁長の蘭から。

<sup>(</sup>http://www.jnpolice.go.kr) (2016.01.07 最終アクセス済み)

<sup>64「</sup>祖国再建의 香・經濟破滅의 魔」『東亞日報』、(1947.01.15).

<sup>65「</sup>인천의 50 여 단체, 제 1 관구 경찰청장 朴明濟의 비행 진정」『서울신문』、(1946.12.28).

<sup>66「</sup>朴廳長査問會」、『京郷新聞』(1946.12.29).

<sup>&</sup>lt;sup>67</sup>「仁川署長降等判決로 段落」、『京郷新聞』 (1947.01.12).

<sup>68「</sup>命令에 不服하면 懲戒處分하겠다」、『京郷新聞』(1946.12.29).

<sup>&</sup>lt;sup>69</sup>盧徳述は、植民地時代、慶尚南道巡査を始め、警部補、警部、警視にまで上り詰めた者で、朝鮮独立運動 家に対する拷問専門家として名を知られていた。「解放」以降は首都警察庁捜査課長などを歴任するものの、 「反民族行為特別調査委員会」によって逮捕される。しかし、李承晩政権下で直に釈放された。

<sup>70「</sup>青年運動半世紀(12)西北青年會[12] 濟州는 準解放區 趙炳玉 SOS」『京郷新聞』、(1987.01.28).

武善であったことからすると、このような結果になったのは些か理解し難いところである。 ただ、当問題に趙炳玉警務部長や張澤相警務總監などの警察幹部が対応し、比較的職級の低い尹氏を降等させるという一種の「とかげの尻尾切り」をしたのであろう<sup>71</sup>。

では、反対に「親日」ではない「警察」の場合はどうだったのだろうか。その一例として、「独立運動家」出身とされ「警察」に抜擢された崔能鎭<sup>72</sup>を挙げることができる。彼は米軍政の下で「警察」として登用されることになったが、他の「親日警察」が居座り続けていることに反発を示していた。結局、崔能鎭は警察に抜擢されてから間もない 1946 年 12 月に罷免された<sup>73</sup>。そして、以降の崔能鎭は「5·10選挙」への立候補をするなど、政治的舞台を通じて、李承晩の政治的方向に異議を唱えることになる。しかし、崔能鎭のこのような行動は、「反共」と「親日」が併存する「以南」において命取りとなり、李承晩政権が発足してから間もない 1948 年 10 月に「革命義勇軍事件」で「内乱陰謀罪」の名目で服役<sup>74</sup>した。まもなく朝鮮戦争が勃発することで自然に刑務所を離れることにはなったが、翌年に「親日軍人」出身の金昌龍<sup>75</sup>によって再び拘束され、崔能鎭は軍事裁判で「利敵行為」の罪名で死刑に処された。戦時中「即刻停戦及び南北統一」を「人民軍」に提案したことが「利敵行為」に値するためだとされる<sup>76</sup>。つまり、「反共」を掲げる「以南」においては、実際のやりとりよりは「敵」との接触それ自体を問題視していたのである。

このように、「親日」経歴の者はお互いを庇うかのようであり、「独立運動家」出身などには排他的な動きがみられていた状況だった。「親日」警察がここまで蔓延していたことは、植民地時代に使われた「帰順」が登場する下地も十分整っていたと考えられる。ただ、ここで注目すべきは、常に「反共」には「親日」が寄り添っていたことであるが、一体、「反共」と「親日」の延命との間には如何なる関係があったのだろうか。

#### 3. 「親日」と「米軍政」の利害関係

「親日」と「米軍政」との利害関係については、当時の米軍政の存在との関係をみる必要

<sup>71「</sup>仁川署長降等判決로 段落」、『京郷新聞』(1947.01.12).

<sup>&</sup>lt;sup>72</sup>「한국전쟁 중 이적죄로 사형... 최능진 선생 65 년 만에 무죄 확정」『京郷新聞』、(2016.06.28). 2016 年 6 月に最終無罪判決が下り、当時の死刑判決は政治的報復や政治的利用によることがわかった判決 である。

<sup>73「</sup>警務部操作局長崔能鎭氏遂罷免」、『東亞日報』 (1946.12.05).

<sup>74「</sup>政府破壞嫌疑」、『京郷新聞』(1948.10.05).

 $<sup>^{75}</sup>$ 金昌龍は、1941 年に関東軍憲兵になり、1943 年 9 月には満洲里の憲兵隊と憲兵隊分遣業務を担当したとされる。

<sup>76「</sup>발굴 한국현대사인물 56 최능진 친일파 숙청 주장한 미군정 경찰간부」『한겨레』、(1991.01.25).

があるだろう。言うまでもなく、植民地時代において反共的であった「親日警察」にとって、 反共的である米軍政に協力者として採用されることはまさに喜ばしいことであった。そし て、「以南」へ進駐してきた米軍政にとってみれば、植民地時代において反共的であった「親 日警察」も頼もしい存在であった。植民地時代の行政的業務経験がある「親日」出身を米軍 政側が積極的に採用することは、周知の事実であった。こうした米軍と「親日派」双方の利 害が一致したことで、「親日警察」は「以南」で生き延びることができたのである。これに よって、植民地時代に「共産主義者」や「独立運動家」に弾圧を加えていたのと同じく、「解 放」してからもこの「左翼」を弾圧する一環として、帝国主義日本によるイデオロギーの文 脈で語られてきた「帰順」を使うようになったのである"。こうして、「帰順」を筆頭にした 「反共」という隠れ蓑を纏うことで、所謂「反民族」的な者が「愛国者」に変身できたので ある。

後程述べることになるが、「左」を制圧する必要があるとの考えを持つ李承晩政権も、「社 会安定」の名分で「帰順」を用いるようになった<sup>78</sup>。当初、警察によって「社会治安」を目 論んで「左翼」への掃蕩に焦点をおいた「帰順」は、李承晩等の上層部にまで広がり、専ら 「左右イデオロギー」に適用される。つまり、米軍政と「以南」の上層部が「左翼」につい て「国内」を撹乱させる存在だと認識したことは、「帰順」を帝国主義日本のイデオロギー という鳥籠から解放した結果を招いたのである。

#### 第三節 「越南」ではない「国内移動」

#### 1. 「政治的移動」ではない「越南」の場合

今日の「帰順」は南北間の「移動」に対してよく使われているものの、以上の例から分か るように、当初ではそのように使われていた形跡は殆ど見られない。では、当時の「以南」 では「越南」を如何に認識していたのだろうか。

まず、所謂政治的意味合いが含まれていない「一般的な越南」の場合であるが、1945 年 10 月から 1947 年 12 月の間に「以北」、満洲、中国大陸、日本等から約 200 万人の「越南」 及び帰還があった79。流入してきたこれら「同胞」を指す代表的な用語として「戦災同胞」・

<sup>77「</sup>國府側은 敵殲滅企圖 中共은 國府經濟混亂期待」『東亞日報』、(1947.05.16).

植民地時代に「共産主義者」に対して使っていたのと同様、中国共産党軍などの国府側への降伏を「帰順」 と称していたことから、「以南」においては、政治的立場によって使い分けていたことが窺える。

<sup>&</sup>lt;sup>78</sup>坪江汕二『南鮮の解放十年:李承晩独裁政権の実態』日刊労働通信社、1957、p. 133。

<sup>&</sup>lt;sup>79</sup>Bruce Cumings, 前掲書, p. 60.

「罹災同胞」<sup>80</sup>という言葉がある。第二次世界大戦が終わってから、海外から朝鮮半島(特に、「以南」)へ「帰還」する「同胞」に使われていたが、災害とりわけ戦争の災難を被った「同胞」として使われていた(このように流入する「同胞」を米軍政では「負担」とさえ認識していた<sup>81</sup>)。つまり、この「一般的な越南」の場合は、本論で述べてきたような「政治的意味」は付与されていなかったのに加え、その必要性もなかったのである。

#### 2. 「政治的背景」が原因の「越南」の場合

その一方で、「政治的背景」による「越南」の場合はどうだったのか。これについては1946年に書かれた「私設情報調査機関設置案」である『K. D. R. K. (Keep. Dr. Ree. Korea)』<sup>82</sup>の後身、『R. I. B. K.』 <sup>83</sup>という文書を例として挙げる。この『K. D. R. K.』や『R. I. B. K.』は李承晩の左翼監視体制を敷くことを趣旨としたものである。当時の「以南」は「左右」の対立等のような政治的乱立がみられる状況であったことから、「左右」イデオロギーに関する李承晩や上層部が持っていた考えをこの文書を通じて窺えることができ、更に「越南」に対しても如何なる認識をしていたのかがわかるだろう。

#### 「(1946. 07. 26付) R. I. B. K. 報告書 NO. 06

統一政府樹立に独裁政策が必要

三八以北黄海道朝鮮民主党で活躍して共産党弾圧に耐えられず、最近上京した呉徳源は 三八以北情勢と左右合作に関して次のように述べた。現在三八以北では金日成は共産主義 者の英雄的存在であり、金日成もまた朝鮮のスターリンを夢見て、独裁的政策を敢行してい る。」<sup>84</sup>

<sup>80「</sup>饑寒의 戰災同胞에 따뜻한 救濟의 손」『東亞日報』、(1945.12.18).

<sup>81「</sup>食料减配原因 越南人의 激增으로」『東亞日報』、(1948.07.16).

<sup>82</sup>当機関の設置案が出された背景は、設置案の必要性の部分によると、表面上では乱立していた党派を監察するためだと述べている。だが、左翼陣営を敵や害虫扱いし、これらを制圧することに目的があることを記載していることから、「左右」の対立が根因である。「K.D.R.K.」は仮称だと記されている。

<sup>&</sup>lt;sup>83</sup>정병준『우남 이승만 연구』역사비평사, 2005, p. 569.

著者は『K.D.R.K.』の後身であり、現地で「정보조사국(情報調査局)」と呼ばれていた事実に従い、「R.I.B.K.」は「Research Information Bureau of Korea」だと推測される、と述べている。

<sup>84</sup>延世大學校現代韓國學研究所『建國期文書/雩南李承晚文書編纂委員會編:2』第 14 巻,中央日報 社,1998, p. 205.

統一政府樹立에 独裁政策이必要

三八以北 黄海道 朝鮮民主党에서 活躍하다 共産党 弾压에 못 이기며 最近 上京한 呉徳源은 三八以北 情勢와 左右合作에 関하여 다음과 갓치 말하였다. 現在 三八以北에서는 金日成은 共産主義者의 英雄的存在이며, 金日成亦是 朝鮮의 스타-린을 꿈꾸고 独裁的政策을 敢行하고 있다.

#### 「(1946.09.14付)R.I.B.K.報告書NO.16

#### NO. 41 人民証無所持者は間諜或いは民族反逆者

以北の悪毒政治に憤慨し、北朝鮮人民委員会某要職を捨てて以南に来た金某の話に依ると、北朝鮮では過般人民証発布令が実施された。所謂民族反逆者と認定した有産階級共産主義者に賛同しない有識階級地主等を除き、約八百万住民にみな人民証を発給した。しかし此法令実施後以北では人民証無所持者は三八以南から潜入したスパイだとして、平壌中央法廷で形式的人民裁判にかけられ銃殺をしており、民族反逆者であることで、無条件で拘束されており、其数は数千名に達する金日成の現行政策は純然にソ連軍の指示に依るものであるが、人民の怨声は日増しに酷くなっており、金日成の存在は人民から完全に遊離されただけでなく、人民の仇になってしまったと言われる。以上。」85

以上の二つの例の共通点は、「以北」から「以南」へ人々が移動して来た背景をとして「政治的原因」に焦点をあてていることである。これを通じて、当初の「以南」において「以北」からの政治的「亡命」の性格を帯びて来た者に如何なる認識がなされていたのかがわかる。しかし注目すべきは、「以北」で政治的迫害を受けて「以南」に来た者について、今日のような「帰順」を使ってはいなかったことである。つまり、「以南」へ来る「原因や背景」に対して政治的意味合いを付与してはいたものの、移動すること自体には政治的な意味合いがあまり与えられていなかったことである。ここから、「解放」直後に政治的な原因による「南北」の移動に「帰順」が使われていなかったと同時に、この「移動」は反共的イデオロギーに重点が置かれていたことがわかる。

では、何故、この時の南北間移動には政治的意味が持たれなかったのか。それは当時の南 北朝鮮における首都に関連するのではなかろうか。周知のように、当時の南北朝鮮の首都は 三八線「以南」のソウルであった<sup>86</sup>。これによると、「以北」と「以南」を二つの「国家」と

<sup>85</sup>延世大學校現代韓國學研究所, 前掲書, p. 406.

NO. 41 人民證無所持者은 間諜或은 民族反逆者 以北의 惡毒政治에 憤慨하여 北朝鮮人民委員會某要職을 버리고 以南으로 온 金某談에 依하면 北朝鮮에서는 過般人民證發布令이 實施되여 所謂民族反逆者로 認定한 有産階級共産主義者에 賛同지안는 有識階級地主等을 除外한 約八百萬住民에 다 人民證을發給하역는데,此法令實施後以北에서는 人民証無所持者는 三八以南에서 潜入한 間諜이라하여,平壤中央法廷에서 形式的人民裁判에 불쳐 銃殺을 하고 民族反逆者라하여 無条件으로 拘束을 하고 잇으며,其数는 数千名에 達한다.金日成의 現行政策은 純然히 蘇聯軍의指示에 依한 것이지만,人民의 怨聲은 날로 甚하여지며,金日成의 存在는 人民으로부터 完全的遊離되었을 뿐 만이 아니라,人民의 怨讐가 되고 말엇다 한다.以上.

<sup>&</sup>lt;sup>86</sup>北朝鮮の初代憲法「人民民主主義憲法」第 103 条では、朝鮮民主主義人民共和国の首部は「서울(ソウル)」

してみる場合、結果的に首都を「共有」するということになってしまう。つまり、朝鮮半島に一つの「国家」しかないということを前提としない限り、考え難いものである。そのため、「上京」という言葉で示されているように、当時南朝鮮の上層部は「以北」から「以南」へ移動して来た者について「地方」から「都」へ来るという「国内」移動の観点を用いてみたと考えられる。実際、「上京」という言葉は全朝鮮が一つの「国家」だという意識が前提とされて使われていたものである。例えば、「以北」の平壌に本部をおいていた「独立同盟」副主席の韓斌の言葉をみるとそれがわかる。

「…しかし、我が同盟は未だ本部が平壌に在り、今回私の上京は一定の指示の下で一定の 事業進行の責任をもって来ただけなので、皆様が期待するような重大な政治的問題に対し ては独自的活動の権限が制約されていることをご了承頂きたい。」<sup>87</sup>

このような「一つの国家」を考えている状況ではあったものの、「帰国」してからの李承 晩には既に「以南」における「単独政府(単政)」の成立が必要であるとの構想が存在していた88。だが、当時の南朝鮮においてそのような主張は時期尚早であり、朝鮮における統一臨 時政府が必要であるとの意見も多かった89。そのため、すぐに「単政」が実現することはなかった。当初の「以南」において、南北を分離することは考えられなかったため、「単政」に関する反発も強かった。分断の状況による「単政」の成立は、ある意味でタブー視されていた言説であるとも言えるだろう。これに併せて、指導者たちは「以北」で政治的迫害を受けて「以南」へ来た者が存在していることを認識してはいたものの、「以南への移動」や「上京」という表現からも窺えるように、単なる地理的移動として見ていたのであり、移動そのものに政治的価値をおいてはいなかったのである。

以上の事例を纏めると、朝鮮戦争や「帰順者」政策の開始以前からも政治的背景による移動に焦点をあてており、政治的対立に「帰順」という用語が用いられる下地が整いつつあっ

28

とされていた。後に「社会主義憲法」第 166 条では首部が平壌に変わるが、当初の「以南」はもちろんのことだが、「以北」における首都も「ソウル」だと認識したのである。

<sup>87「</sup>統一이 當面의 努力」『東亞日報』、(1946.01.30).

<sup>…</sup>그런데 우리 同盟은 아즉도 本部가 平壤에 있으며 今番 余의 上京은 一定한 指示下에 一定한 事業進行인 責任을 가지고 온 것 뿐이기 때문에 여러분의 期待하는 바와 가튼 重大한 政治的 問題에 對하야 獨自的活動의 權限이 制約 되여있다는 것을 諒解하기 바랜다.

<sup>&</sup>lt;sup>88</sup> 李承晚「KOREAN REPRESENTATIVE DEMOCRATIC COUNCIL OF SOUTH KOREA 」 『이승만 관계 서한자료집 1(1944-1948) (대한민국사자료집) 』국사편찬위원회、한국사데이터베이스.

<sup>(</sup>http://db.history.go.kr/id/le\_001\_0820) (2016.01.07 最終アクセス済)

<sup>89「</sup>南朝鮮單獨政府樹立説과 一般의見解」『京郷新聞』、(1947.01.30).

たのである。だが、当初の「帰順」には「南北」の地理的移動という意味合いは殆どなかった。その上、事実上「亡命」の性格を帯びる「以南」への「移動」に対しても、その「移動」が「政治」的原因によるものであるとしても、「移動」そのものに「政治的意味」は与えられなかったのである。

ところで、当初の「帰順」は何故、反共産主義のイデオロギー的移動に使われたのだろうか。その原因として「左右合作」の失敗と李承晩の台頭があったのではないかと考えられる。 これに関しては、次節で検討する。

#### 第四節 「左右」の分裂と「帰順」

#### 1. 「左右合作」の失敗と「帰順」の台頭

朝鮮半島の「解放」直後から全民族による統一国家建設の動きは現れていた。その中で、 呂運亨を中心にした「朝鮮建国準備委員会(建準)」が 1945 年8月に成立したことはその代 表的な例として挙げられる。「建準」は「親日派」を除く全ての「民族」構成員を念頭に置 いた組織だが、その「建準」が翌月に「朝鮮人民共和国(人共)」を宣布したことは、最初の 全民族による統一国家への試みだといえる。その際、「民族」対「反民族」を中心において はいたが、「建準」の綱領から「左」や「右」というようなニュアンスは全くなかった。全 ての「民族」構成員を含める90という意味からすると、「建準」の動きはある意味、「解放」 後における最初の「左右合作」である。だが、「以南」に米軍が進駐するとの情報が流れる と、「人共」宣言の直前の「建準」において「左右」は既に不協和音を起こしていた91のであ る。その上、上陸直後の1945年9月に宣布された「マッカーサー布告第1号」によって、 北緯 38 度線「以南」における「政府」は米軍政以外に認められないという米軍による「政 府」が公表されることで、事実上「国家」としての「人共」は挫折することになる。米軍進 駐から間もない 1945 年 10 月に李承晩は「帰国」したが、この時期に「以南」において「左 右」の勢力争いの兆しが現れたのである。例えば、同年12月に朝鮮半島における「臨時政 府」成立を主眼においた「信託統治」を議論するための「モスクワ3国外相会議」が行われ たが、この会議以降「左右」に分かれ「信託統治賛成」の「左」と「信託統治反対」の「右」 に分かれるようになったのが挙げられる。

<sup>&</sup>lt;sup>90</sup>「건준, 선언 강령 발포」,≪매일신보≫1945년09월03일,『자료대한민국사』제1권,국사편찬위원회, 한국사데이터베이스.(http://db.history.go.kr/id/dh\_001\_1945\_09\_02\_0010)(2016.01.07最終アクセス 済)

<sup>&</sup>lt;sup>91</sup>한규한「해방정국의 좌우합작과 민족통일전선」『마르크스 21』8 호, 마르크스 21, 2010, p. 217.

このような「左右」対立がみられる一方で、表面上「民族」を標榜していた李承晩は、米・ソを筆頭とするあらゆる陣営も賛成の意見を示している「左右合作」に反対してはいなかった。だが、後程説明するように、李承晩にとって「左」は相容れない存在であったため、彼が「左右合作」にどこまで賛成していたのかは実に疑問である。そして「信託統治」に関して反対<sup>92</sup>であった李承晩は「信託統治」を提案・支持した米国(米軍政)との関係も必ずしも円滑ではなかった<sup>93</sup>。実は、米軍政は李承晩等の「極右」を持ち出す場合、「米・ソ共同委員会(米・ソ共委)」での交渉が滞ると見込み<sup>94</sup>、最初から李承晩を好意的に「見ていなかった」とも言われる。つまり当初の李承晩はそれほどの影響力が「なかった」と言える。

しかし、国際情勢、とりわけ米国における情勢の変化は、朝鮮半島情勢にも影響を及ぼすことになった。つまり、1946年に米下院諜報委員会において「共産主義」に対する恐怖心が示されたことを始め、「マーシャル・プラン」による防共ライン設定など、米国内における「反共」世論の台頭である。これは国際的な冷戦の「誕生」に繋がり、朝鮮半島の「臨時政府」問題を議論する「米・ソ共委」にも影響を及ぼすことになった。そして、以前から度重なる交渉の不調に加え「米・ソ共委」によって発足した「左右合作委員会」は解体することになり、「左右合作」の失敗に決定打を与える95ことになったのである。つまり、この時期から米軍政が「極右」を全面に出すことにデメリットがなくなったのである。ここで、冷戦醸成の雰囲気に便乗する形で、米軍政は反共的人物の李承晩を全面的に支持するようになった。結果的にこの支持は、李承晩が主張してきた「単政」が受け入れられることになり96、「単政」の前触れとも言える「以南」だけの「5・10 総選挙」は国連監視下で実施されるまでに至ったのである。事実上、この選挙は李承晩政権成立の嚆矢になったのである。

結局、冷戦体制の醸成が「左右合作」の破局をもたらし、冷戦体制の登場に伴う米軍政の 李承晩支持は、李承晩の政治的独占化をもたらすことになった。そこで、李承晩に「反抗」 する者は全て「敵」として看做され、徹底的に弾圧されたのである。しかし、弾圧を指示し た張本人である李承晩及びその一派(K. D. R. K. の企案者である独立促成中央協議会青年部、 柳山(柳汕の誤記)、余勲(徐勲の誤記)、崔峻點)が考えていた「敵」とは如何なる者なのか。 漠然と冷戦体制だけが「敵」になった原因なのだろうか。「民族」統合を主張していた李承

<sup>&</sup>lt;sup>92</sup>「信託制와 우리의 決心 李博士의 放送要旨」『東亞日報』、(1945.12.28).

<sup>&</sup>lt;sup>93</sup>「조선 託治準備 미국국무장관 대리언명」『朝鮮日報』、(1946.01.18).

<sup>94</sup>한규한, 前掲書, p. 234.

<sup>95「</sup>合作委員會解體」『京郷新聞』、(1947.12.16).

<sup>%</sup> 송건호 『송건호전집 1 : 민족통일을 위하여·1』 한길사, 2002, p. 245.

晩が最終的に「包摂」より「制圧」を選択した他の理由も考察しなければならないのである。

#### 2. 李承晩にとっての「左」と「帰順」

「解放」直後から、統一された全民族による統一国家の樹立は朝鮮半島における共通理念であったため、「左右」の対立が激しかったとしても、李承晩が主張する「単政」はスムーズに進まなかったのである。特に、「単政」の前哨戦としても言える1948年5月の「5・10総選挙」実施に対して、「右」とされていた「民族」陣営からの反対意見も少なくなかった<sup>97</sup>。そのため、この選挙の実施は「左右」と「南北」の分裂はもちろんのこと、「右」における分裂にも拍車を掛けることになった。この時期を境に「左」陣営の活動が活発となったが、その中でも1948年4月から発生した「4・3事件」は代表的な出来事であると言える。以前から「左右」の対立は「社会治安」の問題とされ、主に警察<sup>98</sup>が「左」の取り締まりを担当していた。注目すべきはこの「4・3事件」において、その鎮圧にあたったのは「警察」と事実上の軍隊の「警備隊」等であった<sup>99</sup>ことである。本来「民族」や「国民」の構成員である筈の「左」陣営を「ゲリラ」としても扱うことにしたのだが、そもそも当時の「左」とは何だったのだろうか。とりわけ、李承晩の存在感が高まるに連れて「左」の掃蕩が激しくなり、「左」の「敵」化には李承晩の「左」に対する見方が作用しているに違いない。

「左」を「敵」と看做していた李承晩は如何なる意識を持っていたのか。それを検討する前に、まず李承晩とその一派において政治的ライバルは全て「敵」に値し、警戒すべきであると看做されていたことをまず知る必要がある。例えば、前述した『K. D. R. K.』の「設置案」における「一.情報調査機関設置의(の)必要」という部分には次のような言葉が記されていた。

「前条の必要に依って、博士(李承晩)の全ての政策決定に必要な材料収集・世論調査等に 従事して、必要によっては<u>敵陣営の撹乱と民族陣営内の反動分子たちの制圧に</u>従事するこ とを以って目的とする。」<sup>100</sup>

-

<sup>97「</sup>金九氏金博士見解는 理解不能」『京郷新聞』、(1948.01.30).

<sup>98 「</sup>三一節은 安心하라 張總監, 記者團에 言明」『東亞日報』、(1947.02.25).

<sup>99「</sup>悔改한 道民增加 反動分子는 掃蕩中」『東亞日報』、(1948.05.06).

<sup>100</sup>延世大學校現代韓國學研究所, 前掲書, p. 72.

前條의 必要에 依하야 博士任의 모-든 政策決定에 必要한 材料蒐集・輿論調査等에 從事하고 必要에 따라서는 敵陣営의 攪乱과 民族陣営内의 反動分子들의 制压에 從事하므로써 目的으로함.

ここで「敵陣営」・「民族陣営」が取り上げられているが、まず前者の「敵陣営」をみよう。 これについても「設置案」の「一. 情報調査機関設置の必要」という部分で説明されている。 以下にも示している通り、この「敵陣営」とは明らかに「左翼陣営」及び「共産主義者」を 意味していることがわかる。

「…我々の敵、民族の害虫である<u>左翼陣営</u>の衰退は…我が民族の敵、<u>共産分子</u>はもはや彼らが最も特技と考える地下潜行運動を展開するだけではなく、我が民族陣営内部撹乱を図り、右翼内(特に、獨立促成国民会、 韓国独立党、 新韓民族党、 或いは 軍政□(不明)内等の方面)に潜行してきて情報収集や謀略宣伝、離間等を事にすることに対して寧日のない状態であり、敵のこのような行動は最も系統的に効果的に進行されているため、単純な反動的行為として簡単に看過できないので御座います。」 101

つまり、李承晩とその一派における「左」は「共産主義」と同じものである。例えば、李 承晩の著書『一民主義概述』からもわかるが、李承晩はもともと「共産主義」に対して肯定 的な印象を持っていなかった。

「それ故に、ソ連共産主義というものを名前だけを掲げて、人を騙し、良く暮らしていくとする欲を利用して共産党員を作ろうとし、自分の国、自分の親戚を捨て、世界各国を共産化して、全ての人々をこの宣伝に陥れようとするものである。」 102

また、李承晩は、1945年10月にソウル中央放送局で「そかいの いむ 明玉(共産党に対する態度)」と題する放送の中では、共産主義が「煽動・激動」的でもあることを述べてい

-

<sup>101</sup>延世大學校現代韓國學研究所, 前掲書, p. 66.

<sup>…</sup>우리의 敵 民族의 害虫인 左翼陣営의 衰退는…우리民族의 敵 共産分子는 이제 그 者들이 가장特技로 生覺하는 地下潛行運動을 展開하았을뿐만 않이라 우리 民族陣営 內部攪乱을 圖謀하야右翼內(特司, 獨立促成国民會, 韓国獨立党, 新韓民族党, 或은 軍政□內等 뭇 方面)에 潛行하야와서情報蒐集 謀略宣傳, 離間 等을 일삼아 오는 대에 寧日 업는 狀態이며 敵의 이러한 行動은 가장系統的으로 效果的으로 進行 되여있으니 單純한 反動的 行爲라고 簡單히 看過 할수 업는 일임니다. 102이승만『一民主義概述』一民主義普及會, 1949, pp. 14-15.

그러므로 쏘련 공산주의(蘇聯共産主義)라는 것을 이름만 내세우고 사람을 속여 잘 살겟다는 욕심(慾心)을 이용(利用)하여 공산당원(共産黨員)을 만드려 저의 나라 저의 친척(親戚)을 버리고 세계각국(世界各國)을 공산화(共産化)해서 모든 사람을 이 선전(宣傳)에 빠지게 하는 것이다.

た<sup>103</sup>。そして、1945 年 12 月には「공산당에 대한 나의 입장(共産党に対する私の立場)」 と題する放送で「共産党」の「破壊主義」を望まないとする放送を流すなど、「共産主義」 に関する否定的観念を表明しつつあった<sup>104</sup>。この「共産党に対する私の立場」では共産党に 対して命懸けで戦うべきであることも主張している。ただ、ここでは敵意だけではなく、「共 産主義」に対して懐柔や寛容を施し「民族」へ「帰って」来させる必要性もあると述べてい る105。それは「共産分子」を「民族」構成員として「包摂・包容」の対象として認識してい たというよりはむしろ、「民族」陣営が「正義」であること、それに「帰らせる」ことで「正 義」が実現できるという、大義名分実現における手段としてみていたのである。換言すれば、 李承晩が属している「民族」陣営に「帰る」ことを拒む「共産党」は「反民族的」な「敵」 で、且つ「不正義」なものとしたのである。究極的に、李承晩の「民族」的カテゴリーに「共 産主義」の存在はあり得ず、妥協・協力より吸収・闘争の相手であり、自らが属している「民 族陣営|こそ「正義|であるとの考えを披瀝するための比較材料に他ならなかったのである。 注目すべきは、李承晩のこのような考えが、後に登場する「帰順」と同じ意味合いを帯びて いることである。つまり「正義」である「民族」に「共産分子」が「帰って」くるべきであ るとの考えは正に「帰順」そのものに他ならない。後の「帰順」とされている対象は「左」 であるが、前述の文書の中で「左」は「敵」であり、「共産主義」であることを既に明示さ れていたため、分断直後から李承晩の思想の中に「帰順」という考え方があったことがわか る。ただ、この時点では「帰順」という単語は登場していないに過ぎなかった。その理由は 「解放」初期における李承晩にとって、「反共」は必ずしも至上課題ではなかったことであ る。1945年11月の「共産黨에 대한 나의 觀念(共産党に対する私の観念)」と題する放送 では共産主義者を「愛国者」と称賛さえしている106。しかし翌年の1月に、共産党等の「左」 が「信託統治賛成」に態度を変えたことに対して李承晩は「亡国陰謀」と非難<sup>107</sup>しており、 数日後にはまた「売国奴」だと攻撃するようになった108ことからもわかるように、李承晩は

<sup>&</sup>lt;sup>103</sup>「이승만, '공산당에 대한 태도'방송」, ≪ 매일신보≫1945 년 10 월 26 일, 『자료대한민국사』 제 1 권, 국사편찬위원회, 한국사데이터베이스. (http://db.history.go.kr/id/dh\_001\_1945\_10\_21\_0010) (

<sup>&</sup>lt;sup>104</sup>「이승만, '공산당에 대한 나의 입장'방송」,≪서울신문≫1945 년 12 월 21 일,『자료대한민국사』 제 1 권, 국사편찬위원회, 한국사데이터베이스.

<sup>(</sup>http://db. history. go. kr/id/dh\_001\_1945\_12\_17\_0070) (2016. 01. 07 最終アクセス済)

<sup>106「</sup>骨肉相争은 避하라 李博士 廿一日放送要旨」『自由新聞』、(1945.11.23).

<sup>107「</sup>信托支持은 亡国陰謀」『東亞日報』、(1946.01.08).

<sup>108「</sup>李承晩, 共産主義者를 賣國奴로 규정코 결별 선언」『대한민국사연표』, 국사편찬위원회, 한국사데이터베이스(http://db. history. go. kr/id/tcct\_1946\_01\_14\_0020). (2016. 01. 07 最終アクセス済)

基本的に「共産主義」に否定的であるが、政治的状況によって「共産主義者」に対する態度を変えていたにしても、彼における「反共」は政治的「信条」であり、またその時々の政治的「名分」で使い分けられていたことがわかる。

## 3. 冷戦体制の兆しと「帰順」の成立

そして、李承晩一派によってこの「左」及び「共産主義」という「敵」が「民族陣営の反 動分子」と共に挙げられていたことにも注目すべきである。つまり「左」や「共産主義」以 外、「民族陣営」の一部に対しても「敵」としていたことである。もちろん、この「反動分 子」とは前述の「…単純な反動的行為…」という文言からわかるように、結局は「共産分子」 を指している。そして、その「反動分子」が「右翼陣営」に混ざっているとのことであろう。 代表的な「民族」陣営の人物である金九も「以北」の「共産勢力」に対して肯定的にみては いなかったが109、李承晩は自らが属している「民族」陣営に対しても完全に信頼していたわ けではなかった。自らが「民族」を標榜し副総裁に金九を交えた「民族統一総本部」110を立 ち上げるなど、李承晩は「民族」 陣営に属する者であったが、その彼が 「右」 とする他の 「民 族」陣営に対しても「敵」と同等に警戒の対象としていたことは、李承晩のグループ以外は 全て「敵」であるとの意識をされていたことに他ならない。そのため、「右」であり「民族」 陣営のリーダーとされた金九が安斗煕に暗殺された背後に李承晩がいた可能性が高い!!!と も言われる。ここからも全ての政治的ライバルを除去すべきであるという意識は、李承晩が 台頭する以前から既にあったと考えられる。つまり、李承晩にとって「共産主義者」等の「左」 だけではなく、「民族」陣営を含む、自分の路線と異なる全ての陣営はみな「政治的ライバ ル」であり、「敵」なのである。

更に『K.D.R.K.』の「三.本調査機関의(の)職務」では、米軍政の統治終了後の自分たちによる執権が仄めかれており、その中でも⑤項をみるとそれがわかる。

「①一般世論調査、②左翼の動向・謀略調査、③右翼の動向・反動行為調査、④知名人士の往来調査、⑤軍政庁(<u>将来は我が政府</u>)の 施政結果調査、⑥官公吏の悪質行為調査、⑦民

<sup>&</sup>lt;sup>109</sup>「南朝鮮의 武裝化가 必要」『京郷新聞』、(1947.09.29).

<sup>&</sup>lt;sup>110</sup>当本部は、李承晩と金九が共に立ち上げた「独立促成中央協議会」によって成立したため、人事の構成もこのようになったのであろう。しかし、底意はさておき、表面的に「民族」を標榜してはいたのが、結局のところ、この構成員全てが李承晩の「陣営」にはなることはなかったのである。

<sup>&#</sup>x27;'' 「 "백범암살 범행 6 일전 이승만대통령이 격려" 안두희씨 자백」『한겨레』、(1992.09.25).

族反逆者、親日派、謀利輩等の悪質行為調査、 ⑧三・八「以北」の情報収集、⑨其他全ての政策決定に必要な材料収集と実情調査、⑩必要によっては反間苦肉之計或いは特殊宣伝にも従事する」<sup>112</sup>

38 度線「以南」を統治していた米軍政を将来の「我が政府」としていたことからすると、 決して「我が政府」は「南北朝鮮」の全民族による統一国家の政府ではないことがわかる。 その上、「我が民族の敵」等の表現で、全ての「敵」を警戒・除外させることを当報告書に 記していることに併せ、次に出てくる「四.本機関의(の)特殊性과(と)組織方針」の①項 目をみると更にこの「我」を示しているのは、李承晩一派であることがわかる。

「①本機関の存在と活躍状況が一般社会に表現され、敵が探知するところがあるなら、最大の悪影響を有する故に、本機関の関係職員は<u>博士(李承晩)に対する宗教的信仰を持つ献</u>身的な愛国者として所定の人物テストに合格した知識階級青年で構成される。」<sup>113</sup>

このように、「K. D. R. K.」の立ち上げが李承晩のためだということがわかる。そのため、ここで示されている「我が政府」の「我」は、李承晩一派を念頭に置いていることがわかる。 更に、「以南」だけの臨時政府の必要性を披瀝したいわゆる「井邑発言」<sup>114</sup>と、それ以降の「以南」における「単政」の主張からもわかるように、全民族による統一国家を考えていたとは言い難い。特に、「単政」を披瀝するにあたって中心概念として「反共」が取り上げられたことは、「民族」が中心概念から薄れていたとの反証である。李承晩は『一民主義概述』を通じて以前から「民族」や「国家」は一つとして纏まっていくべきだという一種の「ファシスト的」な性格も示していた<sup>115</sup>。これらの状況を総合してみると、李承晩は自分とその追従者以外の者による政権運営への関与を全く考えていなかったことがわかる。

<sup>112</sup>延世大學校現代韓國學研究所, 前掲書, p. 73.

①一般輿論調査, ②左翼의 動向・謀略調査, ③右翼의 動向・反動行為調査, ④知名人士의 往來調査, ⑤軍政庁(將次로는 우리政府)의 施政結果調査, ⑥官公吏의 悪質行為調査, ⑦民族反逆者, 親日派, 謀利輩等의 悪質行為調査, ⑧三、八 以北의 情報蒐集, ⑨기타 모-는 政策決定에 必要한 材料蒐集과實情調査, ⑩必要에 있어서는 反間苦肉之計 或은 特殊宣傳에도 從事한다.

<sup>113</sup>延世大學校現代韓國學研究所, 前掲書, p. 75.

①本機関의 存在와 活躍狀況이 一般社會에 表現되며, 敵이 探知하는 바가 잇다면, 最大의 悪影響이 有하는 故로 本機関의 関係職員은 博士任의게 対한 宗教的信仰을 가진 献身的인 愛国者로서 所定의 人物테스트에 合格한 知識階級青年으로서 構成됨.

<sup>114「</sup>代表的民族統一機關을,李承晚博士 井邑서 重大講演」『自由新聞』、(1946.06.05).

<sup>115</sup>서중석「이승만 정부 초기의 일민주의」『震檀學報』83, 震檀學會, 1997, p. 157.

以上を纏めると、この時期の李承晩は自分との政治的路線が異なる「政治的ライバル」を全て「敵」としたことがわかる。そのため、「共産主義」の別名である「左」が「敵」とされたのは当然のことである。そして間もなく、この「左」は「共産主義」以外の「政治的ライバル」や「反対者」にも当て嵌まるようになったのである。

このような李承晩の考えに基づくと、「左右」合作に対する見込みの不透明性に加え米軍政の李承晩支持の旋回によって、「民族の敵」である「左」の掃討は当然のことであろう。それに加えて、従来「共産主義」として認識してきた「左」に対しては「国家保安法」が成立するにつれて厳しく弾圧される対象となった<sup>116</sup>。これは、李承晩政権による「左」の弾圧であり、そこで警察が「帰順」を促すようになったのである<sup>117</sup>。言うなれば、「左」に対する懐柔などの弾圧は、事実上の「帰順」という政治的用語が台頭した始発点である。そして、幾度の「ゲリラ」や「叛乱軍」などの掃討に「帰順」がますます用いられるようになったのはその反証である<sup>118</sup>。

このように誕生した「帰順」は、朝鮮半島の分断以降、自分中心の政権樹立を念頭においていた李承晩にますます偏ってきた米軍政の産物でもある。つまり、当初「極右」と看做されていた李承晩に対して必ずしも「好意」的ではなかった米軍政<sup>119</sup>は、国際的に冷戦の雰囲気が盛り上がる中、米・ソ共委が決裂し、その決裂に伴う朝鮮半島での「左右」合作の見込みが不透明になったため、李承晩支持に旋回したのである。そして、米軍政からお墨付きを得た李承晩は「共産主義者」、「敵」と看做していた「左」を更に弾圧し、後にその「敵」の掃討に「降伏」を促す意味で「帰順」の語を使うようになったのである。

#### おわりに

本章では、今日の韓国で使われている「帰順」に焦点をあて、とりわけその始まりである「解放」時代を中心にその成立の過程を検証した。これを通じて従来、朝鮮戦争に伴って誕生した概念とされ、「以北」から「以南」への視点だけで説明されてきた「帰順」は、大きな構図としては米軍政と冷戦構造の兆しが現れた時期の李承晩政権の成立に伴って誕生した概念であることがわかった。

117「濟州島에 武裝한 暴徒『게리라戰』을 展開 警察은 交通을 遮斷코 萬全의 布陣」『東亞日報』、 (1948, 04, 17).

<sup>116</sup>坪江汕二、前掲書、p. 134。

<sup>118「</sup>叛亂軍에 告함 國防長官이 投降嚴命」『東亞日報』、(1948.10.24).

<sup>119「</sup>南北의 對話<72>『美蘇共委』와 『左右合作』(6)左右合作에 나선 金奎植」『東亞日報』、(1972.04.06).

今にしてみると、李承晩の台頭にとって冷戦の台頭と「左右」合作の失敗は欠かせない要 件であった。そして、その要件が満たされたときから、「帰順」という概念が登場すること になったのである。冷戦の台頭による「左右」分裂は、米軍政を李承晩への支持に旋回させ た要因であり、「左右」というイデオロギーに基づいて「帰順」という発想に繋がったので ある。李承晩は、先述の『一民主義概説』や放送などで「反共」を唱えていたが、冷戦体制 が構築される中で「反共」の旗を振ることで、「帰順」は他の陣営の皆に対して「左」とい うレッテルを貼ることになった。それを李承晩一派においては、吸収、打倒、粛清すべき「敵」 と看做したが、如何に李承晩の共産主義に関する考え方に基づくものなのかがわかる。「国 家」の形はさておき、繰り返し「単独政府」を主張するなど、李承晩は「執権」に強く拘っ ていたと見られるだろう。しかし、「単独政府」が現実味を帯びるようになった際、それに 対する反発として「4・3 事件」が勃発した。李承晩側は「左」や「共産主義勢力」を含むあ らゆる反抗者を「敵」として看做し、その一掃を目指した。ここで「帰順」が誕生したので ある。ここでの「帰順者」は「敵」としていた「反民族」の「左」ともされたが、最も敵視 したのは「共産主義者」であった。その理由は「共産主義者」という名目で、自分の政治的 「反対者」を粛清することを正当化できると考えていたのである。実際、南朝鮮労働党を中 心に「単独政府」反対を旗印に蜂起し、武力で弾圧された「4・3 事件」の犠牲者の多くは一 般民間人であった120。このことからもわかるように、李承晩に「左」とされたのは事実上政 治的「反対者」であった。これらからすると、「帰順」は李承晩の「共産主義」に対する観 念の延長線上にあるに他ならず、「帰順」の使われ方と李承晩の考えが相似しているのもそ のためである。

ただ、このような背景以外に用語自体が登場したのは、根本的に「帰順工作」の経験がある「親日警察」等の「親日派」が「解放」された朝鮮半島での「存在の正当性」や延命の手段のためであることも忘れてはいけない。反共の一環として「左」の弾圧を考えていた李承晩が台頭してきたことに乗じた産物であることを、ここで繰り返し確認して置くべきである。まず、事実上李承晩政権を誕生させた米軍は本質的に「反共」であったが、その米軍に仕えることは「親日派」の正当性を主張できるお墨付きに他ならなかった。その上、後の李

\_

<sup>&</sup>lt;sup>120</sup>「済州 4·3 事件真相糾明及犠牲者名誉回復委員会」。

<sup>(</sup>www. je ju43. go. kr/sub/catalog. php?CatNo=27) (2016. 01. 07 最終アクセス済)

当事件は「単政」の反対だけによって勃発したわけではないとされる。しかし、この事件による犠牲者の推定値は、10歳以下の子供(5.8%、814名)、61歳以上の老人(6.1%、860名)、女性(21.3%、2,985名)とされており、無差別鎮圧がなされていた。

承晩政権下において「反民族行為特別調査委員会」の解体からも窺えるが<sup>121</sup>、李承晩においては「反日」より「反共」が重要な概念であった。つまり、「親日派」においては以前の「敵」であったものの、米軍及び李承晩との間に「反共」という共通項が見出されたことは、「反共」を用いされすれば「親日派」の延命が図れたことを意味する。その結果、植民地時代から「反共」の要素が含まれた「帰順」も李承晩政権下で生き残れたわけである。

そして、朝鮮半島における唯一の正当性を持つとし、「反共・反日」を国是に成立した「大韓民国政府」において、この「帰順」という言葉はそのまま受け継がれ、「左右イデオロギー」に加えて「南北イデオロギー」にも拡大して使われるようになったのである。このような過程をみると、「支配正当性」を巡る混沌とした政治的な状況の中で台頭した「帰順」は、「以南」の体制が固まってから「南北」という視点へと移るようになる。だが、これは次第に「帰順」が「以南」における正当性から全朝鮮半島における正当性の主張へと拡大されるようになった反証でもある。このような経緯と背景で誕生した「帰順」は冷戦体制の崩壊にもかかわらず、今日の韓国においてはなお南北の軋轢の文脈で使われており、差別的な意味合いで使われている。そして、このような背景を持つ語である「帰順」は、今日の脱北者認識ひいては南北朝鮮の関係にも重い影を落としているといえよう。ただ、結果的に「帰順」から見出されたのは、南北間の移動者を「以南」における支配正統性のレトリックとして着目するようになった発端でもあったという事実である。しかし、これが如何なる変遷を経て見出された結果なのかについては、「脱北者」の歴史的経緯に沿って検証する必要が課題として浮上してきたといえるだろう。

\_

<sup>121「</sup>特警隊解散事件波紋內閣退陣再要求」『京郷新聞』、(1949.06.08).

大韓民国政府から間もない 1948 年 9 月に「反民族行為特別調査委員会」が発足したが、翌年の 6 月の特警 隊襲撃事件などで当委員会は無力化され、この時期から事実上「解散」になった。

第二章 米軍政時代における「避難民」の誕生―「解放」後の朝鮮半島を巡る国際情勢と人の移動―

#### はじめに

1945年8月の日本の敗戦によって、朝鮮半島は植民地支配から「解放」されたが、間もなく北緯38度線に沿った境界線である38度線が画定され、今日までに続く南北分断の火種となった。その南北の各々に米国とソ連の両軍が進駐することになり、各々の軍隊は軍政を実施することになった。この軍政実施と同時期に、朝鮮半島には海外及び南北朝鮮間における多くの人の移動が見受けられるようになった。

この南北朝鮮間の移動に関する認識の基盤には、当時の新聞などをみると終戦及び植民 地体制による影響があるとしていた。これは、表面上戦後処理を目的として朝鮮半島の「以 南|〜進駐してきた米軍が当時これらの南〜移動してきた者を「Refugees」、即ち「避難民| と表現していたことや、「以南」の新聞などでは植民地体制や第二次世界大戦の背景だとい うことで「罹災民」、「戦災民」や「罹災同胞」、「戦災同胞」などの表現が用いられていたこ とからも窺える。では、このときの朝鮮半島における「避難民」とは何を指していたのか。 ここでは、このように流入してきた「同胞」に対して、当初の「以南」には政治的材料と する認識が果たしてみられたのか、ということを確認しなければならない。つまり、「以北」 から「以南」へ移動した「脱北者」が政治的材料として用いられている今日の韓国の状況に 比べて、「解放」時代でもこのような移動者が政治的材料として見られたのか否かを見なけ ればならないのである。もし、その答えが否定的なものであるなら、何故に当時は政治的材 料としての視線を窺うことができなかったのだろうか。そして、それは当時の国際政治及び 朝鮮半島内部の政治(以降、「国内」政治とする)の状況とは如何なる関連性があったのだろ うか。現在大きな問題になっている「脱北者」の本質を糾明するためには、これらの疑問を 「解放」時代の米軍政に焦点をあてて、「避難民」が如何なる状況にあったのかを見る必要 がある。そこで、当初の「以南」において、流入してきた「同胞」を巡る国際政治と「国内」 政治の状況を照らし合わせながら検証していく。

### 第一節 植民地体制終焉と「海外帰還同胞」

#### 1. 海外からの帰還者の登場

朝鮮半島「以北」から「以南」への人の移動が「解放」直後から見られるようになったの

は何故だろうか。言うまでもなく、この移動は日本の植民地体制の崩壊によって来された結果だという事実に辿り着くものであった。植民地体制の崩壊は、海外から朝鮮半島への帰還や移動だけではなく、南北朝鮮間における大量の移動を促すことにもなった。そして、この大量の人の移動が丁度「解放」の時期と重なることは<sup>122</sup>、正に「解放」そのものが根本的な原因であることを示しているのである。

周知のように、朝鮮半島が植民地支配から「解放」されたのは、第二次世界大戦に米国とソ連が参戦し、日本の敗戦によってもたらされた結果物である。その「解放」に伴い、朝鮮人の大量移動が始まった。「解放」後の僅か 2~3 年の間は所謂、「解放」時代<sup>123</sup>と呼ばれているが、この間の「以南」だけでも約 200 万人以上に上る朝鮮人「同胞」が移動及び帰還した<sup>124</sup>。「解放」時の朝鮮半島の人口が約 2,700 万人<sup>125</sup>、「以南」の人口は 1946 年 8 月の時点で約 1,900 万人であったが<sup>126</sup>、如何に海外へ赴いた「同胞」の割合が多かったのかがわかる。これだけ多くの海外への移動者が存在したのは、紛れもなく日本植民地体制が作用したためである<sup>127</sup>。そして、敗戦及び「解放」が大規模な人口移動における重要な転換点になったのもこのためである。そのために、敗戦直後に朝鮮へ進駐した米軍も戦後処理として日本本土への日本人の送還<sup>128</sup>と朝鮮半島への朝鮮人の送還<sup>129</sup>などの人口移動を念頭に置かなければならなかったのである。

## 2. 何処から帰還したのか

1.0

<sup>&</sup>lt;sup>122</sup>朝鮮銀行調査部『朝鮮經濟年報』, 1949, p. 1.

朝鮮半島「以南」に限ることになるが、「轉換期의 韓國經濟」をみると海外及び「以北」からの人口流入で、1945年の推計人口の約1,600万人に比べ約329万人が増加したとされる。自然的な増加以外に社会的増加即ち「帰還」が背景だとしている。

<sup>123 「</sup>해방(解放)」とは、日本による植民地支配からの解放を指している。通常の韓国では、敗戦日である 1945 年 8 月 15 日を「解放」もしくは「光復」としているが、その「解放」から大韓民国政府成立の 1948 年 8 月 15 日までの間を「해방시절(解放時代)」と呼んでいる。ただ、時期的に「解放」時代は、約一ヶ月という時間的差はあるものの、米軍政時代とほぼ重なっている。本稿における「解放」時代とは、日本の敗戦(「解放」)から大韓民国政府の樹立の時期までとしているが、殆どは米軍政時代を念頭に置いていることをここに明かしておく。

<sup>124「</sup>南朝鮮에 戰災民 二百一萬五千名」『東亞日報』、(1947.10.03).

<sup>&</sup>lt;sup>125</sup>Historical demographical data (http://www.populstat.info/Asia/koreaco.htm). (2017.10.20 最終アクセス済)

<sup>&</sup>lt;sup>126</sup>朝鮮銀行調査部『朝鮮經濟年報』,1948, I-3(人口動態).

<sup>&</sup>lt;sup>127</sup>労務者の受容に関する日本の閣議決定(「労務動員計画」、「朝鮮人労務者活用に関する方策」等)が 1940 年代を前後してから多く見られるようになった。

<sup>&</sup>lt;sup>128</sup>한림대학교 아시아문화연구소 『HQ, USAFIK G-2 periodic report』, 일월서각, 1988.

<sup>「</sup>G-2 periodic report」を纏めたものだが、朝鮮半島での人数の移動が毎日、週単位で報告されていた。  $^{129}$ 外村大『朝鮮人強制連行』岩波新書、2012、p. 251。

<sup>1945</sup> 年 9 月に GHQ は朝鮮人軍人や軍属及び「集団移住労務者」の帰還を優先的に指示するなど、計画輸送を開始していたとされる。

「解放」時代を通じて海外から朝鮮半島(特に、「以南」)へ帰還した人の中で、日本本土からの帰還が 1,115,550 人で、中国大陸及び満洲地域(所謂、東北地域)が 71,619 人及び 317,182 人であり、その他にも、中央アジアなどのソ連管轄地域(今日でいう「高麗人」の在住地域)やアメリカ、太平洋諸島<sup>130</sup>への移住者もいた。この人数から、「隣国」であった日本本土及び中国大陸・満洲地域は戦時期<sup>131</sup>における朝鮮半島出身者の主たる移住先であったことがわかる<sup>132</sup>。その上、両地域へ移住した者の朝鮮半島における出身地をみると、地理的な近接性が多く関連していたことが窺える。即ち、在日朝鮮人の 9 割近くが「以南」<sup>133</sup>出身であり<sup>134</sup>、中国・旧満洲地域に居住している朝鮮族は「以北」出身者が多かったのである<sup>135</sup>。

地理的に近接していること以外に、両地域の朝鮮半島出身者の人口数は植民地体制下の日本の政策から多大な影響を受けていた地域だという特徴がある。つまり、戦時期の労働力動員や移住計画などで急激な人口移動がみられたのである。戦時期の人口増加の状況をみると、「解放」時の満洲地域の朝鮮人は約230万人だとされているものの<sup>136</sup>、1934年6月の時点の在満朝鮮人が約72万人に過ぎなかったことから<sup>137</sup>、戦時期の日本による移住計画で満洲地域への移動が劇的に増加したことが窺える<sup>138</sup>。一方、日本本土への移住者の数は、敗戦まで総計約200万人以上だったとされているが、戦時中の労働力確保などによる移動者だけでも約150万人いたとされていることから<sup>139</sup>、如何に戦時期の植民地体制が影響を及ぼしていたのかがわかる。

もちろん、戦時期以前から「土地調査事業」や「産米増殖計画」などで朝鮮半島出身者の

41

<sup>&</sup>lt;sup>130</sup>朝鮮銀行調査部,前掲書, I -11.

太平洋地域からの移動者は約37,000人だとされる。

<sup>131</sup>本章では日本の「植民地拡張」という視点から、1931年から1945年までを念頭に置く。

<sup>&</sup>lt;sup>132</sup>United States Army Forces in Korea, *South Korean Interim Government Activities*, No. 30, March 1948, Part I, Section I, Table 2.

<sup>&</sup>lt;sup>133</sup>南朝鮮(通常、そして便宜上「以南」)は「38 度線」の以南だと考えられ勝ちだが、ここでの「以南」とは必ずしも「38 度線」以南ということではない。つまり、『朝鮮經濟年報(1948)』の「耕作別地面積表」(第23 表、1939 年基準)に、「中朝鮮(京畿、忠南、忠北)」、「北朝鮮(咸南、咸北、江原)」、「西朝鮮(黄海、平南、平北)」、「南朝鮮(慶南、慶北、全南、全北)」と記されていることから、当時の「以南(南朝鮮)」出身とは主に「慶南・北、全南・北」地域を指していたと考えられる。そこに、「中朝鮮」などの地域も加えられていた(つまり、後日の「38 度線」以南)と考えるのが妥当であろう。

<sup>134「[</sup>한국전쟁 60 년]'또다른 이산'재일조선인」『京郷新聞』、(2010.06.17).

<sup>&</sup>lt;sup>135</sup>곽승지『조선족, 그들은 누구인가⟨중국 정착 과정에서의 슬픈 역사〉』, 인간사랑, 2013, p. 33.

<sup>&</sup>lt;sup>137</sup>在滿日本帝國大使館編『在滿朝鮮人概況』、外務省、1934、p. 105。

<sup>&</sup>lt;sup>138</sup>「朝鮮人을 満洲로 大量移民을 計劃」『東亞日報』、(1934.05.25).

<sup>139</sup>外村大、前掲書、p. 15。

海外への移動は存在していた。その上、植民地期には朝鮮独立運動の本拠地として満洲地域へ移動する場合もあるなど、日本本土への移動の性格とは異なっていた。それにも関わらず、朝鮮半島出身者の海外移動における大多数の原因は、戦時期の植民地体制が決定的だった。そのため、植民地体制の崩壊による「解放」は、海外への移動動機の「解消」を意味するものだったといえる。

しかし、1949年の時点で帰還していなかった人数は、「在日同胞」が約80万人で「在満同胞」が100万人以上だとされるなど、ほぼ全ての朝鮮在住日本人が日本へ帰還したのに対して、海外在住の朝鮮人は多く帰還しなかったことがわかる140。一体、その理由は何処にあるのだろうか。

## 第二節 海外からの帰還の特徴

#### 1. 帰還の方法

日本本土と満洲地域の両地域に多くの朝鮮人が残留した理由は、朝鮮半島を長期間離れていたため朝鮮半島における生活基盤が殆どなくなったことに併せて、敗戦直前の朝鮮半島にあった深刻なインフレなどが作用したためだとされている。言い換えれば、朝鮮における生活の見通しが不透明だったことである<sup>141</sup>。ただ、帰還した者も相当数いた事実からすると、単に生活の見通しの不透明さだけで帰還しなかったというのは説明に足りない。その他に、帰還の際に直面した諸問題もその原因になっていると考えられる。

まず、帰還の方法に関してみよう。地理的条件から容易に推測できるように、日本本土からの帰還には殆ど海路を利用し、満洲地域からの者は陸路を多く利用していた<sup>142</sup>。一見当たり前のことだが、注目すべきは、陸路と海路を管轄する国家の政策が異なっていたという事実である。殆ど海路経由であった日本本土から帰還する場合、当然ながら日本を占領していた米軍からの許可が必要であった。しかし、米軍は出入国における厳しい統制を実施することになっていた。この海路の統制は、陸路に比べて容易だったとみられるが、日本本土と朝鮮半島における移動も厳しい統制の対象になっていた。つまり、移動者に対して財産の搬出

<sup>&</sup>lt;sup>140</sup>朝鮮銀行調査部『朝鮮經濟年報』, 1949, p. 1.

<sup>&</sup>lt;sup>141</sup>정재정『주제와 쟁점으로 읽는 20 세기 한일관계사』역사비평사, 2014, p. 166.

<sup>142「</sup>在満同胞歸還完了」『東亞日報』、(1948.09.11).

ただし、「解放」時代を通じてみると、仁川と天津間の海路や、飛行機での移動も一部あったとされるが、このような移動がみられたのは、丁度、世界的に冷戦体制が台頭していた時期である。その上、満洲地域からの帰還者全体からするとその割合は少ない。

可能額を1,000円までとする、事実上一種の財産の没収措置<sup>143</sup>を取ることや、帰還者が一旦帰還地へ発った場合、出発地の日本へ再び戻ることが厳しく制限されていたことなどである。その上1946年3月にGHQは、財産などの流出防止を理由に「以南」を経由して「以北」への移動の制限を米軍政庁に打診し<sup>144</sup>、同年5月から38度線の強化がなされたのである<sup>145</sup>。

### 2. 満洲地域からの帰還

しかし、「以北」から「以南」へ移動する点からすると、満洲地域からの陸路の場合に注目すべきであろう。それは、当時、往来が多かったとされる陸路の場合、海路に比べて統制が厳しくなかった状況が窺えるということである。というよりは、統制が難しかったという方が正しいかもしれない。それは、満洲地域には無政府状態が見られていたことと関わっている<sup>146</sup>。当地域の管轄国であったソ連は、国民党側との間における「中ソ友好同盟条約」からも窺えるが、当地域に関して完全に興味を持たなかったわけではないことから、完全なる放置状態ではなかったとも言える。だが、当条約をみると、そもそもソ連は国民党が中国大陸の支配者になると考えていた上、ドイツの分割占領などの欧洲の事案が当時のソ連における安全保障の重点に置かれていたことは、満洲地域に関して比較的疎かになる節があったと考えるのが妥当である<sup>147</sup>。

その上、安東(現在の丹東)経由のルートを約 80 万人の帰還者の中で約 60 万人が通っていたことにも注目すべきであろう<sup>148</sup>。これは、国民党軍支配地域からの帰還者が多かったことを示すが、国民党軍の朝鮮人に対する「韓僑」認定及びその「韓僑」の全部送還などの政策から<sup>149</sup>、満洲方面において無政府状態ではなかったことがわかる。そして、この安東経由のルートは、「以南」出身者が多く利用したと言われている。

その一方、中国共産党軍支配の豆満江地域からの移動者は、国民党軍支配地域より少なかったという点も注目すべきである。一見、人数だけをみると厳しい統制を敷いていたようだが、国民党軍と対立の状態だった共産党軍の実状からすると寧ろ、その逆である。つまり、

<sup>&</sup>lt;sup>143</sup> United States Army Forces in Korea, *South Korean Interim Government Activities*, No. 30, July-August 1948, p. 9(「Repatriation From Japan」13-C).

<sup>&</sup>lt;sup>144</sup> NARA, RG554, Record of General Headquarters, Far East Command, SCAP, and United Nations Command Record Group Relating to the USAFIK XXIV Corps, G-2 Historical Section 1945-1948 (WAR201001951) 「Korean Repatriation to North Korea」.

<sup>145「</sup>國境化하는 三八線 通過旅行을 不許軍政廳外務處發表」『東亞日報』、(1946.05.24).

<sup>&</sup>lt;sup>146</sup>장석흥, 前掲書, p. 170.

<sup>&</sup>lt;sup>147</sup>장석흥, 前掲書, p. 153.

<sup>148</sup>곽승지, 前掲書, p. 69.

<sup>&</sup>lt;sup>149</sup>장석흥, 前掲書, p. 149.

劣勢に立たされていた共産党において、朝鮮人の生活基盤の保障や「二重国籍」の承認など の民族平等政策を用いて、朝鮮人の協力を求めようとしたのである150。このように、朝鮮人 の居住を承認していたことは、共産党軍の地域においては中朝間の往来も可能だというこ とを意味し、半永久的な帰還より一時的滞在が多かったことをも意味する。いわば、送還が 基本方針であった国民党と一定の自治を認めた共産党の相違に併せ、当地域に対するソ連 の積極的関心が見られなかったことが、陸路を通じた中朝間の移動に特別な規制を持たせ なかったと言えるだろう。

## 第三節 海外帰還と南北間の移動

## 1.38 度線と「南北」間の移動の成立

今日の韓国で殆ど「以北」から「以南」への移動として認識されている「北から南」への 移動には、中国大陸や満洲地域から朝鮮半島の「以南」へ帰還する者も存在したことを意味 する。とりわけ、「以南」出身者が多く利用したと言われている安東ルートの場合、「以南」 〜帰還する際、自然に「以北」を経由し38度線を越えることになる。そして、米軍が「N of 38°(N KOREA and MANCHURIA)」 151と表現したことからも窺えるように、中国大陸・満洲地 域からの移動者に「以北」出身者が加わっていたという表現がより正しいことになる。つま り、「北」とは、移動者の出発地が異なっていたことに基づくものであり、便宜上「以北」 と満洲を「北」で括っていたのである。そして、「以南」の新聞においても、満洲と「以北」 を「北」としてみていたが152、「南北」を別個の「国家」とする認識は全く見られていなか った。このように、当初の「南北」とは臨時的な線引きによる領域であった上、ここでの「以 北」とは経由地として看做されていたのである。

言うなれば当時の「南北朝鮮」も、急遽且つ、臨時的に成立されたということだ。ここで の「南」と「北」は、その根源、米国とソ連が戦後処理の一環として画定させた 38 度線に 基づくものであった。この 38 度線は表面上、1945 年 9 月 2 日の連合国最高司令部による 「指令第一号(一般命令第一号)」の布告で全面的に登場したことになる。

満洲地域の「同胞」の「在満同胞」に対して、「동북동至(東北同胞)」という用語が見られていたが、今日 のような「国家」としてよりは、地域として朝鮮と満洲を捉えていたことが窺える。

<sup>150</sup> 장석흥, 前掲書, p. 179.

<sup>&</sup>lt;sup>151</sup>한림대학교 아시아문화연구소, 前掲書, p. 649.

<sup>&</sup>lt;sup>152</sup>「三萬在満同胞 一部飛機로 輸送中」『東亞日報』、(1948.04.02).

### GENERAL ORDER NO. I (一般命令第一号)

- 「(b) The senior Japanese Commanders and all ground, sea, air and auxiliary forces within Manchuria, <u>Korea North of 38 degrees North latitude</u>, Karafuto, and the Kurile Islands, shall surrender to the Commander—in—Chief of Soviet Forces in the Far East.
- (e) The Imperial General Headquarters, its Senior Commanders, and all ground, sea, air and auxiliary forces in the main islands of Japan, minor Islands adjacent thereto, <u>Korea South of 38 degrees North latitude</u>, Ryukyus, and the Philippines shall surrender to the Commander-in-Chief, U. S. Army Forces, Pacific.

(注:太字及び下線は筆者が付した)

出処:外務省(http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000097066.pdf)(2017.10.20最終アクセス済)

恰も、米軍及びソ連軍の朝鮮半島進駐が38度線の発足と同時にできたように読み取られるため、この文書は国際政治において「南北朝鮮」を誕生させた大きな転換点だと考えられる。しかし、それはあくまで国際政治における「南北朝鮮」の誕生であって、朝鮮民衆における「南北朝鮮」の誕生を意味するものではない。朝鮮民衆に意識されていた「一つの朝鮮」の下では、「北から南」への移動が「国内」移動以外の意味で捉えられるのはあり得なかったのである<sup>153</sup>。

言い換えると、「解放」前後に朝鮮半島住民の殆どは38度線の存在を知る者がいなかったとのことである。これについては、「解放」直前に朝鮮総督府政務総監の遠藤柳作が日本人の帰還などにおいて安全の保障をしてもらうことを念頭に置いて、朝鮮民衆から支持を得ていた建国準備委員会の呂運亨を相手に治安協力を要請していた逸話からも窺える154。朝鮮総督府がこのように話を急いでいたのは、主に朝鮮半島「以北」に駐屯していたソ連軍が、38度線以南にもその一部が進駐していた状況と関わっている。この38度線以南のソ連の進駐は、米軍の朝鮮半島への進駐が不確かな状況にあったからである。実際、「解放」からまもなく米軍が朝鮮へ進駐するという噂が流れるようにはなったものの、どこまでが米軍の管轄区域になるのかは定かでなかった。このように、「以南」の政治レベルにおいてさえ38度線が明らかでなかったことは、尚更、民衆レベルにおいて38度線を知ることは難しかったといえる。このように、「外部勢力」によって一方的に取り決められた38度線は、朝鮮民衆の知らないうちに一種の条件付きの「解放」という限界を抱えさせることになり、即時且つ完全なる「独立」という朝鮮人の願望とはかけ離れた結果だったのである。

<sup>153 「</sup>朝鮮의 分占은 不當 美輿論에 續出되는 三八線」『東亞日報』、(1945.12.27).

<sup>154 「</sup>일본 총독부 2 인자가 여운형을 찾은 이유는?」『프레시안』、(2010.08.12).

ところで、「解放」直後から大量の移動があったと先述したが、敗戦もしくは植民地体制の崩壊に南北朝鮮の間における人口移動の根因があると決めつける場合、何時から南北間の移動が見られたのかを突き止めることが必要になる。それを解くカギは38度線の発効時期にあると考えられる。では、38度線が成立したのは何時だったのであろうか。

### 2.38 度線の成立時期

先述のように、38 度線は米国とソ連の両軍が朝鮮に進駐した後、軍政を敷くことを目論んで誕生したものである。そのため、米軍が進駐した1945年9月は、38 度線が発効した時期だと考えられるかもしれない。しかし、当時の朝鮮半島北部には既にソ連軍が進駐していた状況を考えると、米軍の進駐よりはソ連の態度こそ38 度線の成立に重要な役割を果たしたと考えざるを得ない。このように、ソ連の38 度線の承認及び遵守こそ重要であるとする理由は、1945年8月の戦時中に米国が急遽38 度線を提案したことと関連する。日本の敗戦が間近であったとき、ソ連軍は朝鮮半島「以北」に進駐していたが、当時の米軍は朝鮮半島に進駐していなかった。そのため、そのまま日本の敗戦になる場合、朝鮮半島にソ連軍は進駐したままになり、米軍は不在ということになる。その上、朝鮮において如何なる戦闘行為もなかった米国としては、朝鮮に対する介入の名分が存在しないため、敗戦後の朝鮮半島への介入が不可能になり、全朝鮮半島がソ連下に落とされるのも時間の問題だった。そこで戦後の東アジアにおける地域秩序の構築を目論んでいた米国としては、38 度線を提案することで、朝鮮におけるモラトリアムを置く必要があったのである。

ただ、これにはソ連の協力が必須であった。その上、38 度線の提案がソ連からの同意を仮令得ていたものだとしても、既に朝鮮半島に駐屯しているという有利な立場にあったソ連においては、この提案を反古にすることも考えられる。この提案の脆さに関しては米国も感じていたのだが、それは敗戦直後にマッカーサーが、日本本土での戦闘のため沖縄に駐屯していた第24軍団を、朝鮮半島に最も近く駐屯しているという理由で、急遽朝鮮半島へ向かわせたことからも読み取れる<sup>155</sup>。このような状況の中で、結局のところ、ソ連軍は38度線以南へ進駐しなかったことで<sup>156</sup>、38 度線は完成されたのである。

1

<sup>155</sup> United States Army Forces in Korea, 『History of United States Army Forces in Korea (HUSAFIK)』 제 1 권, 돌베게, 1988, p. 48.

<sup>156</sup> 日子후『평양의 소련군정: 기록과 증언으로 본 북한정권 탄생비화』, 한울아카데미, 2008, p. 35. 1945 年 8 月 15 日以降もソ連軍の一部は開城などの「以南」に進駐していたが、直に「以北」へ撤収した。これは、全朝鮮半島の日本軍武装解除を考えていたソ連の一部が「以南」へ進駐していたことだが、この時期から既に「38 度線」が成立していた上、如何に「38 度線」が急な提案だったのかを物語る。

このように、38 度線の最終完成は朝鮮半島進駐における米国の引け目に起因した結果物である。そして、「以南」に進駐していた一部のソ連軍が即時撤収した時点で38 度線は既に存在していたことを意味し<sup>157</sup>、同時にそれは敗戦直後から米軍が進駐するまでの間にも「以南」へ移動する「同胞」が存在したことを意味する。38 度線は、「北から南」への移動を「国内」移動とする意味合いを希薄化させた萌芽であり、国際政治が朝鮮半島に深く介入したという象徴であり、米国とソ連の体制の顕現そのものに他ならないのである。そして、南北朝鮮間における「38 密貿易」<sup>158</sup>の往来からも窺えるが、38 度線は中朝間の移動と同様、「解放」から南北朝鮮の各々の政府成立、ひいては朝鮮戦争が勃発するまでの間存在してはいたものの、「北から南」への移動が徹底的に遮断されていたわけではなかったのである。

#### 3. 最初の移動者は誰なのか

こうした国際政治による「北から南」への移動という解釈は、その後のイデオロギーに基づく「脱北」の解釈につながる。そのため、当初は如何なる者が移動し、如何に多くの人数が見受けられたのかを明らかにする必要がある。ただ、本論文はその主旨によって、確認すべき者を「以北」から「以南」への移動者に限定し、「以北」出身者もしくは「以北」に居住・定住者の移動について考察する。

1948年の『朝鮮經濟年報』によると、1945年10月から1947年12月の間に移動してきた者は約85万人である<sup>159</sup>。ただし、「以北」からの移動は専ら「以北」出身者だけではないことをまず、念頭におくべきである<sup>160</sup>。それは各時期の移動の要因が異なっていたためである。「解放」時代において、「北から南」への移動は事実上、3つの時期に最も多く見られる。つまり、①「解放」から約100日間、②1946年3月から6月の間、③1947年4月から6月の間である<sup>161</sup>。①における移動は「帰郷」が主たる背景であり、②の時期の移動は「政治・思想的な要因」が背景となっており、③は②の要因と併せて「食糧難」が背景だとされる。

米軍の資料によると、1945 年 10 月から 1948 年 8 月の間に、約 62 万人の「北から南」へ

当時、朝鮮人のソ連軍将校であった정量(ジョン・リュル)は、急遽南下が取り止められたという事実から、 既に米国とソ連の間で何かしらの合意がなされていた感じを受けたとされる。

<sup>157</sup>김국후, 前掲書, p. 33。

<sup>&</sup>lt;sup>158</sup>김재웅「북한의 38 선 접경지역 정책과 접경사회의 형성:1948∼1949 년 강원도 인제군을 중심으로」 『韓國史學報』제 28 호, 고려사학회, 2007, p. 131.

<sup>159</sup>朝鮮銀行調査部『朝鮮經濟年報』,1948,Ⅲ-16(「南朝鮮人口移動」).

<sup>&</sup>lt;sup>160</sup>김귀옥『월남민의 생활경험과 정체성: 밑으로부터의 연구』서울대학교 출판부, 1999, p. 43.

<sup>161</sup>김귀옥, 前掲書, p. 42.

の移動者がいたとなっている<sup>162</sup>。その他に、朝鮮銀行の資料では 1946 年 1 月から 1948 年 12 月の間に約 46 万人がいたとされる<sup>163</sup>。統計の設定時期にずれが見受けられるものの、しかしその多くは「解放」直後の 1945 年から 1946 年初期の間に移動した者だと推察できる。 米軍政下の外事処は、「解放」初期から 1946 年初までの移動者の多くは「帰郷」による移動者だとしていたが、1945 年末までに 25 万人(即ち、①の時期)の「帰郷」者が存在し、1947年にも移動者の 3 割が「帰郷」を背景に移動したとしている<sup>164</sup>。ただし、「解放」直後からの移動の主たる背景が「帰郷」だということは、南北間の移動者が「以北」出身者もしくは定住者ばかりではなかったことをも意味する<sup>165</sup>。それは植民地体制下の戦時期に「以南」出身者が「以北」や大陸方面へ動員されたことと関連するからである。

ところで、この①の時期における移動を促した要因として、「食糧難」及び「政治・思想的要因」も少々、考えなければならない。敗戦直前の朝鮮半島全域では、インフレによって経済的困難に直面していた上、元々食糧が不足していた。そして「解放」してからは、「以北」に対する米軍の南北貿易166の遮断は、「北から南」への移動に拍車をかけた要因でもある。ただ、②の3月から6月と③の4月から6月の移動といった相似している季節から推察すれば、②の要因は「政治的要因」であり、③の要因は「食糧難」だというように分けられる方が疑わしい。つまり、②と③は共に「春窮期」にあたる時期である。とりわけ「以北」は、植民地時代における「南農北工」という日本統治政策の下167、元々「食糧難」問題が「以南」に比べ一層深刻である168。それを察知し米軍の南北貿易の遮断が拍車をかけたのだろう。むろん、時期的に「春窮期」である②の時期における移動を促した「政治・思想的要因」も考えなければならない。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>162</sup>United States Army Forces in Korea, *South Korean Interim Government Activities*, No. 30, March 1948, Part I. Section I. Table2.

<sup>&</sup>lt;sup>163</sup>朝鮮銀行調査部『朝鮮經濟年報』, 1949, IV-19.

<sup>164</sup>김귀옥, 前掲書, p. 47.

<sup>165</sup>김귀옥, 前掲書, p. 43.

朝鮮戦争後、反共や反北の情緒が強かった韓国の状況からすると、南北間の移動の理由を政治的なものと 絡めることで身辺の安全を図っていたかもしれないとされる。

<sup>166</sup>張和洙「分斷國의 經濟交流에 관한 比較研究 -南北韓 및 東西獨의 事例를 中心으로-」『國防研究』 23, 국방대학원 안보문제연구소, 1980, p. 289.

南北間の交易物品は「以南→以北」: 重油、綿糸、鉛筆、新薬品、電球、米等であり、「以北→以南」: 天日塩、石鹸、飴、水産物、苛性ソーダ、カーバイド、セメント、肥料、機械類等だとされる。
<sup>167</sup>김귀옥,前掲書, p. 47.

<sup>&</sup>lt;sup>168</sup>朝鮮銀行調査部,前掲書, I -53(農業).

<sup>「38</sup> 度線」に最も近い京畿道・江原道を境界線とする場合、「以南」の収穫量は年平均にして、米穀収穫 (1936-1944)が 14,628,000 石であり、麦類 (1939-1944)9,615,000 石である。その反面、京畿道・江原道「以北」は米穀 5,629,000 石、麦類 1,454,000 石だとされる。

#### 4. 「政治・思想的要因」は主たる要因か

まず、「政治・思想的要因」による移動者が占める割合が高いということを疑わなければならないことだろう。もちろん、「政治・思想的要因」の移動自体は存在しており、初期の移動者の中には、商人などを始め、地主や医師、技術士、法律家、教師、公務員などが多く含まれていた<sup>169</sup>。この部類は所謂「エリート層」だということになるが、しかし、当時の朝鮮社会の全体において、この「エリート層」に属する者が大量に存在していたのかはまず考えられない。その上、このような「エリート層」になるには植民地体制に協力的な者、即ち「親日」経歴を持つ者である可能性も濃厚だと考えられる。言うなれば、この日本植民地体制に協力して一般庶民より大きな富もしくは地位を得た部類が、果たしてそこまで多くいたのかは実に疑わしいということである。というのも、『朝鮮經濟年報(1948)』の「越南理由」をみると<sup>170</sup>、「生活難(20,731人)、求職(892人)、思想(502人)、向学(82人)、帰郷(9,400人)、商用(252人)」とされているが、殆どは経済的な原因による移動であり、今日まで強調される「政治・思想的要因」はそこまでなかったのである。言い換えると、今日の「脱北」について考えられている要因の一つである政治的弾圧は、当初の主たる移動要因ではなかったのである<sup>171</sup>。

# おわりに

今日においては「以北(北朝鮮)」と「以南(韓国)」として用いられている「北から南」への移動だが、結局のところ米国とソ連という「外部勢力」による「解放」がもたらしたものであった。その現実を最も凝縮していたのは38度線であったが、「南北朝鮮」という別個の「国家」より米国とソ連という「体制」の顕現の線引きという性格が強いことが窺えた。それを踏まえた上で、当初の朝鮮半島内部の人口移動が「海外帰還同胞」と同線上で読み取られていた理由がわかる。「以北」からの移動には、「帰郷」を目指していた「以南」出身者も少なくなかったが、この南北間の人口移動には「食料難」が底流になっていたと見られる。

<sup>&</sup>lt;sup>169</sup>Bruce Cumings, *The Origins of the Korean War: Liberation and the Emergence of Separate Regimes* 1945-1947, 1981, p. 425.

<sup>&</sup>lt;sup>170</sup>朝鮮銀行調査部, 前掲書, I-9(人口動態、第 30 表「越南人職業別及越南理由別一覧表」).

<sup>「</sup>越南」とは、北から南へ移動する意味合いで使われているが、主に朝鮮半島「以北」から「38 度線」を越えて「以南」へ移動する意味として使われている。

<sup>&</sup>lt;sup>171</sup>とりわけ、無償没収・配分の「土地改革」の施行が移動の要因として焦点があてられているが、それによって「弾圧」を受けられる者が当時そこまで多くいたのかは疑わしい。

つまり、従来強く認識されてきたこの移動を促した「政治的要因」は、米軍政時代において は事実上それほど重要性を持ってはいなかった。

このように移動してきた「同胞」について米軍政は「Refugees」、言い換えれば「避難民」という語で表現していた。南北間の移動者を「避難民」として表現したのは、当時の朝鮮社会と当局の間において相当な乖離を表す証拠でもあった。社会的弱者ひいては「他者」といったイメージを浮かばせる語であったにもかかわらず、むしろこれは李承晩政権が政策決定に関わっていなかったためにみられた現象でもあったといえよう。つまり、初期の「以南」の状況は、南北間の移動者をレトリックとして用いるには距離のある状況だったといえる。そして、これは、当局者が誰だったのかにも左右されていた証左であった。したがって、次の課題としては、一体何に対する「難」であり、当初彼らに対する米軍政の認識と、「避難民」について「以南」の政治と社会で如何に捉えていたのかについて考察すべきであろう。

第三章 「避難民」とされた「海外帰還同胞」 — 「解放」時代の朝鮮半島における人の移動を中心に —

#### はじめに

日本による植民地支配体制が終焉を告げてから、朝鮮半島では「国籍」に関係なく多くの人が移動するようになった。その中で最も多くみられるようになった人々は、海外から朝鮮半島へ帰還する朝鮮半島出身者であったが、「解放」直後からの朝鮮半島以南ではこれらの帰還者が「部외刊塾を至(海外帰還同胞)」として表現されていた<sup>172</sup>。文字通り「帰還」もしくは「帰郷」に焦点があたった語であった。当時の「以南」の当局であった米軍政は、このように急増した「同胞」への対策を次第に講じなければならなくなった。実際、この解放時代における移動者に関する先行研究では、如何にこの移動者が経済的に深刻な状況に陥っていたのか<sup>173</sup>、彼らに対する支援対策や活動は如何なるものがあったのか<sup>174</sup>、またその際に当時の当局であった米軍政は如何に関与していたのか<sup>175</sup>などに焦点をあてたものが多く挙げられる。

ただし、当初の移動者が支援を必要とするくらい深刻な経済的状況に陥っていたからとはいえ、その経済的な理由を海外帰還同胞が朝鮮半島に移動した根本的な理由として理解してはならないだろう。それは、何よりもこの移動における主たる原因が植民地体制の崩壊に触発された「帰郷」だったことにある。そして、当時の朝鮮半島でみられた深刻なインフレーション<sup>176</sup>と食糧及びエネルギー供給における不安定な状況も、経済的な目的によって朝鮮半島へ移動したとは見難くさせるのである。このように不透明であった朝鮮半島の経済的な展望は、海外に居住していた同胞を引き続き現地に留まらせた要素でもあった。つまり、現地の経済的な環境の悪化によって海外の同胞が朝鮮半島へ移動したと見るには、更なる説明が必要になるのである。それにもかかわらず、「避難民」が用いられるようになった事実は、同胞に対する経済的対策が必要であるという表面上の状況が重視された所産だと言

<sup>&</sup>lt;sup>172</sup>「五百萬의 戰災同胞輸送 二個月 以內에 完了計劃」『東亞日報』、(1946.02.10).

当時、海外に 500 万の同胞がいると言われていた。ただ、「朝鮮在外戦災同胞救済会本部」では、700 万人だとするなど、確実に把握できる統計は見受けられない。

<sup>&</sup>lt;sup>173</sup>윤선자「해방 후 전남지역으로 귀환한 해외한인의 현황」『역사학연구』제 22 권, 호남사학회, 2004, np. 63-100

<sup>174</sup>이현주「해방 직후 인천의 귀환 전재동포 구호활동:『대중일보』기사를 중심으로」『한국근현대사연구』제 29 권, 한국근현대사학회, 2004, pp. 35-59.

<sup>&</sup>lt;sup>175</sup>황선익「해방 후 귀환구호활동의 전개와 미군정의 대응」『한국근현대사연구』제 85 권, 한국근현대 사학회, 2018, pp. 117-149.

<sup>&</sup>lt;sup>176</sup>朝鮮銀行調査部『朝鮮經濟年報』, 1948, I -326.

わざるを得ない。

ところで、ここでもう一つ注目すべきは、「避難民」の使い方が当時と今日との間において乖離している感がある点だ。通常、避難民という語は、ある困難を避けるために「一国の外部への移動」や「国内での移動」をした人を意味する<sup>177</sup>。ただ、本稿で挙げる「避難民」とは、「外部から一国(或いは、「本国」)へ移動する者」といったように用い方が逆であった。即ち、「避難民」は単なる困難を避けた者という意味にしかならず、帰還や帰郷を目的として移動したという意味とは距離のある語だと言わざるを得ないのである。そのため、如何なる出身地の者なのかに関わらず、人の移動だけに焦点をあてて用いられた語だといえるのである。

ただ、それ以外にも乖離していると考えられるのは、当時の朝鮮社会で朝鮮半島の住民を呼称する語として「害至(同胞)」などが好まれていた状況がみられたためである。後述するが、或る災難を受けた朝鮮人同胞に対して、当時の朝鮮社会では「戦災同胞」や「罹災同胞」が用いられていた。たとえ、当局による経済的な支援が必要であったとしても、あくまで彼らは「同胞」と表現されていたのである。それにもかかわらず、「避難民」という語は、困難に満ち溢れる海外を脱して朝鮮半島へ移動したという「事実」に焦点があたったものであり、「同胞」の帰還に焦点をあてた所産だとは見難いのである。結局のところ、「避難民」がみられたのは「第三者」であった米軍政が用いていた「Refugees」と関係すると考えられる「178。「Refugees」が「避難民」と関係すると考えられるのは、米軍政にとって「Refugees」であった海外帰還同胞などの朝鮮人同胞は、戦後処理の一つでもあった「送還」の対象者に過ぎなかったことと関係する「179。つまり、米軍政の都合によって「Refugees」がそのまま「以南」に流入した所産が「避難民」であり、結果的に朝鮮半島出身者が移動した原因が「帰郷」から「避難」にすり替えられたという推察をも可能にさせるのである。

では、何故帰還する同胞に対して、「避難民」は使われるようになったのか。一体、如何 なる過程を経て「避難民」は定着していき、果たしてそれは何を意味するのか。本稿では、

<sup>&</sup>lt;sup>177</sup>阿部浩己「新たな人道主義の相貌-国内避難民問題の法と政治」、島田征夫編著『国内避難民と国際法』 信山社、2005、p. 229。

移動者には、大きく「難民(Refugees)」や「避難民(Displaced persons)」、「帰還民(Returnees)」などがあるとされる。当時の「同胞」には、帰還が焦点にあてられていたにも関わらず、「避難民」などが用いられていた背景をみるべきであろう。

<sup>&</sup>lt;sup>178</sup>United States Armed Forces in Korea 『駐韓美軍史(History of the United States Army Forces in Korea)』 Part I, 돌베게, 1988, p. 637.

当時の米軍は「国籍」に関係なく、移動者を基本的に「Refugees」としていた。つまり、この一環として、朝鮮人「同胞」にも「Refugees (避難民)」があてがわれるようになったとみられる。
179外村大『朝鮮人強制連行』岩波新書、2012、p. 251。

米軍政時代の朝鮮半島以南で用いられた「避難民」に焦点をあてて、米軍政の「以南」占領・ 統治と海外から帰還する朝鮮人同胞に対する捉え方との関係性を明らかにする。

## 第一節 植民地支配の「解放」と「海外帰還同胞」の帰還

## 1. 敗戦と「海外帰還同胞」の登場

日本の敗戦によって植民地支配から解放された朝鮮半島では、解放直後から多くの人の移動がみられるようになった。言うまでもなく朝鮮半島の外部からの移動においては、朝鮮半島出身者が最も多かったのだが、彼らが移動した主な理由は帰郷であった。海外から多くの朝鮮人同胞の移動がみられたのは日本植民地時代、とりわけ戦時期に満洲地域や日本本土といった海外へ多くの朝鮮人が帰郷するためであった。つまり、海外へ多くの朝鮮人同胞を流出させた背景でもあった植民地体制が崩壊することによって、朝鮮半島には解放がもたらされたが、その解放が朝鮮人同胞の帰還に繋がったということである。帰還者である海外帰還同胞の増加は、次第に海外帰還同胞への対策の必要性も浮上させていった。

ところで、このような海外帰還同胞は、当局の支援が必要だったほど深刻な経済的状況に陥っていたことが特徴として挙げられる。例えば、解放直後の最初の朝鮮半島の「国家」である「朝鮮人民共和国」の成立を試みていた「朝鮮建國準備委員會(建準)」は、解放直後に流入する同胞についてのビラを朝鮮社会に配布したが、その際の認識は以下のように記されていた。

「我々は我々の力で帰還同胞! 戰災同胞!を援護しよう。特志同胞は左記へ 京城府鍾路二丁目一九(電光 六六八) 朝鮮建國準備委員會 | 180

当時の朝鮮半島以南において、海外から帰還してきた同胞は援護対象者であることが暗に認識されていたことが窺える。実際、同胞に対するこのような認識がみられたのは、既に家宅設置や職場斡旋などの福祉及び経済対策の必要性が提起されていたためである<sup>181</sup>。当時の同胞が如何に厳しい経済的状況に立たされていたのかが容易に推察できる。そして、当時の「以南」当局であった米軍政は、喫緊を要する問題として食料・エネルギー供給の問題と

181 「歳末救恤運動期間 明日早日 京畿道서 實施」『東亞日報』、(1946.12.14).

<sup>&</sup>lt;sup>180</sup>김현식 • 정선태 『삐라로 듣는 해방 직후의 목소리』, 소명출판, 2011, p. 39.

우리들은 우리들의 힘으로 帰還同胞! 戰災同胞!를 援護하자. 特志同胞는 左記로

京城府鍾路二丁目一九(電光 六六八) 朝鮮建國準備委員會

冬場の住居不足問題の解決を主眼に置くようになった。しかしながら、当時の朝鮮半島も経済的に厳しい状況に見舞われていたため、このような同胞に対する対処が直ぐに施されるのは困難であった。解放直後の朝鮮半島における経済的状況は非常に深刻であったのだが、端的にこれは植民地時代における影響と解放後にみられた政治的な対立などの混乱が相俟った所産だったのである。

## 2. 経済体制の変化とインフレーション

では、具体的にどのような厳しい経済的状況が当時の朝鮮半島で立ちはだかっていたのか。まず、植民地体制及び戦時期の影響によるインフレーションが挙げられるが、このインフレーションは植民地時代の統制経済が解放後から自由経済に復帰したためみられたものであった<sup>182</sup>。敗戦直前までの日本は、朝鮮半島で大量の紙幣の発行及び国債による賃金の支払いなど実物経済に手を出すことを通じて、戦争資金の調達に集中していた。とりわけ、紙幣増加の推移をみると敗戦直前になって急激に増加していた<sup>183</sup>。また、労働者の賃金の「搾取」なども生活を疲弊化させた一因であったが、例えば先程の国債による賃金の一部の支払い<sup>184</sup>や戦時体制における公債による資金の充当<sup>185</sup>、そして「愛国貯金」<sup>186</sup>などがそれである。結果的に、事実上の賃金の凍結及び貯金の強要であったため、これらは搾取に他ならなかった。そして、この統制されていた経済が敗戦以降の自由経済へ移行することで、朝鮮半島の物価も次第に急騰するようになったわけである。

ここで、当時の物価が如何に高騰していたのかについて、穀物の物価の推移を用いて見ることにする。日中戦争以降の穀物の物価は非常に厳しい状況に見舞われていたが、これは戦時期における米穀不足が蔓延化したことと関係する<sup>187</sup>。つまり、朝鮮半島が「戦時食糧供給基地」とされつつあったことや 1939 年における大旱害などが相俟ったということである。1945 年 8 月の米穀の卸売物価指数を 100 として基準にしてみると、同年 12 月の 107.3 から上がり始め、1946 年 6 月には 485.6 にまで膨れ上がり、他の食糧の場合も 1945 年 8 月の

<sup>&</sup>lt;sup>182</sup>森田芳夫『朝鮮終戦の記録』、巌南堂書店、1964、p. 334。

<sup>&</sup>lt;sup>183</sup>朝鮮銀行調査部『朝鮮經濟年報』, 1948, I -326.

朝鮮銀行券の発行高(単位 100 万円)は、1945 年 2 月に 3,410 であったものが、同年 7 月には 4,698 になり、 敗戦及び米軍の「以南」進駐があった同年 9 月には 8,680 まで膨れ上がっていた。

<sup>184「&</sup>quot;뽀너스"로 國債를 16回 事變國債를 賣出」『東亞日報』、(1940.05.25).

<sup>185「</sup>貯蓄과 物價의 關係 水田財務局長放送要旨」『東亞日報』、(1940.06.18).

<sup>186「</sup>貯蓄組合强化週間」『東亞日報』、(1940.08.08).

<sup>&</sup>lt;sup>187</sup>李松順「일제 말기 戰時體制下(1937~1945) 조선에서의 米穀 供出과 농촌경제의 변화」,高麗大學校 大學院史學科碩士學位論文,1992.

100 から 1946 年 6 月に 496.7 まで跳ね上がるなど<sup>188</sup>、解放期の物価は高騰していた。それ以外の物価の状況も、この食糧の状況と大差がないか、もしくはそれ以上の上がり振りを見せていた。結果的に、物価の高騰は「解放」後の朝鮮半島経済の疲弊化に繋がったが、この経済的困難は物価の問題だけに留まるものではなかった。即ち、経済活動ひいては生活の根幹をなすエネルギー供給の問題も立ちはだかっていたのである。

## 3. 「以北」に対する「以南」のエネルギー依存問題

では、エネルギー供給問題は如何に厳しい状況だったのか。この問題は、解放後の「以南」 経済を困難に立たせていた根本的な要素であるが、端的にその問題とはエネルギー供給が 不安定だったことである。実際のところ、電力の産出量の状況は、「以北」と「以南」で各々 1,262,500Kw 及び 206,290 Kwであっただけでなく、発電量も 909,200 Kw 及び 79,500 Kw であった<sup>189</sup>。この圧倒的な産出・発電量の差は、自然に「以南」が「以北」に電力供給を頼 らざるを得なかったことを意味していた。またこの差は、「以南」と「以北」という基準に よって数値を示していることから、解放後に発生した一種の「人為的」な差であると推察で きる。ただし、当問題を分断後に発生したという視点だけで捉えるのは慎重になるべきであ ろう。それは、ここまで南北朝鮮間の電力生産量の差がみられた背景が、果たして分断だけ にあったのかということである。言い換えると、当問題は解放以前からの朝鮮半島に存在し ていた産業構造上の問題として認識すべきなのである。そしてこれは、自然に植民地時代の 政策が影響していたという結論に辿り着けるものである。

実際のところ、戦時期の日本は「南農北工」政策を朝鮮半島に実施したのだが、朝鮮半島の南部と北部に主たる産業を農業と工業といったように各々分散させていったこととエネルギー供給問題は関係するようになった。つまり、朝鮮北部に工業施設や発電施設が集中した状態のままで解放が実現されたことで、結果的にエネルギー供給問題の根源へと繋がったのである。そこに、米国・ソ連による北緯38度線が「解放」直後の朝鮮半島に敷かれたことで、朝鮮北部に集中していた工業・発電施設はそのまま「以北」に集中する結果に結び付いたのである。

ただ、「以南」において電力供給が問題視されたのは、電力不足と不安定な電力供給のためだった。これは、「以北」の発電施設の故障などによる発電量不足も要因の一つではあっ

-

<sup>&</sup>lt;sup>188</sup>森田芳夫、前掲書、p. 335。

<sup>&</sup>lt;sup>189</sup>朝鮮銀行調査部『朝鮮經濟年報』, 1948, I-324.

たものの190、根本的な理由は米・ソ連の両軍の朝鮮半島への進駐で南北朝鮮に各々の異なる 体制がみられたことによる影響が大きかった。つまり、南北朝鮮間の「左右対立」などの政 治的対立の影響が作用したということだが、実際エネルギー供給問題は米・ソ連両軍の駐屯 問題とも関わっていた191。その上、「単独政府」のような南北朝鮮各々の政府樹立とも関わ っていた。例えば「以北」は、単独政府が「以南」で成立する場合には断電を行うという警 告をしていたが、この主張は「以南」で予定されていた 1948 年 5 月 10 日の総選挙の時期ま でも引き続きみられた192。そして、「以北」は「以南」の総選挙が実施された直後に断電を 行ったのだが<sup>193</sup>、これだけみてもエネルギー供給問題と政治問題が如何に密接な関わり合い を持っていたのかがわかる。その上、米軍の発電艦が釜山に碇泊したことや194、エネルギー 供給が「以南」 存立における核心的問題だという懸念を米軍側が本国(米国)に打電するなど 195、当時の占領軍であった米軍(米国)は朝鮮半島のエネルギー問題が政治化される状況を注 視していた。このように「以南」におけるエネルギー供給問題は、植民地時代の影響と敗戦 の影響(38 度線の施行)が混ざり合って台頭したものである。そして、「以北」からのエネル ギー供給を依存する形にさせたことに発するものとして理解すべきである。同時に、南北朝 鮮間の政治的手段、及び国際政治における懸案の一つとしても位置づけられたのであった。 このように、エネルギーの供給は「国家」を左右するほど深刻な問題であった。一方で、 個人の状況を左右する問題としては住宅不足があった。即ち、住宅不足問題についての検討 は、同胞が帰還した本当の意味を見出す重要な要素になるといえる。

#### 4. 住宅不足問題への対処

米軍政が敷かれていた「以南」において、流入する同胞が増加することによって住居不足問題も次第に重要な懸案になったが、凍死などの人命に直接関わる問題に発展したほど深刻だった<sup>196</sup>。そのため、米軍政当局は臨時的対策として「舍る(穴蔵)」の建設を公表した。また、「戦災民失業者委員会」は遊郭や料亭及び寺院の開放を要求するなど、住宅不足問題

190「서울의 減電理由는」『東亞日報』、(1946.12.20).

<sup>191「</sup>아직 對外貿易은 困難 送電料件은 兩駐屯軍의 問題」『京郷新聞』、(1947.05.29).

<sup>192「</sup>延安貯水池開放承諾 断電않기로 相約」『京郷新聞』、(1948.05.07).

<sup>193「</sup>北朝鮮,及其也送電을 끊다」『京郷新聞』、(1948.05.15).

<sup>194「</sup>北朝鮮送電中斷에 對備 美發電艦南朝鮮에 碇泊」『京郷新聞』、(1948.05.15).

<sup>&</sup>lt;sup>195</sup>United States Department of State, *Foreign Relations of the United States,* 1948, VolIV, Korea, p. 1167.

<sup>196「</sup>베풀자 同族愛! 救하자 戰災民 凍死, 病者들 續出」『東亞日報』、(1946.12.11).

の解決を喫緊の問題として看做していた<sup>197</sup>。そのような状況で、米軍政は更なる解決策として日本本土へ帰還した日本人が朝鮮半島に残した財産である「敵産」の処分、つまり「적산불하(敵産拂下)」<sup>198</sup>の実施を試みるようになった<sup>199</sup>。『敵産小事業機關及住宅拂下細則』<sup>200</sup>という題目からも窺えるように、米軍政は住宅問題の解決を非常に重視していた。しかしながら、敵産払下は敵産の払下げの方法が競売の形式で行われていたこと、またこの競売に参加できた者が既得権層との繋がりがあった者か、もしくは競売に参加できるくらい資金がある者に限られるようになっていた。そのため、敵産払下は既得権層の腹を肥やす結果に留まり、また支配的な資本家が台頭するきっかけにもなったのである<sup>201</sup>。とりわけ、長らく海外にいた海外帰還同胞は、朝鮮半島における政治・経済的基盤を持っていなかったため、敵産払下による恩恵を受けることは殆どなかった。それどころか、彼らの住宅不足問題の解決はますます遙遠になっていったのであった。その上、解放直後からの「以南」では、敵産の処分によって住居問題の解決を試みる提起が見られていたにもかかわらず、米軍政は1947年になってから漸くこれを実施する意思を示した。しかし、結果的に、これは蔓延していた住宅不足問題について米軍政が適切に対処してこなかったことを自認することに他ならなかったのである。

このような要因だけみてもわかるように、当時の朝鮮半島は政治・経済的に厳しい状況であったこと、とりわけ帰還した同胞にとっては不利な状況だった。そして、このような状況は、約 200 万人に及ぶ海外の同胞を引き続き現地に留めさせる要因として作用した。つまり、朝鮮半島の政治・経済的状況及び未帰還の同胞の存在が物語るのは、逆説的に海外帰還同胞が移動した主たる背景は「避難」ではなく「帰郷」だったということである。

## 第二節 「以南」当局における「海外帰還同胞」対策

#### 1.「海外帰還同胞」に対する援護の必要性と対処

ところで、帰還を目的として移動した同胞は、一体如何なる事情によって支援が必要にな

<sup>197「</sup>戰災同胞의 過冬措置로 遊廓, 料亭 等 開放 戰災民委員會에서 各 方面에 要求」 『東亞日報』、(1946.11.26).

<sup>&</sup>lt;sup>198</sup>「적산불하(敵産拂下)」とは、戦後朝鮮半島に残された米軍の「敵」であった者の財産、即ち日本人の財産を払下げることを意味する。米軍政は、これを通じて「以南」の経済・住宅不足問題の打開を試みていたが、結果的に「失敗」したといえる。

<sup>&</sup>lt;sup>199</sup>「遊休의 敵産家屋 거저두고 "움집"이란 웬말?」『東亞日報』、(1946.12.14).

<sup>200</sup>朝鮮行政學會編『敵産小事業機關及住宅拂下細則』朝鮮行政學會,1947.

<sup>&</sup>lt;sup>201</sup>김석준『미군정 시대의 국가와 행정:분단 국가의 형성과 행정 체제의 정비』,이화여자대학교출판부, 1996, p. 362.

ったのか。そして、海外での生活はそこまで深刻な状況だったのだろうか。

先述のように大量の朝鮮人同胞が海外へ移動したのは植民地時代であり、その中でも戦時期に集中していた。もちろん、戦時期以前からも出稼ぎのために移動したケースは存在していたため、一概に戦時体制のために移動したとは限らない。しかし、基本的には帝国主義日本による動員の性格が強かった。動員という側面が強かったためか、海外現地における朝鮮人同胞の賃金や生活環境は、朝鮮半島での生活に比べてあまり改善されなかった<sup>202</sup>。

しかし、この戦時体制は敗戦によって終焉を迎えることになり、この時期から多くの同胞は次第に朝鮮半島へ帰還することになった。ただ、大多数の同胞が居住していた日本本土や中国大陸・満洲地域から朝鮮半島へ帰還する際、山賊や馬賊、海賊などに出くわす危険があった<sup>203</sup>。とりわけ、戦闘行為の頻発は多くの同胞に移動を余儀なくさせたが、中国大陸における国共内戦などの物理的脅威も移動を促していた<sup>204</sup>。一方、米軍の占領地域では、上限1,000円までの所持金搬入が認められるという制限までもが設けられていたが<sup>205</sup>、これは海外で蓄えていた財産を事実上没収することに等しい措置だった。当然ながら、ほぼ一文無しの状態で「以南」へ入ることは避けられなかったのである。そして、帰還の過程における苦難や「入国」の関門などは、同胞が当局からの支援を必要とする要因の一つになったのである。ただし、先ほどの敵産払下のケースからも窺えるように、経済的救援を要する背景は「国内」における同胞の基盤が乏しかったこと、即ち長年の海外生活によって朝鮮半島での経済的基盤が殆どなかったためでもあった。この帰還過程にみられる様々な障害からも、当時の海外帰還同胞の殆どは「以南」で経済的な余裕を持つことが困難であったことがわかる。

では、朝鮮半島へ帰還するために移動した海外帰還同胞に対して、当時の「以南」当局は如何なる対策を施していたのか。後ほど挙げる文書からも読み取れるように、「以南」当局は帰還する同胞に対する否定的な認識を示すようになった。しかし、それは、「以南」当局の政策が「恩恵的」な性格を帯びていたためではないだろうか。

財政的な状況や流入人口をみると、1947 年までの海外帰還同胞と「戦災民」の人数は連動していた。当然ながら、急増する海外帰還同胞に伴って彼らに対する支援も多大な負担に

<sup>&</sup>lt;sup>202</sup>外村大『朝鮮人強制連行』、岩波新書、p. 108。

<sup>「</sup>内地人」と同じ扱いとして動員することが内閣決定されていたとされるが、実際これが実現することは なかったとされる。

<sup>203 「</sup>沿岸에 倭海賊 燈臺를 破壞逃走」『東亞日報』、(1946.02.10).

<sup>204「</sup>國共서 兩軍北平激戰」『東亞日報』、(1945.12.22).

<sup>&</sup>lt;sup>205</sup>United States Army Forces in Korea, *South Korean Interim Government Activities*, No. 30, July-August 1948, p. 9 ( [Repatriation From Japan] 13-C).

なっていた。当時の「以南」の歳出予算をみると総歳出が 19,444,109,000 圓であったが、主に「戦災民」の定着などを担当していた保健厚生部だけで 866,999,000 圓を支出していた 206。結果的に、30 億圓近くの赤字財政の要因にもなり、当局だけによる援護措置は限界を迎えるほど非常に大きい財政的な負担になっていたのであった207。その中でも「避難民救護所」に収容された同胞は、「以南」へ流出されてからも「就職斡旋」、「住宅支援」、「一般救護」のような後続支援を受けるようになっていた208。例えば、先述の「一般救護」をみると「外部」から流入した同胞の人数は総計 2,482,364 人であったが、その中で救護を要する人数は 1,453,123 人にも上っていた。これは、「以南」へ移動した同胞の中でも定着までの支援に加え、その後も暫くの間支援が不可欠だった者が非常に多かったことを意味する。

## 2. 負担になりつつあった「海外帰還同胞」

しかし、先述の物価や流入者の推移から窺えるように、当時の「以南」は経済的状況が不透明であった。その上、米国による支援物資で支えられていたのだが、これは当局における負担の増加が社会安定に直結する問題であったことを意味する。このような状況下で「以南」当局は、この同胞に対して、「以南」社会でみられるような「同胞」の受容という認識を示していたのだろうか。

## 「(4)公的救護の対象人口

要救護及び救護を受ける世帯数は 154 万戸で人員数は 735 万余名に達している。その中で戦災に因って救護を受けた、或いは受けている世帯が 95 万世帯であり、人口数は 4 百 82 万余名に達したことは、直接戦禍は極僅かな部分に過ぎないが、間接的な被害が如何に大きかったのかを推察できる。そして、この戦災民の生活問題の解決は、朝鮮の政治や経済の全般的な諸問題の解決の鍵になるものである。」<sup>209</sup>

要救護及救護를 받는 世帶數는 154 萬戸로 人員數는 735 萬餘名에 達하고 있다. 그 中 戰災로 因하여救護를 받은 또는 받고 있는 世帶가 95 萬世帶요 人口數는 4百82萬餘名에 達하였음은 直接 戰禍는 極少部分에 지나지 않았으나, 間接的인 被害가 얼마나 컷다는 것을 推察할 수 있으며, 이

戰災民의 生活 問題의 解決은 朝鮮의 政治, 經濟의 全般的인 諸問題 解決의 關鍵이 되는 것이다.

<sup>&</sup>lt;sup>206</sup>朝鮮銀行調査部『朝鮮經濟年報』, 1948, I-266~ I-269.

<sup>207「</sup>救하자! 戰災同胞」『東亞日報』、(1946.10.20).

<sup>&</sup>lt;sup>208</sup>申相俊「駐韓美軍政廳의海外歸還同胞 및 越南民에 대한 救護行政」『복지행정논총』제 4 권, 1994, 복지행정학회, p. 26.

<sup>&</sup>lt;sup>209</sup>朝鮮銀行調査部,前掲書, I-10(人口動態).

<sup>(4)</sup>公的救護의 對象人口

上記の文書からすると当初の海外帰還同胞に対する認識は、通常の同胞に対する認識とは少々かけ離れていた。それは、当文書の最後に記されている「この戦災民の生活問題の解決は、朝鮮の政治や経済の全般的な諸問題の解決の鍵になるものである」という部分から窺える。つまり、負担だという認識に注目せねばならないことである。同胞を帰還者としてよりは、政策における数値の材料としてみていた傾向が強かったことを示唆するのである。そして、朝鮮半島の政治・経済の足枷として当局が看做していたことは、「以南」社会で見られた民族的名分からすると乖離感があったといえるだろう。

実際、「以南」へ流入した海外帰還同胞と「戦災民」の人数の推移は関係している。それは、解放直後の朝鮮半島における朝鮮人の人口が約2,700万であったが、この全体的な人口の数値からも流入した同胞が占める負担が相当あったことが窺える<sup>210</sup>。つまり、「以南」当局だけでの対応はほぼ不可能に近かったと見られる。それにもかかわらず、当局の負担が表面に浮かんできたことは、「以南」社会の認識からすると同胞の受容を否定的にみる口実に他ならなかったと言えるだろう。その理由は、経済的に貧しかった「以南」社会であったにもかかわらず、「以南」住民に対して同胞に対する援助の必要性を呼びかけるなど同胞の受容は妥当であるという認識が社会全般に及んでいた上、それを積極的に推進していたからである。このような社会の状況に鑑みると、当局が受容を負担だと認識すること自体、朝鮮半島の「政府」としてその責務を誠実に遂行していなかったとも言える。このように、米軍政の施政下では、行政機関が挙って同胞に対する政策を打ち出した形になっていた。

## 3. 「海外帰還同胞」受容体制と米軍政

では、如何なる機関が海外帰還同胞に対する支援をするようになり、また如何なる体制で備えていたのだろうか。まず、この同胞に対する受容は「外事課(後の外務処)」と「保健厚生局(後の保健厚生部)」、「国立避難民委員会」及び「避難民救護所」などが対応していた<sup>211</sup>。その他にも「国立警察」及び、後日の軍に該当する「国防警備隊」や「海岸警備隊」などの機関も同時に動いていた<sup>212</sup>。ある意味「国家」総動員体制で対応していたわけだったが、この中で国防警備隊や海岸警備隊などの機関が介入していたことは、所謂同胞の帰還を念頭に置いていたとは思えなくさせる。もちろん、これらの機関は、「国家」・社会の治安を担当

<sup>&</sup>lt;sup>210</sup>Historical demographical data(http://www.populstat.info/Asia/koreaco.htm) (2017.10.20 最終アクセス洛)

<sup>&</sup>lt;sup>211</sup>申相俊, 前掲書, pp. 7-17.

<sup>&</sup>lt;sup>212</sup>申相俊, 前掲書, p. 20.

していたために稼働されたとは考えられる。しかし、ここまで「積極的」に同胞の帰還に対処する任務にあたっていたのは、平時の出入国の移動とは異なる状況があったためだと推察できる。その状況とは、当時の南北朝鮮間の武力衝突の台頭が挙げられる。つまり、これらの機関は、同胞を暫定的な「敵」である可能性に重きを置いていたとみられる。では、国防警備隊や海岸警備隊以外の「以南」の機関は同胞を如何に認識し、各々の機関は如何なる役割を果たしていたのだろうか。

まず、保健厚生局の場合は下部組織として、(1)医務課(2)薬務課(3)予防医学及び生政課目(4)衛生施設課(5)獣医課(6)厚生課を設けていたが<sup>213</sup>、名称からも推察できるように福祉や衛生を主に担当していた。とりわけ、この保健厚生局は流入した同胞の後続支援・措置を施す機関として存在していたため、全体の予算編成において大きな割合を占めていた。また、「以南」の各行政の代表で構成されていた国立避難民委員会(National Refugee Board)の場合、「避難民」への任務として、①「避難民の処理計画及び調整」、②「避難民の 道配置」、③「同委員会の計画及び政策の公布」を遂行していた<sup>214</sup>。

外務処に関しては、表面上「外国人」や「外交関係」などを扱う認識が「海外帰還同胞」に対しても示していたとみられる。ただ、同時に、外務処には「国外」にいる「同胞」を担当していた機関だったという特徴もある<sup>215</sup>。もちろん、当時の同胞には正式な「国籍」がなかった。それと同時に「国外」からの流入者であったため、外務処が介入することはある意味当然だった。ただし、外務処が38度線の管理も主たる任務としていたことは<sup>216</sup>、単純に「外交関係」や「外国人」などを扱うに留まるものではなかったと推察できる。いうなれば、「以北」を含めた「国外」からの移動者を管理することが、この機関の特徴だったということである。その理由は、「以北」に対する管轄権が及ばなかったため、即ち臨時的に「国外」として扱っていたからである<sup>217</sup>。しかし、「一つの朝鮮」という民族的なテーゼからすると、「以北」が「国外」扱いになっていたことは、朝鮮人社会と「以南」当局との間に認識の乖離が生じていたことの別言だといえる。

0

<sup>&</sup>lt;sup>213</sup>申相俊, 前掲書, p. 14.

<sup>&</sup>lt;sup>214</sup>申相俊, 前掲書, p. 16.

<sup>215「</sup>在日同胞生活保障에 寄與 外務處에서 東京連絡事務所設置」『東亞日報』、(1946.05.01).

<sup>216「</sup>國境化하는 三八線通過旅行을 不許軍政廳外務處發表」『東亞日報』、(1946.05.24).

<sup>&</sup>lt;sup>217</sup>United States Army Military Government in Korea 『美軍政廳官報(OFFICIAL GAZETTE United States Army Military Government in Korea)』Vol. NO. 1 (Sept. 1945-Sept. 1946),原主文化社,1993, p. 183.

<sup>「</sup>在朝鮮美國陸軍司令部軍政廳法令第三十九號」の「對外貿易規則第八項」によると、「本令에 朝鮮이라 稱함은 本命令에 屬한 朝鮮의 全域을 意味함(本令で朝鮮と称するところは、本命令に属する朝鮮の全域を意味する)」と述べられている。ここから、管轄権の及ばない「以北」は、事実上「国外」として看做されていたことがわかる。

そして、このような考えに基づいて同胞の受容体制を見ると、国防警備隊や海岸警備隊に 比べて程度は緩かったものの、流入する同胞への監視及び検問の役割が見られたという共 通点があることがわかる。保健厚生局の場合、避難民への審問や移送の監督<sup>218</sup>などの責任が あったことから、福祉の目的だけで存在したとは考え難い。その上、外務処の場合も米軍政 庁への状況報告が義務付けられていた<sup>219</sup>。これらを併せて考えると、同胞のためというより は同胞の状況を把握することに焦点をあてていたと見られる。結局、米軍政の「同胞」に対 する視線とは、占領・統制における安定的な運営のために把握する必要のあった材料に他な らなかったわけである。

# 4. 米軍政における「以南」運営の安定化

しかし、何故、米軍政は、ここまでして海外帰還同胞の対策を講じていたのか。単に、同胞の状況が緊急を要するため、もしくは植民地体制の解体のためであるとは見難い。それは、当時、ソ連軍は朝鮮半島での戦闘を遂行しただけでなく進駐もしていた一方で、米軍は朝鮮半島における戦闘行為が全くなかったという違いに起因するのである。つまり、ソ連軍に比べて、米軍には朝鮮半島進駐における名分が最初から欠けていたことである。赤字財政になるまでの運営に併せて民間への手を差し伸べてまで移動者に対処しなければならなかったのは<sup>220</sup>、当時の「以南」社会の安定が必要だった米軍政の意向が反映されていたからだといえるだろう。そして、その進駐の名分とは、朝鮮半島へ進駐した目的の一つでもある南北朝鮮における「臨時統一政府」の樹立とも関わってくる。朝鮮半島へ進駐する以前からの米国は、朝鮮半島における臨時統一政府を提案したのだが、ある意味この提案は米国の威信とも関わってくる問題であった。これを遂行するためには、何よりも「以南」社会の安定が不可欠であった。それは、安定的な「国家」運営を通じてこそ朝鮮半島進駐に遅れを取っていた米軍の妥当性が主張できる上、また臨時統一政府を議論する「米・ソ共同委員会」にも堂々と臨めたからである。

更に、米軍が進駐した目的でもあった朝鮮半島から本国へ人を送還させるという課題は、 同時に海外から朝鮮半島への流入も重要な課題だったことを意味する。人々を安定的に移 動させることは、「以南」社会の安定における「カギ」でもあった。その安定において「検

<sup>&</sup>lt;sup>218</sup>申相俊, 前掲書, pp. 18-19.

<sup>&</sup>lt;sup>219</sup>申相俊, 前掲書, p. 19.

<sup>&</sup>lt;sup>220</sup>「歸還戰災同胞統計의 救護事業의 現状」『京郷新聞』、(1946.12.01). 民間において義捐金の募集が促されるなど、当局と民間の共同体制で「同胞」への救護を試みていた。

疫」は、如何に安定的な運営がされているのかを判断させるバロメーターであった。実際のところ、この「検疫」について米軍政は、大陸などの北方からの流入者を主たる対象にしており、朝鮮人の一時的滞在及び検疫の役割を担う「National Refugees Camps(避難民救護所)」を設置する対応を取っていた<sup>221</sup>。「検疫」を重視することで、米軍政は本来の目的である送還及び朝鮮半島以南への出入りの安定化を試みたのである。そして、その安定の一環として同胞に対する定着支援を行ったということである。

ただし、この北方からの移動者に対する「検疫」は、必ずしも疾病などの伝染病の検査だけが念頭に置かれていたわけではなかった。とりわけ、米軍政は日本本土からの流入者よりも北方からの移動者に対して敏感にならざるを得なかったが、それは当時の北方に「以南」と異なる体制の影響である者たち、即ち「共産主義」陣営からの流入者が多かったためである。もちろん、「検疫」の第一の目的が伝染病の防止であることはいうまでもない。ただ、「National Refugees Camps (避難民救護所)」は、一時的に移動者を滞在させる役割及び検疫の役割に加えて、その滞在の間に事実上の検問の役割をも担っていたということである。その他に、分断されてから南北朝鮮間での武力衝突が発生していたこともその一因であった<sup>222</sup>。この南北朝鮮間の対立によって台頭した「政治的亡命者」は、彼らがある種の「情報源」の役割を果たすことにもなり兼ねなかった<sup>223</sup>。そこで、米軍政は人々が境界線の出入りすることについて常に注意を払うようになったが、その結果「避難民救護所」は流入者に対して政治的な「フィルター」の機能も果たすようになったのである。そのためか、「伝染病防止」とは、同胞を受容するための前段階であったというより、「以南」の安定的な運営のために同胞を分別して受容する建前に近かったと言える。

ところで、「以南」当局は、帰還するために移動した同胞であった海外帰還同胞に対して本来の意味合いと距離がみられる「避難民」を用いていた事実も窺える。一体、これは如何なる背景による結果であるのか。また、当局と「以南」社会の間には同様な認識がみられたのだろうか。後述することになるが、「以南」では同胞に対して「避難民」や「戦災同胞」、「罹災同胞」等で称することが漸次的に増加するようになったが、果たしてこのような同胞

に対して「同胞」という視線を送っていたのだろうか。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>221</sup>申相俊, 前掲書, p. 16.

<sup>222 「</sup>蘇兵, 三八線越境」『京郷新聞』、(1947.03.20).

もちろん、分断直後からも南北朝鮮間の衝突はあったが、「以南」とソ連兵の衝突もあった

など、ややもすれば国際政治的な衝突にも発展し得た状況だったのである。

<sup>&</sup>lt;sup>223</sup>延世大學校現代韓國學研究所『建國期文書/雩南李承晩文書編纂委員會編;2』, 제 14 권, 1998, p. 406. 「以北」での政治的弾圧で「以南」へ移動した者の中には、「以北」の情勢を伝えることもみられていた。

## 第三節 「以南」社会における「海外帰還同胞」認識

## 1. 「海外帰還同胞」にみられる「避難民」

先述のように、朝鮮半島へ帰還した同胞に対しては「避難民」が使われていたが、通常の避難民の定義では「ある困難による国内での避難」に焦点があてられている。また、その中でも「国内避難民」として使われることが多い語である<sup>224</sup>。そして、ある困難から逃れるために国境を越える難民(通常の Refugees)である場合は「国外避難民」としても用いられ<sup>225</sup>、 究極的には国内・外の移動に関わらず避難に焦点があてられるのである。このような避難民の定義からすると、当時の同胞の帰還と「避難民」の間には関連性が希薄であるといえるだろう。

ところで、本稿で問題視しているのは、主たる背景が帰還である筈の海外帰還同胞と「避難民」の間には齟齬がみられるという点、そして避難民の定義からすると移動の方向も通常の逆だという点である。極端に言うと、同胞における「帰還」の意味合いが等閑視され、経済的支援の必要性だけが強調されたとさえ考えられる。つまり、「以南」当局が米軍政だったことに起因すると推察できるのである。その上、先述した「検疫」は、朝鮮人社会の意向が作用したものであったとは考え難いが、「避難民」がみられたのは如何なる理由なのか。また、どのような状況にあった同胞が「避難民」として適用されたのだろうか。

まず、当時の「以南」社会は、帰郷するために移動した同胞を如何に位置づけていたのかについて見るべきであろう。果たして、「以南」社会は、海外帰還同胞を「避難」のために移動した者であるという認識を持っていたのだろうか。解放直後の「以南」では、同胞に対する同情を促す動きがみられていた。しかし、その際に第三者を匂わせる「避難民」は使われていなかった。正確には、避難民という語が使われていたとしても、それは自主的に用いられていたわけではなかったが、以下の記事における「避難民」が如何に使われていたのかを見ると一目瞭然である。

「この間の11月中旬の漢城を視察した外国人記者の一人は、朝鮮の事情を次のように伝えている。疎開で破壊された漢城の市街には日本と満洲からきた避難民たちが多い。地方に

<sup>&</sup>lt;sup>224</sup>永田高英「ILA『国内避難民に関する国際法原則宣言』の成立」、島田征夫編著『国内避難民と国際法』、 信山社、2005、pp. 50-51。

<sup>&</sup>lt;sup>225</sup>島田征夫編著、「国内避難民問題研究の意義」『国内避難民と国際法』、信山社、2005、p. 24。

一瞥すると、解放時代からの海外帰還同胞に対しては、海外現地における困難から避難するために朝鮮半島へ移動したという意味合いで「避難民」が用いられたように捉えられるだろう。ただし、ここで「外国人記者が伝えた」という引用の形式が用いられていたことに注目すべきである。朝鮮人の立場ではなく「第三者」の立場で人の移動という事実だけを伝えていたことが窺える。ここで「避難民」が引用の形式で用いられていたように、解放当初からの「避難民」は自主的に使われていたものではなかった。

ところが、時間が経つに連れて、「避難民」と海外帰還同胞は混合されて使われるようになった。海外帰還同胞と「避難民」が等しい意味合いを帯びるようになったことは、以下の記事からも窺える。

「解放の嬉しさも一場の夢

南北満で彷徨う百四十万の同胞

殺傷、略奪、放逐の三重の惨状

過酷な倭敵の搾取と弾圧に堪えられず、とうとう故国を離れ遠く北満荒野へ押しかけて行き、険しい生活を続けていた二百万の東北戦災同胞の中で六十万名は昨年八月十五日の解放後帰国したが、残りの百四十万の同胞は今戦禍に取り巻かれ、生死の岐路に直面している。

最近帰還避難民の体験談を聞くと、帰国できなかった数多くの戦災同胞たちは祖国解放の嬉しさも一瞬で、ソ連軍の進駐と八路軍の交替、中央軍の進攻等、二重、三重の戦禍によって無念にも命を犠牲された者少なからずみられる。また、命だけを維持しているが、数十年の間千辛万苦して積んでおいた生活根拠を一朝にして全て奪われ街路で彷徨する者も少なくない。」<sup>227</sup>

南北滿에서 방황하는 百四十萬 同胞

<sup>226「</sup>政治統一을 妨害」『東亞日報』、(1945.12.16).

지난 十一月 中旬 漢城을 視察한 一外人記者는 朝鮮事情을 다음과 가치 傳하고 잇다. 疏開로 破壞된 漢城市街에는 日本과 滿洲에서 온 避難民들이 만타. 地方에 숨어있든 政治家들도 政治活動을 開始하였다.

<sup>227 「</sup>解放의 기뿜도 一場夢」『東亞日報』、(1946.09.07).

解放의 기쁨도 一場夢

殺傷, 掠奪, 逐出의 三重慘景

가혹한 왜적의 착취와 탄압에 견되다 못하야 드되어 고국을 떠나 멀리 북만 황야에 몰려가서 기구한 생활을 게속하든 그백만 東北 전재동포중 六十만명은 작년 八월 十五일 해방후 귀국하였으나

このように「避難」と帰還が等値されつつあったことは、「避難」としての意味合いが強化されつつあったと認識できる。その理由は、以前よりも同胞が「避難」するようになった背景がより明らかに示されるようになったからである。同時に、たとえ海外から朝鮮半島への移動が「帰郷」のためであったとしても、敢えて「避難」に傍点を付けるようになったとも見られる。

このような状況で海外帰還同胞が急増したことに併せて、当局の財政事情も限界を迎え つつあった。そのためか、「以南」社会で「国内同胞」に対して海外帰還同胞への援助を促 す動きは時間が経つに連れてみられるようになってきた。

「…三、海外からの罹災民が続々と帰還しているが、国内同胞たちは速やかにこれに援助して欲しい。」228

このように民間社会にまで援助を訴える現象がみられたものの、移動の背景はさておき、 当初から「避難民」という語が「以南」で使われていたわけではなかったのである。また、 「避難民」より「戦災同胞」などの同胞が多く用いられ、彼らに対する援護を当然のように 認識していたことも窺えるのである。

### 2. 如何なる「難」から「避難」したのか

ところで、解放時代の「避難民」をみると如何なる災難から避難したのかが曖昧である。 「或る災難を避ける」という意味合いを持つ「避難」であるため、「避難民」には「或る災難」という意味合いが込められた語であることがわかる。この語に対する背景を考察することによって、「避難民」に作用した価値判断が窺えると見込まれる。そして、「避難民」を用いた主体も明らかになると考えられる。

남은 一백四十만 동포는 지금 전화에 싸혀 생사판두에 직면하고 있다.

최근 귀환피난민의 체험담을 들으면 귀국하지 못한 수만흔 전재동포들은 조국해방의 기뿜도 일순간- 소련군의 진주와 八路軍의 交替 중앙군의 진공등 二중 三중의 전화로 말미아마 원통하게 생명을 히생당한자 적지안흐며 생명을 만은지하고 있으나 수십년동안 천신만고로 싸혀노흔 생활근거를 일조에 송도리채 빼앗기고 가로에서 방황하는 자 또한 적지안타.

<sup>228「</sup>西北學生에 證明書」『東亞日報』、(1946.06.20).

<sup>…</sup>三、海外에서 罹災民이 續々히 歸還하는데, 國內同胞들이 급히 이에 원조하여 주기 바란다.

この多様な語の中でも、とりわけ「戦災」及び「罹災」は「或る災難」を被ったという意味が込められている。そのため、「避難帰還民」や「戟災民」などに比べて移動した背景がもう少し明瞭である。このように、当時の「避難民」は「戦災」及び「罹災」のような災難に焦点があてられ、当時の災難が一定的なものではなかったことを物語っている。つまり、全ての災難を網羅できる「避難民」でありながらも、如何なる災難だったのかが明確に示されていなかったと読み取れるのである。

では、ここで、最初に挙げた災難である「戦災」についてみることにする。言葉からも容易に推察できるように、「戦争による災難」<sup>229</sup>を意味するが、先述のように「戦災同胞」や「戦災民」に用いられていた。そして、先述した文書の「(4)公的救護의(の) 對象人口」の内容をみると、約700万に及ぶ「戦災民」がいたとされる。しかし、問題は、この語だけでは如何なる戦争によって、またそのような被害を受けたのは何故なのかについての推察は困難であるということである。この「或る戦争」が如何なる戦争なのかを明確に示さずに、単に「戦争の被害を受けた同胞」といった表現で用いるのは、敢えて「戦災民」という語を用いるようになった妥当性を見出すことはできない。そもそも、「戦争」による被害なのかですら疑わしいとも言える。

ただし、当文書は時期的に解放直後にみられたものである。そのため、「直・間接的に戦禍を被った同胞」とは、結局のところ日本植民地体制下において遂行された戦争を指す可能性が濃厚であり、またその影響を受けた同胞のことであると推察できる<sup>230</sup>。帝国主義日本に

<sup>&</sup>lt;sup>229</sup>이희승『국어대사전』民衆書林, 1983, p. 3200.

<sup>230「</sup>戰災民斗 集團營農」『東亞日報』、(1946.03.23).

<sup>「</sup>日本太平洋方面へ徴用徴兵された壮丁…」や「日帝時代の所謂開拓民として移住し農事に後事した者が…」等の文句から、殆どは植民地時代に日本の影響によって海外へ出た「同胞」のことを指す。即ち、「戦災」は日本による戦争、ひいては植民地体制の「被害」を焦点にあてているのである。

よる戦争及び植民地体制の影響だと考えられる理由は、日本本土及び満洲地域・中国大陸地 域が海外帰還同胞の殆どが移動していた地域であることと関係する<sup>231</sup>。この「戦災」の主た る対象地は、先述の同胞が移動した地域と重なり、ここでの戦闘行為の影響に加え植民地体 制によって海外へ流出するなどの「被害」を被った同胞に焦点があてられていたことである。 何故なら、多くの同胞が海外等地へ移動するようになったのは、実際のところ戦時体制に突 入してからである。その上、先程の「直接的な被害は極少数である」という文章からも窺え るように、被害者は入隊などによる直接戦闘に参加した者だけではない。つまり、軍需産業 への従事などのように、間接的戦闘行為や海外に在住していた一般同胞が戦闘によって被 害を受けたことも含まれていたわけである。よって、ここでの戦争とは帝国主義日本におけ る植民地支配の影響を総じて称するものであることがわかる。そして、植民地支配が念頭に 置かれた語である「戦災」や「戦災民」は、この戦争がきっかけになって移動した者だった わけだった。そのため、海外から流入した全ての同胞に対しては、広義の「植民地体制によ る被害者」として「戦災」が用いられたのである。植民地支配の被害を意味する「戦災」か らすると、当然ながら解放朝鮮における「戦災民」の受容は、「反日」という民族的テーゼ とも関係していたといえるだろう。そのため、解放初期の「以南」社会における同胞の受容 に反対を示すことは一種の「神聖冒涜」でもあったのである<sup>232</sup>。

ところで、「避難民」のもう一つの災難である「罹災」は如何なる意味が込められ、また 如何なる災難を焦点にあてていたものなのか。「罹災」は、如何なる災難が念頭に置かれて いたのであり、「戦災」と如何なる関連性があったのか。そして、各々の災難に関して「以 南」では如何なる認識を示していたのだろうか。

「或る災難を被る」<sup>233</sup>という意味の罹災は、一見具体的な災難の内容を指しているわけではない。その上、「戦災」のような名詞でもない。どちらかと言うと、如何なる災難なのかがはっきり示されていない避難民と意味合いが相似している。ただし、後述するが、この「罹災」は洪水などの自然災害に用いられたことが多かった。つまり、事実上自然災害が焦点にあてられていたのである。ただし、「罹災」が自然災害に焦点があてられたといい、最初から「戦災」と区別して使われてはいなかったが、それは以下の記事からも窺える。

<sup>231 「</sup>解放後 처음꾸민 百萬市民의 살림設計」『東亞日報』、(1946.05.08).

<sup>「</sup>解放後満洲、日本、三八以北等地から自分の故郷を探しに、数多くの戦災民の収容所設置と彼らの就職 農耕地斡旋等活発な救護事業で開始されるだろう。」といったように、主にこの地域からの「同胞」が焦点 にあてられていた。

<sup>232「</sup>朝鮮의 運命 政治의 倫理化運動을 提唱」『京郷新聞』、(1946.12.20).

<sup>&</sup>lt;sup>233</sup>이희승『국어대사전』民衆書林, 1983, p. 2928.

#### 「戦災民同情週間

温かい意思を表しよう。

罹災民たちに温かい同情を送ろう-ソウル市庁では十一日から十七日までの一週間に亘って同情週間を設置し、活発な同情運動を展開することになった。各家庭では町会から送られる同情封筒に五圓、十圓、百圓以上の温かい同情金を入れて係員に渡して欲しい。」<sup>234</sup>

このように、解放直後には「戦災」と「罹災」の違いが殆どみられなかった。「罹災」の 災難は戦争を指していたわけである。そして、時間が経つに連れて、「罹災」は自然災害な どに傾くようになったのである。それは、1946年に発生した洪水などの水害が最初のきっ かけであった。

#### 「道に水害対策本部設置

京畿道保健厚生部では、水害地区の復旧と罹災民救済を完璧に期するために次のように 決定した。京畿道に水害対策総本部を恒久的に設置し、今後の水害防止に務めること。同本 部に水防部、復旧部、救恤部を設ける。」<sup>235</sup>

## 「水害罹災民へ本社救護金伝達

以前の水害の罹災同胞救済のため、一般社会有志と団体から本社へ寄託してきた二十六万九百五十四圓をもって本社は、これまで警務部公安局調査によって救済援護処と慎重に協議したが、次のように各道別に分配を合わせた。」<sup>236</sup>

땃뜻한 뜻을 표합시다.

<sup>234「</sup>戰災民同情週間」『東亞日報』、(1945.12.12).

戰災民同情週間

<sup>&</sup>lt;u>이재민</u>들에게 따뜻한 동정을 보내자- 서울시청에서는 십일일부터 십칠일까지의 한주일 동안에 걸처 동정주간을 설치하고 활발한 동정운동을 전개하기로 되엇는데 각 가정에서는 정회에서 보내질 동정봉투에 오원 십원 백원 이상의 따뜻한 동정금을 너어서 게원에 전해주기 바란다.

<sup>235「</sup>道에 水害対策本部設置」『東亞日報』、(1946.07.07).

道에 水害対策本部設置

경기도 보건후생부에서는 수해지구 복구와 이재민 구제의 완벽을 기하기 위하야 다음 같이 결정하였다. 경기도에 수해대책 총본부를 항구적으로 설치하고 금후 수해방지에 노력할 것. 동본부에 수방부 복구부 구휼부(救恤部)를 둔다.

<sup>&</sup>lt;sup>236</sup>「水害罹災民에 本社救護金傳達」『東亞日報』、(1947.01.23). 水害罹災民에 本社救護金傳達

このように、最初から「戦災」や「罹災」した同胞は、水害に対する李承晩の救恤や<sup>237</sup>「以南」当局の救済金交付<sup>238</sup>などの行動によって社会的に大きく注目されていた。その上、1947年2月には、ソウル市で大規模の火災まで発生したのだが<sup>239</sup>、それ以降の「罹災民」には災害によって路頭に迷う者、即ち「貧民」までもが含まれるようになった<sup>240</sup>。言うなれば、以前まで漠然と「戦災」として認識されてきた「罹災」に変化が表れ始めたのは、「国内」で発生した災難が背景にあったのである。このときから、「以南」の住民や既に「以南」に入ってきた同胞を「罹災民」として用いるケースは多くなったが、如何に「戦災」が漠然としたイメージで使われていたのかが窺える。ただし、このような変化は、「以南」で発生した事件や状況の如何によって「外部」から流入する同胞への見方も変わり得ることを示唆したのである。

## 3. もう一つの「避難民」

ところで、海外帰還同胞に用いられていた「避難民」は、専ら朝鮮半島外部である海外からの流入者だけに適用されたわけではなかった。即ち、朝鮮半島「国内」である「以北」から「以南」へ移動した同胞にも「避難民」が用いられたが、それは以下の記事からも窺える。

「…三 北朝鮮から避難してきた者が六十五万人であり、今も毎日数千名ずつ南下している。これは恰も、東部ドイツから西部ドイツへ住民が移住している現象と似ているが、この避難民を親日派民族反逆者として捺印する者がいるが、その者たちはこれが良心的な朝鮮人の言葉なのか自省すべし。」<sup>241</sup>

「以北」からの流入者にも「避難民」が用いられるようになったことは、「以南」の外部

지난번 수해의 이재동포 구제를 위하야 일반사회유지와 단체로부터 본사에 기탁하여 들어온 二十六만九백五十四원을 가지고 본사에서는 그 동안 경무부 공안국 조사에 의하야 구제원호처와 신중히 협의하야 다음 같이 각 도(道)별로 분배를 마추었다.

<sup>237「</sup>平澤水害民에 救恤 李博士 또 二萬圓」『東亞日報』、(1946.07.09).

<sup>238「</sup>國費로 二百 48 萬圓 水害救済金으로 道서 交附」『東亞日報』、(1946.11.26).

<sup>&</sup>lt;sup>239</sup>「이 무슨 실수냐? 阿峴洞서 百五十棟全燒 二千五百名 罹災寒波에서 彷徨」『東亞日報』、 (1947.02.04).

<sup>240「</sup>이러케 凍死해야 올소」『東亞日報』、(1946.12.12).

<sup>241「</sup>北朝鮮에서 온 避難民을」『東亞日報』、(1946.06.08).

<sup>…</sup>三 北朝鮮에서 避難 하야온 사람이 六十五萬 只今도 每日 數千名식 南下한다. 이것은 마치東部獨逸에서 西部獨逸로 住民이 移住하는 現象과 恰似하나 이 避難民을 親日派 民族反逆者라고 捺印을 찍는 사람이 잇스니 그네들은 이것이 良心的인 朝鮮人의 말인가 自省해보라.

から流入した者の殆どが「避難民」として捉えられつつあったことを意味する。即ち、海外と「以北」は等値されたことだが、ここで東西ドイツの移動が移住として客観化されていたのに対して、南北朝鮮の移動は「避難」として看做されていたことに注視すべきである。「以北」に困難があるという雰囲気を暗に醸し出して、その移動が何らかの背景による移動だというように「仕向けていた」とさえ考えられる。また、外部からの移動者が「避難民」として纏められていたのは、それまでの「避難民」の範疇が拡大したことをも意味する。そして、朝鮮半島の「国内」である筈の「以北」は「困難の存在しない以南」とは状況が異なる地域であり、実質上の「国外」にもなり得るという認識が潜んでいたことの別言だった。

ただ、結論からいうと、海外帰還同胞に対して使われていた「避難民」が「以北」からの同胞に対して用いられるようになったことは、二点の矛盾があると言えよう。まず一つ目は、そもそも政治・経済的な困難に直面していた朝鮮半島へ「避難」することは、困難を避けるために敢えて困難の満ち溢れる地域へ移動することに他ならないということである。それにもかかわらず、「避難民」を使う場合は、政治・経済的理由における妥当な説明が更に必要になるだろう。二つ目は、困難を避けるという意味だけで「避難民」を使うのは、「以北」と「海外」が困難に満ち溢れた地域として等値されることを意味する。ひいては、「困難の存在しない以南」とあまり関連のない地域として「以北」が認識された可能性も考えられる。何故なら、「以南」の政治レベルでは、南北に分断されてから実質的に「以南」だけが朝鮮であるとの認識が高まるようになったからである<sup>242</sup>。つまり、「避難民」とは「一つの朝鮮」というテーゼから考えると使う必要がないどころか、本来なら使ってはならないとも言える。それにもかかわらず、「避難民」が用いられたのは、経済的な支援を必要とする側面においては「以北」と海外からの同胞には大差なかったこと、そして管轄権の及ぶ「以南」だけが事実上の「国家」であると看做した「以南」当局の考え方が作用していたからである。

では、このような「避難民」はいつからいつまで使われ、解放時代だけに使われていたのだろうか。また、当時の「以南」において、「避難民」と同胞が同等な概念であるという認識はあったのだろうか。

## 4. 「避難民」が使われた時期はいつまでなのか

日本植民地体制の崩壊によって大量に発生した同胞は、解放時代において陸路を利用し

71

<sup>&</sup>lt;sup>242</sup>United States Army Military Government in Korea, 前掲書, p. 183.

て38 度線を越えて「北から南」へ移動した者が大多数であった。これは、海外である満洲 地域や中国大陸などが朝鮮半島と陸続きになっている特徴に由来するものだが、この方面 から移動した者には「以北」を出発した移動者も相当数含まれていた。ただ、これは「北か ら南」への移動者の出発地を海外や「以北」のように、正確且つ厳密に区別することは難し かったことを物語る。その上、彼らに対する経済的支援が必要であることに大差がなかった 状況は、出発地の区別にあまり意味を持たせなかったのである。

ところで、解放時代の特徴が「避難民」であり、その「避難民」が海外帰還同胞に用いられたのなら、「避難民」の登場及び消滅は海外帰還同胞の増減(或いはその登場や消滅)と一定の関連性があると考えられる。その理由は、朝鮮半島で根付くようになった「第三者」の語である「避難民」は、単に同胞に対する支援の必要性から台頭したものではなく、支援を必要とする同胞の流入人数の推移と関係するからである。

実際、1947年までに500万人のうち180万人の海外帰還同胞が現地に残留していたことからみられるように<sup>243</sup>、海外から半数以上の多くの同胞が帰還した。ただ、時間が経つに連れて、「以南」で「避難民」が用いられる頻度数も次第に減少するようになっていた。朝鮮半島の南北に各々の政府の成立以降、海外からの流入者に「避難民」が用いられるケースは減少し<sup>244</sup>、その代わりに「東北同胞」や「満洲同胞」など滞在地・出発地の同胞として用いられるケースが多くなっていた。

その一方で、「避難民」が用いられたのが解放時代における特徴だといえるもう一つの理由は、今日の韓国で認識される「避難民」との間に相当の乖離感がみられるためである。今日の韓国において「避難民」は、主に朝鮮戦争によって発生した移動者として認識されがちだが、一見「以北」からの移動だという点では連続性があるようにみえる。そのためか、解放直後と朝鮮戦争期の区別が明確にされていない傾向がみられ、ひいては解放時代からの連続した現象だとする言説さえ見受けられる<sup>245</sup>。ただし、この両時代の「避難民」には、大きな相違点が存在している。まず、「避難民」が発生した時点は各々異なるという点、即ち南北各々の政府成立前と後だということである。前者は海外帰還同胞や「以北」といった「外部」からの同胞全てに対して使われていた「外来語」である。一方で、後者は「以北」にお

<sup>&</sup>lt;sup>243</sup>朝鮮銀行調査部『朝鮮經濟年報』, 1949, p. 1.

<sup>&</sup>lt;sup>244</sup>1948 年の南北の政府成立からも暫くは「避難」が使われていた。ただ、時間が経つに連れて「以北」出身に限られるようになり、海外からの「同胞」には「満洲同胞」や「東北同胞」などのような出発地の「同胞」といった呼称が多く使われるようになる。

<sup>&</sup>lt;sup>245</sup>이인희 「8.15 와 6.25 를 전후한 북한 출신 피난민의 월남이동에 관한 연구」,서울대학교대학원 석사학위논문,1986.

ける困難や朝鮮戦争の被害からの避難、つまり「朝鮮半島国内における避難」のように「南 北対立」に焦点があてられたという違いがある。解放時代からあった「北から南」への移動 は、朝鮮戦争の強烈な「記憶」によって発展した「反共」や「反北」の情緒によって、朝鮮 戦争による「避難」や「以北」における困難にすり替えられたとさえいえる。そして、「以 北」における困難から逃れるために、解放時代から同胞の移動が存在したといった言説に繋 がったのである。

このように解放時代の特徴として「避難民」について考察したが、当時の「以南」当局と 社会の間には「避難民」についての認識に差があったことはいうまでもなく、昨今考えられ ている南北朝鮮の政治的対立の所産としての「避難民」とも距離があることをここで確認す べきであろう。

#### おわりに

本稿では、「海外帰還同胞」の移動が見られるようになった理由の追究に併せ、朝鮮人同胞に対して同胞という視線を送ることができなかった「避難民」が何故に用いられるようになったのかについて考察した。「避難民」は、当時の「以南」当局が米軍政であったことに起因する現象だったことが窺えた。そして、解放時代を通じて「以南」における独特な概念として醸成されていったのであった。

一見、当時の海外帰還同胞が陥っていた政治・経済的状況からすると、「避難民」は十分に用いられる状況であったかもしれない。そして、彼らへの支援の必要性は、そのような認識を裏付けることになったとも言える。ただし、「戦災同胞」や「罹災同胞」などからもみられるように、朝鮮人社会においては同胞を用いた呼称が好まれていたことを念頭に置くべきであろう。帰還するために移動した同胞に「避難民」が用いられた事実は、本来の避難民が持つ意味に鑑みると距離のある語であったと言わざるを得ない。それにもかかわらず、当局において「避難民」が使われるようになった理由は、米軍政が「以南」の当局であったという事実と関係していた。米軍政の政策や指針は、当時の同胞の位置づけにおける絶対的な影響を持っていたのだが、その米軍政の下で用いられていた「Refugees」がそのまま影響したことが当時の状況からも窺える。

ここまでして米軍政が朝鮮人同胞への対策を講じていたのは、米軍が進駐した目的の一つでもある「米・ソ共同委員会」のためであった。即ち、臨時統一政府を構築するにあたって「以南」の運営を安定的に行う必要があったためである。その安定において「検疫」など

による境界線の統制は、究極的に米軍の威信と関わっていた事案であった。つまり、この統制は米軍政にとって「以南」を安定的に運営するバロメーターでもあったこと、そしてその安定的な運営からみられる妥当性を掴む必要があったためだった。そのため、米軍政は、赤字財政による無理な運営、そして朝鮮人社会に手を差し伸べてまで同胞の受容に積極的にならざるを得なかったのであった。このように、「第三者」の価値判断が介入していた「避難民」であったことからすると、朝鮮人社会における民族的テーゼとは距離感があると理解されるのも、ある意味当然だと言わざるを得ないだろう。

ところで、「避難民」という言説には「他者」意識が込められたことに気付くことができる。「以南」社会で「避難民」が使われるうちに、「他者」意識も無意識的に浸透するようになったと考えられる。そして、今日でも窺える「同胞」に対する差別的な視線の基盤の一つとして発展していったと考えられるのである。結果的に、当局者が米軍政下での登場した「避難民」は、南北間の移動者を「他者」として認識していく基盤を構築したレトリックに他ならなかったといえよう。そして、南北朝鮮に各々の政府が成立してからの政治イデオロギーの対立が介入したことは、「差別」意識に拍車をかけるようになったと考えられるのである。これについては、次の課題として検証していくべきであろう。

第四章 大韓民国政府の成立と「国民保導聯盟」 - 朝鮮半島「以北」を含めた「国民」作り -

#### はじめに

日本の敗戦と同時に設定された朝鮮半島における 38 度線は、南北朝鮮各々の政府を誕生させる前触れになったが、その直後である 1949 年 4 月の朝鮮半島「以南」(韓国)では、「左」を転向させる組織である「국민보도연맹(国民保導聯盟)」の結成式が行われた。従来の研究で指摘されているが、法律的な根拠が設けられずに発足された特徴のある「国民保導聯盟」は、韓国における「反政府主義者」等の「敵」の「転向」を唆し、その「転向者」を含めた「国民」作りを目論んで成立されたのであった。直に、「以南」全域で当聯盟の加盟勧誘活動が展開されるようになったが、朝鮮戦争勃発までには約 30 万人に及ぶ加盟者を募ったほどの活発な加盟振りをみせていたのである。

このような積極的且つ大量の加盟活動とは裏腹に、その加盟者が大量に虐殺される「国民保導聯盟事件」が発生したという事実は示唆するところが大きい。つまり、朝鮮戦争が勃発したという理由だけで「国民」である筈の加盟員を法的根拠や裁判を経ずに即決処刑したのだが、従来の研究が「国民保導聯盟」を国家暴力の代表的な例としてみるようになったきっかけにもなったこの事件は、当聯盟の事実上の終焉を告げる結果を招いたのである。ただ、ここで注目すべきは、李承晩政権が「敵」に対する「転向者」を完全に信用していなかったにもかかわらず、「国民」作りにこだわっていたことを台頭させた点である。同時に、時期的に「国民保導聯盟」が韓国政府の樹立直後に設立された事実は、李承晩の持論である「反共」を強化する理由だけではないことをも示唆しているのである。

では、当時の李承晩政権は、何故に「敵」と看做していた「左」をも含めての「国民」を 作り上げようとしたのか。当時構想されていた「国民」とは、果たして今日の韓国で認識さ れている国民と同様なものであったのだろうか。このような疑問について、本論では「国民 保導聯盟」の設立背景や展開過程を通じて考察する。

## 第一節 「国民保導聯盟」の誕生

#### 1. 「国民保導聯盟」誕生の経緯

朝鮮半島「以南」には、李承晩政権が成立してから間もない 1949 年 4 月に「国民保導聯盟」が組織された。「国民保導聯盟」が成立したのは、「反国家思想」や「共産主義」等の思

想に対する取り締まりを目論んだ「国家保安法」<sup>246</sup>成立による後続措置であったが<sup>247</sup>、それは当法律が韓国国会や世論などで多くの議論を呼び起こしていたことと関係していた。「国家保安法」の妥当性の裏付け及び実効性強化の必要性によって「国民保導聯盟」が発足したのだが、ソウル市警察本部に「国民保導聯盟」が臨時的に設置されていたことはその反証として挙げられる。その「国民保導聯盟」の初代理事長に「民主主義民族戦線(民戦)」<sup>248</sup>から「転向」した朴友千<sup>249</sup>が就任し、また朴友千を含めた約 100 人の「転向者」による結成式<sup>250</sup>が 1949 年 4 月 21 日に行われ、「国民保導聯盟」は韓国社会で公式的に登場することになった<sup>251</sup>。そして、結成式直後に「国民保導聯盟綱領」の決定などによって、組織の体裁を整えていくことになった。

## <國民保導聯盟綱領>252

- ①吾等は大韓民国政府を絶対支持育成を期する
- ②吾等は北韓傀儡政権を絶対反対打倒を期する
- ③吾等は人類の自由と民族性を無視する共産主義思想を排撃粉碎を期する
- ④吾等は理論武装を強化して南北労党の滅族破壊政策を暴露粉碎を期する
- ⑤吾等は民族陣営各政党社会団体とは歩調を一致させ総力結集を期する

 $<sup>^{246}</sup>$ 全文 9 条で草案され、6 条構成になった「国家保安法」は、直前に勃発した「麗順事件」などがきっかけで成立した「法律第 10 号」である。第 1 回 108 次国会本会議においては、「国家保安法」の第一、二条について、恣意的解釈によって思想に対する取締や処罰が可能となる「毒素条項」がみられたため、これを憂慮する国会議員が少なからずいた。だが、当法律にその条項はそのまま盛り込まれた状態で、短期間に成立することになった。

<sup>&</sup>lt;sup>247</sup>김기진 『끝나지 않은 전쟁, 국민보도연맹 -부산·경남지역-』, 역사비평사, 2002, p. 19.

<sup>&</sup>lt;sup>248</sup>南朝鮮における「左」の政党及び社会団体の総集結体とされる民主主義民族戦線は、1946年1月に発起、 2月に結成された。

<sup>&</sup>lt;sup>249</sup>民主主義民族戦線の調査部長に務めていた朴友千は、1949年2月にソウル市警察に逮捕されたが、間もない同年4月に「国民保導連盟」の結成が行われることになった。

<sup>&</sup>lt;sup>250</sup>진실·화해를 위한 과거사정리위원회「울산 국민보도연맹 사건」『2007년 하반기 조사보고서』, 2008, pp. 859-860.

当聯盟の機関紙であった『愛國者』創刊号では、創設日が 1949 年 4 月 20 日だとされているため、創設の翌日に結成式が決行されたと推察できる。

<sup>251「</sup>保導聯盟結成」『京郷新聞』、(1949.04.22).

<sup>252 「</sup>思想轉向에 拍車 國民保導聯盟을 結成」『東亞日報』、(1949.04.23).

①吾等은 大韓民國政府를 絶對支持育成을 期한다

②吾等은 北韓傀儡政權을 絶對反對打倒를 期한다

③吾等은 人類의 自由와 民族性을 無視하는 共産主義思想을 排擊粉碎를 期한다

④吾等은 理論武裝을强化하여 南北勞黨의 滅族破壞政策을 暴露粉碎를 期한다

⑤吾等은 民族陣營各政黨社會團體와는 歩調를 一致시키며 總力結集를 期한다

この綱領からも推察できるように、韓国の「敵」<sup>253</sup>である「北韓(北朝鮮)」や「共産主義者」、「ゲリラ」等の包摂・殲滅に併せ、大韓民国に対する絶対的な忠誠を誓わせる者の育成を通じた韓国の安定化が目論まれていた。韓国には、「解放」時代からみられていた「左右対立」が韓国政府が樹立した直後にも存続していたため、その対処の一環として誕生したのが「国民保導聯盟」であった。最初ソウル市だけ展開されていたが<sup>254</sup>、1949年11月前後になってからは韓国全域に展開され始めた<sup>255</sup>。だが、後述するように、具体的な考案による成立ではなかったため、発足直後から全国規模で運営されてはおらず、「転向者」によって設立されたと「誤解」される要因にもなっていた。

一方、1949年5月には「ソウル市聯盟役員」と「国民保導聯盟綱領」に併せ「国民保導聯盟中央本部」の役員が発表され、同年6月5日にはソウル市公館で「国民保導聯盟綱領宣布大会」が開催された<sup>256</sup>。この大会では、役員の殆どが韓国政府の当局者であることが浮き彫りになり、「国民保導聯盟」は「半官半民」の組織として改めて発足する運びになった。

# <「國民保導聯盟中央本部」役員>257

顧問:金炳魯 申翼熙 李範奭 李仁 申性模 權承烈

総裁:金孝錫

副総裁:白漢成外二名

参事:徐相憧外四名

幹事: 呉制道外三名

会計監査役:市警察局査察課次席

名誉理事長:治安局長

理事長: 朴友千

実際、「会計監査役」や「名誉理事長」には治安局長や市警察局査察課次席などの警察幹部が就いており、顧問には国務総理の李範奭や国防部長官の申性模及び大検察庁検察総長の權承烈などが就いていたが、「国民保導聯盟中央本部」役員の多くが韓国軍及び警察、そ

<sup>&</sup>lt;sup>253</sup>ただし、朝鮮半島全体が韓国の領域だとする「制憲憲法」に基づくと、結局のところ「以北」の「敵」も全て「内部」の「敵」だと看做していたことになる。

<sup>254「</sup>懺悔하고 돌아온 者 市内에서만 三三○名」『東亞日報』、(1949.10.29).

<sup>255「</sup>千載一遇의 好機」『東亞日報』、(1949.11.01).

<sup>256「</sup>國民保導聯盟綱領宣布大会」『京郷新聞』、(1949.06.05).

<sup>257「</sup>民國政府를 絶對支持」『京郷新聞』、(1949.05.17).

して法曹界の当局者が占めていたのである。もちろん、朴友千などの「転向者」も名を連ねてはいたが、「転向者」が占める割合や職名などからみてもわかるように、この聯盟の運営における実質的な役割を担っていたとは見難い上<sup>258</sup>、究極的には「転向者」が自主的に設立したとみるのも困難であろう。

### 2. 「国民保導聯盟」の組織構成及び予算編成

このように発足した「国民保導聯盟」は、主にプロパガンダ宣伝を当初の任務としていた。 「国民保導聯盟中央本部」の事業は、「文化部、音楽部、美術部、映画部、演劇部、舞踊部、 理論研究部」で構成されていた「文化室」が担当し<sup>259</sup>、「左」の撲滅という韓国政治の状況 が相俟ったことで「国民保導聯盟」の役割は拡大されるようになった。その影響で「南朝鮮 労働党自首期間(自首宣伝期間、もしくは自首期間)」における自首の窓口の役割を担当する ようにもなったが、主な任務は「左」を「転向」させる宣伝だったことが窺える。そして、 韓国政府の樹立直後に成立したことからも推察できるが、「国民保導聯盟」は最初から韓国 全域で展開されていたわけではなかった。特に、「国民保導聯盟」がソウル市警察本部に設 置された事実は、この聯盟が独立した組織ではなかった反証であった。「国民保導聯盟」の 各支部は、1949年9月に入ってから韓国全域に展開され260、その展開は「道聯盟」→「市郡 聯盟」→「邑面支部」といったようにされ、各管轄警察署が中心になって「国民保導聯盟」 の設立に取り掛かるようになった261。 究極的に、「国民保導聯盟中央本部」が「転向者」に おける全ての加盟手続きや管理を担いきれなくなったことが背景にあった措置だった。「全 国」へ展開し、各地域に支部を置くことで各支部が加盟対象者の加盟や管理を担うようにな ったが、次第に加盟者の確保というノルマが設定され、「無差別的な選別」による加盟がみ られるようになった262。このような加盟は「強制性」を帯びる問題として、韓国国会でも注 目される社会問題に発展していった263。

2

<sup>&</sup>lt;sup>258</sup>김기진, 前掲書, p. 21.

<sup>259</sup>한지희「국민보도연맹의 결성과 성격」숙명여자대학교대학원석사학위논문, 1995.

<sup>&</sup>lt;sup>260</sup>진실·화해를 위한 과거사정리위원회『국민보도연맹사건 진실규명결정서』2009, p. 38.

<sup>『</sup>愛國者』創刊号の p. 10 に記載された内容による。

<sup>261「</sup>各署單位로 下部組織準備 本道保聯工作員을 地方에 派遣」『民主衆報』、(1949.12.03).

<sup>&</sup>lt;sup>262</sup>韓国国会事務処「第6回-第28号国会定期会議速記録」(1948.02.11), p. 10.

閔京植議員は、「…万が一保聯に加入しないとする場合、身分を保障しないという脅迫をしながら、一つの郡でどれだけの勧誘状を発行したのかというと、一万名の中で一万名に近い勧誘状を発行しているのであります。10万の人口でみると、婦女子を除いて青年の残り4割、5割に達する数が保聯に加入したということです」としている。

<sup>&</sup>lt;sup>263</sup>韓国国会事務処, 前掲書, p. 10. 「보도연맹조직 및 운영에 관한 긴급질문(保導聯盟組織及運営に関する 緊急質問)」.

ところで、強制的に加盟される問題がみられたのは、「国民保導聯盟」に中央政府の当局者が関わっていたにもかかわらず、中央政府から予算が下りなかったことに根本的な原因があった。つまり、法律に基づく組織ではなかったことが原因だったが、朴友千が述べたように「…聯盟の財政は盟員の加盟費と盟員費で充当しているが、現在(1949年10月29日)まで1,000萬圓の私債で維持」していたように<sup>264</sup>、基本的には加盟者の加盟費(200~300圓、1,500圓、50,000~60,000圓など)及び会費(収入の2%、或いは毎月200圓徴収等)で賄われていた<sup>265</sup>。もちろん、管理機関であった内務部の長官及び次官による寄付や警察官の資金収集で運営費が補填されるなど警察関係者の支援がなかったわけではないが<sup>266</sup>、一時的なものに留まっていた。その上、これまで知られる加盟の最少額である200圓も当時の一般庶民及び農民にとっては相当な負担だったため充当に苦心していたとされるが、それは「朝鮮經濟年報」に記された所得分布をみると、「以南」の人口約1,936万名の中で12,000圓以上の所得者が約875,000名であり、朝鮮の総所得約211億圓の中で79億圓が約9万名(ただし、この高所得層には、全在留外国人17,038名の中で9,879名も包含)が占めていたことに併せ、1936年の数値を100として換算した実質賃金も1947年12月の34.41から1948年2月の29.25に低下しつつあったことからも推察できる<sup>267</sup>。

そのほかにもこの「強制性」が現れたのは、旱害などによって加盟費・会費の支出が困難な対象者も少なからず存在し、一人ひとりの「左」の経歴に対する警察の取り調べが繰り返されていた反発で「パルチザン」や「遊撃隊」になる場合のように<sup>268</sup>、全ての加盟対象者が加盟したわけではなかったことも背景にあった。集金に関する規定の不在は、会費等の額を規定させなかった上<sup>269</sup>、集金の困難さは財政難の解決も困難にさせたため、加盟対象者の加盟における更なる「強制性」に拍車がかかるようになったのである。

結局、最初から運営費などの様々な問題が現れていたのは、「国民保導聯盟」が急遽設立 されたことに根本的な原因があったと言える。では、一体、何を目論んで誰がこの組織の設 立を提案したのかについて考察せねばならないだろう。

<sup>264</sup>「地方組織에 注力 盟員獲得無慮六千名」『自由民報』、(1949.10.29).

<sup>&</sup>lt;sup>265</sup>진실・화해를 위한 과거사정리위원회, 前掲書, p. 49.

<sup>266「</sup>保聯에 廿萬圓 内務長官寄附」『東亞日報』、(1949.11.08).

<sup>&</sup>lt;sup>267</sup>朝鮮銀行調査部『朝鮮經濟年報』,1948, I-7(人口動態).

<sup>&</sup>lt;sup>268</sup>鮮于宗源『思想檢事』啓明社, 1992, p. 168.

<sup>&</sup>lt;sup>269</sup>「第6回-第28号国会定期会議速記録」によると、閔京植議員は1,500圓(於地方)という莫大な金額が 徴収されたことを指摘している。これに対して金甲洙法務部次官は、加入金300圓及び会費200圓、極貧 者には会費免除をしていると述べたが、国民保導聯盟の幹部の中には、私的に50,000、60,000圓(於ソウル)を徴収していたことが指摘されるなど、確たる財政運営の基準が存在しなかったのである。

#### 3. 「国民保導聯盟」設立提案者、「思想検事」

「国民保導聯盟」への加盟の「勧誘」及び管理等は「抑圧機関」である軍、とりわけ警察が担っていたが、警察関係者の多くは「以北」における政治的「迫害」から逃れた「親日」やその関係者、或いは「迫害」を受ける可能性が濃厚な者であった。ただし、「国民保導聯盟」に「親日」が寄り添っていたのは、根本的に「親日」出身の「思想検事」がこの聯盟の提案・創案者であったためである。

まず、提案者の構成をみると、李太熙ソウル地方検察検事長を始め張載甲次長検事、呉制道検事、鮮于宗源検事、鄭喜澤検事など、「親日」経歴者とみられる「思想検事」が「国民保導聯盟」設立に関わっていた<sup>270</sup>。そして、「国民保導聯盟」に「親日」の特徴が窺える理由は、「治安維持法」と「大和塾」発足の関係と「国家保安法」制定後に「国民保導聯盟」が成立した関係が相似しているためだが、それは「思想検事」が戦前の「時局對應戦線思想普及聯盟」(後の「大和塾」へ統合)から「国民保導聯盟」の着想を得たためであり<sup>271</sup>、「反共」を推進する李承晩政権・検察と軍・警が一丸になって「積極的」に加盟を「勧誘」したのもこのような背景があったためである。

一方で、鄭喜澤を除く「思想検事」が「以北」出身であった共通点も設立提案における重要な背景であると考えられる。38 度線による朝鮮半島の分断は、「解放」時代における「以南」在住の「以北」出身者にして「以北」へ戻り難くさせる同時に、「以南」への大量の移動もみられるようになった。一般民衆の「越南」における多くの理由は「帰郷」だったが、それ以外の背景には政治的背景が多かった<sup>272</sup>。とりわけ、「思想検事」の一人であった鮮于宗源の述懐では、当時の南北朝鮮間移動の大きな原因が「共産主義」などの政治的背景にあったとした上で、自分自身の「越南」も直に予想されるソ連軍や「以北」勢力の弾圧から逃れるためだと述懐している<sup>273</sup>。だが、38 度線設定直後の移動は「以北」を出発地にする者のみならず、中国大陸などから「以北」を経由して帰還・「越南」するケースが混合されていたことに併せ<sup>274</sup>、程度の差はあるものの、当時の政治的背景による「越南」の多くは資本家

<sup>&</sup>lt;sup>270</sup> 진실·화해를 위한 과거사정리위원회『국민보도연맹사건 진실규명결정서』2009, pp. 34-35. 【表 7】を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>271</sup>진실·화해를 위한 과거사정리위원회, 前掲書, p. 36.

鮮于宗源との直接インタビューによるとされる。

<sup>&</sup>lt;sup>272</sup>朝鮮銀行調査部『朝鮮經濟年報』, 1948, I -9(人口動態、第 30 表「越南人職業別及越南理由別一覧表」). <sup>273</sup>선우종원 『(선우종원 회고록)격랑 80 년』, 삼화출판사, 2009, p. 92.

<sup>&</sup>lt;sup>274</sup>김귀옥『월남민의 생활경험과 정체성: 밑으로부터의 연구』, 서울대학교 출판부, 1999, p. 43.

や「親日」などが占めていたことからすると、鮮于宗源が「越南」を政治的背景によるものだと強調している感が否めないのは、一般民衆の経歴とは言い難い彼の経歴が作用したためである。更に、「以北」が「思想検事」の処刑や放逐を表明していた「脅威」が存在していたことを考えると<sup>275</sup>、「思想検事」が「以北」に対抗する意図を除外して「国民保導聯盟」の設立を提案し、また運営したとは思えないのである。このように、朝鮮半島で生き残るために「反共」を積極的に唱えねばならなかった「親日」という黒幕が存在したことに併せて、その提案者の殆どは「以北」出身だった特徴が作用していたのである。そして、「左」に対する思想的転換と物理的弾圧といった相反する「包摂」が「国民保導聯盟」にあったのは、正に運営陣が検察と軍・警によって構成されていたことと関係するのである<sup>276</sup>。

しかし、朝鮮戦争の勃発直後に「予備検束」<sup>277</sup>が実施され、その直後に加盟者に対する大量虐殺事件である「国民保導聯盟事件」が発生した。「左」に対する李承晩政権の「排除」路線への転換は、この相反する「包摂」の底にある真の意図が浮上するきっかけになった<sup>278</sup>。つまり、それまで謳われた「国民保導聯盟」の「国民」作りは真の目的ではなかったことを自白した結果を招来したのである。だが、それにもかかわらず、それまで加盟が推進されていたのなら、尚更加盟対象者が如何なる者であり、如何に多くの加盟者がみられ、そもそも加盟は「必須」だったのかについても確認せねばならなくさせるのである。

## 第二節 「国民保導聯盟」加盟の状況は如何なるものだったのか

# 1. 加盟資格(加盟対象者)

「国民保導聯盟」の加盟対象者は、1. 国家保安法違反犯罪者、2. 「同刑余者」、3. 反国家 思想保持者、4. 「自進加入者」とされるが、そのうち前の三者に対しては加盟が義務化され ていた<sup>279</sup>。1949 年 10 月まであまりみられなかった「国民保導聯盟」への加盟は<sup>280</sup>、1949 年

<sup>&</sup>lt;sup>275</sup>선우종원, 前掲書, p. 101.

鮮于宗源の回想によると、1949年10月時点の「以北」で、「南朝鮮反動分子闕席裁判」における「死刑判決」を受けたことや、朝鮮戦争勃発後に「人民の仇、呉制道・ 鮮于宗源の居処の告知或いは捕まえてくるドンム(友達、ここでは一般民衆の皆を意味する)には懸賞金200萬圓」という壁紙が貼られるといった脅威がみられたとされる。

<sup>&</sup>lt;sup>276</sup>김득중 『'빨갱이'의 탄생-여순사건과 반공국가의 형성-』, 선인, 2009, p. 473.

<sup>&</sup>lt;sup>277</sup>戦前の植民地時代にも「予備犯罪者」と看做して逮捕する「予備検束」がみられたのだが、帝国主義日本の名残がそのまま引き継がれた代表的な例だと言える。

<sup>&</sup>lt;sup>278</sup>김득중, 前掲書, p. 480.

<sup>&</sup>lt;sup>279</sup>李起夏『韓國共産主義運動史』2, 國土統一院, 1976, p. 483.

<sup>280「</sup>政界斷層」『東亞日報』、(1949.10.03).

<sup>「『</sup>國民保導聯盟』の発足から 3 ヶ月間、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$  萬圓を消費し、<u>数百名の糾合しただけ</u>であり、…」という文言からも、この時点において大した組織ではなく、表面上の政権のプロパガンダを掲げていた組織に過

後半から「左」の自首を唆す韓国政治の状況が強化されたことで、加盟そのものが目的であるかのように変わり、「国民保導聯盟」加盟の増加に繋がった。本格的な加盟の増加によって指導理念である「基本理念」も台頭したが、そこに記されていた主な加盟対象者は「南朝鮮労働党(南労党)」等の「左」出身者だったが、その彼らを中心にした加盟者の規模は、朝鮮戦争の勃発直前までに10万人乃至30万人281ひいては50万人282に至った。

#### <基本理念>283

保聯の基本理念はこうである!

南労党を包摂した後に彼らに対する指導理念が重要なものとして注目されているが、国 民保導聯盟で概ね次のような4条項を基本理念とするという。

- (1) 信念
- イ. 大韓民国精神の偉大性強調
- ロ. 共産主義理論の矛盾闡明
- (2) 自己反省
- イ. 前非悔悟
- 口. 自己批判を宣布

#### 基本理念

保聯의 基本理念은 이렇다!

남노당원을 포섭한 후에 그들에 대한 지도 이념이 중요한 것으로 주목되고 있는데 국민보도연맹에서 대체로 다음과 같은 四조항을 기본 이념으로 하려고 한다.

- (1) 信念
- 가. 大韓民国精神의 偉大性强調
- 나. 共産主義理論의 矛盾闡明
- (2) 自기反省
- 가. 前非悔悟
- 나. 自기批判을 宣포
- 다. 쏘連共産主義의 南北勞動黨의 罪悪性에 대한 認識化
- (3) 鬪爭
- 가. 大韓精神의 掲揚
- 나. 共産主義에 대한 決死的鬪爭心强調
- 다. 鬪爭信念の實踐化
- (4) 信賞必罰
- 가. 共産主義와 싸움에서 貢献이 있는 者는 表彰한다. 그러나 背反行動을 하는 者는 処罰한다.

ぎなかったことが窺える。即ち、「自首期間」設置が如何に大きな効果をもたらしたかが推察できる。 <sup>281</sup>「ユ때 ユ일들 <143>呉制道(9)保導聯盟의 活躍」『東亞日報』、(1976.06.22)。

当聯盟設立提案者の呉制道は、ソウル市だけで2万、韓国全域に30万の加盟者がいたと回顧している。 <sup>282</sup>金東椿著、金美恵・崔真碩・崔徳孝・趙慶喜・鄭栄桓訳『朝鮮戦争の社会史:避難・占領・虐殺』、平凡 社、2008、p. 443。

<sup>&</sup>lt;sup>283</sup> 「反共에 뭉처지는 힘 南勞員自首週間 드디어 閉幕 빛나라 轉向結實」『東亞日報』、(1949.12.1).

- ハ. ソ連共産主義の南北労党の罪悪性に対する認識化
- (3) 關争
- イ. 大韓精神の掲揚
- ロ. 共産主義に対する決死的闘争心強調
- ハ. 闘争信念の実践化
- (4) 信賞必罰
- イ. 共産主義と戦いに貢献のある者は表彰する。しかし、背反行動をする者は処罰する。

ここで確認すべきは、「国民保導聯盟」が発足してから暫く経って「基本理念」が登場したことである。それまでは「教化」を主たる事業としていなかったことを意味するが<sup>284</sup>、それは当時の法務部長官であった權承烈が「自首宣伝期間」と関連して「自首してきた転向者は国民保導聯盟に自ら進んで加入して改過遷善の実践を表すことを希望する」<sup>285</sup>との談話を発表していたことからも窺える。即ち、以前までこの聯盟に「転向者」は必ずしも加盟していなかったのである。

それが、1949 年 10 月 25 日から 6 日間最初の「自首期間」の設置以降は、約 1,800 人の南労党員が自首したことを皮切りに<sup>286</sup>、1949 年 11 月初日から「自首期間」を更に一週間設けてからは 10 月 25 日から 11 月 3 日までに 3,876 人が「国民保導聯盟」へ加盟するという成果を挙げた<sup>287</sup>。そして、同年 11 月末までに「自首期間」が再延長される決定が下され<sup>288</sup>、「自首期間」実施から 36 日目の 11 月 29 日には南労党員及び民戦傘下の 10,124 名の自首者に併せ、韓国全域で 4 万人の自首者が現れるに至ったのである<sup>289</sup>。とりわけ、「自首期間」の最終日には、多くの学生が雪崩込んで自首してきたが<sup>290</sup>、それは李承晩政権が学生運動等

も「左」の活動に他ならないと認識していたためであった<sup>291</sup>。そして、「自首期間」の終了

83

<sup>&</sup>lt;sup>284</sup>もちろん、先述の当聯盟の綱領などをみると、教育も事業の一つではあったが、この期に及んで「基本理 念」が登場したのは、それ以前までは「教化」がそこまで重視されていなかった反証だと考えられる。

<sup>285「</sup>改過遷善하면 寬容」『東亞日報』、(1949.10.30).

<sup>286「</sup>六日千八百餘名轉向에 好機會」『京郷新聞』、(1949.11.01).

<sup>287「</sup>國民保導聯盟, 전향자 사열식을 거행」『서울신문』、(1949.11.07).

当聯盟が行う観閲式に約6,000人の「転向者」が参加したとされるが、即ち「国民保導聯盟」設立から5ヶ月間に6,000人が「転向」したとしても受け取れる。ただし、自首期間実施以降の自首者がこの人数の凡そ半分を占めていたと推測できるため、更に少ない人数が実際に加盟していたと推察できる。

<sup>288「</sup>南勞党自首期間 月末까지 再延長決定」『東亞日報』、(1949.11.06).

<sup>&</sup>lt;sup>289</sup>「惡夢에서 光明의 길찾여 市內만 萬餘名自首」『自由新聞』、(1949.12.02).

<sup>&</sup>lt;sup>290</sup>「反共에 뭉처지는 힘 南勞員自首週間 드디어 閉幕 빛나라 轉向의 結實」『東亞日報』、(1949.12.0 1).

<sup>291「</sup>學園反省强調週間」『東亞日報』、(1949.11.18).

後、「左」に所属しているだけでも「国家保安法」によって厳罰の対象になる「脅迫」が作用したことと<sup>292</sup>、「国民保導聯盟」加盟の際に自首者本人以外の「左」を「自白させ」る「良心書」<sup>293</sup>(一種の「転向誓約書」)を書かされたことが<sup>294</sup>、多くの自首に繋がったのである。

ただし、自首者の急増を招来した「自首期間」の設置は<sup>295</sup>、同時に警察の対応や刑務所収容能力の限界をも浮き彫りにさせる要因になった<sup>296</sup>。ということは、「自首期間」終了の際に「基本理念」が発表されたのは警察業務の補助が必要になったためだと解釈できる上、「自首期間」終了後も暫くの間「自首」・「転向」が続いたことで再び「自首期間」が設けられる必要性も著しく低下したからだとみられる。では、「自首期間」の間に如何なる「左」が「転向者」になり、李承晩政権が謳っていたような「敵」の「転向」であったのだろうか。

#### <出身及び職業(括弧内の正式名称は筆者が付したもの)>297

·南労党:289名、民愛青(朝鮮民主愛国青年同盟):105名、女盟(民主女性同盟):4名、民学同盟(民主学生同盟):25名、音楽同盟(朝鮮音楽家同盟):0名、演劇同盟(朝鮮演劇同盟):0名、映画同盟(朝鮮映画同盟):2名、文学同盟(朝鮮文学家同盟):14名、科学同盟(朝鮮科学同盟):0名、全評(労働組合全国評議会):178名、出労(出版労組):103名、保健聯盟(朝鮮保健聯盟):2名、勤民党(勤労人民党):5名。

· 公務員:94名、事務員: -名、会社員:87名、職工:89名、商業:82名、農民:129名、医師:2名、文化人:5名、俳優:7名、写真師:7名、雑商:3名、労働者:192名、無職:156名

「国民保導聯盟中央本部」が位置していたソウル市西大門区のケースでは、南労党などの

韓国文化教育部は、「学園内の左翼学生とその附和雷同者の過誤反省と思想の純化善導を願う同時に同族愛を以て包摂する一帯運動を展開しようとするところ、各大学ではこれを学徒護国団運動として強力に推進」するとして、「学園反省強調週間」を二週間設置した。

<sup>292「</sup>更生의 機會 앞으로 72 時間」『東亞日報』、(1949.11.28).

<sup>&</sup>lt;sup>293</sup>National Archives Records Administration, RG242, Entry299, Box767, SA2009, Item67°

表題には「第二回良心書」とされているが、「本籍、住所、加盟動機、現在の心境、これからの覚悟、自己 反省、自己の周囲環境」の項目が設けられ記述されているが、「진실・화해를 위한 과거사정리위원회」が 指摘しているように、筆跡が相似していることから、一人が数人分の「良心書」を書いていたとみられる。

<sup>&</sup>lt;sup>294</sup>「아직도 늦지는 않았다 自首하라! 기뻐 包攝한다」『東亞日報』、(1949.12.02).

<sup>295「</sup>轉向者를 保釋」『漢城日報』、(1949.09.06).

<sup>&</sup>lt;sup>296</sup>韓国国会事務処「第6回-第28号国会定期会議速記録」(1950.02.11), p. 17.

呉錫柱議員は、光州、西大門、麻浦刑務所などを例に挙げて、収容能力の数倍以上の人数が収監されていることを指摘していた。

<sup>&</sup>lt;sup>297</sup>「反共에 뭉처지는 힘 南勞員自首週間 드디어 閉幕 빛나라 轉向의 結實」『東亞日報』、(1949.12.0 1).

「左」が自首していたが、表面上「国民保導聯盟」が掲げた趣旨に適っているといえる。ただし、主たる加盟対象者の南労党出身者の中には、南労党への入党自体、そもそも政治イデオロギーに関して無知な者たちが「モノや脅迫などによって加入される」ケースが多々あったため<sup>298</sup>、李承晩政権が謳っていたような「敵」ばかりだとはいえない。それに、少なからずの著名人や知識人、学生<sup>299</sup>などは「転向」が本格化されてから「国民保導聯盟」の加盟対象者になったことも念頭に置くべきだが、結局のところ、以下に示す著名人も「無差別な選別」の流れによって加盟対象者になったのである。

## <自首及び加盟した著名・文化人>300

- ·元容吉301、金英基(国会議員)
- 鄭芝溶(詩人)
- ・鄭人澤、宋完淳、楊美林、崔業和、嚴興燮(文学家)
- · 朴露兒、(劇作家)
- · 金龍煥、金義煥(美術家)
- · 高嚴仙(藝大教授)
- ·金正華、李慶善(映画人)
- ・李형鎬(延大教授)
- ・朱宰왕(高大教授)

鄭芝溶や嚴興燮を始めとする「文化人」、ひいては国会議員に至るまで一瞥しただけでも

<sup>&</sup>lt;sup>298</sup>鮮于宗源『思想檢事』啓明社, 1992, p. 169.

例えば、「塩配給申請書」に捺印及び姓名を記入したが、本当は南労党入党申請書であった場合も多々あったとされる。また、「4・3事件」を担当していた米軍の G-2 報告書(「HQ USAFIK G-2 P/R #1097」INCL #1)によると、「The Rebel Forces」の項目では「It is estimated that by the summer of 1948 SOUTH KOREAN LABOR PARTY memebership on CHEJU had reached a peak strength of 50,000, but actually among the politically ignorant farmers and fishermen there was little real sympathy or support for the true tenets of communism.」とされているなど、南朝鮮において真の「左」がどれだけ存在していたかは疑問である。

<sup>&</sup>lt;sup>299</sup>11月29日までに700名の「転向学生」がいたが、自首期間最終日の30日には229名が「転向」したとされる。この学生には徽文、漢城、普成、同徳女中などの中学生や師範大学などの大学生がいた。

<sup>300「</sup>轉向에 好機會 自首期間七日延長」『京郷新聞』、(1949.11.01)など.

<sup>301「</sup>金、元兩議員이 保導聯盟에 自進加盟」『東亞日報』、(1949.10.29).

当記事によると、「元長吉」の間違いであることがわかる。「江原道江陵出身の元議員」として「元長吉」の名を挙げて紹介している。因みに、制憲国会に「元容吉」という名を持つ者は存在しなかった。

李承晩政権が謳っていた「左」とは距離のある者が加盟対象者になっていた。彼らが加盟対象者になったのは、共通的に彼らの多くは李承晩政権に対する批判的な者だったこと、更に言うと加盟対象者の3番目にあたる「反国家思想保持者」として加盟せざるを得なかったということになる。「反国家思想保持者」に関しては恣意的な解釈が可能であったが、とりわけ国会議員が「自ら加盟した」場合がその例に当て嵌まる。一例として、「留宿届」の推進が違憲だとして反対を表明したことや302、「新聞紙法」廃止303など言論の自由を主張するなど李承晩政権と角を立てていた元長吉議員の場合、政権にとって不都合な者であると看做されたと考えられる。そして、元長吉は1949年8月に「国家保安法」違反容疑による逮捕を始め304、数ヶ月間の毎日警察署の出入りを経て305、挙句の果てに「国民保導聯盟」への加盟に至った。だが、これが「反国家思想保持者」の解釈における疑問、つまり政治的判断によるものだと考えざるを得なくさせるのは、元長吉の加盟の際にみられた金翼鎭検察総長の発言306があったためである。

#### 2. 最初の「文化人」加盟における「越北説」

「自首期間」中の自首者は「転向者」になり、「国民保導聯盟」加盟の急増にも「貢献」したが、その加盟者の中で比較的少数であった「文化人」に注目すべきである。というのは、他の「一般的な転向者」とは異なって「文化人」の「転向」は、宣伝を主な目的としていた「国民保導聯盟」だったことからすると、宣伝における何らかの役割の付与も考えられていたと推察できるからである。実際、「文化人」加盟者は、1950年1月8日から1月10日の間に「文化室」が主催した「國民藝術祭典」307や「詩朗読会」などの催し物308、そして、後述するように、機関紙の『愛國者』の編集・発行にも携わるなど、「国民保導聯盟」の宣伝活動に積極的に動員されていた。

ただし、「文化人」の加盟が重宝された理由は、宣伝における「文化人」の名声・経歴の みならず、皮肉にも「文化人」の多くが李承晩政権に対して批判的だったことにあった。つ

<sup>302「</sup>留宿届의 申告制撤回 93 國議員이 緊急提案」『京郷新聞』、(1949.05.01).

<sup>303「</sup>國会掲載禁止七個條項廢棄案否決言論保障問題論議」『東亞日報』、(1949.06.05).

<sup>304「</sup>保安法違反令狀發付國議員言論人等六十一名」『東亞日報』、(1949.08.24).

<sup>305「</sup>明年一二月内 叛徒完全掃蕩 金内務長官答辯」『東亞日報』、(1949.10.08).

<sup>306「</sup>殺到하는 轉向自首者의 이모저모」『京郷新聞』、(1949.10.30).

<sup>「</sup>彼ら(元長吉)に犯罪があるかどうかはわからないが、犯罪の嫌疑はあるようである」といったように、非常に曖昧な形の発言だった。

<sup>&</sup>lt;sup>307</sup>「國民藝術祭典,去 10 日盛況裡閉幕」『自由新聞』、(1950.01.10).

<sup>308「</sup>綜合藝術祭轉向文化人參加」『東亞日報』、(1949.12.04).

まり、「左」弾圧が妥当であった李承晩政権において、政権への批判的な者を監視・抑圧することをも念頭に入れて「文化人」の加盟を行っていたとのことである。「文化人」の加盟は「左」の「転向」という意味で正当化されていたが、必然というべきか、この「反抗的」な思想を持っていた者の多くは後述する「左」の性格を帯びる組織に所属していた。そして、「文化人」の加盟が重視されていたのは、当時の韓国に多く「ゲリラ」が散在していたことに併せ、「以北」から思想的な支援があったという認識のためである<sup>309</sup>。つまり李承晩政権は、批判的である「文化人」を監視下に置いて散在する「ゲリラ」の思想的動揺及び掃蕩をも狙うという<sup>310</sup>、一石二鳥の効果を期待したのである。

この「文化人」の加盟は、時期的には朝鮮社会において詩人や言論人、教育者として名を 馳せていた鄭芝溶が最初の「文化人加盟者」として報道されてから本格化された。鄭芝溶は、 「朝鮮文学家同盟」<sup>311</sup>での活動という表面上の「嫌疑」のため「自ら進んで加盟し」たが、 実際は当時の警察から「勧誘」された形で加盟し、直に「国民保導聯盟」の文化室長を担当 するようにもなった<sup>312</sup>。ただし、鄭芝溶が「私は、共産主義は嫌いだが、何十年を置いて交際してきた友誼を断つことはできない」といったことから<sup>313</sup>、「反共主義者」までではない としても、彼が「左」もしくは「共産主義者」だったのかについては考えるべきであろう。 ところで、鄭芝溶の加盟は、最初の「文化人」の加盟者だという事実のみならず、鄭芝溶

に付き纏っていた「越北説」が加盟の際に大きく持ち上げられていたため注目すべきである。

「私は、所謂夜半逃走して38度線を越えたとされる詩人鄭芝溶である。だが、私に対するそのような中傷謀略がどこから出てきたのかは、私が今追究したくはないが、私は一個の市民であると同時に良民である。私は23年という歳月を教育に資してきた。越北したという噂に私が同里の者にアカという称号を受けることになった。それで、私は家を移す同時に警察に身辺保護を要請したところ、保導聯盟に加入するようにという勧誘があったため今日来たのである。そして、これからも我々の国家に役立つことを行おうとする。」314

<sup>309</sup>ブルース・カミングス著、横田案司・小林知子訳『現代朝鮮の歴史:世界のなかの朝鮮』2003、明石書店、p. 398。

<sup>310「</sup>公演法草案廢棄 文化委서 再起草」『京郷新聞』、(1949.11.11).

<sup>311</sup>植民地時代の「朝鮮プロレタリア芸術家同盟」に続き、「解放」後から活発な活動が見られた。

<sup>&</sup>lt;sup>312</sup>이순욱「국민보도연맹시기 정지용의 시 연구」『한국문학논총』, 한국문학회, 제 41 집, 2005, p. 62.

<sup>&</sup>lt;sup>313</sup>장석주『나는 문학이다 3 편: 1930 년대 문학, 현대문학의 제 1 부흥기②』B00K21, 2013, p. 222.

<sup>314「</sup>詩人鄭芝溶氏도 加盟 轉向之辯『心境의 變化』」『東亞日報』、(1949.11.05).

나는 소위 야반도주하여 三八선을 넘었다는 시인 『정지용』이다. 그러나 나에 대한 그러한 중상모략이 어디서 나왔는지는 내가 지금 추궁하고 싶지 않은데 나는 한 개의 시민인 동시에 양민이다. 나는 二十三년이란 세월을 교육에 바쳐왔다. 월북했다는 소문에 내가 동리 사람에게

このように「文化人」の加盟には、特別な意味合いが込められていたが、それは当時の「文化人」の中には「越北」する者が多かったことと関係する。当時の朝鮮社会で名の知れた者の多くは「以北」へ移動していた状況からすると「文化人」の「越北」もその流れの一環だったと推察できる。

一方、鄭芝溶が加盟の際に述べたように、既に「越北」は「公然の秘密」になっていた。 政府成立直後までの南北朝鮮間の移動が比較的自由だったが、「越北」が「背信行為」だと 看做す必要性、即ち執権及び政治的基盤を強化しつつあった李承晩政権であったことを念 頭に置くとこのようになったのも頷ける。そして、著名人や「文化人」などの「越北」が間 違った選択であることを訴えるため、鄭芝溶の加盟に限って「公然の秘密」が大々的に用い られたのである。

#### 3. 「国民保導聯盟」の発行物

빨갱이라는 칭호를 받게 되었다. 그래서 나는 집을 옮기는 동시에 경찰에 신변보호를 요청했던 바, 국민보도연맹에 가입하라는 권유가 있어 오늘 온 것이다. 그리고 앞으로는 우리 국가에도 도음 되는 일을 해볼가 한다.

<sup>315「</sup>尙虛에게」『서울신문』、(1949.12.05).

ところで、この「文化人」は「国民保導聯盟」の機関紙である『愛國者』の発行・編集に携わっていたが、当然ながら加盟者の自主的な意思が反映されてはいなかった。「国民保導聯盟中央本部」では、1949 年 9 月頃から週刊誌の機能を兼ねた機関紙である『愛國者』の発行が決定されたが、代表には理事長の朴友千が務め、編集局長には張基煥、印刷人としては玄守燁が担当していた。一部 50 圓で発売されていた『愛國者』は、1949 年 9 月 25 日に創刊号316と 10 月 15 日に第 2 号、11 月 1 日には第 3 号が発行され、第 3 号以降は「民戦」から「転向」した印貞植317が加わることになり318、「文化人」の加盟者が宣伝に大きく携わっていたのである。ただし、これまで確認された『愛國者』の 2 号及び 3 号には「脱党声明書」が掲載され、「転向者」であり編集・発行人である朴友千が投稿した「南北勞動党의 亡虁政策」319を始め、金泰善ソウル市警察局長の「溫情의 門은 열렸다」320、呉制道検事の「コ들은 轉向할 수 있는가? 民族의 良識과 左翼思想(上)」321などのように、結果的に韓国政府のイデオロギー宣伝紙に近かった。恐らく、時期的には「自主期間」設置を前後にした措置だと考えられ、確認はできていないものの、第 4 号以降の『愛國者』にもこの流れから大きく逸れた内容になっているとは考えられない。そして、1950 年 2 月の第 6 号からは100 圓に値上がりし、3 月に第 7 号が発行されるに至ったのである322。

一方、1949 年 9 月の創刊号から 1950 年 3 月の第 7 号の発行に至るまで、『愛國者』の発行ペースを平均してみると週刊誌というよりは月刊誌に近かった。そのためか、1950 年 5 月 20 日には月刊誌である『創造』の発行を目論んで会議が開催されたが、その会議には李殷澤、朴英熙、梁柱東、鄭栢、呉制道、李瑄根、李夏成、鄭喜澤、嚴興燮が参席していた<sup>323</sup>。ただし、一ヶ月後に勃発した朝鮮戦争のためか、現時点では『創造』の現物に併せ、そもそも発行の決定如何についての詳細事項の確認はできていない。ただ、ここで注目すべきは、この会議でも中央政府の当局者と「文化人」が居合わせていたこと、即ち『愛國者』の編集・発行など「国民保導聯盟」の実行部隊として「文化人」の加盟者が活動しても、それは決し

\_

<sup>316「</sup>週刊『愛國者』發行」『京郷新聞』、(1949.09.12).

<sup>&</sup>lt;sup>317</sup>친일반민족행위진상규명위원회『친일반민족행위진상규명 보고서Ⅵ-15』, 2009, p. 7.

印貞植の場合、日本植民地時代に共産主義運動を行っていたが、植民地期の末期には「大和塾」などで活動する「親日」となった。だが、「解放」直後に再び「左」に近しい活動を行っていたが直後に「国民保導聯盟」に加盟し、朝鮮戦争期には「以北」へ赴くなど、幾度の「転向」がみられた。

<sup>&</sup>lt;sup>318</sup>「印貞植氏轉向『愛國者』에 執筆」『東亞日報』、(1949.11.29).

<sup>319「</sup>南北勞動党의 亡靈政策」『愛國者』、(1949.10.15).

<sup>320「</sup>溫情의 門은 열렸다」『愛國者』、(1949.11.01).

<sup>&</sup>lt;sup>321</sup>「그들은 轉向할 수 있는가? 民族의 良識과 左翼思想(上)」『愛國者』、(1949.11.01).

<sup>322「</sup>新刊紹介」『東亞日報』、(1950.02.11).

<sup>323 「</sup>反共 이념지『創造』의 창간호 편집회의」『東亞日報』、(1950.02.11).

て「転向者」の意識の代弁ではなかったのである。

このように中央政府が徹底的に関与していたのであるなら、韓国政府当局者ではなく、あくまで加盟者の採用にこだわっていたのは何故なのかについて、改めて考察せねばならない。表面上、この「転向者」に限っては信用されていたからだとも言えなくもないが、本当に韓国政府当局は彼らを「信用」していたのであり、そもそも「転向者」は本当に「転向」していたのかについて考察せねばならないだろう。

#### 4. 転向されていなかった「転向者」

報道で取り上げられるほどの「転向者」であるなら、ある意味、彼らは李承晩政権が直々に公認したといっても過言ではない。このような李承晩政権の「転向者」に対する態度は、表面上「国民」作りの一環だと言えなくもないが、韓国に転じたという意味の「転向者」であっても、完全に「転向」したと見てはいなかったのである。そして「転向者」自身も、実際のところ「転向」していなかったのである。それは朴友千自身、真の「転向者」ではない可能性を匂わせるなど、朴友千の「転向」そのものがそもそも李承晩政権の強要による可能性が濃厚だったからである。そのように推察できるのは、朴友千が逮捕されてから二ヶ月後に「国民保導聯盟」結成式が実施されたこと自体、人間ひとりの思想が「転向」したとみるにはあまりにも短い期間だったことに起因する。ということは、「転向者」が主導的に「国民保導聯盟」を設立したという言説も怪しくなる。

実際、「国民保導聯盟」結成式に伴って実施された記者会見で「転向者」として臨んでいた朴友千は、「共産主義」や「以北」に関するネガティブな発言をしていた。つまり、「私が南労党を脱党して北韓傀儡政権を打倒する決心をするようになった動機は、南北労党乃至朴憲永、金日成政権政策は民族を知らず独裁的であり、同族を殺傷放火しながらも欺瞞的な正体を把握したためである」324と発言し、「ソ連を赤色帝国主義国家としてみているか」、「北韓傀儡政権は『クレムリン』の支配だけで動くとみているか」という質問に対して肯定的な反応を示していたのである。しかし、同時に「アメリカを帝国主義とみており、毛沢東は愛国者である」という見解も披瀝するなど、必ずしも「共産主義」や「共産主義者」を全否定していたわけではなく、ひいては米国が命綱であった李承晩政権にとって不利とも考えられる発言がみられたのである325。それに、そもそも朴友千は自身の主義について、「民族主

<sup>324「</sup>保導聯盟結成」『京郷新聞』、(1949.04.22).

<sup>325「</sup>保導聯盟結成」『京郷新聞』、(1949.04.22).

義を基礎とした社会主義的な傾向」<sup>326</sup>であると発言するなど、究極的に「民族主義者」であると認識していた。このような状況は朴友千が「転向」する必要性を敢えて感じていなかった反証にもなるが、自分たち以外の勢力を「敵」だと看做していた李承晩政権が執権者であったことと、その李承晩政権下での朴友千の発言は「敵」の肩を持つと看做されたため、翌日に「誤解を解消させる」形で当発言を否定するようになったとみられる<sup>327</sup>。

一方、当時の李承晩政権が「左」を厳しく弾圧していた状況からすると、当然ながら「民 戦」出身者の朴友千にも韓国政府の監視が付き纏うなど、完全なる信用がなかったと考えら れる。実際、韓国においては「転向者」が「敵」の予備軍であるという「疑心暗鬼」328の状 態が存在していた。例えば、韓国法務部長官が 1950 年 1 月 12 日付で各地方検察庁検事長 に宛てた書類に良く表れているように、「国民保導聯盟」幹事長の座から罷免された朴友千 について「…警察署及び刑務所に収監中の左翼関係被疑者及び被告人等に対して保導聯盟 加入を条件に、釈放運動をしてあげる名目下で金品を騙取した事実があって罷免処分した ものであり、左翼関係事件の嫌疑に依って行われていたわけではない…」329としていること からも、当時の韓国の状況が窺える。そのほかにも、ソウル市警察が「国民保導聯盟」を含 めた「国民会」、「大韓青年団」、「大韓婦人会」、「民保団」などに対して、1950年5月30日 に控えていた「5・30総選挙」に向けた政治運動を許可しなかったが、その名分としては「偏 頗的な行動の恐れ」が挙げられた<sup>330</sup>。しかし、他の団体の場合、中央政府などからの支援が 暗にあったため、「選挙の公定性」に抵触する可能性は濃厚だと見られないわけでもないが、 「国民保導聯盟」の場合、中央政府からの支援が殆どなかったにもかかわらず加盟者の多く が「左」出身であったことと、一度貼られた「左」のレッテルを外し難かった韓国政治が働 いていたため許可されなかったのだろう。

そして、事実上の運営陣であった「国民保導聯盟中央本部」に「転向者」出身の人事が少なかったのは、「国民保導聯盟」がソウル市警察本部に設置されたことが象徴するように「転向者」が監視の対象に他ならなかったからであった。更に言うと「国民保導聯盟」の運営における「転向者」の決定権が殆ど存在しなかった331というよりは、韓国政府当局者が「排除

<sup>326「</sup>保導聯盟結成」『京郷新聞』、(1949.04.22).

<sup>&</sup>lt;sup>327</sup>「"本意아닌말" 朴友千氏 거듭發言」『京郷新聞』、(1949.04.23).

<sup>328「</sup>轉向者에 對해 侮辱的言辭를 삼가라」『東亞日報』、(1949.11.30).

<sup>&</sup>lt;sup>329</sup>「국민보도연맹에 대한 조언비어 단속에 관한 건」, DA0361348, 「예규에 관한 기록(검찰) 1949-1961」, 국가기록원. 下線は筆者強調。

<sup>330「</sup>警察官과 保聯員選擧運動을 不許方針」『自由新聞』、(1950.04.23).

<sup>331</sup>김기진, 前掲書, p. 21.

させた」とみるのが妥当だということになる。いうなれば、李承晩政権は「転向者」の歓迎・ 優遇に関する意思を全く持っていなかったことはもちろん、甚だしき至っては最初から捨 て駒にする可能性すら秘めていたことになる。

しかし、何れにせよ、加盟における「強制性」は李承晩政権に対する忠誠心の証明に本質があった。警察などにおいては「親日」経歴の払拭のためであり、「転向者」においては国家に航空機基金を「寄付」した事例のように<sup>332</sup>、韓国へ「完全に転向」した証明の必要性があったからである。この「強制性」は「ゲリラ」などの「左」を生産させる「負の側面」をも進行させ、李承晩政権において正されることはなかった。李承晩政権に批判的な者を「左」と看做した上で「教化」・「沈黙」させるため、「国民保導聯盟」における加盟の「強制性」は顕現したのである。

だが、直後の朝鮮戦争及び「国民保導聯盟事件」は「転向者」・加盟者の扱いを凋落させ、 鄭芝溶に対しても彼の著作が長年出版禁止処分されるなど、疑いの眼差しがみられるよう になった。この疑いは鄭芝溶が再び「越北」したということに起因するものだったが、「再 越北」の可能性が否定されつつある今日にしてみると、結局のところ李承晩政権が「転向者」 を「国民」として認識していなかったためみられた現象だといえよう。ということは、この ような「非国民」を「保導」するということに一体、如何なる意味があったのかを改めて考 察せねばならないだろう。

#### 第三節 「国民保導聯盟」の本質

#### 1. 植民地時代から「継承」された「保導」

「国民保導聯盟」の設立を提案したのは「思想検事」であったが、究極的に日本植民地時代の「愛護善導」<sup>333</sup>の意味を持つ「保導聯盟」の本質が継承される結果を招来した。「解放」朝鮮で「思想検事」が再び活躍したことは、植民地時代の影響がそのまま受け継がれることを意味していたが、それは植民地時代に「皇国臣民」や「帝国臣民」<sup>334</sup>意識の育成を「国家意識のない住民」に対して施そうとして台頭した「保導」と、「解放」朝鮮で「国民」を「保護して指導する」<sup>335</sup>という意味で用いられる「保導」が無関係ではないと考えられるからで

<sup>332「</sup>保聯서 十萬圓 航空機基金遝至」『東亞日報』、(1949.11.06).

<sup>333</sup>京畿道保導聯盟『保導聯盟とは何ぞや』、保導叢書第一輯、1939年、p.5。

<sup>334</sup>川谷致秀『帝國臣民』、天野利三郎、1925、p.1。

<sup>「</sup>国民」が略語として使われていることが窺える上、究極的に主体を持つ人民ではなく、百姓や民といった君臣関係や被支配対象に他ならなかった。

<sup>&</sup>lt;sup>335</sup>이희승편저『표준국어대사전』, 民衆書林, 1983, p. 1518.

ある。実際、植民地時代の「保導」は朝鮮半島全域の学校教育や生徒を対象にしていたが、 主に校内の生活と校外生活の監視を念頭に置いていた。「保導の対象となる行為」<sup>336</sup>をみる と法令上の制約に関するものの中で、「(6)思想、秘密結社加入、集会、思想運動等」を対象 としており、その際の「保導の方法」<sup>337</sup>としては「(1)視察(日常視察、特別視察)」などの ように、「監視」を主たる目的としていたことがわかる。このような政策は1920年代以降の 朝鮮に多くみられた「同盟休学」によって実施され、また教育及び帝国主義日本に対する抵 抗の激化が背景にあった<sup>338</sup>。その政策の実行には「6. 思想関係」<sup>339</sup>に記されているように、 「イ、警察、憲兵隊方面と絶えず連携を保ち、思想動向に注意す」、「ロ、思想上要注意人物 の発見につとむ」、「ハ、思想上有害なる書籍購買の状況を視察す」、「ニ、生徒の読物の状況 を調査す」、「ホ、交友関係特に思想上、要注意人物との交際に注意す」、「へ、要注意思想団 体の主催にかかる集合に出入する者を監視す」、「ト、詭激思想の不穏当なる諸点を指摘し認 識せしむ」、「チ、日頃生徒の環境の観察個性の調査をなす」 であり、朝鮮内部の「敵」 の摘 発や取締等を通じての実現を試みていた。いわば、植民地時代の「保導」は、日本国家によ る朝鮮半島の住民動員が目論まれていたことであり340、朝鮮半島住民を「皇国臣民」として 育成させることを目的とするようになったのである³⁴゚。 ということは、 帝国主義時代の 「国 民」育成と社会監視という特徴の「保導」が「解放」朝鮮(韓国)で再び実現したのは多くの 「親日」出身者が行政職に「返り咲い」ていたためであり、究極的に李承晩政権初期と植民 地時代の「保導」の対象が異なるだけであって、その本質が変わったわけではなかったので ある。しかし、何故に「国民」を「保導」せねばならなかったのだろうか。結局、李承晩政 権における「国民」は如何なるものだったのか。

#### 2. 「単独政府」の成立と李承晩政権における「国民」作りの必要性

李承晩政権における「国民」の必要性が浮き彫りになったのは、事実上の「単独選挙(単

336京畿道保導聯盟『全鮮郊外保導研究大會記錄』、保導叢書第五輯、1939年、p. 20。

<sup>337</sup>京畿道保導聯盟、前掲書、p. 21。

<sup>338</sup> 黄惠暎「日帝強占後半期(1930~1940 年代)'京城保導聯盟'과 學生校外生活指導事業」서울대학교 대학원 사회교육과 역사전공 교육학석사학위논문,2010.

<sup>339</sup>京畿道保導聯盟、前掲書、p. 25。

<sup>340</sup>京畿道保導聯盟、前掲書、p. 7。

朝鮮総督府教学官の中島信一は、「国民精神総動員下に於ける児童生徒の校外生活保導を如何にすべきかその方案如何にする」という説明を、「本府提出諮問案の提出理由を説明いたすに先ちまして、先以て非常時下に於ける朝鮮教育の第一線に立って居られる各位殊に最も困難なる生徒児童の校外保導の実務に当らせられる各位の御労苦に対しまして深甚なる経緯と感謝の意を表する次第であります」を最初に述べてから説明していった。究極的に「皇国臣民」の醸成の狙いを「保導」に込めていたことを表していた。341京畿道保導聯盟、前掲書、p. 19。

選)」であった「5・10総選挙」が全ての発端であった。韓国政府が樹立される以前からの朝 鮮社会には李承晩が主張していた「単独政府論(単政論)」に対する反発が大きく、米国も当 時進行していた「米・ソ共同委員会」における支障を恐れ、彼の論に対してあまり賛同して いなかった。しかし、冷戦体制の台頭によって 1948 年 2 月に国連監視下で「5・10 総選挙」 の実施が確定されるなど342、結果的に李承晩の主張が受容される形にはなったものの、殆ど の「中間派」は当選挙をボイコットし、済州島では「4・3事件」が発生するなど南朝鮮の至 る所で「単選」に対する反対運動がみられるようになった。とりわけ「4・3事件」は、1947 年 3 月に済州島で行われた「3・1 運動」記念式で米軍政における警察の発砲が発端となっ て住民と当局間で続いていた抗争が、南朝鮮に限った選挙が確定されてから抗争に拍車が かかった形で勃発したのである。しかし、米軍政や李承晩勢力及び南朝鮮の様々な青年団体 は冷戦体制が台頭しつつあった状況でみられた「単選」を反対する運動に対して、南労党な ど一部の「共産主義者」が引き起こしたと捉え348、武力を用いた「左」を排除する妥当性を 主張し344、約 30,000 人の民間人が犠牲になる事件に発展したのである。このような状況の 中で済州島の3つの選挙区で選挙が実施されはしたが、2区での投票が過半数に満たなかっ たため、同地区についての再選挙を同年6月23日に実施すると米軍政は宣言した。だが、 「4・3 事件」の鎮静が見込めなかったため、米軍政は再選挙の無期限延期を宣言せざるを 得なくなった<sup>345</sup>。結果的に、「分断国家」樹立に反対する朝鮮社会の意思が挫折する形での 「5・10 総選挙」によって、李承晩は国会議長に選出されはしたが、この選挙の結果は必ず しも李承晩及びその支持者にとって喜ばしいものではなかった。それは、選挙実施可能な区 域(即ち、「以南」)200 の中で(1948 年の時点では、済州島での当選者2名は含まれない)李 承晩の政治的基盤であった独立促成国民会 55 人を始め、「右派」では韓国民主党 29 人、大 同青年団 12 人、朝鮮民族青年団 6 人、大韓独立促成農民総聯盟 2 人、大韓労働総連盟 1 人 などの当選者を出したのに反して、無所属の当選者は 85 人だという結果にみられるように

\_

<sup>342「</sup>少數國反對一蹴總選舉案通過視」『京郷新聞』、(1948.02.27).

<sup>&</sup>lt;sup>343</sup>서중석『지배자의 국가, 민중의 나라 -한국근현대사 100 년의 재조명-』돌베개, 2010, p. 209.

<sup>344「</sup>良民殺傷은 거북한 일」『京郷新聞』、(1949.06.25).

実際、南朝鮮労働党関係者が関与をしたという発言がみられたものの、同時に主導者ではなかったと推察できる。究極的に、米軍及び李承晩勢力が「南朝鮮労働党」という点を浮き彫りにさせるために、当事件に発展した可能性が考えられるのである。

<sup>345「</sup>北濟州郡兩區再選舉無期限延期」『京郷新聞』、(1948.06.12).

346、事実上の李承晩勢力の敗北が見られたのである347。

一方、「麗水・順天事件」と並んで「国家保安法」制定のきっかけとされる「4・3 事件」であった。そして、「国民保導聯盟」設立の前段階が「国家保安法」制定であったことを考えると、当事件は李承晩政権において単なる「アカ」の暴動という意味合いに留まっていなかった筈である。つまり、執権後から民族的テーゼが朝鮮半島において如何に重要な課題になるのかを認識させるきっかけであったということだが、韓国政府の成立直後から「西暦1948年」や「大韓民国30年」以外に「檀紀4281年」といった年号が韓国国会などで公式的に用いられたことからも窺えるように、「大韓民国政府」成立の名分を「民族」に追い求めていたのである。ただし、李承晩政権の「民族」は朝鮮社会が要求していた南北朝鮮間の協力や対話などを通じた「統一臨時政府」の形ではなく、李承晩の持論であった「反共」を民族的なものに「すり替える」作業として顕現された。それは、もともと「大韓民国政府」に民族的正統性があるという論理に基づいて「以北」や「共産主義」などを武力で吸収すべき対象として敵対化させ、究極的には「北進統一論」348へ発展させていく基盤になった。そして「国民保導聯盟中央本部」が発した檄によく表われているが、李承晩政権は「反共」に基づく「民族」を強化させることで、執権後からも朝鮮社会の要求とは異なる路線を歩み続けることになった。

「我々は、崇高な使命完遂のためには、全ての私利私欲と感情を抑制して、我々の敵と決死的な自己否定的闘争を展開しなければならず、この戦いで勝利を得るためには、愛国同胞が同心同意で団結することだけで可能である。今日の国際国内情勢に照らしてみると、民族発展のために国家至上、民族至上の徹底的な理念の下で、慎重な態度が必要であるが、共産分子は民族陣営の分裂対立相争うことを助長させて、いつでも機会を窺っており提起しようとしている事実を想起して、只管強力な総攻撃だけをもってこそ民族的危機を打破することができるだろう。全ての愛国人士に謹んで警告すると同時に、一層高揚した愛国平民も反民族分子根絶を期して、国土統一を達成しよう。我々の新生大韓民国と倍達民族万歳。為

<sup>346</sup>大韓民国憲政会から。

<sup>(</sup>http://www.rokps.or.kr/dataroom/state\_view.asp?cate=zipboard&idx=142&page=2) (2017.10.30 最終アクセス済)

<sup>&</sup>lt;sup>347</sup> 서중석, 前掲書, p. 211.

当時の「以南」社会において、民族的テーゼでもある「統一臨時政府」から逸れたことに対する失望が如何に大きかったのかを読み取れる一つのバロメーターである。

<sup>&</sup>lt;sup>348</sup>申栄錫著、中戸祐夫・李虎男訳『韓国歴代政権の統一政策変遷史』、明石書店、2011、p. 40。

「愛国同胞」などに焦点があてられたように、「左」に対する武力行使を辞さない態度や国家に尽くすことが示されていることから、「(反共)国民」醸成を訴えていたとみられる。このような動きの原因には、当時の李承晩に政治的影響力があまりなかったことと関係していたが、「解放」直後の李承晩は長らくの海外生活及び「大韓民国臨時政府」時代における内訌によって多くの「右派」から忌避される人物であった上、米軍政時代には「米・ソ共同委員会」に悪影響を及ぼしかねない「極右」だと米軍から警戒されていた。このように李承晩勢力は、朝鮮半島における政治的基盤が殆どなかったため「5・10 総選挙」を左右する影響力も当然なかったが<sup>350</sup>、結果的に国会議長になってから支持基盤を拡大させる必要が台頭したため、朝鮮半島に多く存在していた「親日」を更に取り込むことが緊要な課題になってきた。そこで李承晩は、朝鮮半島で「親日」が存在できるよう「親日」に対する「民族的妥当性」を与える作業に取り掛かり、「大韓民国政府宣布式」で「親日」と李承晩の共通項であった「反共」を国是として掲げるようになった上、民族的価値であった「反日」よりも更に上の価値にすり替えられたのである<sup>351</sup>。

いわば「大韓民国政府宣布式」は、「単独政府」を披瀝していた李承晩勢力が執権及び政治的基盤強化を目論んで、李承晩式の「民族」に基づく「国民」を浮上させた公式的な舞台であった。ただし李承晩自身、「国民」という語にあまり馴染めていなかったためか、「民族」や「同胞」そして「人民」を何度も繰り返して発していたため<sup>352</sup>、「国民」の議論は「大韓民国政府宣布式」に間に合わせて推進されていたと言わざるを得ない。

#### 3. 「制憲憲法」制定における「国民」と「領土」

<sup>349「</sup>國民保導聯盟,反共 격문을 발표」『朝鮮中央日報』、(1949.06.11).

우리는 숭고한 사명완수를 위해서는 모든 사리사욕과 감정을 억제하고 우리들의 적과 결사적인 자기부정적 투쟁을 전개하여야 하며 이 싸움에 승리를 얻기 위해서는 애국동포가 동심동의로 단결함으로써만 가능한 것이다. 오늘의 국제국내정세에 비추어 민족발전을 위하여 국가지상 민족지상의 철저한 이념하에 신중한 태도가 필요하나 공산분자는 민족진영의 분열대립 상쟁을 조장하여 언제나 기회를 엿보며 제기하려 하고 있다는 사실을 상기하여 오직 강력한 총공격으로써만 민족적 위기를 타파할 수 있을 것이다.

모든 애국인사에게 삼가 경고하는 동시에 일층 고양된 애국평민도 반민족분자 근멸을 기하여 국토통일을 달성하자. 우리 신생 대한민국과 배달민족 만세, 위국애족자라면 독선유아의 사소한 면목 명예위신에서 탈각하라.

<sup>&</sup>lt;sup>350</sup>서중석, 前掲書, p. 214.

<sup>351「</sup>政府樹立宣佈式上李大統領式辭內容」『京郷新聞』、(1948.08.18).

<sup>352「</sup>政府樹立宣佈式上李大統領式辭內容」『京郷新聞』、(1948.08.18).

ここでの「国民」とは、国家構成の三要素の一つとされる住民(もしくは、「人民」)にあたるが、一つに圧倒的な物理力を動員した国家暴力の使用、二つに法制による暴力、三つに社会・文化的側面で進行される日常的生活に対する統制といったように、最初から「排除」と「包摂」が目論まれていた概念であった<sup>353</sup>。では、「大韓民国政府宣布式」以前まで「国民」議論は如何に行われ、如何なる過程を経て公式的に登場するようになったのか。その本質は、「国家の政治的な土台と輪郭を掴めてから、それを固定化し規律化する基本的法典」<sup>354</sup>である憲法の制定過程に顕現されていたのではないだろうか。

「一つの朝鮮」を掲げる中で、南北各々が朝鮮半島における唯一の合法的政府だと主張する限り「朝鮮半島国家」の憲法は成立しない筈である。しかし「統一臨時政府」に先立って最初の韓国憲法である「制憲憲法」が発足したことは、事実上「分断国家」の固定化が念頭に置かれていたと見ざるを得ない。「制憲憲法」の根幹ともいえる主人公は、第1章第2条に「大韓民国の主権は国民にあり、全ての権力は国民から出る」と記されているように「国民」であった。朝鮮半島の分断という「不完全」な状況下で誕生したこの文言が特徴である理由は、韓国国会速記録や「制憲憲法」の起草者であった兪鎭午の回顧録からも窺えるが、国名から住民の呼称に至るまで「制憲憲法」の制定は政治イデオロギーに基づく結果だったからである。その一つが韓国における「国民」の変遷だが、如何なる変遷を経て住民を指す語になったのかを見るためには、まず1948年4月の時点で兪鎭午が作成していた以下の憲法の起草案を見ることにする。

#### 憲法(草案)355

第一條 朝鮮は民主共和國である。

第二條 國家の主權は人民にあり、全ての權力は人民から發する。

第三條 朝鮮國民の要件は法律を以て定める。

第四條 朝鮮の領土は朝鮮半島と鬱陵島、濟州島、及其他附屬島嶼と定める。

#### 憲法(草案)

<sup>353</sup>김득중, 前掲書, p. 562.

<sup>354</sup>兪鎭午『憲法起草回顧録』—潮閣, 1980, p. 16.

<sup>355</sup>兪鎭午,前掲書、附・I.

第一條 朝鮮은 民主共和國이다.

第二條 國家의 主權은 人民에게 있고, 모든 權力은 人民으로부터 發한다.

第三條 朝鮮國民의 要件은 法律로써 定한다.

第四條 朝鮮의 領土는 朝鮮半島와 鬱陵島,濟州島,及其他附屬島嶼로 定한다(以下、省略.)

(以下、省略。)

一方で、申翼熙を中心に構成された「行政研究会」でも、1946 年から憲法草案を作成していたが、その内容は以下の通りである。

# 韓國憲法(草案)356

第一章 國家

第一條 韓國は民主共和國である。

第二條 國家の主權は國民から發する。

第三條 朝鮮國民の要件は法律の定めるところに依る。

(以下、省略。)

そして、上記の2つの案は、以下のように折衷されることになった。

#### 韓國憲法(草案)357

第一章 總綱

第一條 韓國は民主共和國である。

第二條 韓國の主權は人民にあり、全ての權力は人民から發する。

第三條 韓國國民の要件は法律を以て定める。

第四條 韓國の領土は朝鮮半島と鬱陵島及其他の附屬島嶼とする。

(以下、省略。)

#### 韓國憲法(草案)

第一章 國家

第一條 韓國은 民主共和國임.

第二條 國家의 主權은 國民으로부터 發함.

第三條 朝鮮國民의 要件은 法律의 定하는 바에 依함.

(以下、省略.)

357俞鎭午、前掲書、附·IV.

#### 韓國憲法(草案)

第一章 總綱

第一條 韓國은 民主共和國이다.

第二條 韓國의 主權은 人民에게 있고, 모든 權力은 人民으로부터 發한다.

第三條 韓國國民의 要件은 法律로써 定한다.

第四條 韓國의 領土는 朝鮮半島와 鬱陵島 및 其他의 附屬島嶼로 한다.

(以下、省略.)

<sup>356</sup>兪鎭午、前掲書、附・Ⅲ.

「國民」として記されていた「行政研究会」案における住民は折衷を通じて「人民」にな ったが、その後再び国会に「国民」案が提出された。そして、このような「国民」と「人民」 に関する議論は、1948 年 7 月 1 日に実施された国会の「第二読会」の前半までも多々行わ れていたのだが、「国民」となった原案を用いて、權承烈が自然人としての「人民」が先で はあるが、ここでの「人民」は国家における「人民」でありそれが即ち「国民」であると述 べたことや<sup>358</sup>、兪鎭午が原案にある「国民」を「人民」に修正した上で、文脈に沿ってそれ が「国民」であるかどうかを解釈するのが妥当であると主張したように359、大概の議論は憲 法における「国民」と「人民」の法理的意味に対する質疑応答だったのである。しかし、こ の日、李承晩の側近であった尹致暎議員が「共産主義」の匂いがする「人民」を使う人の気 が知れないと言いながら、原案通りに「国民」を使用するように強く主張したことが発端に なって「国民」と「人民」の議論の性格は変化していった360。この尹致暎の言動について兪 鎭午の回顧録では、「…舊大韓帝國絶對君權下でも使用された言葉であり、美國憲法におい ても人民 People, Person は國家の構成員としての市民 citizen とは区別されている。『國 民』は國家の構成員としての人民を意味するため、國家優越の匂いを匂わせるため、國家と 雖も無闇に侵犯できない自由と權利の主體としての人を表現するには必ず適切ではない。 結局、我々は良い単語一つを共産主義者に奪われたことになる」<sup>361</sup>としているように、「人 民」に政治(冷戦)イデオロギーが意図的に注入されたことを仄めかしていた。そして、政治 的色が塗られてから「人民」と「国民」の議論はあまりされず、「国民」とする「制憲憲法」 の発足に至ったのである。「大韓民国憲法(制憲憲法)」の制定は、「共産主義」が病原菌扱い <sup>362</sup>されていた李承晩政権下の雰囲気と冷戦体制の台頭という国際政治の背景が作用した賜 物であったため、「民族」の別名でありながらも李承晩政権の「反共」に基づく概念であっ た「国民」に「左」が入れる余地は最初から無に等しかったのである。

-

<sup>&</sup>lt;sup>358</sup>韓国国会事務処「第1回-第18号国会定期会議速記録」(1948.06.26), p. 7.

<sup>&</sup>lt;sup>359</sup>韓国国会事務処「第1回-第22号国会定期会議速記録」(1948.07.01), pp. 28-29.

<sup>&</sup>lt;sup>360</sup>韓国国会事務処「第1回-第22号国会定期会議速記録」(1948.07.01), p. 32.

<sup>361</sup>兪鎭午,前掲書, p. 65.

<sup>&</sup>lt;sup>362</sup>「餘滴」『京郷新聞』、(1949.11.03).

<sup>「…</sup>共産主義とは社会的不満と不平があるところに病菌を撒くことである。故に、この赤化病を根治するには毒腫を手術する同時に病菌の温床を状況せねばならない。…転向者たちは温床を除去するに一役をすると信じるところである」といったように、病原菌の「共産主義」を除去するには「共産主義者」であった「転向者」がうってつけの手段であることが記されていた。

#### 大韓民國憲法(第一共和国憲法)363

第一章 總綱

第一條 [國號と政體]大韓民國は民主共和國である。

第二條 [國民主權]大韓民國の主權は國民にあり、全ての權力は國民から出る。

第三條 [國民になる要件] 大韓民國の國民になる要件は法律を以て定める。

第四條 [領土] 大韓民國の領土は韓半島とその附屬島嶼とする。

(以下、省略。)

一方、「制憲憲法」には、民族的な矛盾を克服しようと試みたもう一つの特徴が見受けられるが、それは「単一民族国家」建設が当然視されていた韓国で島国<sup>364</sup>や連邦制<sup>365</sup>の国家に多いとされる領土規定が「制憲憲法」に設けられるという、世界的に稀なケースを見出したことである。もちろん、憲法草案者であった兪鎭午が述べたように領土規定の挿入や削除は可能であったにもかかわらず<sup>366</sup>当条項が記載されるようになったのは<sup>367</sup>、「朝鮮国家」建設の根拠作りだというより、朝鮮半島で先立って発足する「大韓民国政府」の民族的妥当性を対内的に強化する宣言的な意味合い<sup>368</sup>が強かったためである。この「領土」規定は、北朝鮮地域の住民が韓国「国民」だと解釈できる根拠になると同時に、「以北同胞」を北朝鮮当局の「人質」だと看做させ、「北進統一論」の妥当性にも繋がったのである。ただし、ここで確認すべきは、李承晩政権が最初から韓国に「反共」を信奉する「朝鮮民族」の「国民」が存在した前提に基づいて、「反共」を用いされすれば南北朝鮮の出身地に関係なく全てが「国民」であり、ひいては「左になった」住民が「再び国民に復帰できる」という幻想を「制憲憲法」に埋め込もうとしたことである。換言すると、全朝鮮半島における民族的妥当性のた

## 大韓民國憲法(第一共和国憲法)

第一章 總綱

第一條[國號와政體]大韓民國은 民主共和國이다.

第二條[國民主權]大韓民國의 主權은 國民에게 있고, 모든 權力은 國民으로부터 나온다.

第三條[國民 되는 要件] 大韓民國의 國民되는 要件은 法律로써 定한다.

第四條[領土] 大韓民國의 領土는 韓半島와 그 附屬島嶼로 한다.

(以下、省略.)

<sup>364</sup>石村修「憲法における領土」『法政理論』第39巻第4号、新潟大学法学会、2007、p. 170。

<sup>363</sup>兪鎭午、前掲書、附・Ⅶ.

<sup>365</sup>石村修、前掲書、p. 178。

<sup>&</sup>lt;sup>366</sup>韓国国会事務処「第1回-第18号国会定期会議速記録」(1948.06.26), p. 12.

<sup>&</sup>lt;sup>367</sup>韓国国会事務処「第1回-第9号国会定期会議速記録」(1948.06.12), p. 4.

実際、李承晩は、すぐに統一が達成されることはないという認識を持っていたことが窺える。

<sup>368</sup>石村修、前掲書、p. 178。

めに、「民族」と同等な意味を持つ「国民」に代われる憲法が台頭したとのことである。

#### 4. 「脱盟」と「転向者」

ところで、1950年に入ってから「転向者」の「脱盟」が「国民保導聯盟」の目的として掲げられるようになったこと、即ち韓国政府の「転向者」に対する捉え方に変化がみられ始めたことに注目すべきである。「国民保導聯盟」の最大の特徴であった「脱盟」は、1950年2月の制憲国会で張暻根内務部次官の発言からみられ始めたが<sup>369</sup>、「国民」育成という当聯盟の大義名分を実現する試金石として捉えられていた。「脱盟」の審査基準と担当者(主に「思想検事」)の決定を始め<sup>370</sup>、最も多くの保導聯盟員を抱えていたソウル市を最初の実施地として決めるなど話題になっていたが、最初はソウル市保導聯盟員の約20,000人のうち3割に相当する約7,000人が1950年6月5日の脱盟式を経て「脱盟」することになった<sup>371</sup>。それに続いて、同年6月18日には永登浦保導聯盟で1,230人が「脱盟」し、19日には春川で約2,500名が「脱盟」したように、「脱盟」の雰囲気は韓国全域で拡散しつつあった。

ただし、最初の「脱盟」は、1950年5月10日に実施することが決まっていたにもかかわらず、直後に約一ヶ月の延期の決定に併せ<sup>372</sup>、当初の「脱盟」対象者が3,000人<sup>373</sup>であったものが二倍以上の約7,000人に増加されるなど、最初から「脱盟」の話が計画的に推進されていなかった。更に、1950年5月に控えていた「5・30総選挙」など政治的行事を見計らって「脱盟」のスケジュールを調整していた節も窺えるため<sup>374</sup>、韓国社会への「民主的復帰」<sup>375</sup>のために「脱盟」が台頭したとは見難い。一方、このように急遽決定された「脱盟」について、ソウル市地方検察庁長であり「国民保導聯盟」の委員長であった李太熙は恰も最初から「脱盟」が「国民保導聯盟」の目的がであるかのような主張をしていた<sup>376</sup>。だが、当聯盟の綱領などで「脱盟」をはっきり目的と掲げていた文句は見当たらない上、少数の「転向者」を用いたプロパガンダ宣伝を目的とした組織であったため、「脱盟」を目的とする必要・合理性は全く考えられないどころか、そもそも「脱盟」を目論んで発足すること自体、「私的組織」として非常に不可解極まりないことである。

<sup>371</sup>진실·화해를 위한 과거사정리위원회, 前掲書, p. 42.

<sup>&</sup>lt;sup>372</sup>「立候補者에 脅迫頻繁」『京郷新聞』、(1950.05.10).

<sup>&</sup>lt;sup>373</sup>「1 次로 3 千名保聯서 脱盟 完全한 轉向者審査完了」『自由新聞』、(1950.03.25).

<sup>374「</sup>立候補者에 脅迫頻繁」『京郷新聞』、(1950.05.10).

<sup>&</sup>lt;sup>375</sup>「保聯脱盟은 民主的復歸」『東亞日報』、(1950.05.07).

<sup>&</sup>lt;sup>376</sup>「完全轉向者三千名 保導聯盟서 脱盟」『南朝鮮民報』、(1950.04.26).

結局、李承晩政権が「脱盟」を推進せざるを得なかったのは、まず収容所の収容能力の限界など警察や法務部の業務に支障が来されたことが挙げられるだろう。これは李太熙が「国民保導聯盟」や「転向者」の「脱盟」を挙げるときに「国家保安法」による収監者の6割の釈放も一緒に考慮するという発言からも推察できるが、それだけ収監の問題が当時の喫緊の課題になっていたのであった³¹¹。更に、「ゲリラ」への鎮圧が完了しつつあったことも考えると、「転向者」を通じたプロパガンダの必要性が低下したことも要因だとみられる³¹²。このように「国民保導聯盟」の設立と同様に「脱盟」が急遽提案されたのは、政治的基盤が安定化しつつあった李承晩政権において、不必要になった負担を軽減しなければならなかったからである。見方を変えると、「転向者」は「国民保導聯盟」から「追い出された」とも捉えられるが、「転向者」を完全に信用しなかった当時の状況を併せて考えると、この聯盟の審査員等が「純粋」な意味で「脱盟」を考えていたとは思えず、「脱盟」以降も彼らを真の「国民」として迎い入れたとは到底思えない。

ところで「脱盟」の審査規定<sup>379</sup>は、1.「5・10選挙」以前に左翼系列に加入したが、<u>露骨な</u>行動を取らなかった者、2. 政府樹立後まで党に加入して活動した者であっても、自進脱退し 打共功績が顕著な者、3. 自首週間に自首して国家機関から所属長が証明した者、4. 満 17 歳 以下 50 歳以上で<u>活発な活動をしておらず</u>、保証人がいる者、5. 婦女子として配偶者を<u>転向</u> させる能力が十分な者、6. 上記外の<u>本審査で特別に脱盟させても宜しいという者</u>というよ うになっていたが、「大韓民国政府」が樹立される以前の経歴までを問うという超越的且つ 恣意的な解釈に基づくもの、即ち政権の意思の顕現に過ぎなかったのであった。しかし、こ れまでみてきたように主たる加盟者は青年層だったが、4番には青年層を「脱盟」の対象か ら事実上排除したことが記されていた。結局、当規定は、李承晩政権の意向に適った者や歯 向かわない者のみならず、今後も「確実に安心できる者」、言い方を変えると最初から「不 必要に加盟した者」の存在を自認し、そのような者に限って「脱盟」させることを示したこ とに他ならないのである。

しかし、間もなく勃発した朝鮮戦争によって事実上終焉を迎えた「国民保導聯盟」は、当 然ながら「脱盟」の拡大の破綻にも繋がった。「包容」に基づく「脱盟」は、「国民保導聯盟 事件」という加盟者や「転向者」に対する李承晩政権の日頃の疑いや負担が一掃される形で

<sup>&</sup>lt;sup>377</sup>「善良한 保聯盟員에 脱盟等寛大處分」『南朝鮮民報』、(1950.03.26).

<sup>&</sup>lt;sup>378</sup>「共匪掃蕩 거의完了 國內治安은 不遠 警察에 一任하고 國軍은 國防에 專力 申總參謀長談」 『東亞日報』、(1950.02.23).

<sup>&</sup>lt;sup>379</sup>「脱盟者의 資格發表 保聯員三千名에 恩典」『京郷新聞』、(1950.05.04).

顕現されたが、これは李承晩政権が朝鮮戦争を「敵」に対する憂慮を根絶する「絶好の機会」として捉えていたことに他ならなかったのである。それは張暻根次官及び李太熙検事長などが「国民」化させる「脱盟」を掲げ、その拡大を明言していたにもかかわらず<sup>380</sup>、「以北」の人民軍に協力する可能性だけで「予備検束」を行った直後に「転向者」や加盟者を処刑したこと自体が反証である。「脱盟」及び「国民保導聯盟事件」、そして朝鮮戦争中に李承晩政権内部で「前保導聯盟員」の包摂が再び議論されたことから窺えるように<sup>381</sup>、「転向者」や加盟者が「脱盟」を経た「転向者」になったとしても、「転向者」に対する李承晩政権の疑いの解消は最初から期待できるものではなかったのである。

#### おわりに

本章では、韓国における「国民保導聯盟」の性格及び形成過程を通じて、「国民」が台頭した理由に併せ「左」が「国民」に含まれた背景、その「国民」が持つ意味などについて検討した。「국민운동(国民運動)」382の一環で誕生した「国民保導聯盟」は、表面上「国民」作りとその「国民」に対する「保導」を目論んで組織されたものであったが、究極的に「国民保導聯盟」の発足の原因は全て「5・10 総選挙」に凝縮されていたともいえる。つまり、民族的テーゼである「一つの朝鮮」を退いてまで分断国家を成立させた当時の李承晩政権の引け目に起因するものだったが、その引け目は「制憲憲法」における「人民」と「国民」の議論からも窺えるのである。更に、「解放」時代における李承晩の政治的基盤が脆弱だった事実は、「民族的妥当性」が尚更執権における命綱であったことを意味したため、「大韓民国政府宣布式」で民族的テーゼが国是として掲げられるようにもなったのである。ただし、「反共」までもが「民族的妥当性」として位置づけられたことで、「親日」出身者まで「民族的妥当性」の恩惠を受けることになったのである。

「国民保導聯盟」の発足からまもなくの李承晩政権下では、「左」の弾圧・掃蕩を更に強 化する一環として「自首週間」が設置され、警察業務の補助をさせるなど、当聯盟の役割が

<sup>&</sup>lt;sup>380</sup>韓国国会事務処「第6回-第28号国会定期会議速記録」(1948.02.11), p. 19.

<sup>&</sup>lt;sup>381</sup>「前保導聯盟員等包攝에 関한 建議의 處理狀況通報의 件」,BA0587727,「국회 및 국무회의 관계 서류철(1월-6월)」,국가기록원.

<sup>382「</sup>國民運動을 展開」『聯合新聞』、(1949.02.16).

<sup>「</sup>国民運動」の軸足であった「国民会」の結成3周年記念式では、「国民運動」について、次のように述べていた。国民運動とは、国力を強化して、国威を高める国民全体の直接的運動である。国民運動は男女と老幼、貧富と官民、党派と階級の区別なしで全民族が一つに纏まり、力強く進んでいく時代性を持つ歴史的運動である。3千万は単一体系を備えて当面する重要課業を完遂するため、官民強調下で部落(ママ)、職場の末端に組織活動を強力に展開する。

拡大していった。そして、「自首週間」を通じて誕生した「文化人」加盟者は、当聯盟の宣伝に用いられるようにもなった。とりわけ、最初の「文化人」加盟者でありながら、「越北説」まで用いられた鄭芝溶の場合は、南北朝鮮間の移動者も加盟対象の視野に入っていたことを示した例であった。しかし、「公然の秘密」になっていた「越北」を持ち出したのは、「以南」の内部に対する「反共」といったプロパガンダのためであった。この「越北説」は、南北朝鮮における政府の成立こそが南北朝鮮間の移動を「転向」と位置づけた要素だったことを裏付けるために注目すべきだが、それは従来の研究が朝鮮戦争を前後にして、戦争勃発後の「越南」を「転向」として捉えてきたからである383。

一方で、「国民保導聯盟」には、李承晩政権の恣意的解釈に基づく「脱盟」の審査規定があったが、究極的に当時の李承晩政権下における行政的負担の軽減に伴う措置だった。審査規定を満たして「脱盟」できたとしても、朝鮮戦争勃発後の韓国政府内部で「保導聯盟員」であった者への対応が議論されていたことが象徴するように、監視から完全に解放されることはなかったのである。「反共」が強化されるにつれて、李承晩政権は「以南」の住民や李承晩政権の支持者だけを事実上「国民」として捉えるようになっていき、次第に「左」が「国民」に入る余地はますます閉ざされていったのである。そこで、「国民保導聯盟事件」の発生によって、「韓国内部の反対勢力と組織の瓦解という部分的成功以外には失敗が予定されてい」384た「国民保導聯盟」の終焉は早まったのである。表面上、全朝鮮半島や「民族」が念頭に置かれた「国民保導聯盟」の終焉は早まったのである。表面上、全朝鮮半島や「民族」が念頭に置かれた「国民」であったにもかかわらず、日本植民地時代から継承された「保導」がその「国民」に対して用いられた事実は、李承晩政権が持っていた「国民」構想が如何に矛盾に満ちたものだったのかを暴露したのである。

結局のところ、李承晩時代初期から全朝鮮半島を念頭に置いた「国民」が用いられるようになったのは、南北朝鮮統一といった「民族的妥当性」が政権掌握・運営における要諦であったためだった。そして、この妥当性は、今日までも続いている南北分断下の韓国政府が存続する根拠にもなっているが、事実上今日における「国民」は「以南」住民(もしくは、韓国籍者)だけに限って認識されるようになっている。ある意味、李承晩政権が心の底で想定していた当初の「国民」が今日になって「実現された」ともみられる。そして、その「排他性」を持つ「国民」は、今日の韓国で国民と看做される筈の「脱北者」に対して「他人」も

383김복순「전향자의 역사 다시쓰기-최정희의 『인간사』를 중심으로」『여성문학연구』, 한국여성 문학학회, 2010, p. 227.

<sup>384</sup>金學載「정부수립후 국가감시체계의 형성과정 -1948~1953, 정보기관과 국민반, 국민보도연맹의 운영사례-」서울대학교 대학원 언론정보학과 석사논문, 2003. しくは「外国人」といった意識になっていることと無関係だとは言い難い。「排他性」を帯 びる韓国の「国民」の起源を探るという意味において、「国民保導聯盟」の成立・展開過程 はその一つの手がかりだったといえる。

このように「左」からの転向を代表的な事例として挙げながら、全朝鮮民族を基盤にする 国民作りが試みられていたにもかかわらず、その際に登場した「国民」という語には「左」 が事実上含まれなかった。ひいては、政権当局者に対する一部の支持者に限った構成員がこ の時点での「国民」だったのである。全朝鮮民族を代表する韓国政府というイメージ作りが 必要であった李承晩政権だったため、「国民」というレトリックが用いられたと解釈せざる を得ない。このような「国民」の綻びは、間もなく勃発した朝鮮戦争によって暴露されるこ とになった。ただ、如何なる過程によって、今日のような「国民」の意識として顕現されて いったのかについては、今後の課題として検証すべきであろう。 第五章 朝鮮戦争における韓国「国民」の再定義-「国民保導聯盟事件」に焦点をあてて-

#### はじめに

1950年6月25日から約3年間続いた朝鮮戦争は、当時の韓国において朝鮮半島「以北」が消滅・撲滅すべき対象として大量のビラに描かれたように385、南北朝鮮間の敵愾心が高揚する大きなきっかけであった。そして、多くの避難民や離散家族など、南北朝鮮の政府が成立してから減少する傾向であった南北間移動を再び促すようにもなったが、結果的に韓国政府が移動者への管理・統制を喫緊の課題として、次第に取り組まざるを得なくなったのである。一方で、朝鮮戦争中には、韓国軍や警察等が「国民」である筈の住民に対して行った大量虐殺がもう一つの特徴として挙げられる。そのためか、従来の先行研究では、朝鮮戦争に便乗した国家権力が住民に対して振る舞った暴力だという側面に焦点があてられがちだが、この虐殺の代表的な事例として「国民保導聯盟事件」が取り上げられている386。

しかし、注目すべきは、時期的にこのような大量虐殺が発生してから南北朝鮮間の本格的な移動も始まったことである<sup>387</sup>。言い換えると、南北朝鮮お互いを「他人」だと意識するようになった根本的な原因について、北朝鮮による「南侵」<sup>388</sup>及びそれがもたらした恐怖だけ

<sup>&</sup>lt;sup>385</sup>이임하『적을 삐라로 묻어라∶한국전쟁기 미국의 심리전』철수와영희, 2012, p. 11.

米国極東司令部が朝鮮戦争に参戦してから停戦するまで、約40億枚のビラが撒かれたとされる。

<sup>386</sup>以下の先行研究の題目からも窺えるが、虐殺の真相及び展開過程、メカニズム等の追究に殆どの焦点が 当立っている。

①김기진 『끝나지 않은 전쟁, 국민보도연맹 -부산·경남지역-』, 역사비평사, 2002.

②김선호「國民保導聯盟事件의 過程과 性格」慶熙大學校大學院史學科 석사논문, 2002.

③김학재「정부수립후 국가감시체계의 형성과정 - 1948-1953, 정보기관과 국민반, 국민보도연맹의

운영사례-」서울대학교대학원 언론정보학과 석사논문, 2003.

④한지희「국민보도연맹의 결성과 성격」숙명여자대학교대학원 석사논문, 1995.

⑤강성현「한국사상통제기제의 역사적 형성과 '보도연맹사건', 1925-50」서울대학교대학원 사회학과 박사논문, 2012.

⑥오병두「국민보도연맹과 예비검속 -제노사이드(Genocide)의 관점에서-」『민주법학』, 2010, pp. 81-104.

⑦김태우「제노사이드의 단계적 메커니즘과 국민보도연맹사건: 대한민국 공산주의자들의 절멸 과정에 관한 일고찰」『동북아연구』, 제 30 권 1 호, 2015.

<sup>387「</sup>避難民救護對策萬全」『東亞日報』、(1950.06.27).

朝鮮戦争の勃発直後、「38 度線」一帯の住民は武力衝突の回避を目論んで避難したとされることから、この時点で南北朝鮮間の移動者が皆無だったわけではないものの、厳密には「以北」から移動した者の発生を意味するわけでもない。戦災の回避より、以前まで頻発していた「局地戦」の回避による行動だとみるのが妥当であろう。実際、本格的な南北朝鮮間の人的移動は国連・韓国軍が「38 度線」を突破し、中国人民志願軍の参戦によって再び後退したときからである。

<sup>388</sup>이희승편저『표준국어대사전』, 民衆書林, 1983, p. 651.

本辞書では、朝鮮半島「以北」から「以南」に対する侵略として記されている。通常、戦争の始まりの側面を浮き彫りにして扱われる語である。

によるものだとみるのが果たして妥当なのかである。とりわけ、韓国政府の樹立直後から、 韓国内部に存在していた南朝鮮労働党などの「左」に関連する組織を撲滅させる手段として、 「左」などの住民を「国民」として「転向」させる目的で「国民保導聯盟」が創設されたの だが、その「国民保導聯盟」加盟者に対する虐殺は、韓国社会における韓国政府への不信・ 恐怖を植え付ける結果を招いたと考えられるのである。

よって、本論では、従来の虐殺の真相追及の視点から離れ、韓国政府が韓国「国民」であるべき住民に対して虐殺という方法を選択した背景、その選択を行った当局者の「国民」や「左」に関する考え方について、国民保導聯盟事件の経緯を切り口にして考察する。この追究によって、南北朝鮮お互いが「他人」や「敵」といった態度を取らざるを得なくなった発端が見出せると展望している。

# 第一節 「国民保導聯盟事件」の発生

# 1. 朝鮮戦争と民間人虐殺の発生

従来の研究及びソ連の外交文書の公開で明らかになったように、1950年6月25日に朝鮮 半島「以北」(以下、北朝鮮)からの総攻撃によって始まった朝鮮戦争は<sup>389</sup>、1953年7月27 日の停戦協定が締結・発効するまでの約3年間に亘って行われたが、その間の展開過程は以 下の図1のようになっていた。

いうまでもなく、大量の死傷者や経済的基盤の破壊などの物理的損害に併せて、南北朝鮮にして敵愾心の高揚を促した朝鮮戦争であったが、南北朝鮮のどちらかによる統一がなされないまま停戦協定が締結されたため、結果的に南北朝鮮間の交流は全面的に遮断されるようになった。この朝鮮戦争に関して、従来の韓国では朝鮮半島分断を固着化させた要因として北朝鮮の非に焦点をあてているが<sup>390</sup>、北朝鮮の南侵が南北間の交流の断絶の結果に顕現され、南北相互不信に繋がったとされてきた。確かに、「解放」直後の朝鮮半島の全人口(約2,700万人)<sup>391</sup>から考えると、韓国軍62万を皮切りに北朝鮮軍93万、国連軍16万、中共軍100万などの軍関係者の死傷者が出たこと以外にも、民間人250万をはじめ罹災者370万、戦争孤児10万、離散家族1,000万人に上る人的被害がみられたなど<sup>392</sup>、ほぼ全ての朝鮮半

107

<sup>&</sup>lt;sup>389</sup>「『6.25 南侵』蘇서 직접 지시『스탈린 극비電文』확인」『東亞日報』、(1992.07.27).

<sup>&</sup>lt;sup>390</sup>金美惠・崔真碩・崔徳孝・趙慶喜・鄭栄桓訳、金東椿著『朝鮮戦争の社会史:非難・占領・虐殺』平凡社、2008、p. 252。

<sup>&</sup>lt;sup>391</sup>Historical demographical data(http://www.populstat.info/Asia/koreaco.htm). (2018.10.30 最終アクセス済)

<sup>&</sup>lt;sup>392</sup>李重根『6・25 전쟁 1129 일』우정문고, 2014, p. 407.

島の住民が直・間接的に朝鮮戦争の恐怖に晒されていた。そのためか、結果論的に南侵及び それによる交流の遮断が、南北朝鮮間の不信やお互いを「他人」とさせたことに対する異議 を唱えることは難しいだろう。また、そのために、攻撃を仕掛けた主体である北朝鮮の責任 に焦点があてられるのも致し方ないかもしれない。



(図1)朝鮮戦争の展開図

出処:朝鮮史研究会編『朝鮮の歴史』、三省堂、1995、p. 321。

しかし、先程挙げた被害者の数値の殆どは、戦争・戦闘行為による被害に焦点があたっていること、言い換えると北朝鮮の南侵をきっかけに発生した韓国政権による虐殺は殆ど計上されていないということである<sup>393</sup>。つまり、南北分断の膠着化及び南侵だけが南北間の相互不信などの敵視を促した根本的原因だとするのは、再考すべきだということである。例えば、『解放後良民虐殺史』(召상令著、1996年)などでは、南北朝鮮の政府成立前後から朝鮮戦争に至るまでの間に様々な形の虐殺が存在したことが提起されているが、韓国軍・警察及び「右翼」団体などによる虐殺被害者だけでも 100 万人以上に上るという推定が出ている<sup>394</sup>。そして、冷戦体制の崩壊以降、韓国においては虐殺事件の真相追究の動きが台頭したに

<sup>&</sup>lt;sup>393</sup>戰爭編纂委員會編『韓国戰爭史-北傀의 南侵과 緒戰期-』제1권,1977年,p.39.

もかかわらず、様々な虐殺事件の証言を躊躇するケースが少なくなかったため、未だに認知 されていない虐殺があり得ることは容易に推察できる<sup>395</sup>。結果的に、当時の韓国政府の住民 に対する虐殺事件が完全に把握できずに計上されていないのは、朝鮮戦争における被害者 である韓国「国家」が住民への殺傷を行う筈はなく、もしあったとしてもそれは北朝鮮の南 侵が引き起こしたという論理、即ち一種の「北朝鮮責任論」の顕現だとみられるのである。

# 2. 「国民保導聯盟事件」の発生における韓国政府の狙い

朝鮮戦争中に頻発していた虐殺の追究は、冷戦体制が崩壊してから台頭するようになったが、その中で「国民保導聯盟事件」が代表的な事例として取り上げられている。全朝鮮半島で散発していた一般住民への虐殺は、朝鮮戦争中に韓国政府が韓国社会の不安要素の除去を実現させる大義名分の下で行われたが、韓国内部における「敵」の摘発・統制を経て処刑されていったのである。とりわけ、当事件に注目すべきなのは、「国民保導聯盟」に加盟しただけで韓国全域において処刑が実行されたからである。朝鮮戦争直前まで「国民保導聯盟」には、約30万人から非公式的にも50万人以上が加盟したとされるが<sup>396</sup>、その殆どは「左」や「敵」などと距離があった。表面上、韓国政府が「左」などの「敵」を「国民」として包摂するために「国民保導聯盟」を発足させたにもかかわらず、「国民保導聯盟事件」の発生は、戦局によって「国民」である筈が一変して「敵」として扱われ、ひいては加盟者に対する韓国政府当局の本心が露わになったことを意味するということである。

この国民保導聯盟事件における特徴は、まず加盟者に対する「予備検束」の実施が挙げられる。予備検束とは、日本植民地時代の思想犯に対して施されていた「治安維持法」における「予防拘禁」の名残でもあるが、非常時の韓国政府が暫定的な「犯罪者」を対象に予め取り締まりや拘束を実施して、国家・社会の不安要素を統制・除去するという超法規的な措置なのである<sup>397</sup>。それが戦争勃発と同時に行われたことは<sup>398</sup>、韓国における「反共」の色が強

<sup>395</sup>韓國革命裁判史編纂委員會編『韓國革命裁判史』第四輯,韓國革命裁判史編纂委員會,1962,pp. 193-194. 例えば「5・16 クーデター」直後からの朴正煕軍事政権は、朝鮮戦争中における虐殺の真相追及を申した遺族や関係者に対して「アカ」などの政治的な色を塗ることで異議申立ての徹底的な遮断を図っていた。396金東椿著,前掲書,p. 443。

<sup>&</sup>lt;sup>397</sup>진실·화해를 위한 과거사 정리위원회 『국민보도연맹 사건 진실 규명 결정서』, 진실·화해를 위한 과거사 정리위원회, 2009, p. 15.

<sup>1950</sup>年7月12日以前までは警察が主たる担当機関として「予備検束」を行っていた。だが、それ以降は「逮捕・拘禁特別措置令」に基づいて憲兵が物理的暴力を行使するようになった。加盟者の虐殺は決まったのも同然の措置だといえるが、以前まで法的な手続きなしに加盟者などを「処分」していたことへのお墨付きの付与に過ぎなかった。よって、1950年7月は虐殺がエスカレートする分岐点になったのである。398진실・화해를 위한 과거사 정리위원회,前掲書,pp.14-15.

現時点では、戦争勃発当日から処刑が行われたわけではないとみられるが、ソウル市の加盟者の一部は

かったことに乗じた「親日」出身者が当時の韓国政府の行政に多く携わっていたことと関係する。また、そもそも「国民保導聯盟」という組織自体、植民地時代の名残だったことが背景にあったためでもあった<sup>399</sup>。そのような状況で、加盟者などの「左」は「左」に関係する可能性が濃厚だとみられるか、「左」の組織に携わっていた者だとみられただけで予備検束されていき、挙げ句には処刑されていったわけである。

ただ、韓国政府にとって「国民保導聯盟」の加盟者が、本当に憂慮すべき存在だったかについては疑問に思わざるを得ない。何故なら、加盟者が犠牲になった経緯をみてもわかるように、まず警察が加盟者の監視を目論んで教育や訓練などを理由に招集をかけたにもかかわらず、この招集に対して殆どの加盟者は反抗せずに普段通り従うなど、韓国政府のコントロールは相当機能していたからである400。その事例としてソウル市保導聯盟本部の場合を挙げることができるが、このケースは北朝鮮と地理的に近接していたためだと考えられるものの、南侵が発生した直後のソウル市保導聯盟本部は、北朝鮮に対抗する戦闘態勢を整えるように呼びかけるなど、韓国政府にとって援軍に近い行動をみせていたのであった401。また、当組織の創立関係者である鮮于宗源が回顧したように、そもそも「左」とあまり関係のない一般住民が加盟者の多数を占めるなど、政治イデオロギーの活動とは無関係な者が多かったことが挙げられる402。その上、加盟において重要な焦点であった「左」の経歴に関する基準も非常に曖昧だった。つまり、韓国政府の成立後における犯罪や経歴如何ではなく、以前から各人が持っていた思想を後に成立した政権が恣意的に裁断するだけに留まらず、たとえ犯罪の余地があったとしても、結果的にこれは「甘暑 불全音의 원칙(法律不遡及の原則)」に背くということである403。そして、「左」を捨てての「転向」を意味する「国民保導聯盟」

\_

人民軍の南下に従って韓国軍・警も南へ退却するようになったが、そのときにその一部に対する殺害が見られたとされる。1950年7月12日の「逮捕・拘禁特別措置令」の発令があったものの、それ以前までに法的な手続きを経ずに処刑してきた行為が「正当」だとする名分の付与に過ぎない措置だった。そして、本格的にこの時から韓国軍は「国民保導聯盟」加盟者の処分に関与し始めたのである。いわば、この措置令は、軍の介入の宣言に等しいものだったと言える。

<sup>&</sup>lt;sup>399</sup>진실·화해를 위한 과거사 정리위원회,前掲書, p. 36.

<sup>&</sup>lt;sup>400</sup>진실·화해를 위한 과거사 정리위원회, 前掲書, p. 106.

<sup>401「</sup>保聯戰鬭態勢完備」『東亞日報』、(1950.06.27).

しかし、各聯盟の事務所に加盟者などが集結するなど、究極的には加盟者の「自主」的な意思ではなく、 事実上韓国政府の統制が働いていたためなのである。

<sup>&</sup>lt;sup>402</sup>鮮于宗源『思想檢事』啓明社, 1992, p. 169.

<sup>#03</sup>韓国法律第10号「国家保安法」は、反国家団体の組織者や執行者などを念頭に設けられたものだが、第85号を経て1950年4月21日には第128号に改定された。法律第85号の附則②には「제1장의 규정은 본법 시행 전의 행위에 대하여도 적용한다(第1章の規定は、本法施行前の行為に対しても適用する)」が設けられ、第85号の第8条には「본장의 규정은 누구던지 본법 시행지 외에서 죄를 범한자에 대하여도 적용한다(本章の規定は何人も本法施行地外で罪を犯した者に対しても適用する)」という項目が設けられた。第128号において附則②は削除されるが、既に第85号から「保導拘禁」という語が記載さ

への加盟は、北朝鮮からすると「背信」に等しい行為、言い換えると誰よりもこの南侵を恐れなければならない筈が「国民保導聯盟」の加盟者だったのである<sup>404</sup>。

ところで、表 1 から窺えるように、地域によって虐殺の数値や状況にばらつきがみられる といった、国民保導聯盟事件のもう一つの特徴が挙げられる。この表は、「国民保導聯盟」 の被害者の数値及び真相の全てを的確に記しているとは言い難いものの、虐殺の傾向を示 すという点では有用性があるといえよう。

#### (表 1)地域別申請現況

地域申請件数	ソウル	京畿	江原	忠南	忠北	全南	全北	慶北	慶南	計
件数	0	4	1	61	534	418	45	578	929	2,570
百分率	0	0.16	0.04	2. 37	20.78	16. 26	1.75	22.49	36. 15	100

出処: 진실·화해를 위한 과거사 정리 위원회『국민보도연맹 사건 진실규명결정서』진실·화해를 위한 과거사 정리 위원회,2009, p. 2.

左の1番目から3番目までの地域においては、2000年代に入ってからの真相究明における申請者が殆ど無かったこと、言い換えると、当時の韓国政府による当地域での国民保導聯盟事件は殆どみられなかったということである。もちろん、韓国全域における「国民保導聯盟」の加盟者のうち、公式的なソウルの加盟者だけでも約20,000人であったことからすると、単純に換算しても全加盟者の約1割になる。そのため、知らないうちに申請できなかった可能性や、再び韓国政府当局から報復される恐怖心が作用して申請できなかった可能性も否定できない。そして、ソウルの加盟者数からすると、本来なら申請者及び犠牲者もそれなりにみられる筈であるため、当地域での犠牲者が本当に皆無であったのかも疑問ではある405。それにもかかわらず、他の地域に比べて、当地域で韓国政府による国民保導聯盟事件

労働党の決定である「의용군 소모(招募)사업에 대하여(義勇軍の招募事業について)」では、前南朝鮮労働党員で変節者(保導聯盟加盟者)も義務的に参加させることといった決定が下された。このように人民軍の占領地では、国民保導聯盟の加盟者が『変節の罪滅ぼし』として義勇軍の強制徴集における最優先徴集対象者になるなどの「報復」が実施されていたのである。義勇軍にされた者の中には、洛東江戦線に動員される者もいたため、表面上韓国軍の「敵」になったという点では、李承晩政権が持っていた憂慮が実現したケースだったといえなくもない。だが、李承晩政権が嵌めた箍が仇になって義勇軍にならざるを得なかったことからすると、果たしてどれくらいの人数が「志願して」義勇軍になったのかは疑問である。405 진실・화해를 위한 과거사 정리위원회,前掲書, p. 112.

れたことからわかるように、「国民保導聯盟」加盟者といった「左」に対する処罰を念頭においた法律と化していた。

<sup>&</sup>lt;sup>404</sup>김남식『남로당연구』돌베개, 1984, p. 451.

<sup>1950</sup>年9月の「ソウル修復」以降、人民軍への協力者に対する報復で処刑のケースもあったとされ、完全に無かったというわけではない。ただし、南侵から2、3ヵ月が経過した時点でどれだけの加盟者がソウルに残留していたのかは疑問である。

が殆どなかったといえるのは、これらの地域が 38 度線に近かったことが理由として挙げられる。つまり、北朝鮮に近接していたため、朝鮮人民軍(以下、人民軍)による南侵から僅か3 日後に当地域が陥落されるようになり、韓国政府が漢江以北地域の加盟者に対して手を出さなかったのではなく、虐殺を遂行できる状況ではなかったということである。それ以外にもソウル市では、韓国全域に先駆けてソウル市の加盟者の約 3 割にあたる約 7,000 人が朝鮮戦争勃発直前までに「脱盟(一定の審査・手続きを経て脱退すること、即ち「転向」を意味)」していたなど406、処刑対象にすべき母数自体が減少していたことも要因の一つとして挙げられる407。表面上、国民保導聯盟は組織の「解散」を目的にして成立した特殊なケースであったため、本来なら「虐殺」に繋がる筈でもなかった。しかし、物理的衝突が戦争として位置づかれていくに伴って、国民保導聯盟事件を皮切りにした虐殺は 1950 年 9 月に至るまで集中的に行われるようになったのである。

# 3. 金昌龍に対する李承晩の「特別命令」で始まった虐殺

表面上国民保導聯盟事件は、張錫潤内務部治安局長が韓国全域の加盟者などの「不純分子」に対して拘束・取り締まりを発令させたことが発端であった<sup>408</sup>。人民軍の南侵直後から加盟者が容易く拘束されていったのは、国民保導聯盟成立直後からの警察が加盟者を要視察対象者として、定期的に「転向」教育を名分に招集をかけるといった管理をしていたことに併せて、李承晩政権が当初の武力衝突を本格的な戦争として認識できていなかったためであった。とりわけ、米軍政時代からの朝鮮半島「以南」の警察は、対ソ連防波堤構築を目論んで「民族勢力」や「左」の排除を試みていた米軍政に関わっていたが<sup>409</sup>、治安維持という警察固有の権限よりも「右」を中心にした韓国政府の樹立、及びそのための「左」の抑制に偏っていた<sup>410</sup>。もちろん、戦争勃発以前からも「左」抑制による社会安定に焦点をあてていた警察は「左」の掃討を行っており、大韓民国政府の成立後からは「国民保導聯盟」を管轄するようにもなった。つまり、既に韓国で「左」が「処理」される下地が出来上がっていたことだが、たとえ戦争勃発から数日に過ぎなかったとはいえども、李承晩政権が政治的宣伝の

<sup>&</sup>lt;sup>406</sup>진실・화해를 위한 과거사 정리위원회, 前掲書, p. 42.

<sup>407</sup>だが「脱盟」以降も韓国政府の監視下にあったことから、たとえ他地域で「脱盟」が行われたとしても、恐らくその「脱盟」者が監視対象者、ひいては処刑対象者になった可能性は高かったと考えられる。 408「전국 요시찰인 단속 및 전국 형무소 경비의 건(全国要視察人取締及び全国刑務所警備の件)」という

通達を全域の警察に伝達することによる取締が、この事件の始まりとなった。

<sup>&</sup>lt;sup>409</sup>안진「미 軍政警察의 형성과정과 그 성격에 관한 고찰」『사회와 역사』13, 한국사회사학회, 1988, p. 227.

<sup>&</sup>lt;sup>410</sup>姜惠卿「한국경찰의 형성과 성격: 1945∼1953 년」숙명여자대학교대학원 박사학위논문, 2002, p. 1.

コマを処理することは、理に適っているとは言い難いだろう。従って、この時点での李承晩 政権が戦争だと認識していなかったことを念頭におくと、初期の警察の主たる役割は加盟 者に対する取締及び検束だったのである。

よって、ここで改めて考察すべきは、何故に加盟者などの「左」に対して予備検束から虐殺に方向が転換されたのかであろう。言い換えると、内務部独自の判断によって国民保導聯盟事件が勃発したわけではなく、結局のところ韓国政府の最高責任者であった李承晩大統領が「左」の「処理」を目論んで発した「特別命令」が背景にあったため可能だったのだが⁴11、その状況は1950年6月28日に大統領緊急命令第1号である「비상사태하의 범죄처벌에 관한 특별조치령(非常事態下の犯罪処罰に関する特別措置令)」が宣布されていたからでもあった⁴12。また、これについては、米軍側のCICも韓国最上層部によって殺害命令が下されたと報告していたことからも、その可能性が窺えるだろう⁴13。李承晩政権が南北間の衝突を本格的な戦争だと判断して「特別命令」を発したと考えられる理由は、戦争勃発以前までの加盟者はプロパガンダ宣伝の手段であったため、処刑されるケースが殆どみられなかったからである。また、時期的な状況からも推察が可能であるが、戦争として認識が転換された時点でのソウルは、既に「左」の「処理」が不可能になっていた反面、1950年7月になってからは大田刑務所を中心にした忠清道の刑務所の収監者が特別命令の直後から大量に処刑され始めた違いが見受けられるためである。

一方で、如何なるルートを経て特別命令が下されたのかについても注目すべきである。それは、1948 年 11 月に制定された「国軍組織法」に即してみると、通常の命令の伝達システムが「大統領(第 1 章第 3 条)→国防長官(第 2 章第 5 条)→合同参謀本部議長(第 2 章第 9 条)→各軍)」といった過程を経てなされなければならないことと関係する<sup>414</sup>。つまり、韓国軍の中領(中佐にあたる)の金昌龍に対して直接下された特別命令は、通常の韓国軍の指揮・命令の過程から逸れた措置だったということである。これは、金昌龍が李承晩大統領の側近だったことによる一種の特恵措置だと言わざるを得ないが、実際、金昌龍は植民地時代におけ

<sup>&</sup>lt;sup>411</sup> 「보도연맹학살은 이승만 특명에 의한 것」『오마이뉴스』、(2007.07.04).

<sup>412</sup>진실·화해를 위한 과거사 정리위원회,前掲書, p. 87.

韓国政府の判断下で、全ての犯罪行為に対して「死刑宣告」を可能にさせ、裁判過程も「起訴から 20 日以内に公判」を開き「40 日以内に言渡し」するように規定され、「単独判事」によって「一回の判決」で宣告が決定し、「証拠説明も省略」が可能にさせたされる。

<sup>&</sup>lt;sup>413</sup>진실·화해를 위한 과거사 정리위원회, 前掲書, p. 200.

<sup>414</sup>법제처 국가법령센터(法制処国家法令情報センター、1948年11月30日に制定された「国軍組織法」) (http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=4224&ancYd=19481130&ancNo=00009&efYd=19481130&nwJoYnIn fo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000)(2018.07.21最終アクセス済)

る日本軍憲兵などを経験していたため、慶南地区 CIC 防諜隊を経て 1951 年の特務隊長に就くまで情報機関に務め、「容共分子」の取り締まりにおける第一人者になるに留まらず<sup>415</sup>、短期間で将軍にまで成り上がってもいたのであった<sup>416</sup>。これは、他の「親日」出身者同様、「民族」的価値における引け目が金昌龍にもあったことと、「反共」を用いさえすれば如何なる者であろうと積極的に採用した李承晩政権の意志が合わさった結果だといえる。植民地時代及び「解放」時代における金昌龍の「反共」振りは、李承晩政権が朝鮮戦争中の韓国内部における「敵」を除去する適任者として金昌龍を看做すようにさせた<sup>417</sup>。金昌龍の存在感が増してきたことは、朝鮮戦争期間中の虐殺の殆どは金昌龍が関与していたとする当時韓国陸軍本部情報局戦闘情報課北韓班長であった当時中尉の金鍾泌前国務総理の証言からも推察できる<sup>418</sup>。結果的に、韓国政府が南へ移転する度に虐殺が激化する発端になったとみられるわけである。

ところで、「特別命令」の台頭は、「治安維持」の主導権が警察から軍にシフトしていったことをも意味する。平時の治安の主導権は、当然ながら警察が握るものだが、その警察が軍の補助的な役割へと立ち位置が変わっていったことは、韓国政府がこの衝突を戦争として認識しただけに留まらず、甚だしき至っては「左」への取り締まり・検束が殺戮をも念頭に置き始めたこと、即ちこの時点から本格的な虐殺が開始されたことを意味する。よって、当時戦局は如何に展開されていき、その戦局は如何に住民の命を軽んじていくようにさせたのかについて考察すべきであろう。

### 第二節 「国民保導聯盟事件」の展開過程

# 1. 一時的拘束として始まった予備検束(6月 25 日-7 月初)

<sup>415</sup>민족문제연구소 대전지부 편『민족·민주반역자 김창룡과 묘 이장 시민운동』, 민족문제연구소 대전지부, 2009, pp. 6-7.

114

金昌龍は、関東軍憲兵としてソ連・満洲の国境地帯に派遣され、諜報活動を行っていたとされる。中国 共産党の王近禮など地下組織の約50名を逮捕した功労として憲兵伍長に特進し、それからも50件を超え る抗日組織の摘発を行ったとされる。

<sup>&</sup>lt;sup>416</sup>朝鮮警備士官学校を修了してから、1947年に朝鮮警備隊の少尉として任官したが、それから 1948年1月には中尉、韓国政府が樹立した直後は大尉、1949年少領、そして戦争を経てからは 1953年に准将、暗殺される前年である 1955年には僅か 30代の年齢で少将にまで上り詰めるという、非常に速く昇進を遂げたのであった。

<sup>417「</sup>그의 죽엄헛되지않게 李大統領 哀悼의 談話發表」『東亞日報』、(1956.02.01).

とりわけ、如何に李承晩政権によって金昌龍が溺愛されていたのかについては、1956年1月30日に被弾されて死亡した際、翌日の李承晩は談話の発表でこれに対して深甚な悼みを表明し、徹底的な犯人探しを公言するなど、挙げ句には国立顕忠院に埋葬するようになったことから窺えるのである。

<sup>&</sup>lt;sup>418</sup>이도영『죽음의 예비검속:양민학살진상조사보고서』, 월간 말, 2000, p. 176.

<sup>2000</sup>年1月24日金鍾泌と著者との対談内容.

朝鮮戦争が勃発した直後に李承晩政権は、当日の午後2時に「非常国務会議」を招集したが、結論を出さずに散会した。また、景武臺(現在の大統領府:青瓦臺)の秘書であった閔復基が証言したところによると、当時国務会議懇談会において蔡秉徳総参謀長(少将)は、これが敵の全面的な南侵ではなく李舟河・金三龍ら(南へ派遣された「間諜(スパイ)」とされていた)の引き渡しを目論んだ動きだと報告したとされる419。更に、当時の新聞は、人民軍の「不法越境」だとしただけでなく420、韓国国防部の政訓局長であった李瑄根大領もこの衝突が「不法南侵」であるという談話文を発表したに過ぎなかったのである421。この談話文も「戦争」ではなく、あくまで北朝鮮の「南侵」を強調し、韓国社会の安心を促すことに焦点をあてていたのであった。しかし、結果的に、戦争に備えるべき告知の案内放送は流さなかったなど、1950年6月25日の衝突は本格的な戦争として認識していなかったのであったため422、韓国社会でこの衝突が戦争の始まりだと認識した者がいる筈は当然ながらいなかったのであった423。一方で、安心を促す放送の傍らソウル郊外からの砲弾音など、また軍用車が外出・休暇中の兵士に対して部隊への復帰放送を流すなど、韓国政府は従来の局地戦と異なる規模の武力衝突だったことを感知してもいたが、結果的にこれらはソウル市内の混乱を加重させていったのであった。

このように、曖昧な状況把握から始まった朝鮮戦争であったためか、勃発直後から 3~4 ヶ月の間は韓国にとって最も不利であっただけでなく、朝鮮半島の最南端(洛東江、1950 年 8 月)から最北端(鴨緑江、1950 年 10 月)に亘った戦線の移動が繰り広げられるほど激烈な戦局をみせていたのであった424。ただし、この 3~4ヶ月間という期間は、丁度韓国政府が

419황규면『民族의 證言 1』, 중앙일보, pp. 18-19.

当時、韓国では全国大学蹴球選手大会が開催されていたところであったが、高麗大学校の主将であった 洪徳泳が「(筆者訳)私は、初めは、北韓の南侵は考えにも及ばず、麗水・順天みたいな反乱事件が再び発生 したと思いました。観衆たちもわけを知らず、初めはざわめいていましたが、解散しました。そのとき、一 般のサッカー熱は凄かったです。その日三時頃銭湯で、知り合いの東大門署の刑事に会い、三人線が勃発 したことを知りました」といったような証言をしたように、一般民衆はこの衝突を戦争と認識していたと は言い難い状況であった。

<sup>420「</sup>傀儡軍全面南侵企圖 昨日午前五時早日 全線서 不法越境」『京郷新聞』、(1950.06.26).

<sup>&</sup>lt;sup>421</sup>황규면, 前掲書, p. 21.

<sup>&</sup>lt;sup>422</sup>노정팔『한국방송과 50 년』, 나남, 1995, p. 161.

<sup>&</sup>lt;sup>423</sup>황규면, 前掲書, p. 21.

<sup>&</sup>lt;sup>424</sup>박태균『한국전쟁: 끝나지 않은 전쟁,끝나야 할 전쟁』책과함께, 2005, pp. 248-253.

朝鮮半島の南端の洛東江地域から北端の鴨緑江地域に至るまで、戦局は全朝鮮半島に亘って激しく展開されていたが、1951年からは38度線付近で展開された。同時に、国連軍と共産軍双方は戦争を終了させることを念頭に置くようにもなったが、ソ連で大使などを経験していたケナンが当時のマリク駐国連ソ連大使に交渉の開始を持ちかけた。これによって1951年6月23日からは、交渉が公式的に提案されるようになり、1953年7月27日に停戦協定が締結するに至ったのである。

ソウルから大田を経て釜山まで移転した時期とも重なっていたため<sup>425</sup>、韓国政府の移転と「国民保導聯盟事件」の発生の間には一定の関係性があることを示唆しているといえる。そこで、1)戦争勃発から7月上旬の予備検束の開始、2)7月中旬から9月の間の検束の拡大及び虐殺への転換、3)9月末のソウルの「修復」以降における「報復」の3つの時期に分けて、如何に予備検束が実施されたのかについて考察する必要があるだろう。

内務部治安局の電報によって始まった予備検束は、6月29日の「不純分子拘束の件」及び6月30日の「不純分子拘束処理の件」が各道の警察局に伝達されることで本格化した<sup>426</sup>。韓国全域に発信された命令に記されていた「不純分子」には、当然ながら朝鮮戦争勃発以前から「要視察人物」とされていた加盟者も含まれていたが、洛東江に迫る1950年9月までも拘束が実施されていた。韓国軍警及び右翼団体は、この「不純分子」が拘束されていく過程において、地域ごとの拘束における方法や規模など一律な形態をみせていたわけではなかった。甚だしき至っては、名簿に記されていた拘束すべき人数を合わせるために、加盟者の家族関係者など他の人を連行していく場合がみられるくらい、人数充足だけを目論んで「ノルマ」を達成するような行動さえみせていた<sup>427</sup>。このように、本人確認など名簿の照会を徹底的に行わずに人数の充足に勤しんでいた傾向に併せて、日頃からの加盟者は警察の管理・指示に殆ど従っていたなど、この予備検束から逃れることができた加盟者は殆ど存在しなかった<sup>428</sup>。そして、拘束された者は、各警察署において各人の「罪」の重さに基づいて「A、B、C」や「甲、乙、丙」などで区分された。それを基にした韓国軍は「査定官会議」を通じて審査し、「A、B、C、D」といった級を振って再び分類した後、その内容は戒厳司令官に移管されていったのである<sup>429</sup>。

ところで、「不純分子拘束処理の件」では、「保導聯盟及其他不純分子を拘束、本官の指示があるまで釈放を禁ずる」と記されていたように、本来なら一時的な拘束に留まっていた筈だった。しかし、時間が経つに連れて、一時的な拘束の筈であった予備検束は、臨時的に警

<sup>&</sup>lt;sup>425</sup>강준만『한국현대사 산책 1950 년대 편 』1 권, 인물과 사상사, 2004, p. 51.

<sup>&</sup>lt;sup>426</sup>진실·화해를 위한 과거사 정리위원회, 前掲書, pp. 86-87.

<sup>&</sup>lt;sup>427</sup>진실·화해를 위한 과거사 정리위원회, 前掲書, p. 105.

当然ながら、この人数充足のために動員された者たちは、本当の加盟者の代わりに処刑されるケースも少なからずあったとされる。

<sup>&</sup>lt;sup>428</sup>진실·화해를 위한 과거사 정리위원회, 前掲書, p. 91. : 진실·화해를 위한 과거사 정리위원회, 前掲書 n 99

もちろん、招集に応じなかった加盟者がみられる場合もあったが、結局のところ彼らは CIC によって直接検挙されるなどで、殆どが韓国政府のコントロールの下にいたのであった。ただし、戦争勃発初期は、拘束後に釈放する場合もあったものの、再拘束が実施される際、これに応じず逃亡を図るなどで命拾いしたケースもあった。

<sup>&</sup>lt;sup>429</sup>진실·화해를 위한 과거사 정리위원회, 前掲書, pp. 116-117.

察署の留置場や村の倉庫などに収監されるケースが多くなったことから窺えるように長期 化されていき、次第に各地域の刑務所の収容能力も限界を迎えるようになっていったので ある<sup>430</sup>。

一方、加盟者などの要視察人物に対する拘束の長期化は処刑の前触れとして漸次的に変 質されていったが、その前兆の一つとして人民軍の南下の遅滞を目論んで漢江橋を爆破し た事件が挙げられる。当事件に注目すべきなのは、韓国政府が考えていた「彼我(敵-味方)」 の如何にかかわらず、戦争勃発初期から韓国「国民」の命が危機に晒されていくことを予告 する事件にあたるからである。1950 年 6 月 28 日午前 2 時 30 分に崔昌植大領は、軍上層部 からの命令に従って漢江橋の爆破を実行したが、直前までも数多くの住民が漢江橋を利用 して南下していたこと431、また結果論的に人民軍のソウル到達は漢江橋の爆破から数時間後 のことであったため、爆破の実行は時間的に早いとされてもいたが、結局数十台の車両及び ソウル市民や一般住民など多くの「良民」<sup>432</sup>を爆殺させてしまったのであった。同時に、こ の爆破によって韓国軍4万人及び軍事装備も漢江以北に置き去りになり、約10万人の兵士 で構成されていた韓国軍にとっては痛手を被る結果をも招来した<sup>433</sup>。そして、後にはこの爆 殺に対する韓国社会の世論の非難もみられるようになったため、韓国政府はこの爆破実行 者であった崔昌植を 1950 年 9 月に銃殺することで収拾をつけようとした。だが、この爆破 における本来の責任者はというと、崔昌植大領の直属の上官であった蔡秉德総参謀長を中 心にした軍のトップであり、究極的には韓国軍の全てを率いていた大統領の李承晩であっ た。それにもかかわらず、このような収拾の付け方はトカゲの尻尾切りに他ならず、この爆

<sup>&</sup>lt;sup>430</sup>진실·화해를 위한 과거사 정리위원회, 前掲書, p. 101.

慶尚北道の金泉少年刑務所などでは、収監施設の不足によって刑務所内の作業場である5つの工場に分散収容するなどの状況に見舞われていたとされる。また、各警察署の留置場の収容能力が限界を超えていたために、刑務所へ移管されるという反対のケースもみられるなど、稼働が可能な収監施設は最大限フル回転させていたのである。

<sup>&</sup>lt;sup>431</sup>김동춘『전쟁과 사회: 우리에게 한국전쟁은 무엇이었나?』돌베개, 2000, p. 91.

<sup>50</sup> 台以上の車両が落とされ、或る米軍将校によると 500-800 人の住民が爆死したとも推定したとされる。他の証言者によると、4,000 人近くの人々が橋梁にいたとされる。当時、人民軍が南下するまでには、6-8時間という時間的余裕があったにもかかわらず、時期を早めて爆破させたのである。

<sup>&</sup>lt;sup>432</sup>이희승, 前掲書, p. 2404.: 한국전쟁유족회(http://www.coreawar.or.kr/?ckattempt=1)(2018.10.30 最終アクセス済)

辞書において「良民」は、①善良な百姓、善民、良人、②賤役に従事していない一般百姓として定義されている。一方、「한국전쟁유족회」の「民間人虐殺概要」では、「(筆者訳)非武装民間人という意味とともに「善良」、「思想的に健全である」といった意味が込められている。『思想的に健全ではない』左翼は適法な手続きなしに殺せる、或いは『アカは無条件に殺しても宜しい』といった暗黙的同調が敷かれていることである。…李承晩以降の歴代独裁政権が反独裁人事を常に『アカ』として濡衣を着せて弾圧、拷問、殺害した点を想起すると、『良民』という語が如何に半人権的な素地が多いのかがわかる。よって、半人権的な解釈を伴う良民という語の代わりに非武装民間人という語を使うのである」として定義されている。

<sup>&</sup>lt;sup>433</sup> 「6. 25 때 한강다리 폭파한 대령, 왜 무죄선고 받았나」『오마이뉴스』、(2017. 09. 21).

破事件に対する李承晩政権の責任転嫁に併せて、保護すべき住民の命は「国家の安寧」のためなら犠牲にできるという態度を露わにさせたのである<sup>434</sup>。これは、直に暫定的な「敵」である加盟者が韓国政府によって危うくなることの予告編だったのだが、人民軍が南下を再開した直後の7月の初めの時点から実現されるようになったのである。

結果的に、人民軍のソウル占領によって、ソウル市民に対する韓国政府の放送や加盟者などへの予備検束は、状況に対する李承晩政権の「判断ミス」であったことが浮き彫りになった。そして、予備検束は一時的な拘束から長期的な拘束へ変わっていき、次第に処刑を実行するための要式行為として化していった。時期的に、李承晩政権にとって不利な状況が韓国内部・外部で発生したことは、その判断ミスを隠匿する目論見で「左」に対する不信感が「やむを得ず」行動に顕現される口実になったともみられるのである。

#### 2. 一時的拘束から長期的拘束、そして虐殺の開始(南下再開-9月)

直に李承晩政権は、米軍をはじめとする国連軍の参戦を要請するようになり、7月1日には米陸軍第24 師団21 連隊が釜山に入港するようになった<sup>435</sup>。一方で、李承晩政権は、密かにソウルを脱して大田に向かって避難してもいたが<sup>436</sup>、当局者がソウルを抜け出すことができたためか人民軍の遅滞だけに焦点をあてて、漢江橋の爆破が命令されたとみられるのである。その爆破が実行されてから数時間後には、人民軍がソウルに到達することになり、それから3日間ソウルに留まることになった。そして、前線司令部が第四師本団に対して更なる前進を命令することで7月1日から再び南下を始めた人民軍は<sup>437</sup>、間もない7月20日には大田を占領するに至ったのである。

一方、6月27日にソウルから避難していた韓国政府は、臨時的に7月16日まで大田に留まっていたのだが<sup>438</sup>、丁度この時期から大田を中心にした忠清道の刑務所では異変が発生し始めた。その内容とは、少なくとも3,000人から最大7,000人が大田・忠清道地域において

<sup>&</sup>lt;sup>434</sup>金東椿, 前掲書, p. 358.

<sup>435</sup>アメリカ民主的極東政策期成委員会、中川信夫訳『朝鮮戦争は誰が起したか』月曜書房、1952、pp. 82-83。 国連軍は、空軍の 99.2%、海軍 83.81%、陸軍 88%が米軍によって編成されていたことから窺えるよう に、事実上米軍の別名であった。

<sup>&</sup>lt;sup>436</sup>황규면, 前掲書, p. 53.

一旦、大邱まで避難したが、閣僚の提言によって引き返して大田に引き戻したとされる。

<sup>&</sup>lt;sup>437</sup>和田春樹『朝鮮戦争』、岩波書店、1995、pp. 55-56。

ソ連人軍事顧問が作成した計画を翻訳した兪成哲などは、ソウル占領が朝鮮戦争の終着点であると回想していた。だが、実際のところ、一時的に北朝鮮軍の進撃が停止されたのは、ソウルの占領は韓国軍の主力を壊滅させ、それ以降は南朝鮮労働党員などの「左」が総決起して、韓国軍の残りの予備兵力を壊滅させて南下することが念頭にあったためだといわれる。

<sup>&</sup>lt;sup>438</sup>李重根、前掲書、p. 33.

処刑されていったこと<sup>439</sup>、つまり大量虐殺が行われ始めたことだったが、大田刑務所の収監者及び加盟者が1950年6月28日から7月17日までに1,800余名が処刑され、公州刑務所では1950年7月9日頃400余名、清州刑務所では6月30日から7月5日までに1,200余名が処刑されていったのである<sup>440</sup>。このような「処理」について、ムチオ駐韓米国大使は、大田で発生した「Massacre(虐殺)」は誤った判断であるという電報を本国に打っていた<sup>441</sup>。これは、後述するように、李承晩政権に対する虐殺の中止を警告する一つの要因にもなったと考えられるが、1950年7月の初めの時点から行われた虐殺は、韓国に対する軍事的支援など米国の対韓国政策を再考する要因になったとみられる。

ところで、地理的に最初の虐殺実行地は、漢江以南の京畿道地域になる筈であり、また実際そうだった<sup>442</sup>。ただ、大田・忠清道地域に注目すべきなのは、収監者を大量に且つ「計画的」に処刑し始めた点のみならず、丁度 6 月末から韓国の臨時首都が大田に移動していたこと、そして人民軍が大田を占領してからは占領地域の拡大に伴って朝鮮労働党中央指導部が大田に移転されるなど、戦略的な要衝地でもあったからである。人民軍が南下を再開してから3週間も経たない時点で大田・忠清道地域に至ったことは、当地域の収監者に対する処刑も完全に遂行できる状況ではなかったことと、たとえ処刑できたとしてもノルマ達成の側面が強かった拘束を念頭に置くと、その処刑過程も非常に杜撰だったことはいうまでもなかったのである。

このように、時期的に俯瞰すると人民軍が南下を再開したことは、戦争勃発直後から実施された予備検束が処刑の前段階として性質が変わるきっかけになった。そして、韓国政府が加盟者への処理を行う上で、開城市の保導聯盟の事例が念頭に置かれるようにもなっていたが443、その内容とは各地域に収監されていた「左」が人民軍に寝返ることで「敵」になり

439진실·화해를 위한 과거사 정리위원회 보도자료「대전형무소 사건 유해발굴 개토제 거행」, (2007-06-30)

京畿道安城などでは、1950年7月4日に加盟者などを拘束し、その翌日に集団で銃殺するなど、京畿道 以南の地域においては拘束及び審査などが省略された処刑された。

<sup>&</sup>lt;sup>440</sup>진실・화해를 위한 과거사 정리위원회 보도자료「대전・충청지역 형무소 재소자 집단희생」, (2010.07.02).

<sup>&</sup>lt;sup>441</sup>FRUS, The Ambassador in Korea (Muccio) to the secretary of State (September 22, 1950), 1950, KOREA, VolVII.

<sup>&</sup>lt;sup>442</sup>진실·화해를 위한 과거사 정리위원회, 前掲書, p. 116.

<sup>&</sup>lt;sup>443</sup>한국반탁•반공학생운동기념사업회『韓國學生建國運動史: 반탁•반공학생운동중심』대한교과서, 1986, p. 517.

<sup>「(</sup>筆者訳)左翼活動をしたため転向し『保導連盟』に加入した者たちが、むしろ反共人士と良民たちの虐殺に先立って、彼らのそのような蛮行は大韓民国に転向したという事実だけでも共産軍によって殺害される十分な理由になる。これを恐れ、不安であるため、これを隠蔽するためにも急いで彼らに先立って蛮行を行うようになったのである。…開城'保導聯盟'員の残忍な行動が政府にして漢江以南の'保導聯盟

得る可能性であった。実際、暫定的な「敵」として看做されていたと証言するケースは、韓国全域に亘って散見されている<sup>444</sup>。そして、これまで判明している犠牲者の身元の割合をみると、男性が 95%を占めているが、その中で 20 代が 44.9%で 30 代が 27.9%となっており、また 10 代以下の犠牲者も 3%といったように、主に男性が、そして 20~30 代の若者が対象者になっていた<sup>445</sup>。このように、表面上不利な戦局が続く中で虐殺が継続的に「実行されねばならなかった」のは、韓国政府にとって「敵」の戦力になり得る者を優先的に処理しなければならなかったためであった。

ただ、「敵」の戦力になり得ること以外にも、加盟者などが右翼人事に対して手を出したという主張がみられたように、韓国内部の不安要素の除去に焦点をあてていたこと、つまり李承晩政権当局者の安全保障もこの処理における重要な背景であった。1950 年 8 月からの釜山は、ソウルを奪還したときの一時期を除いて、朝鮮戦争が停戦するまで臨時的な首都として機能するようになった。その遷都が行われる際の李承晩政権における関心は、移動時に併せて移動先における安全を確保であったため、韓国内部における「敵」を洗い出すことに焦点をあてざるを得なかった。そして、「左」拘束などのように、軍警などは成果主義の傾向をみせるようにもなったが、「左」の拘束及び虐殺が頻発したのであった。この成果主義に勤しんでいたと考えられるのは、7 月までの前線地域における虐殺者とそれ以降も続く慶尚道地域での拘束・虐殺者の総数を比較すると容易に推察できる446。そして、最後まで人民軍に占領されなかった慶尚道の内陸地域などの後方地域では、韓国の巻き返しが見られた1950 年 9 月にも引き続き予備検束が実行されたが、その彼らは 10 月までも拘束され続けたのであった。

総合すると、「敵」の勢力への加担と内部の撹乱の可能性双方を摘み取るために、加盟者などへの「処理」が実行されたわけである。ただ、韓国政府が南下する度に「処理」が増加の傾向にあったのは、結局のところ内部の撹乱の防止に重きが置かれていたことを意味する。そして、内部の「左」がその撹乱の主人公であることを浮き彫りにするために、人民軍の南侵が焦点になったと推察できるわけでもある。

員'たちの行動を警戒するように措置する要因になりもした」といったような主張がされていた。

<sup>444</sup>진실·화해를 위한 과거사 정리위원회, 前掲書, p. 98.

韓国全域で不審に思われるようになった例として、蔡秉德が「保導聯盟員たちが反乱を起こすので、まず集めて置くように」と言及したと、清州警察署の査察係として勤務していた者が証言してもいた。
445 진실・화해를 위한 과거사 정리위원회,前掲書, p. 239.

 $<sup>^{46}</sup>$ 表 1 をみると、7 月までに占領されるようになった忠清道や全羅道では、各々約 1 ヶ月の間に約 500 人、約 600 人が処刑された。一方、後方の慶尚道では、韓国の巻き起こしが起きる 9 月半ばまでの 1 ヶ月半を含めて約 1,500 人が処刑されたことから、後方地域の虐殺の増加の傾向が推察できるのである。

# 3. 虐殺の延長線上における「報復」論理への転換(ソウル「修復」以降)

国連軍による 1950 年 9 月中旬の「仁川上陸作戦」を皮切りに、同月 28 日にはソウルまで 奪還するなど「左」の犠牲を妥当化する口実であった不利な戦局は、一旦止まることになった。 1950 年 6 月 25 日以前まで 38 度線を境に対置していた「原状」が回復されるようになったが、それに留まらず韓国軍は 10 月 1 日から 38 度線を突破し始め、同年末に鴨緑江まで到達するなど朝鮮半島「以北」の殆どを占領したのである。そして、「1・4 後退」時期までの一時的ではあったが、朝鮮戦争の初期に大田を経て釜山に移動した首都は、1950 年 10 月 5 日午後 6 時時点でソウル市に復帰するようにもなった447。この時点での還都が意味するのは、戦争勃発初期の不利な戦局が一段落したことと、今後は戦争初期と逆の状況が展開されることの展望であった。つまり、韓国内部の混乱予防を目論んで実施されていた予備検束や虐殺も、次第に中止されていく筈だったのである。

だが、ソウルが「修復」されてからは、虐殺が中止されるどころか、漢江を渡って避難した「渡江派」とソウル市内に残留した「残留派」に区分された上で、他の一般住民までもが韓国政府の「報復」対象者とされていった<sup>448</sup>。加盟者などの「左」はいうまでもなく、残留していた住民までもが「附逆者」<sup>449</sup>として扱われていったのであった。とりわけ、「附逆者」捜索に集中していたソウル市警察局における 1950 年 11 月 8 日と 9 日の両日間の例を挙げると、698 名 (690 件)の検挙者の中で 365 名を「拘束問招」したが、330 名は釈放させていた<sup>450</sup>。その他にも、「附逆嫌疑者」の中で釈放された人数だけみても、韓国全域での「附逆者」の検挙が如何に杜撰であったのかが推察できる。

(表 2)9・28 修復地区の附逆嫌疑者検挙状況(1950年11月13日現在)

人員数 地域	検挙	送致	釈放
ソウル	13, 948	5, 466	5, 153
京畿	11, 129	2, 373	3, 136
江原	2, 169	804	_

<sup>447「</sup>國會無事還都 今七日早日 本會議再開」『東亞日報』、(1950.10.07).

<sup>&</sup>lt;sup>448</sup>『역사비평』편집위원회『논쟁으로 읽는 한국사:근현대』2, 역사비평사, 2009, pp. 222-223.

言葉通り「渡江派」は、漢江を渡った者、言い換えると漢江橋が爆破される前に移動できた者を意味する。反対に、「残留派」は移動できなかった者を指す。ただし、後者の場合、自主的な意思で残留したわけではなかったため、「非渡江派」で表現する場合もある。

<sup>&</sup>lt;sup>449</sup>「附逆行為特別処理法(法律第 157 号)」(1950 年 12 月 1 日に公布)第一条に定義されている「附逆者」は、「(筆者訳)逆徒が侵占した地域でその侵占期間中、逆徒に協力した者を処罰することにおいて、特別に処理することを目的とする」とされていることから、人民軍の南侵及び占領期間中の協力者を指す。

<sup>&</sup>lt;sup>450</sup>「附逆者의 不良輩等 市警六百餘名檢舉」『東亞日報』、(1950.11.12).

忠南	11, 993	-	2, 313
忠北	955	-	-
慶北	2,886	74	1,737
慶南	2,786	1, 932	-
全南	2,780	132	1,041
全北	5, 596	943	1,874
鉄道	1,667	653	637
合計	55, 909	12, 377 (22. 1%)	15, 891 (28. 6%)

出処 : 김윤경「한국전쟁기 부역자 처벌과 재심」『공익과 인권』서울대학교 공익인권센터, 제 18 호, 2018, p. 151。

では、何故に、韓国にとって有利な戦局が展開されるようになったにもかかわらず、逆に「敵」の範疇が拡大され、残留した一般住民まで「附逆者」としなければならなかったのだろうか。ここで、国務総理兼国防長官であった申性模が記者会見において述べていた内容についてみることにする。

「△附逆者処断に対して=私が見るに、軍警落伍者たちは3つに分けてみることができる。 一つに地下で敵と闘争した者、二つに自分の命だけを保全するために逃避に恐々していた 者、三つに敵に惹かれて合作をした者である。その中で地下闘争者と逃避者はなるべく包摂 起用する方針であるが、敵と共に行動をした者は少しの許しもなしに処断する方針である。 また、一般においても同様、文化人や其他においても先記に準ずるつもりである。特に、悪 質行為者には毛頭の許しもないだろう。尚、傀儡軍が侵襲した当時において、強制的に義勇 軍として引っ張り出された者は善処するつもりである。」<sup>451</sup>

このように、李承晩政権が「残留派」に否定的だったのは、「附逆者」が「正義」に適っていなかったからに他ならなかった。「敵」への協力という「裏切り」を挙げていたのは、一度「裏切った」という「前科」は再び「敵」に寝返られる可能性といった、韓国政府における「恐怖心」が作用した結果だったともいえよう。言い換えると、「附逆者」の残留理由である「左」や朝鮮半島「以北」への支持が成立するためには、様々なリスクを犯して残留

\_

<sup>451「</sup>附逆者嚴重處斷 쌀搬入에 腐心中」『東亞日報』、(1950.10.11).

<sup>△</sup>附逆者 處斷에 對하여=내가 보기에는 군경락오자들 중에는 세가지로 나놓아 볼 수 있는데 첫째 지하에서 적과 투쟁하여 온 사람과 둘째 자기생명만 보전하고자 도피에 늠늠하였던 자와 셋째 적에 끌려서 합작을 한 자가 있는데 그 중 지하투쟁자와 피신자는 될 수 있는대로 포섭기용할 방침이나 적과 같이 행동을 취한 자는 추호의 용허도 할 수 없이 처단할 방침이다. 또한 일반에 있어도 마찬가지로 문화인 기타에 있어도 선기에 준할 것이며, 특히 악질행위자는 추호의 용허도 할 수 없다. 더구나 괴뢰군 침습 당시 강제로 의용군에 끌려나간 사람은 선처할 것이다.

したという「事実」が敷かれていなければならないということである。

だが、大多数の「国民保導聯盟」加盟者でさえ政治イデオロギーとの関係が薄かったことを想起すると、果たして如何に多くの大衆が「左」や朝鮮半島「以北」を「積極的」に支持していたのかは疑問に思わざるを得ない。結果論的ではあるが、「裏切り」が発生したのは、李承晩政権が「裏切らざるを得ない」環境を醸成したためだとみるべきであろう。とりわけ、李承晩政権には漢江橋の爆破によって大衆の避難・移動の選択権を剥奪した「原罪」があったため、漢江以北などでの残留は人民軍に対する支持表明ではなく、残留の選択肢しかなかったためだと考えられる。それにもかかわらず、残留した住民を「真の協力者」として看做したのは、李承晩政権自らの「原罪」に対しては目を瞑りながら「残留した」ことに対する大衆の「罪」だけを強調したことに他ならないということである。

一方、申性模が述べた「正義」が示唆しているように、韓国政府が責任の転嫁に汲々していたのは、逆説的に「市民を捨てて」避難した李承晩政権における「不正義」という「罪」意識が働いていた反証でもあったといえよう。実際、李承晩の秘書でもあった黄圭冕は、李承晩自身「一生の初めての判断ミス」だと述べていたことから、朝鮮戦争の初期段階の対処について悔やんでいたとしていた。同時に朝鮮戦争勃発直後は、韓国政府の官僚の間に韓国政府移転について意見が分かれていたが452、直に李承晩を含めた多くの当局者は大田に避難するようになった。ただ、その時点でも、李承晩はその場でソウルへ戻ることに固執していたが、人民軍の占領直前だった時点での帰京は非現実的だったため、周りから引き止められ大田に留まることになったのである。

ただし、このような行動は、ソウル市民と運命を共にするという「正義感」や責務の顕現であるというより、以前から「北進統一」などを強調していた自政権における準備不足や力不足が露呈したことに対する「憤怒」であったとみられる。つまり、人民軍に屈服されたという「屈辱感」に傾いたため、自分自身の「罪」に対する悔しさが顕現されたのである。これは、表面上、南侵を防御できずに避難したことに対する一種の「負債意識」が李承晩にあったことをも意味する。だが、李承晩政権自身に対する叱責ではなく、「附逆者」に対する「鬱憤晴らし」として顕現されたわけであった。次第に拘束・虐殺の判断基準は、人民軍の南侵という「外部の敵」から住民の移動如何という「内部の敵」に移っていったのだが、韓

\_

<sup>452</sup>黄圭冕「6・25 는 내 일생 최초의 실수다」『月刊朝鮮』, 제7권 제3호 통권72호,1986,pp.216-218. 事実如何はさておき、当時の韓国政府の移動の際に、避難勧告をしていた韓国政府官僚に対して、正確な状況把握がされていなかった李承晩は、一旦は後方への避難を拒んでいたとされる。

国政府の安心を促す放送に従っていた住民は「報復」され、南方へ移動した者は「報復」を回避できたという皮肉な結果をも生み出したのである。

ところで、「残留派」に対する「報復」についてもう一つ確認すべきは、単なる虐殺の範疇の拡大や「責任」転嫁の意味合いに留まらず、南北間の移動に対する「特別」な視線を台頭させたことである。つまり、「移動」=「政権支持」という「公式」の台頭を意味するようになったことであるが、「国家」の危機を「国民」の危機として捉えた上で、「難」を逃れるために「国家」が移動する場合、当然ながら「国家」の構成員である「国民」も「国家」に随伴して移動せねばならないという論理であったのである。韓国政府からすると、理由の如何にかかわらず移動しなかった(もしくは、できなかった)住民は、韓国を支持しない「敵」として捉え、「国民」の範疇から外すべきだという考えになったわけである。ただし、「左」に併せて一般の住民までを含めた「附逆者」の大多数は、政治イデオロギーの活動との関係が薄かったため、当局者が持っていた「国民」に対する考え方や陥っていた政治的状況などが「国家」構成員の範疇を変化させたと考えるのが妥当である。

つまるところ、「国民」の範疇が「国家」に収まるという考え方に基づいて、「残留者」は「国民」になる気がなかったと看做されることで、李承晩政権が避難を正当化する手段になったわけだが、その正当化を成立させた手段が、正に虐殺だったのである。よって、この虐殺が持つ真の意味、即ち李承晩政権における「国民」の範疇、ひいては韓国「国民」に対する考え方について改めて考察せねばならないだろう。

### 第三節 「国民保導聯盟事件」の正体

# 1. 時期・地域別の犠牲者数

表 2 をみるとわかるように「国民保導聯盟事件」の実行主体は、警察を皮切りにした憲兵、CIC(Counter Intelligence Corps、1950年10月からは陸軍特務部隊へと名称が変わる)及び右翼団体、更に一部の米軍(G-2)といったように、殆どは韓国政府当局だった。これを前掲した図1と併せてみると、朝鮮戦争中の戦局の移動状況がわかるが、とりわけ慶尚道が最後まで陥落されなかったことからすると、激烈な戦闘が展開されていたこと、及び戦局と予備検束・虐殺の関係が容易に推察できるだろう。一瞥すると、武力衝突の勃発からほぼ同時期に韓国全域で予備検束が開始されたが、一方のソウル市においては予備検束が実施されていなかった違いもみられる。

(表3)地域別事件発生時期と加害主体

地域	予備検束期間(最初一最後)	虐殺時期(最初一最後)	加害主体
ソウル	1950年6月25日	ı	-
京畿	1950年6月末-7月初	1950年7月初	警察,軍隊
江原	1950年6月末-7月初	1950年6月末-7月初	警察, 憲兵
忠北	1950年6月末-7月中旬	1950年6月末-7月中旬	警察, 憲兵, CIC, 16 連隊, G-2
忠南	1950年6月25日—7月中旬	1950年7月上旬-7月中旬	警察, 憲兵, 大韓青年団
全北	1950年6月末-7月中旬	1950年6月末-7月20日	警察, 憲兵, 15・20 連隊, CIC
全南	1950年6月末-8月上旬	1950年7月7日—8月10日	警察,海軍,憲兵,CIC,15・20連隊
済州	1950年6月末-8月末	1950年6月末-8月末	警察, CIC
慶北	1950年6月末-9月中旬	1950年7月8日—9月中旬	警察, 憲兵, CIC, 17·23 連隊, 8 師団
大邱	1950年7月中旬—8月初	1950 年 7 月中旬—8 月	憲兵,警察,CIC
釜山	1950年7月—8月中旬	1950年7月—9月	憲兵,警察,CIC
慶南	1950年6月25日—9月上旬	1950年6月末-9月18日	警察,憲兵,海・空軍,海兵,CIC等

出処:『국민보도연맹 사건 진실규명결정서』、진실・화해를 위한 과거사 정리 위원회,2009,pp. 141-143 における表・内容を筆者が再構成。

ただし、ソウル市が完全に予備検束から外されていたわけではなかったが、それは先述したようにソウル市聯盟の事務所に加盟者が招集された上で救護活動を実施してもいたからである。そして、人民軍の南下が進むにつれて、ソウル市の加盟者の一部が韓国軍警とともに南へ同行されていったことは<sup>453</sup>、まだこの時点においても加盟者などが使えるコマであると看做されていたことに他ならなかったのである。このように、韓国政府の統制が強く作用していた反証だとみられるが、そのためソウル市においても事実上の予備検束が実行されていたのである<sup>454</sup>。ただし、加盟者が招集されてから刑務所へ移送させられた形をとった予備検束ではなかったことと、他地域の加盟者の場合はある程度粛清されていく状況が把握されている反面、ソウル市加盟者の場合は人民軍がソウルを占領してから、如何なる行方を辿るようになったのかについて殆ど把握されていない違いがある。

一方で、虐殺の期間及び犠牲になった人数にも差があったという特徴に気づくことができる。島嶼地域である済州以外に、戦局の展開が緊迫していた 38 度線に近い地域であった前線地域(京畿道、忠清道、江原道など)は、1950 年 7 月までに虐殺が「終了」していた反面、後方地域(主に、慶尚道)は 8 月と 9 月までも続くなど虐殺遂行の期間が少々異なっていた。つまり、後方地域が北朝鮮と接していなかったためだったが、結果的に人民軍が後方地域に到達するまでの時間の差を発生させた地理的な違いが、後方地域の処刑者の総数を左右するようにもなったのである。そして、表 3 にみられるように、このような背景は、前

<sup>&</sup>lt;sup>453</sup>김상웅, 前掲書, p. 163.

<sup>454</sup>진실·화해를 위한 과거사 정리위원회, 前掲書, p. 96.

線地域に比べて後方地域における処刑の形態や規模など様々な点において大きな差を発生 させたのである。

(表 4) 基礎事実調査によって確認された犠牲者数(2008・2009年)

地域	京畿	江原	忠南	忠北	全南	全北	慶北	慶南	合計
道全体の犠牲者数(人)	54	16	128	197	208	7	643	807	2,060

出処 : 진실·화해를 위한 과거사 정리위원회『국민보도연맹 사건 진실 규명 결정서』, 진실·화해를 위한 과거사 정리위원회, 2009, pp. 311-312 の内容を筆者が再構成。

ただ、ソウル市保導聯盟の事例からも推察できるように、戦争勃発当初の米国と同じく李 承晩政権も南侵を従来のゲリラ戦や局地戦、もしくは本格的な戦争なのかについて正確に 捉えていなかったため<sup>455</sup>、戦争勃発直後から暫くの間加盟者に対する処刑がみられなかっ た。もちろん、戦争勃発当日の午後に李承晩が会議を招集するなど、従来のゲリラ戦とは様 相が異なったとみていたものの、ただその違いを感知するに留まっていたのであった。

しかし、人民軍がソウルを占領してからは、この南侵に備える時間的な余裕がなかったためか、韓国政府の「左」などへの統制・管理も次第に困難になっていった。この時点から加盟者が「切り捨てられ」る方向に転換されていったのだが、38 度線付近では処刑するどころか、法的な手続きを踏んで拘束する時間さえ足りなかった。即ち、徹底的に捜索できず全ての対象者を拘束・処刑できなかったこと、つまり韓国政府が「手を出せなかった」結果、38 度線地域における処刑者数は皆無に等しくなったのである456。だが、漢江以北の38 度線付近の地域を除いた前線地域は、7 月半ばまでという時間的な余裕がありながらも、後方地域に比べると切迫していた戦局に見舞われていた。そのため、韓国軍警は加盟者や「左」の経歴者だという理由だけで、無差別に捜索及び虐殺する運びになったわけである。これらを

<sup>&</sup>lt;sup>455</sup>The Department of State, *United States policy in the Korean Crisis*, Department of State publication, 1950, p.11.

ムチオ(Muccio)駐韓米国大使は、「According to Korean Army reports which are partly confirmed by Korean Military Advisory Group filed adviser reports, North Korean forces invaded Republic of Korea territory at several points this morning」とした上で、「It would appear from the nature of the attack and the manner in which it was launched that it constitutes an all-out offensive against the Republic of Korea」という電文をアメリカ本国に送信した。つまり、この攻撃について、確信を持って戦争だと判断していたというよりは、従来の局地戦とは様相が異なっていたことからの判断に基づく文章だと考えられる。もちろん、この時点では「invade」や「assault」といった語で表現され、「war」などは殆ど見当たらなかった。ただし、戦争勃発当日の国連朝鮮委員会は国連総長に対して「The United Nations Commission on Korea to the Secretary-General」(UN doc. S/1496)を発信したが、将来的にはこの攻撃が全面的規模(full scale)の戦争(war)になる可能性を指摘していた。このように、米国においては、本格的戦争になりつつあるという点に重きを置くようになったのである。

<sup>456</sup>韓国軍警は、登録済みの加盟者を「処理」しなければならなかったが、姿を消していた加盟者本人の代わりに家族構成員を連れて行くなどで、割り当てられたノルマの達成に勤しんでいたのである。

総合すると、朝鮮戦争が勃発したために虐殺が発生したのではなく、局地戦から本格的な戦争へと韓国政府の認識が転換されたことによって開始されたというべきであろう。その反証として、地域ごとの真相究明の申請件数のばらつきと、調査で明らかになった件数が相似する傾向を示していることが挙げられるのである。

ただ、「左」を含めた「国民」を作り上げる目的で「国民保導聯盟」が発足されたことを 想起すると、韓国政府が虐殺という自己矛盾ともいうべき行動をとった背景について改め て問わねばならない。即ち、まず、表面上の理由でもあった不利な戦局にならざるを得なか った背景について考察すべきであろう。

# 2. 南北朝鮮間における軍事力の格差と最前線の警備態勢

1949年12月の韓国陸軍情報機関は、翌年(1950年)3月もしくは、遅くとも6月に北朝鮮によって戦争が勃発する可能性を指摘した「年末綜合敵情判断書」を作成し<sup>457</sup>、戦争の可能性を指摘しながら軍事的整備の提言もしていた。朝鮮半島で戦争が勃発する可能性は、以前から頻発していた南北間の局地戦やゲリラ戦によって高まっていたことで、戦争勃発が現実味を帯びるものだとされたわけである。この予想される攻撃に対応すべく、韓国政府は「防衛参画」といった事実上の米国の軍事的援助を取り付けるなどの兵力増強及び整備を推進しようとしていたのである<sup>458</sup>。だが、北朝鮮に対するソ連の軍事的支援に比べ、韓国に対する米軍の軍事援助は微々たるものであっただけでなく<sup>459</sup>、韓国軍内部においては、軍物資の横流しなどの腐敗の問題も蔓延っていた<sup>460</sup>。結果的に、南北間の軍事力の差は拡大され、人民軍が容易く南下する背景の一つになったと見られないこともないだろう。

### (表 5) 南北間兵力比較(1950年 06月 24日現在)

<sup>&</sup>lt;sup>457</sup>김종필『김종필 증언록: JP 가 말하는 대한민국 현대사 1』, 와이즈베리, 2016, p. 119. <sup>458</sup>「韓國의 防衛參劃 李大統領 델러스氏에 要請」『京郷新聞』、(1950. 06. 24).

<sup>459</sup>李昊宰『韓國外交政策의 理想과 現實: 李承晩 外交와 美國政策의 反省』, 법문사, 1972, pp. 343-344. 当時対韓国援助の主たる内容は、小形武器(小銃、ピストル、機関銃; 10万個)、銃弾約5,000万発、2.36mmバズーカ砲2,000個、バズーカ砲弾4万発、多様な種類の車両4,900台、37mm57mm対戦車砲及び60mm砲、80mm砲、120mm砲70万発の砲弾などであった。ただし、同書のp. 352に記された内容によると、米国政府が李承晩政権への軍事的援助に消極的だったのは、以前から北朝鮮に対して虚勢をはっていた李承晩政権の態度が更に強化され、挙句の果てには「北進」することを憂慮していたからだとされる。

<sup>&</sup>lt;sup>460</sup>한홍구 『대한민국사: 아리랑 김산에서 월남 김상사까지』 02, 한겨레신문사, 2003, pp. 182-186.

この蔓延りの絶頂を最も示す例が戦時中に発生した「国民防衛軍事件」であった。約9万人の兵士を餓死・凍死させるようになったこの事件は、横流しによって適宜な兵力への物資供給がなされなかったことの代表的な事例だったと言わざるを得ない。

国別 区分	韓国軍	北朝鮮軍	比率
地上軍	8 個師団,22 連隊(67,416 人)、陸軍本部支援 部,対軍事学校及北派部隊(27,558 人)→計 94,974 人	10 個師団, 30 個連隊(120, 880 人)、其他特殊部隊(61, 820 人)→ 計 182, 680 人	1:2
海軍	7,715人	4,700 人	1.7:1
空軍	1,897人	2,000 人	1:1.1
海兵隊	1,166人	9,000人(陸戦隊)	1:7.8
総計	105, 752 人	198, 380 人	1:2

出処: 戰爭編纂委員會編纂『韓国戰爭史-北傀의 南侵과 緒戰期-』 제1권,1977, p. 109.

(表 6) 南北間装備の比較

区分 軍別	韓国軍		北朝鮮軍	<u> </u>
陸軍	105mm M3 曲射砲 57mm 対戦車砲 81mm 迫撃砲 60mm 迫撃砲 2.36mmRocket 砲 装甲車	91 門 140 門 384 門 576 門 1,900 門 27 台	122mm 曲射砲 76mm 曲射砲 45mm 対戦車砲 120mm 迫撃砲 82mm 迫撃砲 61mm 迫撃砲 85mm 及 37mm 高射砲 T-34 型戦車 SU-76mm 自走砲 装甲車	172 門 380 門 550 門 226 門 1, 142 門 360 門 242 台 176 台
海軍	YMS(掃海艇) LST(輸送船) AKL(小型輸送船) 油槽船	28 隻 2 隻 19 隻 21 隻	PT(魚雷艇)	30 隻
空軍	L-4 型連絡機 L-5 型 T-6 型練習機	8隻 6隻 10隻	YAK-9 型 戦闘機 IL-10 型 戦闘機 IL-2 型 戦闘機 練習及偵察機 計	211 台

出処: 戰爭編纂委員會編纂『韓国戰爭史-北傀의 南侵과 緒戰期-』 제1권,1977,pp.109-110.

ただし、軍事力の差だけが、僅か3日後に首都が陥落されたことに象徴されるように、南 北間の戦闘が拮抗の状態をみせず一方的に押された原因ではなかった。つまり、朝鮮戦争勃 発直後から兵士の部隊への復帰を促す放送にみられるように<sup>461</sup>、戦争勃発直前の最前線にお ける兵営の運営状況も一因をなしていたとのことである。例えば、以前から戦争勃発の可能 性を提言した韓国陸軍本部情報局は、1950年6月24日になっては大規模の人民軍の兵力が 38度線付近に集結している報告を行ったが、それに構わず軍首脳部は1950年6月11日16 時から実施されていた「非常警戒命令(陸軍本部作戦命令78号)」を1950年6月24日0時 に解除したのであった。結果的に38度線付近の最前線の部隊における運営状況は、朝鮮戦

-

<sup>&</sup>lt;sup>461</sup>노정팔, 前掲書, pp. 159-160.

<sup>「3</sup> 軍将兵たちは速やかに原隊に復帰せよ」が流れるだけで、具体的な事情は知らされていなかった。

争の前日が週末(土曜)であった理由もあったためか兵力の半分に対して外泊・外出が許可され、農村出身の兵士に対しては休暇が与えられるなど<sup>462</sup>、戦争勃発の可能性が提起されていた状況とは異なる対応を見せ<sup>463</sup>、警備態勢を疎かにさせたといえるのである。とりわけ、この兵力運営が初期の朝鮮戦争の行方を決めていたといえるのは、同じく 38 度線に近接していた春川における第 6 師団のケースがみられたからである。朝鮮戦争が勃発してから呆気なく敗退していた他部隊の状況に比べて、第 6 師団の場合は 1950 年 6 月 22 日から兵力の統制を行うなどの警戒態勢に臨んでいたため、第 6 師団管轄の地域を人民軍が陥落するまでには比較的時間を消耗したのであり、人民軍兵士も被害を相当被っていたのである<sup>464</sup>。これは、たとえ、当時の韓国の軍事力が北朝鮮に比べ劣っていたとしても、一方的に押される戦争になるとは限らなかった可能性があったことを示唆するのである。結局のところ、韓国政府の上層部と実戦部隊間の乖離は、韓国軍が最初から確たる態勢で戦闘に臨めることを困難にさせた要因であるといえる所以でもある。

しかし、防御が簡単に崩れることによって、韓国では「平和」が破壊されるきっかけとして、次第に北朝鮮の南侵に焦点をあてるようになり、全朝鮮半島の構成員を犠牲にさせたことに対する非難に集中するようになった。ただ、本来なら、南侵への非難に併せて、南侵を容易く許したことに対する韓国政府当局者の責任も追及されるべきであったものの、恰も当局の責任については、沈黙を強いるかのように南侵が浮き彫りにされた。そして、当局への疑念を抱かせないために住民への虐殺が頻発したとさえ考えられるのである。見方を変えると、戦力の差によって発生したとされた南侵は、韓国政府が韓国「国民」を勝手に区分・排除する一つの口実にもなったとみられる。つまり、当時の韓国民衆に対する韓国政府当局の考え方のみならず、当時の韓国政府が見舞われていた政治的状況が相俟った結果、加盟者の粛清として顕現されたとみるべきだということである。ということは、韓国政府当局の最高責任者であった李承晩などが持っていた「左」及び「国民」に対する考え方について、こ

<sup>&</sup>lt;sup>462</sup>「우리는 북한을 얼마나 제대로 알고 있는가?」『Daily NK』、(2012.2.20).:강준만,前掲書, pp. 46-47.

<sup>&</sup>lt;sup>463</sup>채명신『死線을 넘고 넘어: 蔡命新 회고록』, 매일경제신문사, 1994, pp. 97-98.

蔡命新は、前方の部隊の場合、半分以上の兵力が週末を利用して外出をし、また農村出身の兵士は丁度このときが農繁期でもあったため、手伝いのために休暇を得て故郷へ戻ったと回顧していた。のみならず、戦争勃発前日には、前方部隊の師団長や連隊長、陸軍本部、そして国防部の高級将校のパーティーが午前2時頃まで開催されるなど、戦争に備えている状況であったとは言い難い状況だったのである。

<sup>464</sup> 金鍾五『變質되어가는 한국현대사의 實相 상(上)』, 鐘소리, 1989, p. 249:김영호「한국전쟁 연구의향후 과제와 전망」『탈냉전시대의 한국전쟁의 재조명』, 백산서당, 2000, p. 103.

ただ、究極的に春川が陥落されたのは、陸軍本部が忠州への撤収命令を下したためだったが、つまり数値的に北朝鮮に劣っていたとしても、当時の韓国軍の軍事力が南侵の防御を十分にできたことを示唆するケースでもあったのである。実際、この陥落に人民軍は、24,000人のうち40%の損失を被ったとされる。

### 3. 「左」に対する恐怖と韓国民衆に対する不信感

結果的に、李承晩政権の住民に対する虐殺は、韓国社会に対する李承晩政権の疑念が作用 した所産だったといえる。それは、1946年の米軍政が、総8,476人(「右派」と答えた2,497 人、「左派」1,402 人、そして「中途派」の4,577 人)の様々な職業群にいた「以南」住民を 対象に行った今後の国家運営方向に関する世論調査では、「資本主義」(13%)、「共産主義」 (10%)、「社会主義」(70%)の応答のような傾向が見られたからであった<sup>465</sup>。このように、圧 倒的に「社会主義」が好まれていたのだが、「共産主義」や「社会主義」を中心とした「左」 の活動も活発化していたなど、李承晩政権が韓国社会を「危険」な状況であったと判断する 状況になっていたのである。韓国政府が成立してから、韓国内部における「左」への掃討や ゲリラ戦の鎮圧など、衝突の状況は緩和されつつあったものの、その代わりに 38 度線付近 での局地戦として、物理的衝突の様相は変わりつつあった。「左」が韓国社会で再び活動す る可能性が完全に払拭されたわけではなかったため、李承晩政権は「左」とその残存勢力を その後も念頭に置かざるを得なかった。また、戦争が開始される途端に韓国で「左」と民衆 が蜂起を起こす段取りになり、直ぐに戦争の終結も可能だと判断していた金日成とスター リンとの間における対話からも、韓国における「左」の状況が如何なるものだったのかが窺 える466。ただし、李承晩が韓国社会に対して不信感を抱いていたのは、当時蔓延していた「政 経癒着」などの腐敗問題に併せ、「左」の掃討などを口実にした軍警による民衆への弾圧、 そして民族分断の固着化に繋がり兼ねない単独政府を成立させた李承晩政権に対する韓国 社会の人気がそもそも低かったためでもあった。その人気の低さは、1950 年 5 月 30 日に行 われた「5・30 総選挙」において、李承晩の支持勢力の一つであった大韓国民党が24人の 当選者を輩出するに留まるという事実上の敗北で顕現されていた<sup>467</sup>。ただ、以前から韓国政 府が主張していた「5・30 総選挙」の延期に反対していた米国政府468と「5・30 総選挙」が

<sup>465</sup>申福龍『韓國分斷史資料集』6, 原主文化社, 1993, pp. 7-10.

<sup>&</sup>lt;sup>466</sup> Torkunov, Anatory Vasilievich、구종서역『한국전쟁의 진실과 수수께끼:김일성-스탈린-모택동 기밀문서』에디터, 2003, pp. 44-45.

<sup>&</sup>lt;sup>467</sup>「第二次國會議員當選者一覧表」『東亞日報』、(1950.06.02).

全有権者の中で約9割が参加した当選挙の結果210人の当選者が出たが、無所属は過半数を占める結果を出す一方、大韓国民党は165人の候補者を出したにもかかわらず、24人が当選するに留まった。

<sup>&</sup>lt;sup>468</sup>「美對韓重大警告 所謂 애치슨 公翰의 内容」『東亞日報』、(1950.04.09).

当記事の副題である「인 晋 引 와 選 舉 改 革 は 空 면 援助削減 美 當 局 發表 (インフレと選挙、改革しないと援助削減、米 当 局 発表)」からわかるように、李承晩政権に対する米国の警告が作用していた。

実行されたことに対する米国世論の肯定的な評価が相俟ったためか<sup>469</sup>、李承晩が選挙に対する不満を直接吐露することはあまりなかった。ただ、韓国社会と李承晩政権のお互いに関する考え方の違いは、韓国社会に対して蓄積された李承晩の「不満」が虐殺として噴出される下地になったとみられる<sup>470</sup>。

一方で、「5・30 総選挙」直後の李承晩は大韓国民党と距離を置くようになったが、これは「5・30 総選挙」での敗北を認めなかった李承晩が事実上の敗北を認めたという意味でもあった。ここで、とりわけ大韓国民党に注目すべきなのは、韓国政府の樹立と同時に(1948年10月)「一民主義」を掲げて成立したという、李承晩政治の根本にも関わる政党だといえるためであった471。李承晩が著した『一民主義概述』から窺えるように、「一民主義」は李承晩にとって政治的なプロパガンダでありながら「信条」でもあった。韓国政府の成立当初から李承晩政権に対する韓国社会の人気の低迷と、韓国政府成立における民族的正当性の欠如などの背景が相俟って、李範奭や李起鵬、尹致暎など李承晩政府関係者が中心になって1949年に成立した「一民主義普及会」が「一民主義」を本格的に普及し始めたことで顕現されたのである。それにもかかわらず、政治的窮地に追い込まれないために距離を置いたことであり、李承晩の「信条」は政治的状況の如何によって変われる余地があったことをも意味したのであった。

ところで、「一民主義」は朝鮮戦争直前までの李承晩が朝鮮半島の住民を如何に認識していたのかをみる手立てでもあるため、これが目指していたのが如何なるものだったのかについて注目すべきであろう。『一民主義概述』にも記されているように、「一民主義」は「民族」=「国民」と考えた上で、「一つの民」をキーワードにして展開した論理であった<sup>472</sup>。朝鮮半島における全ての住民を「国民」として包容するものだったが、全ての住民が「一つの民」、即ち「国民」として平等に扱われる核心的な徳目として提唱されたのであった。だが、更に詳しく分析すると、「共産主義」に触れた(もしくは、その可能性が濃厚だと見られた)民族構成員は、暫定的な「敵」として「一民」と対立する概念として念頭に置かれていた特徴もあった。つまり、李承晩政権がイデオロギーによって、民族構成員全てを「国民」として必ずしもみていなかったこと、換言すると社会主義を好み且つ自政権の思い通りではなかった韓国民衆も信頼できる韓国「国民」の範疇には入らなかったことを意味する。

<sup>469「</sup>民衆은 强壓에抗拒 NY 紙韓國總選擧評」『東亞日報』、(1950.06.04).

<sup>&</sup>lt;sup>470</sup>「人物本位!AP 記者選舉評」『京郷新聞』、(1950.06.02).

<sup>471「</sup>大韓國民党發起總會開催」『東亞日報』、(1948.10.12).

<sup>&</sup>lt;sup>472</sup>李承晚『一民主義概述』, 一民主義普及會, 1949, p. 1.

(表 7)一民主義普及會任員

名誉会長	蘑	間	理事長	副理事長	専務理事	理事	事務局長	総務部長	宣伝部長	
	金孝錫	尹致暎				李活				
+ 66 +	安浩相	李哲源	尹錫五	金鐵洙	+ <b>2</b> #	朱基瑢	<b>Д</b> П Ш		4. +-/	
李範奭	尹潽善	李起鵬			亚姆休	亚蚁休	玄風雲	李裕善	金民岩	未定
	鄭寅普	裴恩希				梁又正				

出処:李承晚『一民主義概述』,一民主義普及會,1949, p. 54.

李承晩政権が「共産主義」に関して反感を抱いた表現としては、「共産主義」を「コレラ菌」などの「伝染病の病原菌」として捉えていたことが挙げられる<sup>473</sup>。主に「左」において組織などを表すために使われていた語であった「細胞」<sup>474</sup>が用いられた上で、その住民一人ひとり(「細胞」)が「感染」されるといった「伝染病」が用いられたのである<sup>475</sup>。如何なる理由であろうと、「共産主義」に一度でも感染された可能性のある者は、「国民」になるまで険しい道程が待ち構えていたことを医学的に表現したのであった。自然に、「左」が活発化していた韓国社会には、防疫体制や隔離体制を敷かねばならないとする論理が台頭し始め<sup>476</sup>、北朝鮮の支配下にいた南北間移動者も「共産主義」に感染された可能性があったと看做すようになったことはいうまでもなかったのである<sup>477</sup>。そして、停戦以降も「国民保導連盟」の加盟者及びその遺族が引き続き「実の国民」<sup>478</sup>として扱われなかった事実は、この「病原

<sup>473「</sup>亞洲의 反共時急 蔣氏와의 同盟再提議」『京郷新聞』、(1949.07.09).

<sup>474</sup> 極東問題研究所編『共産主義事典』極東文化, 1983, p. 374.

<sup>「(</sup>筆者訳)全ての工場、農場、機関、団体、軍隊、学校など3人以上(共産党によっては5人以上)の党員がいる所にはどこでもこれが組織されるとする」といった説明、及びソ連共産党規約第57条における細胞の任務規定からも窺える。

<sup>475「</sup>左翼分子斷乎肅清 首都廳長警告」『東亞日報』、(1948.11.24).

<sup>「(</sup>筆者訳)今回の暴動事件は、国際共産党の指令を受けた国内共産分子たちが、流血革命を以てその目的を達するために様々な謀略と『国連』総会において大韓民国が承認を受ける段階に至った途端、非人道的蛮行の暴動を起こしたのだが、蛮行の継続を目論んで、現在工場、学院、其他職場に至るまで伝染病の細菌のように細胞獲得に努めている)」

<sup>&</sup>lt;sup>476</sup>「集團安全保障進展希求 큰政黨組織할때는 왔다」『東亞日報』、(1951.08.16).

朝鮮戦争中ではあるが、以前からの「病原菌」論の延長線上のことであることが容易に推察可能である。 477実際、「以南」に移動していた「越南者」の中には、「以北」で「共産主義者」に抑圧された経験もあったためか、「西北青年會」など「反共」を掲げて過激な政治運動を行うことが多かった。これによって、「以北」から移動した自分たちに「アカ」の論理が降りかかることを事前に遮断する効果もあったとみられる。 478韓國革命裁判史編纂委員會編, 前掲書, p. 210.

以上 綜合하여 審按하니 北韓傀儡의 同調者였던 保聯員 및 國家保安法 旣決囚의 被殺은 不法에 依한 것이라 할지라도 反共을 國是로 하는 大韓民國의 實한 國民이라고 할 수 없을진대 愛國的이고

菌」論が作用した代表的な事例だと判断できるだろう。

ところで、以下の文章からもわかるように、李承晩における「反共」は「共産主義」への 反対という「純粋な意味」だけに留まっていなかったのだが、「一民主義普及會」の役員で あった安浩相が記した「一民主義の本質」において、「共産主義」以外に資本主義に対して も否定的に捉えただけでなく、更に民主主義さえ否定的にみていたことからも窺える。

「世界の人々が言うに、昨今の戦いは民主主義対共産主義の戦いでありながら、また民主主義を以て共産主義を撲滅できるとしている。民主主義を以て共産主義を打ち砕くこともできる。他国の現実は言う必要ないが、わが国の現実を見るとこの漠然とした民主主義だけでは、共産主義に対して強気に戦うことは難しいのである。何故なら、一つにファショ主義者、独裁主義者、君主主義者、帝国主義者、資本主義者、共産主義者、この様々な種類の主義者たちが各々民主主義を掲げて出る所以である。その中でも、最も偽りで謀略的なのは共産主義者たちである。彼らは、カール・マルクスの共産主義が民主主義を滅亡させるためにあるということを熟知しながらも、事あるごとに民主主義を叫び、また団体ごとに民主主義という語で民衆の精神を混亂させる。二つに、資本主義と共産主義は経済的概念として経済だけに集中し、また君主主義と民主主義は政治的概念として政治だけに集中する所以である。それ故、このような部分的であり一面的な主義では、到底我々の指導原理にはなれず、人類の平和を蝕む共産主義に戦って勝つことも難しいだろう。」479

簡略的に述べると、「民族」を基盤にしていた「一民主義」では、「独裁」と「帝国主義」 に並んで敵視すべき存在として「共産主義」が定義されたのであり、ひいては「独裁」や「帝 国主義」という要素が全て含まれたものが「共産主義」であるとされたわけである。「共産

<sup>479</sup>安浩相『일민주의의 본바탕(一民主義의 本質)』, 一民主義研究院, 1950, pp. 20-21.

祖國과 民族의 自主獨立을 念願한 存在였다고 할 수 없다.

世界 사람들이 말하기를 지금 싸움은 民主主義 대 共產主義 싸움이며 또 民主主義로써 共產主義를 박멸시킬 수 있다고 한다. 民主主義로써 共產主義를 처부실 수도 있다. 다른 나라의 現實은 말할 必要가 없으나, 우리 나라 現實을 본다면, 이 漠然한 民主主義로써만은 共產主義의 强力的으로 싸우기가 어렵다. 왜 그러냐 하면, 첫째로 파쑈主義者, 獨裁主義者, 君主主義者, 帝國主義者, 資本主義者, 共產主義者, 이 여러 種類의 主義者들이 제마다 民主主義를 때매고 나오는 까닭이다. 그 가운데서도 가장 거짓이요 謀略인 것은 共產主義者들이다. 그 들은 칼 맑스의 共產主義가 民主主義를 滅亡시키기 위해 된것인줄을 잘 알면서도 말마다 民主主義를 부르짖으며 또 團體마다 民主主義란 글자를 붙여 民衆의 精神을 混亂케 한다. 둘째로 資本主義와 共產主義는 經濟的 概念으로서 經濟에만集中하고 또 君主主義와 民主主義는 政治的 概念으로서 政治에만 集中하는 까닭이다. 그러므로 이러한 部分的이요 一面的인 主義로서는 도저히 우리의 指導原理가 될 수 없으며, 또 人類의 平和를 좀먹는 共産主義를 싸워 이기기 어려울 것이다.

主義」が「民族」を超えて労働者の連携を訴えるものだったことからすると、「民族」を第一とする「一民」を脅かす存在として「共産主義」が位置付けられたため、その「共産主義」を掲げる民族構成員は、自然に警戒の対象者として扱われていったのである。ただし、「共産主義」以外にも、ここでは今日に至るまでの韓国国家の基盤である「資本主義」や「民主主義」が否定的にみられていた点に注目すべきであるが、果たしてこれらは「一民主義」と原理的に矛盾するだろうか。また、何故に、これらは「一民主義」に盛り込まれるようになったのだろうか。

先程挙げた文章では、「資本主義」が「民族」や国境を超える「共産主義」とともに「経済」のカテゴリーで括られていたが、「経済という一面的な部分に集中」がその理由として挙げられていた。だが、1946年の世論調査では、今後の国家運営の価値として「社会主義」が圧倒的に支持されていた事実のみならず、「共産主義」と「資本主義」の間に大差がなかったことも特徴として挙げられる状況だった。「社会主義」の人気に併せて、「共産主義」と「資本主義」の好意度における大差がなかったのは、植民地支配の反動でもあったのである⁴50。つまり、韓国政府の成立初期に「資本主義」を積極的に採用することは、朝鮮・韓国社会の一般民衆からの支持獲得を極めて困難にさせる意味を持っていたわけである。その可能性を憂慮していた反証としては、李承晩政権が戦争勃発以前から「農地改革」の法案を提出するなど一見「社会主義」的にもみえる政策を立案していたことが挙げられる⁴81。このように、「共産主義」及び「資本主義」の双方について留保的な態度がとられていたのは、所謂既得権益層及び民衆の両勢力からの支持が必要であったためだったことが推察できる。究極的に、必ずしも「一民主義」における「民族」と「資本主義」は原理的に矛盾すると見られないにもかかわらず、表面上李承晩政権が「資本主義」に対して否定的だったのは、このような状況に見舞われていたためである。

一方で、韓国政府の当局者は、何れ「民主主義」は成し遂げねばならない目標としていた ものの、「5・30 総選挙」の延期や無所属の立候補者を「共産主義者」で規定して投票を妨

<sup>&</sup>lt;sup>480</sup>임경석『한국 사회주의의 기원』, 역사비평사, 2003, pp. 37-42.

朝鮮半島において社会経済的条件と国際情勢の影響があったため、社会主義が受容され易い状況だったとされる。前者については、日本帝国主義が植民地朝鮮での政策に関する反動で「3・1運動」において「財産均分」「土地分配」など大衆の意識が胎動し始めていたとされており、後者については、ロシア革命を始めとする植民地非圧迫民族への解放運動が影響していたとされる。特に、民族独立運動は、主に「民族主義」と「社会主義」の系列に分かれて行われていたとされる。

<sup>&</sup>lt;sup>481</sup>「地主轉業問題講究治安만 確保면 自治法實施 李大統領記者團斗問答」『東亞日報』、(1949.05.14). もちろん、これは北朝鮮で土地・農地を先に改革していたことに伴って実施したため、多分に北朝鮮の状況を意識して実施した政策であった。

害したことや<sup>482</sup>、選挙後の韓国における政党政治の実施が時期尚早であると述べるなど、肯定的に看做していなかった点も見受けられていた<sup>483</sup>。これは、階層や職業などにかかわらず、当時の朝鮮社会において「Rule by one」(平均合計 3%)、「Rule by a few」(平均合計 4%)、

「Rule by one class」(平均合計 5%)に比べて、「Rule by all the people through a representative government」(平均合計 85%:「右派」80%、「左派」87%、「中途派」86%)、即ち民主主義に近い制度が圧倒的に支持されていたにもかかわらず、この傾向に反する行為だったということである484。しかしながら、『一民主義概述』における全体主義的要素485や「民主主義」の先送り論が台頭したことは、自政権の運営状況によっては李承晩が肯定且つ否定的にみた政治イデオロギーが排斥されることも、また採用されることもあり得ることを意味していたのである。これは、李承晩が「民主主義」を達成すべき価値として掲げたとしても、「民主主義」という普遍的価値の守護を目的としているより、その守護を名分に「反共」を大々的に掲げるために「民主主義」を取り上げたということに尽きる。「一民主義」の様々な部分において、原理的に矛盾が認められないものまでが否定的に捉えられていたのは、韓国「国家」を形成していく上で「民族」という概念を全面に押し出す必要があったことの反証である。そして「共産主義」という、対立する概念を目立たせるために「民主主義」を「善」として捉えた上で、当時の韓国社会で不人気だった「資本主義」をも同じく「経済」としてカテゴライズし、この価値判断を留保したことに他ならなかったということである。

これらを総合すると、朝鮮戦争以前の「平和」であった時点の加盟者は、表面上「病原菌」 に感染されたとしても発病に至っていなかったため、韓国政府の適宜な管理による「改正」 が可能であると判断され486、暫定的な政治的コマとしても活用されていたのである。ただ、

<sup>&</sup>lt;sup>482</sup>「人物本位!AP 記者選舉評」『京郷新聞』、(1950.06.02).

李承晩は「共産主義者」が偽装して無党派から出馬するとして、韓国社会に対して無党派の候補者に票を 投じないよう「警告」をしていた。しかし、結局のところ、その意が完遂されることはなかった。

<sup>&</sup>lt;sup>483</sup>로버트 T. 올리버, 박일영譯『(大韓民國)建國의 秘話:李承晚과 韓美關係』계명사, 1990, pp. 393-394.

<sup>;「</sup>集團安全保障進展希求 己政黨組織할때는 왔다」『東亞日報』、(1951.08.16).

<sup>「(</sup>筆者訳)もう一つ力説すべきは、一般国民が政党の意味を徹底的に知る前には、政党制度を実施するの <u>は早いと考えていた</u>のであった。…しかし、その時期が来たため、全国に大きな政党を組織して農民と労働者たちを土台にして、一般国民に国の福利と自分たちの共同福利を保護するために正当な政党を作る時が来たということである。」

<sup>&</sup>lt;sup>484</sup>申福龍,前掲書, p. 9.

<sup>&</sup>lt;sup>485</sup>徐仲錫「이승만정부 초기의 일민주의」『震檀學報』83, 震檀學會, 1997, p. 183.

<sup>&</sup>lt;sup>486</sup>「集團安全保障進展希求 큰政黨組織할때는 왔다」『東亞日報』、(1951.08.16).

<sup>「(</sup>筆者訳)この実情(謀略によるソ連の衛星国化)を知っている我々としては、等閑に放任もしくは知らないふりをすることは難しいのである。既に溺れてしまった人はどうしようもないが、<u>未だにその危惧に陥っていない人たちに対しては我々が悟らせねばならない。</u>救援できるまでは事実を知らせた上で、悟らせ

加盟者たちの最後を見る限り、このような措置は「感染者」に対する隔離措置の別言であっただけでなく、「一民主義」の普及と「国民保導聯盟」の設立が同時期になされたことは、自政権にとって好ましくない者を排斥させる意図を既に構築しつつあったと判断させる。言い換えると、国民保導聯盟事件は、以前から「左」を「国民」から区別、ひいては除去させる論理を必要としていた李承晩政権が朝鮮戦争を口実にして、「伝染病」に罹った者の「殺処分(Extermination)」を「合法的」に実現した出来事だったわけである487。

#### おわりに

本章は、朝鮮戦争の勃発から3~4ヶ月に亘って「以南」住民に対して集中的に行われた国民保導聯盟事件に焦点をあてて、南北間移動者の視線が「他人」ひいては「敵」とならざるを得なかった根源について考察した。韓国における虐殺の状況を以前から把握していた米国の働きかけが、李承晩政権が国民保導聯盟事件などの虐殺を「中止せざるを得なく」させたとみられる488。だが、敢えて「国民」を組織名に記してまで「国民保導聯盟」を成立させた韓国政府であったにもかかわらず、朝鮮戦争が勃発しただけで「国民」である筈の加盟者を切り捨てたのは、事実上「国民」構築作業が失敗したことの別言であった。当事件は、韓国社会と韓国政府のどちらにも「国民」意識が希薄だったということを示唆したが、通常の軍隊の指揮・命令のシステムを疎かにさせた「特別命令」にその矛盾が顕現されたわけである。これは、「左」が「病原菌」として扱われていく中で、「以南」にいた「左」と「左」の総本山である北朝鮮の支配下に置かれていた住民までもが「共産主義という病原菌に感染された者」になり、「反共」が強化される中で暫定的な「敵」とされていく中でみられた現象だった。

南北間の移動に対して政治的な意味合いを強化させることになった国民保導聯盟事件は、李承晩政権下で忠実な「国民」になること以外に生き長らえられる方法を消失させた。「反

\_

ねばならないのである。動かせなかった人たちは、伝染病者たちと同様に隔離せねばならないだろう。」 <sup>487</sup>김태우「제노사이드의 단계적 메커니즘과 국민보도연맹사건: 대한민국 공산주의자들의 절멸 과정에 관한 일고찰」『동북아연구』,제 30 권 1 호,2015, pp. 197-198. ; Wolf Kinda M. &Micheal R. Hulsizer. *Psychosocial roots of genocide: risk, prevention, and intervention*" Journal of Genocide, 7(1), 2005, pp. 114-119.

①外部集団(out-group)の設定と優越主義の勃興→②特権の剥奪と烙印→③市民権の喪失と非人間化→④ 孤立化→⑤人権の剥奪→⑥存在の喪失→⑦否定という 7 つ過程に沿って、集団暴力やジェノサイドの危険 度を示す準拠の一つになれるとする。

<sup>&</sup>lt;sup>488</sup>先述のように、朝鮮戦争勃発以降、ムチオ大使が様々な虐殺に関して本国へ報告を随時行っていたことからすると、究極的に米国の影響が作用したとみられる。ただし、中止命令自体は 1950 年 8 月から出始めたとする証言もあるものの、いつ完全に終了されたのかは定かではない。

共」をドグマとする「国民」を新たに登場させるきっかけであると同時に、民族主義を構成原理としていた「一民主義」における「民族」=「国民」の主張を李承晩政権自らが否定する矛盾をも浮き彫りにさせた。それとともに「病原菌」の拡大は、実質上全朝鮮半島から「以南」に限定される新たな「国民」を定義する結果をもたらし、南北間の移動者が同じ「国民」であると看做すことを困難にさせた。甚だしき至っては、南北朝鮮お互いが「敵対」せねばならなくなった発端にもなったのである。即ち、事実上同じ民族であっても、全て味方であるとはせず、ここで再出発した「一民」=「国民」とは民族の原理を掲げながらも、実質上「左」を摘出した後の韓国民衆であり、民族的ではなくイデオロギー的な国民が再定義されたわけである。

結果的に、南北間の移動者を同じ「国民」であると見難くさせた朝鮮戦争と国民保導聯盟事件は、韓国社会における李承晩政権の不人気の一掃及び社会主義を好意的に見ていた韓国社会を「反共」の「国民」にリセットさせた。そのため、李承晩政権にとってはむしろ都合の良い出来事だったといえる。そして、これは朝鮮戦争の停戦後からの南北朝鮮間の移動が南北どちらかの政権、もしくは「国家」を支持する意味合いとして発展していく源泉になったとみることも可能にさせる。ただし、「左」への虐殺による恐怖心が南北間移動者への視線変化の根源ではあったものの、これが南北間移動者への視線に強化されたのは、何れにせよ南北間の移動が本格化してからだとみるべきである。結果的に、それまで構築されていた「国民」の綻びは国民保導聯盟事件によって暴露されたが、同時に李承晩政権に従わせる「恐怖」のレトリックとして再登場されたのである。

ただ、本章は、南北間の移動が「特別」な視線でみられるようになった背景について、最も多くの南北間移動者が発生した「1・4 後退」<sup>489</sup>の時期に焦点をあてて検討する必要があることをも示唆したのである。

489김귀옥「정착촌 월남인의 생활경험과 정체성: 속초'아비마을'과 김제'용지농원'을 중심으로」서울대학교대학원 사회학과 박사학위논문, 1999, p. 184.

第六章 朝鮮戦争と「避難民」の再登場-「以北」からの移動者を「国民」とする狙い-

#### はじめに

周知のように南北朝鮮間の人的移動を劇的に増加させるに至った大きな背景として今日、「唇 20 で 3 (鋸を引くような戦争)」490だと評価されるほど激しい戦線が展開された朝鮮戦争が挙げられる。この激しかった戦線の変移や人の移動は、1953年7月27日に締結された停戦協定によって一旦中止されることになったものの、その「後遺症」は今日までの人的交流の遮断などで依然顕現され続けている。そして朝鮮戦争は、移動せざるを得なかった南北各々の住民が出身地へ復帰することを不可能にした。未だに韓国に居住している「失郷民」などの「以北」出身者がその代表的な例として挙げられる。ただ、時間が経つに連れて「失郷民」世代は消滅しつつあり、「以北」との交流の遮断を原因とする絆の希薄化も相俟って、韓国内部においては南北統一などに対する否定的な意見がますます拡大されている。その結果、お互いが「他人」や「外国人」に等しいと認識する傾向さえみられるようになっている491。

如何なる時代且つ何処の戦争でも、当然ながら住民の避難といった人的移動は発生する ものである。そして、朝鮮戦争中の激しい戦線の展開に伴う南北各々の移動者の台頭は、当 時の韓国軍警を始め韓国政府当局者に移動者に対する管理・統制を重要な課題として捉え させた。その一環として「避難民証明書」発給などの「避難民」対策が実行された。韓国政 府による「避難民」に対する支援や避難民であることを証明するなどの行為は、「国民」に 対する行政の執行として当然の措置だといえるかもしれない。

しかし、注目すべきは、「避難民証明書」の発行といった政策の実施が持つ意味だが、それは韓国「国民」に対する身分証明書の二重の発行という意味に他ならないのである。実際、朝鮮戦争勃発以前の韓国「国民」に対しては、既に「道民証」などの身分証が発給されていた<sup>492</sup>。更に、戦争という特殊な状況下では行政業務における手続きの省略がみられるにもかかわらず<sup>493</sup>、「避難民証明書」の発行はそのような流れに逆行したものであるかのようにさ

<sup>&</sup>lt;sup>490</sup>강준만 『한국현대사 산책 1950 년대 편 』 1 권, 인물과 사상사, 2004, p. 183.

<sup>&</sup>lt;sup>491</sup> 「초중고학생 53. 5%만 "통일필요" 응답…200 교조사」『연합뉴스』、(2014. 08. 27).

<sup>492「</sup>慶北道民證發行」『東亞日報』、(1949.10.06).

<sup>「</sup>愛礼道氏語發刊」『宋紀日報』、(1949.10.00).

493例えば、戦時中の犯罪嫌疑者は、適当な形によって「一審判決」の裁判が行われた後に処罰されるケースが殆どであったことから、行政的な手続きを増やすようなことは「妥当ではない」と考えられる。

え思える。そして、「他者」認識が前提になり避難民という語ができていることを念頭に置くと、行政的な負担を増やしてまで「避難民」に対処したのはそれ相応の目的があったことを意味する。言い換えると、以前まで「国民」として取り込めなかった者を新たに「国民」として「迎え入れる」ことを目論んだ措置だという推察ができる。ただし、このプロセスから、それは最初から取り込むための措置だったというより、避難民が発生せざるを得ない状況に便乗した結果だといえるのではないか、ということに気付く。

一体、「避難民」は如何なる基準によって識別されたのだろうか。そして、韓国政府当局は、時期ごとの避難民に対する政策を通じて如何なる目論みを実現しようとしたのだろうか。本章は、「避難民」対策の目的が、果たして単なる戦争によって発生した移動者・避難民の支援に留まるものなのかについて考察する。

# 第一節 朝鮮戦争と人的移動の「再開」

# 1. 韓国「国内」での移動の活性化

周知のように、朝鮮半島が「解放」されてから米国・ソ連の軍政が終了するまで海外及び「以北」から「以南」への移動は数百万単位であった。ただ、南北朝鮮に各々の政府が成立してからは、南北間の移動者が減少する傾向にあった。ところが、朝鮮戦争が勃発したことで、戦火を避けるために住民の移動が再び発生した。当時の韓国保健社会部による「罹災及び避難民統計表」によると「罹災民」494が3,626,915人、「避難民」が2,611,328人となり、多大な人的移動が発生している495。38度線に近かったためか、朝鮮戦争が勃発した直後からのソウル付近では人々が南方へ避難していくようになった。1950年6月25日に戦争が発生してから朝鮮人民軍(以下、人民軍)がソウルを占領するまで僅か3日間であったが、ソウル市民約144万人のうち約40万人がソウルを発ったとされる。この40万人の中で約8割は戦争の勃発前に朝鮮半島「以南」へ既に移動していた「以北」出身者だったといわれる496。

「以北」出身者が移動したという「事実」だけを捉える場合、朝鮮戦争は「以北同胞」が南 方へ移動するきっかけとなり、且つ「抑圧を避け自由を求めるための移動」の出発点として 理解できなくもないということになる。

<sup>494「</sup>戰災民實態一齊調査 虚僞없는 報告要望」『마산일보』、(1951.01.07).

文字通り、「罹災」は災難を受けるという意味であるが、いうまでもなくここでの災難は戦争や攻撃の被害を意味していた。

<sup>495</sup>戰爭編纂委員會編纂『韓国戰爭史-中共軍侵略再과 反擊作戰期-』 제 4 권, 1971, p. 761.

<sup>&</sup>lt;sup>496</sup>김동춘「서울시민과 한국전쟁」『역사비평』제 51 호, 역사문제연구소, 2000, p. 45.

しかし、米軍政時代を経て、南北朝鮮に各々の政府が成立して以来、南北間の移動は、今日のように完全に遮断されたものではなかったものの、移動者の人数が減少する事態に至った。つまり、戦争勃発直前までの移動は容易なものではなかったということであった。その現象の一つとして、戦争の準備を極秘裏に進めていた「以北」では、動静の漏洩を防止するために 1950 年 3 月中旬から 38 度線の 5km 以内の住民を撤収させ<sup>497</sup>、「以北」から「以南」への移動を制限していた。そのような事情を背景に、地元の「以北」から 38 度線地域を命懸けで超えて「越南」する「以北」出身者は、当然ながら多くはなかったのである。

一方、南北各々の政府が成立することで、半永久的な分断は既成事実化するようになったにもかかわらず、当時の朝鮮半島の住民の間では何れ統一されるか、もしくは統一を当然の行方であるという思いが強く維持されていた。更に、ソウル占領といった開戦初期の人民軍の目標が達成されたためか<sup>498</sup>、朝鮮半島の「赤化統一」は数ヶ月以内に完遂されるといった雰囲気が当時の人民軍内だけではなく、朝鮮社会に広く蔓延していた。「以北」による統一が近いうちに実現されるといわれていることは、「以北」居住者にとって「以北の住民」でいる方が統一後に有利である筈で、わざわざ命懸けで移動する必要性は尚更なかったと考えられる余地を与えた。つまり、「以北」の居住者にとって、朝鮮戦争をきっかけにして縁もゆかりも無い「以南」へ移動することは考え難いことだったのである。

ここで、一旦先述したソウル市を発った移動者の人数やその出身の割合を想起してみよう。ソウル市民の約3割を占める移動者の中で、その8割が「以北」出身者だったことは、残りの2割が「以南」出身者で、それが僅か8万人程度だったことを示す。つまり全ソウル市民の約144万人の中で僅か1.4%程度にあたる「以南」住民のみが移動したという計算になる。これは、ソウル市における「以南」住民の殆どが「移動・脱出できる状況ではなかった」か、もしくは「脱出を考えられなかった」ということを意味する。

では、ソウル市民、その中でも「以南」住民による移動がなかったのは、如何なる理由なのか。まず、主たる原因として、この時点で、韓国政府及び社会が38度線付近の衝突を本格的な戦争の始まりだと認識していなかったことが挙げられる。彼らは、戦争勃発以前にも「局地戦」や「ゲリラ戦」など小さい規模の衝突が頻発していたために、38度線地域一帯

<sup>&</sup>lt;sup>497</sup>児島襄『朝鮮戦争』第一巻、文藝春秋、1977、p. 39。

<sup>&</sup>lt;sup>498</sup>박태균『한국전쟁-끝나지 않은 전쟁, 끝나야 할 전쟁』책과함께, 2005, pp. 187-191.

ソウルをした占領した人民軍は、1950年7月1日になってから南下を再開することで、3日間ソウルに駐屯していた。この行動について様々な仮説がみられるが、それは当初の目的がソウル占領で全面的な戦争ではないという「制限戦争説」と、韓国全域にいる「左」を中心にした住民が蜂起を起こさせ「赤化統一」を達成しようとしていた説が挙げられている。

における衝突に対して一種の「安全不感症」の状態に陥っていた。実際、当時の李承晩政権さえ、1950年6月25日に発生した衝突を本格的な戦争として認識を変えるまでに時間を要していた。当然ながら、韓国社会もこの衝突を戦争だと認識するまでに時間がかかった。このような李承晩政権の「安易」な状況認識下での状況把握は、韓国社会に対して正確な情報の伝達を困難にしただけではなく、甚だしき至っては38度線地域での戦闘において韓国軍が北上しているといった狂言に近い報道さえ出回っていた499。その結果として、僅か3日間のうちに人民軍によってソウルは占領され、ソウルを脱出する準備に時間的余裕はなくなったのである。後の「残留派」とされる者は、事実上「残留した」結果にならざるを得なかった人々である。そのような誤った状況判断の中で、韓国社会に対して安静を促す放送がされたことも、ソウル市民の脱出を「阻止」した要因として挙げられる。しかしながら、大多数のソウル市民が韓国政府の放送に「従って」漢江以北に残留することになったにもかかわらず、韓国軍警などによって、後にソウルが奪還された直後から、その残留者を「渡江派」と「残留派」に分類した上で粛清する結果となっていったのである。

### 2. 「以南」在住の「以北」出身者の行動

一方、「以南」住民の大多数が移動しなかったのとは異なり、「以北」出身者は「以北」における政治的な抑圧の経験などによって培われていた恐怖心のためか、衝突が発生してから移動を決心したのである。当初から、日頃から抱えていた「以北」政権に対する恐怖から今回の衝突が従来と異なる規模の衝突であると察知した部分もあるかもしれないが、このような恐怖心がみられた理由は、初期の「以北」から「以南」に移動してきた者の中には地主や資本家、そして日本植民地時代の協力者であった「親日」などの政治的性格を帯びる亡命者が多数いたことに関係すると考えられる。いわば「反北」や「反共」意識を持つ者たちの移動だった。その一例として「西北青年會」500などの様々な組織を通じて積極的な「右翼」活動を韓国で行っていた組織のメンバーが早いうちにソウルを離れていたことが挙げられる。戦争前までに多くの「以南」へ移動していた者たちが「反共」活動を行っていたことから、戦争直前までの南北間の移動の主たる理由が「以北」の「惨状」を経験したためと推察

<sup>&</sup>lt;sup>499</sup>「傀儡軍後退開始 戰車八臺를 撃破」『東亞日報』、(1950.06.27).

<sup>&</sup>lt;sup>500</sup>이주영『서북청년회』백년동안, 2015, p. 5.

当青年会の総本部委員長であった文鳳濟は平安南道出身で、中央執行委員会委員長に選出された鮮于基聖は平安北道であったように、役員たちの出身の殆どは「以北」、とりわけ団体の名の通りに「西北」地域の出身者であった。

できる。つまり、初期の「以北」からの移動者は「敵」である「以北」に対抗するために、 韓国を「味方」として積極的に支持したのである。このような「以北」出身者の行動は、当 時の朝鮮社会において「民衆は南北どちらかの政府に属すべきだ」といった意識が希薄だっ たため、インパクトが薄かった。ただ、理由はともあれ、戦争勃発と同時に「以北」出身者 の移動が発生したことから、「解放」直後から朝鮮半島「以南」でみられた「反共」に基づ く移動としても捉えられる。

ところで、ここまで「反共」や「反北」運動に携わっていた者は、いざ戦争が勃発すれば、 直接「以北」と対抗するよりは、戦場から最も離れた後方地域である慶尚道や釜山等に移動 することを選んだ。彼らが移動した地域では、全朝鮮半島からの「避難民」を収容する「避 難民キャンプ」が設けられていた。そのため、停戦後にも引き続きこの地域に留まる「以北」 出身者は少なくなかった。当初 7 万人の受容を想定していた釜山のキャンプやその周辺で あった慶尚南道にあった巨済島のキャンプ、そして済州島などは、大量の「避難民」を受容 するにはあまりにも規模が小さかった501。想定を超す「以北」出身者の大移動が生じたので ある。

このように、朝鮮戦争の勃発によって「以北」出身者の移動が浮き彫りになった。より正 確にいうと「以南」へ移動していた「以北」出身者は更に南へ移動していったということで ある。朝鮮戦争が勃発してからの「以北」から「以南」への移動者は、「以北」の戦争責任 論を強調する材料と、「自由」を追い求めて「以南」へ移動・避難してきたというプロパガ ンダを持ち上げるための材料だけとされたが、事実上それは李承晩政権の誤った判断を示 す証拠となった。

結局、開戦初期の移動者は、主に戦局の情報をいち早く手に入れることができた政府関係 と、「以北」出身者を始めとする「以北」の実情に詳しい者などであった502。つまり、この 衝突を戦争だと認識するまでに長い時間が費やされたことから、一般住民は最初から「以北」 の攻撃を受けて直ぐに移動し始めるという状況に至らなかったのである。暫く時間が経っ てから、「以南」各地の住民による更なる南方への移動が始まったが、既に「以南」へ移動 してきた「以北」出身者たちの南方への移動、または「以北」への帰還ができなくなった状

<sup>&</sup>lt;sup>501</sup>차철욱「부산지역 피란민 유입과 피란민 공간만들기-우암동 피란여성을 중심으로-」『石堂論叢』63 집, 동아대학교 석당학술원, 2015, p. 239.

<sup>502</sup>釜山日報企劃研究室編『臨時首都千日』,釜山日報,1984,p.152.

戦争勃発3日目にして釜山への避難が見られ始めたが、これによると前方にいた軍人の家族だったとい う。つまり、参戦者など「戦争」だと認識できる者が大多数だったわけである。

況が発生した後のことであった。

# 3. 韓国軍の「以北」突破と移動の停止

釜山などにおける人員の流入増減から推察できるように、朝鮮戦争の初期における朝鮮 半島住民の移動は主に「以南」内部で発生し、そしてその方向は朝鮮半島南端へ向かってい た。政治的な「以南」へ移動したきた人々が最初に移動したが、その後更に南方を目指した ことから、結局のところこの移動は韓国における不利な戦局の所産だったと言わざるを得 ない。

しかし、この不利な戦局の展開は 1950 年 9 月の「仁川上陸作戦」を皮切りに、9 月末のソウル「修復」を経て「原点」に戻ったことで一旦止まった。更に、韓国軍は「原状復帰」に留まることなく、1950 年 10 月 1 日からは 38 度線以北を突破するようにもなった。これは、間もなく 1950 年 11 月には鴨緑江地域までに近づいた。「以北」への突破から僅か 1 ヶ月程度で韓国軍と国連軍が朝鮮半島の統一を目前にした戦局の逆転は、「以南」における住民の移動にも影響をもたらし、開戦から 3 ヵ月間続いた南方への移動が一旦止まるに至った。

ただし、この時期の移動の停止は、内部統制が強化されたための影響でもあった。とりわけ、注目すべきは、この時期に「粛清」が行われたことである。前章でも述べたように、この時期の残留者などの「敵」に対する「粛清」に焦点をあてた先行研究は多く存在する。しかし、この粛清がその後の住民の移動に対する統制の一つのきっかけになったと論じた先行研究は少ない。前章でも述べたように、残留者に対する虐殺は李承晩政権が避難した結果でもあった。しかし、たとえ有利な戦局が展開されたとしても、依然戦争が続いていた。韓国軍と国連軍による統一が目前に迫ってきたため、統一後の国家政治の構造も浮上してきた。これにより、如何に「彼我」を線引きすべきは依然として未解決の問題として扱われ、そのために住民の統制は依然必要とされるものであったのである。そこで、住民の移動を最小限に留める必要性があると思われたのである。つまり、移動の停止は、必ずしも有利な戦局で住民が避難する必要性を感じなくなったためではなかった。むしろ、戦争という状況下で、韓国内部の「敵」の移動を遮断する必要性があると当局が判断したためである。実際、ソウル「修復」直後に「敵」や「背信者」を罰したのは、不利な戦局の時期に比べても監視・統制を強化させた側面があった。言うまでもなく、これには軍事行動を支えるという目的も

あった<sup>503</sup>。換言すると、戦局の有利・不利の如何にかかわらず、緊張状態が続く戦時中において軍事作戦が全てにおいて優先され、当然ながらその中で住民の移動、とりわけ「以北」 出身者が多くを占めた移動者は、軍事作戦の視点からすると厄介な存在として捉えられていたのである。

以上のように、時期によって「以南」における人々の移動の様態には差がみられた。そして、韓国政府当局や軍が各時期において「避難民」に対して異なる政策も講じていた。ただし、開戦初期は南北各々の政府が成立してから間もなかったため、全朝鮮半島の住民を「敵」や「味方」として容易に識別できる状況ではなかった。ここで、「以南」当局が如何なる方法で区別を行ったのか、そのような区別の真の意義は如何なるものかという疑問が生じる。これについては次節で論じる。

# 第二節 「避難民」問題を巡る対策

# 1.「収容」に重点が置かれていた「臨時措置法」

韓国軍と国連軍が急増した「避難民」に対して講じた政策は、大きく「移動制限」と「疎開及び誘導・分散」、「救護」の3つに分けられる<sup>504</sup>。その中で、避難民個々人にとって真の助けになったのは「救護」であった。当時の移動の状況に併せて、「救護」は如何なる事案に重点が置かれて考案、そして実行されたのだろうか。

韓国の最南端で且つ最も代表的な避難地である釜山に移動してきた人の出発地をみると人口の移動が全朝鮮半島に亘って行われていたことが分かる。1951 年 1 月の「1・4 後退」を前後にして釜山に各々16 万と 26 万人が流入したとされ、約 47 万人(1949 年)であった人口が 96 万人に膨れ上がった。1951 年 3 月では、ソウルからの流入者が 165,878 人、京畿から 32,599 人、そして「以北」地域から 33,891 人などであった。つまり、朝鮮半島全域から流入者がおり、移動が大規模もしくは広範囲で行われていたことがわかる505。

当時の殆どの移動者の状況は「救護」が必要となるものだった。このような「避難民」の 困窮した状況に直面し、韓国政府及び軍当局がまず講じた避難民政策は韓国国会において 1950年7月29日に提案された「避難民収容에 関む 臨時措置法案(避難民収容に関する臨 時措置法案)」であった。これは、韓国全域の「避難民」を対象にした法案だったが、その

\_

<sup>&</sup>lt;sup>503</sup>강성현「한국전쟁기 유엔군의 피난민 인식과 정책」『사림』首善史學會, 제 33 호, 2009, p. 85.

<sup>&</sup>lt;sup>504</sup>강성현,前掲書, p. 83.

<sup>&</sup>lt;sup>505</sup>서만일「한국전쟁기 부산지역의 피난민유입과 정부의 대책」동아대학교 석사논문, 2009, pp. 10-13.

直後である1950年8月4日に議決・公布された。

# 避難民収容に関する臨時措置法案506

第一条 本法は 非常事態下において臨時的に避難民を収容救護することを目的とする。

第二条 社会部長官は所有財産の中で住宅、旅館、料亭、其他収容に適する建物の所有者 に対して避難民の人数と避難期日を指定して収容することを命令できる。

第三条 前条の命令を受けた所有者は、避難民に対して賃貸料を徴収してはいけない。

第四条 避難民を収容するにあたって、営業上支障のある帰属財産の管理人に対しては、 管財庁長は賃貸料の軽減または免除できる。

第五条 本法第二条の命令を忌避した者か、第三条の規程に違反する者は、その所有財産 の賃貸借契約を取消する。

第六条 本法は、檀紀四二八三(1950)年八月一日から施行する。

担当者 李在鶴、賛成者 金明東外十三人

しかし、注目すべきは、表面上は韓国国会が「素早い」行動をとったが、この法案が施行されたのが結局ソウルの「修復」の後である 1950 年 10 月からであったことである<sup>507</sup>。つまり、戦局が有利に展開されたことに随伴して実行されたのである。更に、その内容から推察できるように、当法案は「以南」の受け入れ地域の住民、とりわけ地主・家主などに財産の提供を強いたものであった。「避難民」を歓迎されない者と定義した政策だとさえいえるものであった。表面上、この法案は具体的な地域を示してはいないが、当時の不利な戦局及び提案された日付などからすると、戦場と離れた地域の釜山などの慶尚道地域を対象地とし

(http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=000268) (2019.01.07 最終アクセス済)

# 避難民収容에 関한 臨時措置法案

第一條 本法은 非常事態下에 있어서 臨時로 避難民을 収容救護함을 目的으로 한다.

<sup>506</sup>韓国国会議案情報システム、(議案番号 020006、提案日付 1950.07.29)

第二條 社会部長官은 帰属財産中 住宅, 旅館, 料亭, 其他収容에 適当한 建物의 管理人에 対하여 避難民의 人員과 避難期日을 指定하여 収容을 命令할 수 있다.

第三條 前条의 命令을 받은 管理人은 避難民에 対하여 賃貸料를 徴収할 수 없다.

第四條 避難民을 収容함으로서 営業上支障이 있는 帰属財産의 管理人에 対하여는 管財廳長은 賃貸料의 輕減 또는 免除를 할 수 있다.

第五條 本法第二条의 命令을 忌避하거나 第三条의 規程에 違反한 者를 帰属財産의 賃貸借契約을 取消한다

第六條 本法은 檀紀四二八三年八月一日부터 施行한다.

担当者 李在鶴、賛成者 金明東外十三人

<sup>507 「</sup>避難民收容 臨時措置法發動」『東亞日報』、(1950.10.10).

たといえる。実際これらの地域に「避難民キャンプ」も設置されていた。流入・収容の激増で、住宅の不足が非常に深刻な状況にあったことがわかる。また、当時は、戦局の改善が見込めなかったため、たとえこの法案が1950年8月の時点で可決されたとしても、38度線以南の全域で実施できるものではなかった。以上の諸問題から、韓国国会による事実上実施が困難であった「避難民収容に関する臨時措置法案」の可決は、表面上で義務を果たすための行為に過ぎなかったことがわかる。

内容からもわかるように、この法案は韓国「国家」に財政的な負担を招くものではなかった。そのため「避難民」に対する「支援」より、むしろ「統制」に重きを置いていたと推察できる。この法案が可決された直後である 1950 年 9 月に財政的な内容が含まれたものにする「避難民救護에 對む 臨時措置法(避難民救護に対する臨時措置法)」も提案されたのだが、結局廃案になったため、そのように考えられたのである。

### 避難民救護に対する臨時措置法508

508出処:韓国国会議案情報システム、(議案番号 020008、提案日付 1950.09.12)

(http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=000293)(2019.01.07 最終アクセス済)

#### 避難民救護에 對한 臨時措置法

第一條 本法은 檀紀四二八三年六月二十五日 北韓傀儡軍의 侵寇로 因한 避難同胞救護를 目的으로 한다.

第二條 本法所定目的의 完璧을 期하기 為하여 避難民救護對策中央委員會, 서울特別市委員會, 道委員會 및 現地委員會를 組織한다.

中央委員會는 社會部長官, 内務部長官, 國防部長官, 財務部長官, 農林部長官, 保健部長官, 交通部長官 및 國會文教社會委員長, 赤十字社總裁와 大統領이 委囑한 民間人五名으로 組織하며, 委員長은 社會部長官으로 한다.

서울特別市委員會 및 道委員會는 避難民이 收容된 該道知事, 収容된 避難民의 所轄 서울特別市長及知事, 警察局長, 戒嚴司令官, 서울特別市長 또는 道知事가 委囑한 民間人五名으로 組織하며 道委員長은 서울特別市長 또는 該道知事로 한다.

現地委員會는 避難民을 収容한 該郡々守 警察局長 戒嚴司令部民事處長 憲兵隊長避難民出身地各郡守 収容所々長과 避難民代表者三人으로 組織하며 現地郡委員長은 該郡々守로 한다.

第三條 各委員會는 左記事務에 関하여 諮問에 応하며 意見을 提出할 수 있다.

- (フト)避難民救護對策
- (나)救護物資及金品의 調達配定
- (다)救護事業의 監督監査

第四條 各委員會는 幹事 若干人을 둔다.

幹事는 各委員會의 推薦으로 委員長이 任命하고 幹事長은 中에는 社會局長 서울特別市에는 社會局長, 道에는 文教社會局長, 郡에는 文教社會課長으로 한다.

第五條 避難民救護事務는 避難民의 最終居住地의 所轄道知事 이를 擔当한다.

第六條 서울特別市長 및 各道知事는 所轄道避難民中 要救護者를 社會部長官의 指示에 依하여 選定한後 社會部長官에게 報告하여야 한다.

第七條 避難民救護의 諸費用은 外國救護物資,民間寄附外에 國庫에서 이를 支辨한다.

第八條 避難民救護하는 當分間 左記標準에 依하나 随時形便에 따라 이를 変更한다.

- (가)食糧은 一人当 毎日 三合
- (나)副食代 一人当 毎日 六拾圓
- (다)助産費 一人当 五阡圓外 융五嗎, 白米一斗

第一条 本法は、檀紀四二八三(1950)年六月二十五日から発生した北韓傀儡軍の侵略に よって避難してきた同胞の救護を目的とする。

第二条 本法所定の目的を完璧に達成する為に、避難民救護対策中央委員会、ソウル特別 市委員会、道委員会及び現地委員会を組織する。

中央委員会は、社会部長官、内務部長官、国防部長官、財務部長官、農林部長官、保健部長官、交通部長官及び、国会文教社会委員長、赤十字社総裁と大統領が委嘱した民間人五名で組織され、委員長は社会部長官とする。

ソウル特別市委員会及び道委員会は、避難民が收容された該道知事、収容された避難民の 所轄、ソウル特別市長及知事、警察局長、戒厳司令官、ソウル特別市長または道知事が委嘱 した民間人五名で組織され、道委員長はソウル特別市長または当該道知事とする。

現地委員会は、避難民を収容した該郡の郡守、警察局長、戒嚴司令部の民事處長、憲兵隊 長、避難民各出身地の郡守、収容所の所長と避難民代表者三人で組織され、現地郡委員長は 該郡の郡守とする。

第三条 各委員会は左記事務に関して諮問に応じ、意見を提出できる。

- (イ)避難民救護対策
- (ロ)救護物資及金品の調達配分
- (ハ)救護事業の監督監査

第四条 各委員会には、幹事若干名を置く。

各委員会の推薦によって委員長が幹事を任命し、幹事長は社会局長、ソウル特別市には社

附則

第十七條 本法은 公布日부터 施行한다.

<sup>(</sup>라)埋葬費 一人当 五阡圓

<sup>(</sup>마)避難民 五阡名에 医師一人 助手二人 看護二人을 常駐시켜 治療에 当케 한다.

<sup>(</sup>바)避難民中의 國民学校児童에게도 既存施設을 利用하여 臨時授業을 行한다.

<sup>(</sup>사)七十歳以上 老人과 六歳未満幼児에게는 副食物及衣類를 特別配給할 수도 있다.

第九條 避難民을 旣成建物에 収容할 時는 老幼를 갖인 世帶를 優先的으로 収容하여야 한다.

第十條 避難民證을 交付하여 身分을 保障한다.

第十一條 避難民救護物資輸送의 船舶車輪은 其他의 目的으로 徴發하지 못한다.

第十二條 避難民救護目的으로 指定된 物資及金品은 如何한 理由를 莫論하고 本目的以外에는 使用치 못하다.

第十三條 委員會는 監察班을 두어 이 事業을 随時監督監査케 한다.

第十四條 避難民의 勤勞能力을 戰時建設事業에 使用한다.

第十五條 失地恢復된 地區의 避難民은 速히 原住地로 移動収容하여야 한다.

第十六條 原住地에 歸還된 避難民의 救護與否는 現地委員會의 調査報告에 依하여 中央委員會에서 이를 決定한다.

会局長、道には文教社会局長、郡には文教社会課長とする。

第五条 避難民の救護事務については、避難民の最終居住地である所轄の道知事が担当 する。

第六条 ソウル特別市長及び各道知事は、所轄道避難民の中の要救護者を社会部長官の 指示に依って選定した後、社会部長官に報告せねばならない。

第七条 避難民救護の諸費用は、外国救護物資、民間寄附の他に国庫から支弁される。

第八条 避難民救護する当分の間、左記の標準に依って、随時状況によってこれを変更する。

- (イ)食糧は、一日一人当たり三合
- (ロ)副食代は、一日一人当たり六拾圓
- (ハ)助産費は、一日一人当たり五千圓の外、絨五嗎、白米一斗
- (二)埋葬費は、一人当たり五千圓
- (ホ)避難民五千名当たり医師一人、助手二人、看護二人が常駐し、治療に当たる。
- (へ)避難民の中の国民学校児童に対して既存の施設を利用して臨時授業を行なう。
- (ト)七十歳以上の老人と六歳未満幼児に対し、副食物及衣類を特別配給することもできる。

第九条 避難民を既成建物に収容する時は、老人や幼児を持つ世帯を優先的に収容すべきである。

第十条 避難民証を交付して身分を保障する。

第十一条 避難民に救護物資を輸送する船舶車輪は、其他の目的で徴発してはならない。 第十二条 避難民救護の目的で指定された物資及金品は、如何なる理由を問わず本来の 目的以外に使用してはならない。

第十三条 委員会は、監察班を置き、以てこの事業の進行を随時監督監査する。

第十四条 避難民の中の勤労能力を持つ者に対して、戦時建設事業に当たらせる。

第十五条 故郷が修復された地区の避難民を速やかに原住地へ移動し、収容する。

第十六条 原住地域へ歸還した避難民の救護如何は現地委員会の調査報告に依って、中央委員会でこれを決定する。

附則

第十七条 本法は、公布日から施行する。

いうまでもなく、「避難民収容に関する臨時措置法案」に比べると、この法案は「救護」に重点が置かれたといえる。しかし、当案は1950年9月14日に「文教社会委員会」で修正可決されたにもかかわらず、同年9月16日に本会議の議決にて廃案と決定されたのである。この法案の提案及び審議の時期が、実に丁度仁川上陸作戦が成功した直後だったということに気付くべきであろう。この作戦は、戦局を逆転させ、政策の行方にも影響をもたらしたと考えられる。内部の安定を依然として必要としているにもかかわらず、「救護」案が廃案となったのは、このような時期に「救護」が必ずしも最優先の政策ではなくなったことを意味し、むしろ移動者を如何なる方法でより効率的に「収容」するかということに焦点が移ったのである。「収容」は「敵」と「味方」を如何に区別するかを目的とすることで、移動者を「国民」として如何に受容することとは全く意味が違っていた。つまり、移動者である「避難民」を潜在的な「敵」としてみていたのである。

### 2. 「避難民証明書」の登場

「以南」当局と軍によって移動者は、潜在的な敵と看做されていたため、戦局が不利になると、韓国軍にとって「以南」の内部における「敵」を速やかに識別して処理することは一層重要になった。実は、朝鮮戦争が勃発する前から「道民証」などの身分証が普及しつつあった。しかし、「国民」であると識別できるこの「証拠」は間もなく勃発した戦争によって交付できる状況ではなくなった。そのため、開戦初期において、国連軍にとって移動者を「敵」と「味方」・「保護対象者」と識別することは非常に困難なことであったのである。そのためか、1950年7月における「老斤里良民虐殺事件」のように識別の手間を省くため、移動者を一括して「処理」するケースも多々みられた509。開戦当初から、韓国軍や国連軍にとって移動者に対する「彼我」を識別する手段が必要だったといえる。

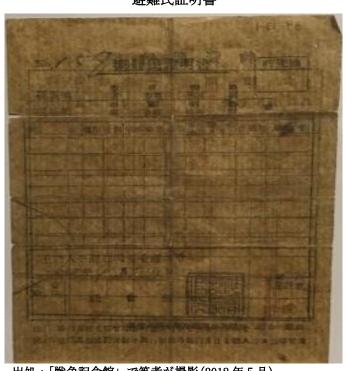
そこで、社会部などによる「避難民証明書」の発給が始まったのである。発給に関する「避難民分散に関する通牒」が伝達されたのは 1950 年 7 月 10 日であるとされる。 1949 年 3 月に改定されていた「政府組織法」によると、社会部は「社会部長官は労働・厚生、婦女問題に関する事務をする」 510としていた。つまり、この証明書の目的は、表面上軍事用ではなか

<sup>&</sup>lt;sup>509</sup>박선원「제국(帝國)의 은전론(恩典論)-미국의 노근리사건 최종보고서 비판-」『경제와 사회』한울, 겨울통권 제 52 호, 2001, pp. 254-255.

<sup>510</sup>韓国法制処、国家法令情報センターの「政府組織法」(1949年3月時点)。

<sup>(</sup>http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=5752&ancYd=19490325&ancNo=00022&efYd=19490415&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202#0000) (2019.01.07 最終アクセス済)

ったのである。ところで、この証明書の発給に関するこの通達は、社会部を始め農林部や国 防部、内務部、交通部、保健部などの名義で出されたものである511。そして、この証明書の 内容を詳しくみると統制上の目的で作られたものに他ならないことに容易に気付く。つま り、「証明書」というより登録状のようなもので、右上に行先地の欄があり、「本籍地」と「罹 災地」が書かれており、その下には姓名と性別、年令、職業欄があり、最後の下段に発行日 が記されている。そして、特に注目すべきは、姓名欄の部分に 12 個の空欄があることであ る。ここから推察できるように、「証明書」といいながらも実は家族全体の状況を詳しく示 すものであった。



避難民証明書

出処:「戦争記念館」で筆者が撮影(2018年5月)。

この「証明書」は、事実上当時最も安全と思われた釜山などの地域へ移動することに対す る許可書にもなっていた。ここから、1950年7月に大統領であった李承晩が臨時首都とし ての釜山へ移動していたため、釜山地域に入ることが許されたのは「味方」であると認めら れた人のみであることがわかる。それが認められなかった避難民は周辺地域に分散させら れるなど、この時点で避難民を敵か味方かを識別することは、正確には李承晩政権の安定を

<sup>511</sup>강성현, 前掲書, p. 85.

実現する上で実に重要なことであった512。

しかしながら、緊迫していた戦局の中で戦闘を同時に遂行せねばならなかった当局において、避難民が潜在的な「敵」として扱われた状況は一向に変わらなかった。「証明書」が1950年7月から発行されるようになったが、厳格な審査を経て発給する余裕がなかったことに加え、身分証明証として誤用するケースが多発しているという李允榮社会部長官の主張によって「避難民証明書」の発行は中止された<sup>513</sup>。

移動者に対する監視や虐殺などの暴力的な方法は、最初から限界があった。しかし、朝鮮半島における唯一の正当な「国家」であると主張する以上、その構成員を包容しなければならなかった。正に、その正統性を証明するために「救護に対する臨時措置法」では、移動者に対する「避難民証明書」の発給が掲げられ、また一時的ではあれ、「証明書」の発給もみられたわけである。

# 3.「敵」・「味方」の識別から「移動の制限」へ

1950 年 9 月半ばに「仁川上陸作戦」が実行され、直にソウルは「修復」された。「避難民」の実態把握が緊要な課題となり、この時点のソウルでは約 40 万人の「救護者」が存在することが判明した<sup>514</sup>。ここまで実態の把握が急がれていたのは、一見すると「救護」を通じて「国家」の安定化を図るためといえるかもしれない<sup>515</sup>。しかし、残留者などに対する「処罰」が目論まれていたと推察できるように、住民の「保護」と同時に「彼我」の識別も重要視されたことがわかる。例えば、住民の「保護」が優先されていなかった反証として、住宅斡旋の際に「罹災民」の中で軍人や警察、官公吏が優先されていたことが挙げられる<sup>516</sup>。そして、「避難民」の受容において「労働党」への加入如何などを問うなど、「アカ」の審査もあったことが窺える。このような審査によって「敵」として逮捕される場合もあった<sup>517</sup>。当時の「以北」住民と当局との懇談の内容から識別が行われたことが推察できる。ソウルにおいては残留者以外にこの識別の対象者があまりいなかった<sup>518</sup>。ここから実態把握の目的が敵か味

517차철욱·공윤경「한국전쟁 피난민들의 정착과 장소성-부산 당감동 월남 피난민마을을 중심으로-」 『石堂論争』47집, 동아대학교 석당학술원,2010,p.287.

<sup>512</sup>차철욱「한국전쟁 피난민과 국제시장의 로컬리티」『한국민족문화』38,부산대학교 한국민족문화연구소, 2010, p. 10.

<sup>513「</sup>釜山市,避難民證明書 廢止에 따라 發行 事務를 中止」『民主新報』、(1950.08.11).

<sup>514「</sup>全서울要救護者 勿驚四十萬名 戰災實態調査로 判明」『東亞日報』、(1950.10.12).

<sup>515「</sup>潜伏赤狗摘發緊急 不法行為는 依法處罰」『東亞日報』、(1950.10.05).

<sup>516「</sup>災民住宅積極斡旋」『東亞日報』、(1950.10.08).

<sup>518「</sup>惡質徒輩만 處斷 趙長官以北住民斗 懇談交換」『東亞日報』、(1950.10.19).

方かを識別することにあったとみられる。実は、ソウルの「修復」期間中に、非常警備総司令部の情報処が「全国共産附逆者検挙統計表」を作成した。その中の「ソウル市警察局検挙人員」をみると、18,000人が検挙されたと記載されている<sup>519</sup>。韓国軍は、戦局が変化した際の住民の判断を「背信」行為だとして「断罪」したことがわかる。

そのような識別が行われる中で、ソウルでは「市民証」が発行されるようになった<sup>520</sup>。首都でありながらも最初の人民軍によって占領されたため、韓国政府にとって敵か味方かという識別がとりわけ重視された地域であることがわかる。表面上では、救護の性格を持つ政策であるが、「市民証」は「厳格」な審査を経てからはじめて発給された。「善良」な「ソウル市民」という基準は、結局敵と味方の識別の意味に近いものだった。当然ながら、「敵」だとして判断された者に対して、「市民証」の発給はされなかった<sup>521</sup>。このような「市民証」の発給が始まったため、各地で「避難民証明書」は廃止、回収された<sup>522</sup>。戦争初期においていくつかの証明書が発行・発給された。しかし、ソウルでは、「市民証」をまだ発給して貰えなかった地方出身の住民に対し、一旦発給中止になった「避難民証明書」が発行されていた<sup>523</sup>。ただ、以前のような「避難民」の証明書とは異なり、移動の際に身分を証明する「旅行証明書」の性格に近いものであった。

以上のように、様々な証明書に目論まれていた用途は、事実上次第に移動の「統制」に変わり、「有利な戦局」になっていったにもかかわらず戦争自体は終結していないことを口実に、移動に対する制限が課された。「以南」における移動そのものが完全に遮断されていたわけではなかったが、38 度線を中心にした「南北間の移動」は徹底的に制限されるようになった。公務員が公務のために38 度線以北に移動する際も当局の許可を事前に得なければならなくなったという524。そのため、戦局が有利に転換されたとしても、「以北」出身者が容易に故郷へ復帰できなかった。

事実上、表面上保護を掲げていた避難民政策は、戦局が有利になった時期においても保護を実行する動きは殆どみられなかった。それは、戦局が有利に展開され、韓国軍と国連軍が「以北」を突破して1か月も経たないうちに中朝国境地域まで接近するなど、統一が直に達成されるという期待が膨らんだことに関係すると考えられる。つまり、統一が実現すれば、

520「市民의 身分保障 市民證制度實施」『東亞日報』、(1950.10.11).

524「丁戒嚴司令官發表 38 以北旅行에 佈告 公務도 許可 마타야한다」『東亞日報』、(1950.10.19).

<sup>519</sup>戰爭編纂委員會編纂, 前掲書, p. 759.

<sup>521「</sup>十四歳以上에 市民證 思想不純者에게는 交付拒絶」『東亞日報』、(1950.10.21).

<sup>522「</sup>市民證交付事務 廿日早日各洞會서 開始」『東亞日報』、(1950.10.19).

<sup>523 「</sup>避難民證明書 洞會서 發行」『東亞日報』、(1950.10.06).

避難民が故郷に戻ることができ、それに対する支援の必要性がなくなるということであり、その兆しとして「避難民」を彼らの住所地へ帰還させることも実際に始められた<sup>525</sup>。しかし、廃案となった「保護に関する臨時措置法」の内容からも窺えるように、移動者の増加などによって慶尚南道や慶尚北道などのように、移動者を受け入れる地域は順次拡大していった。これらの地域において当局は、避難民の帰還を急がせないように務めていた<sup>526</sup>。そのため、戦局が好転した後も暫く避難地に留まろうと考える人が増加し、移動が一時鎮静に向かっていったのである。

ところで、1950 年末からは戦局が再び悪化したため、住民の移動も再び活発化した。移動者に対する統制力低くなったため、かつて制限されていた南北間の移動も活性化してきた。今日韓国で認識されている南北間の「避難」が本格化した時期は、正にこのときからだった。このような状況の中で、各地域によって方法は異なるものの、「以南」の住民に対しては「市民証」や「道民証」の発給が漸次的に行われたため、彼らが所持していた「避難民証明書」の回収、廃止が行われた。そのため証明書としての価値が失われつつあった。しかし、これと異なって、故郷に戻れないもしくは戻りたくない「以南」にいる「以北」出身者に対しては同じ「国民」だと看做されているにもかかわらず、「避難民証明書」の発給が続けられざるを得なかった。彼らにとって「避難民証明書」は事実上の「身分証」となった。そのため、朝鮮戦争の停戦後から「避難民証明書」は、「道民証」が交付される根拠にもなった<sup>527</sup>。

以上の韓国政府がとってきた政策から朝鮮戦争の停戦までに彼らは、事実上「以北」住民を一度も韓国の「国民」としていなかったことがわかる。それにもかかわらず、一体如何なる理由で「避難民」に対する措置を講じたのか。換言すると、従来の韓国政府による「避難民」の保護は「同胞」に対する保護という目的だけの意味を持つだろうか。これについては、次節において分析する。

# 第三節 南北間の移動としての「避難民」へ

1. 「以北」住民の「以南」への移動開始

韓国軍にとって有利な戦局は、38度線を突破してから僅か3か月程度で終焉を迎えた。

<sup>525「</sup>戰災民救護具體化 各道에 對策委員會를 組織」『東亞日報』、(1950.10.07).

<sup>&</sup>lt;sup>526</sup>「歸郷 너무 서두르지 말라 남의 집 侵居 못하도록 今明間 警察 復歸코 家財保護」『東亞日報』、 (1950.10.22).

<sup>&</sup>lt;sup>527</sup>「避難民證 所持者 道民證 更新 交付」『마산일보』、(1955.05.13).

戦局の再逆転は、1950 年 10 月下旬からの中国人民志願軍の介入で生じ、これ以降、韓国軍が平壌などの「以北」の中心地に踏み入ることはなかった。それに伴い、1950 年末からは、朝鮮戦争時期における「以北」住民による「以南」への大規模な移動も始まった。従来の「避難民」の移動に関する研究では、1951 年 1 月の「1・4 後退」を分水嶺に、避難民の移動を第 1 次移動と第 2 次移動と分けていた。後者については「越南避難民」を統計にいれたものであり、つまりこの時期が「以北」住民が大規模に「以南」へ移動する時期だと認識しているのである<sup>528</sup>。このような時期区分の背景になったのは、国連軍及び中国人民志願軍などの「外部勢力」による介入が本格化し、「内戦」から事実上の国際戦もしくは東西冷戦イデオロギーの代理戦として移行され、それに従って本来鎮静化に向かっていた「国内」及び南北間の移動が再び活発化したことである。韓国軍と国連軍の 38 度線以南への後退から間もない 1951 年 1 月に、ソウルが再び占領されるなど、韓国における危機が再び訪れた。

軍当局の立場において、「1・4後退」時期は確かに重要なことだったが、戦争における本 当の主人公は「避難民」であり、「1・4後退」を中心に置くことによって朝鮮戦争中の避難 民へのアプローチは限界に至るとの主張もみられる<sup>529</sup>。ただし、本章では、戦争によって大 量の「以北」住民が事実上初めて移動した時期として着眼するため、敢えて「1・4後退」時 期に焦点をあてることにした。

先述したように、朝鮮戦争が勃発する前に当時の朝鮮半島の全住民には、本来南北どちらかの「国家」の「国民」であるかといった意識があまりみられなかった。ところが、「以北」からの「避難民」が発生し、あるいは「以北」に残留することが不可能になったことは、そのような状況を変える大きなきっかけとなった。皮肉ではあるが、このような以北から以南への移動が開始された最初の理由は、国連軍という名の米軍による「以北」地域に対する無差別爆撃である530。38 度線以北の地域に対する爆撃が集中的に行われていたが、鉄道などのインフラの爆破や人民軍の阻止などを目論んで B-29 爆撃機も導入されていた531。北朝鮮軍の死傷者の7割がこの爆撃及び砲撃によるものともいわれ532、これだけの威力は当然ながら地域住民にも物理的な影響を及ぼした。そこで、米軍が守護している「以南」へ行けば、少なくとも米軍の爆撃による被害を回避できるという考え方が広まった。また、元山などに

-

<sup>&</sup>lt;sup>528</sup>차철욱, 류지석, 손은하「한국전쟁 피난민들의 부산 이주와 생활공간」『民族文化論叢』第 45 輯, 2010, p. 255.

<sup>&</sup>lt;sup>529</sup>강성현,前掲書, pp. 81-83.

<sup>&</sup>lt;sup>530</sup>박태균, 前掲書, p. 185.

<sup>&</sup>lt;sup>531</sup>戰爭編纂委員會編纂『韓国戰爭史-中共軍侵略再과 反撃作戰期-』 제 5 권, 1972, pp. 316-317.

<sup>532</sup>이임하『적을 삐라로 묻어라:한국전쟁기 미국의 심리전』철수와영희, 2012, p. 347.

原爆が落とされる噂も漂っていた533。確かに、マッカーサーが戦争の早期終了を図るために 原爆の使用を考えていたようである<sup>534</sup>。もちろん、これらは当時の共産軍の激しい反撃によ りマッカーサーが考えたものである。だが、同時に米国政府は、停戦に向かって共産軍との 交渉も試みていた。結果的に、トルーマンとマッカーサーが対立するようになり、トルーマ ン大統領は 1951 年 4 月にマッカーサーを更迭した。そこから原爆の使用の可能性が消えた のであった。

ところで、南へ移動した理由として物理的な攻撃を避けるためが挙げられるが、「以北」 地域に残留していた者も多く存在することも事実である。つまり、この時、物理的な攻撃を 回避する以外にも以北の住民が移動を決めた理由があると考えられる。それは、残留すれば 人民軍の処罰を受ける恐れがあったこと、いわば国連軍及び韓国軍に「附逆」した「罪」が 問われる可能性が濃厚な者が以南行きを選択したのである。かつて、韓国軍と国連軍に対し て「歓迎」を示していた「以北」の住民は、韓国軍と国連軍が撤退すると、人民軍による北 朝鮮版の「残留派」と「渡江派」識別で迫害を受けることを恐れるのが当然であろう。

当時の住民は、太極旗を掲げるといったような「歓迎」の方法をとっていた。それは当時 の韓国軍と国連軍にとって「以北」住民に対する敵·味方を識別する基準ともなっている<sup>535</sup>。

「以北」住民は、このような「歓迎」を通じて当面の危機を免れることができた。杜撰な方 法であるにもかかわらず、今度は人民軍によって「利敵行為」、「背信行為」とされる可能性 が高いのも事実である。そこで、韓国軍にとって戦局が不利になると、その「附逆」行為を していた「以北」住民は「以南」へ移動せざるを得なかったのである536。この時期に「以北」 地域からの移動者が大量に生まれたのは、爆撃をはじめとする戦争被害と政治的な危険と いう二つの理由によるものである。そこで、対策を講じる必要性も次第に生まれたのである。

では、その「避難民」が移動した手段及びルートは如何なるものだったのか。殆どの場合 は、陸路で移動していた。しかし、国連軍などは陸路を通じた「避難民」の移動を制限しよ うとしていた。それは、以北からの移動者が「敵」である可能性を考えただけでなく、陸路 自体も「敵軍」との戦場であり、そして国連軍の主たる退路であり補給路でもあるという軍

<sup>&</sup>lt;sup>533</sup>플랜비문화예술협동조합 『6·25 피란민의 자전기록 -부산의 기억과 삶-』부산발전연구원 부산학연구 센터, 2017, p. 150-151.

<sup>&</sup>lt;sup>534</sup>한홍구『대한민국사: 단군에서 김두한까지』한겨레신문사, 2003, pp. 209-210.

<sup>535</sup>플랜비문화예술협동조합, 前掲書, p. 151.

<sup>536</sup>차철욱「부산지역 피란민 유입과 피란민 공간만들기-우암동 피란여성을 중심으로-」『石堂論争』 제 63 집, 동아대학교 석당학술원, 2015, p. 249.

事的な考慮に基づくものであるといわれる<sup>537</sup>。そのため、韓国軍及び国連軍は、陸路を通じて移動する避難民に対して非常に厳しい制限を敷かなければならなかった。もう一つのルートである海路については、1950年12月7日の元山からの撤収の際にLane Victory号で7,009人の「避難民」を釜山へ移動させたり<sup>538</sup>、同年12月15日から24日の間に「興南撤収作戦」で合計91,000人の「避難民」を移動させたりするなど、主に軍艦で移動する方法が取られていた<sup>539</sup>。このような作戦が「無事」に遂行されたことについて、「艦隊機動において最も成功した事例である」<sup>540</sup>といった評価が下されるのは理解できなくもないが、軍艦という限られた移動手段だったことや、人民志願軍が介入してから間もなかったことなどから、海路を通じて移動できた人数は決して多くないと言わざるを得ない。

このように移動した者に対して韓国政府は、表面上「自由を求めて移動した同胞」<sup>541</sup>として「歓迎」する態度を示した。だが、当時の困難を極める戦局に対処するために「誠実」な納税を通じて戦費に備えられるように李承晩大統領が励んでいたくらい<sup>542</sup>、「以南」当局は莫大な軍事費用を必要としていたのである<sup>543</sup>。そのため、外国からの物資支援にも依存せざるを得ない状況に陥っていた<sup>544</sup>。このように、この移動者に対する肯定的な反応ばかりを示せる状態にあるわけではなかった。それにもかかわらず、「以北」からの「避難民」を受容した事実は、結局のところ他の理由もあったと考えられる。

# 2.「以北」出身者に対する保護と包摂の狭間で

以上みてきたように、韓国軍と国連軍にとって情勢が逆転した「1・4 後退」時期から、戦争の勃発以降「以南」へ来なかった者、言い換えると一度も韓国「国民」ではなかった「以北」出身者が「以南」に移動するようになった。再反撃を開始した人民軍が、1951 年 1 月

538戰爭編纂委員會編纂, 前掲書, p. 305.

<sup>&</sup>lt;sup>537</sup>강성현, 前掲書, p. 99-102.

<sup>539</sup>戰爭編纂委員會編纂, 前掲書, p. 313.

<sup>540</sup>戰爭編纂委員會編纂, 前掲書, p. 313.

<sup>541</sup>戰爭編纂委員會編纂, 前掲書, p. 301.

<sup>542「</sup>納税는 戰費 염出의 基盤 李大統領特別聲明發表」『東亞日報』、(1951.02.18).

<sup>543 「</sup>三千三百十一億 新年度政府豫算案 國會에 送附」『東亞日報』、(1951.02.24).

約 3,311 億圓として歳出が計上されているが、前年度の 1,055 億圓から 2 倍近く増額されていた。その中で、国防に約 606 億圓と内務 (治安等) に 229 億などが割り当てられていた。前年度の「六二五事変収拾特別会計」によって国防・内務に 1,495 億圓が計上されたのだが、そのうち 1,008 億圓が一般会計の輸入金として返金されるとしていた。

<sup>544「</sup>고마운 救護物資 三萬二千二百三十噸」『東亞日報』、(1951.02.22).

<sup>1950</sup>年9月から1951年2月20日までの韓国政府集計によると32,230tだとされる。その内容とは、穀物、砂糖、食塩、粉乳、石鹸、医薬品、毛布、衣類、包帯など生活用品だった。

にソウルを再び占領した上で、忠清道の錦江地域まで進撃するなど戦局は、再び不透明になっていった。このとき「以南」地域において住民の一部による移動もみられたが<sup>545</sup>、直後の1951年3月にソウルが再奪還され、今日の「軍事分界線」に相当する38度線付近で戦線が形成され、停戦協定が締結されるまで戦闘が膠着化するようになった。

「1・4 後退」から停戦までの時期の朝鮮半島住民移動は、主に「以北」の住民が「以南」へ移動することだった。そのようにいえるのは、この時期における戦局の変化は激しく、「以南」の住民がそれほど迅速に移動できると考え難いからである。そして、「1・4 後退」までに「以南」から「以北」への移動が非常に厳しく制限されていた。「1・4 後退」以降、韓国政府は戦局が困難を極める中で、慶尚道や全羅道、済州島等の地域にいた「避難民」に対して、米軍当局の住民の移動に関する指示が出る限りにおいて「以南」に限定された地域の原住地へ帰還させる準備をしていた546。ここから、「以北」への移動は事実上不可能だったことがわかる。

戦闘が膠着化し、朝鮮半島の統一は事実上水の泡になったため、「避難民」の受容と対処する制度も整備しなければならなくなった。ところで、一度も「以南」に来たことのない「以北」出身者が、主たる移動者であったことは、当然ながら当局にとって彼らを「敵」や「味方」として識別できる判断根拠を持たないことをも意味する。「国民」としての「身分証」を所持していなかったことから、そこで暫く等閑視されていた「避難民証明書」に再び照明が当てられるようになった。移動してきた「以北」出身者にとって、「避難民証明書」は「合法的」に韓国で居住が可能になる唯一の方法でもあった。「避難民証明書」を所持しなかった者は「救護」を受けられなかったということはいうまでもないが、韓国内部を移動する上で常に命が危険に晒されることに等しい状況に立たされていたのである。このことから、「避難民証明書」は事実上の「命の保証書」でもあった。

このように、韓国政府当局が「以北」からの避難民について「国民」として受容すべきであるという態度をとった反面、軍にとっては作戦上の「厄介者」扱いになっていた。この時期の韓国政府と軍の間には「避難民」の処理に対する立場に微妙な違いがあった。当時の李承晩政権が「避難民」に対して軍より積極的であったのは、それを通じて「国内」の安定を図るためだけではなく、政権の妥当性を朝鮮半島全域にアピールするという目的もあったからだと考えられる。

<sup>545</sup>서중석『조봉암과 1950년대(하) -피해대중과 학살의 정치학-』역사비평사, 2000, p. 786.

<sup>546「</sup>歸鄕은 徒步原則」『東亞日報』、(1951.02.14).

#### 3. 「民族国家」における「圧政からの解放」というイメージ作り

移動者に示された政府当局の政策の射程は、「避難民」を救護するという範囲を遥かに超えていると感じられる。むろん、「避難民」の識別が行われざるを得なかったことは、朝鮮戦争勃発の責任如何をどこに問うべきかということを意味する。しかし、ここで忘れてならないのは、朝鮮戦争自体は南北朝鮮の双方の政府どちらが正当な全民族による統一国家なのかを巡って争ったものでもあることである。つまり、朝鮮戦争以前から双方とも全民族による統一国家を構築するために武力を行使することも辞さない態度を示していた547。それは、北朝鮮では1950年6月25日、韓国では同年10月1日に発生していた。韓国政府としても全民族による統一国家の代表として認められたいという切実な願望を抱いていた。そのため、韓国政府は成立した当初から、国連に対して朝鮮半島の「唯一の合法政府」として認定することを求め、国連の加入に積極的な態度を示すなど、国際的な認定を通じて支配の正当性・正統性を手に入れようとした548。しかし、韓国政府の成立は、少なくとも表面上では、朝鮮半島において「分断国家」を作り出したきっかけでもあった。そのため、韓国政府にとって、全民族によって統一された国家に対する願望を一層演出しなければならなかったのである。

事実上、韓国政府は自らこそ「民族」の政府、「民族構成員」の願望によって成立した政府だと宣伝していた。そして、それ以上に「以北」の「共産主義」政権が「反民族」勢力であると声高に主張していた。つまり、「民族」的という側面から自分の正統性・正当性を主張していたのである。このように「以北」が反民族勢力であると主張している間に戦争が勃発した。そして、戦争の時期に発生した「以北」から「以南」への移動者の激増は上述したように様々な原因があったにもかかわらず、結局「以南」の政府当局にとって自分こそ正統な「民族」政府であることを主張する絶好の材料になった。

つまり、「避難民」が移動してきた理由はさておいて、「以南」に来たという「事実」だけが提起された。そのためでもあるが、韓国政府当局にとって「避難民」は決して悪い材料ではなかったどころか、むしろ自分の「民族」的妥当性の裏付けになる不可欠な存在となった。そこで、この時期の移動者が「底なしの地獄から脱出」し「自由」を追い求めてきた「同胞」であるというイメージも拡散されるようになった。その拡散の手段としては、ビラなどを通

<sup>&</sup>lt;sup>547</sup>申栄錫著、中戸祐夫・李虎男訳『韓国歴代政権の統一政策変遷史』明石書店、2011、p. 42。

<sup>548「</sup>世界萬邦大韓民國共同承認」『東亞日報』、(1948.12.14).

じてイメージを視覚化するようになったことが挙げられる。戦争中にビラが米国の莫大な 財政で作られ、そして 1950 年 10 月末までに 1 億枚、1951 年 1 月 26 日の時点で 2 億枚を突 破するほど大量のビラが朝鮮半島に撒かれた549。

この「以北」が「地獄」であるイメージは、同時に韓国社会にも植え付けられた。その際、 「以北」からの移動者を「自由避難民(自由を求める避難民)」とも呼称するようになった550。 「自由」である韓国への避難だというイメージの醸成であり、「以北」を逆に抑圧の代名詞 に仕立てる効果をもたらした。「避難民」の呼称は、韓国政府当局によって収容、移動させ られた「団体」或いは「集団」に使われたのではなく、個人的な移動者について使用された 551。韓国政府は如何なる策を講じていなかったにもかかわらず、つまり「以北」が政治的に 抑圧的で生活上で窮屈であったため、人々が個人的な意思で「自由」を求めて移動してきた のであるというイメージ作りの好材料となったのである。

ただ、通常の避難民は災難を避けるという「非自発的な移動者」、即ち「第一に個人と彼 の国家の間の通常の信頼、忠誠、保護、援助の絆が切れている場合」の者である552。つまり、 「避難民」という語には彼らがある「国家」の構成員であることを前提とするものであった。 朝鮮戦争という記憶があまりにも強烈であったためか、今日の韓国で「避難民」という語に 触れると、真っ先に「以北」出身を思い浮かべる場合が多い。言い換えると、「避難民」と いう語が作られた目的は、戦争による被害よりも「以北」の暴政に焦点があたっているので ある。また、その暴政に魘された「同胞」であると同時に韓国「国民」でもなかった者だと いう側面が無意識の中にある。そしてこの時点の「以北」出身者の殆どは法律的に韓国「国 民」に一度もなっていなかったため、「避難民」が「国民」として新たに受容されるきっか けともなった。「避難民」に対して、移動者の「保護」より「包摂」に重点が置かれたため、 結果論的にいうと、この時期は韓国政府が「以北」出身者を受容する最初で且つ最後の時期 だった。要するに、この時期に発行・発給された「避難民証明書」は「以北」住民を含めた 「国民」をずっと使っていた顕現である。全民族による「国民」の構築という名分を手に入

最初の意図はともあれ、当時の韓国政府が「抑圧」された可哀想な「以北」の「同胞」を 「国民」として受容したというイメージを顕現させた手段の一つは、「避難民」に対する政

れたのである。

<sup>552</sup>小泉康一『国際強制移動の政治社会学』勁草書房、2005、p. 92。

<sup>&</sup>lt;sup>549</sup>방선주『한국전쟁기 삐라』한림대학교 아시아문화연구소 자료 총서 29, 2000, p. 2.

<sup>550「</sup>北韓서 自由찾어 南下 흥남항서 二萬五千名 해상 철수」『東亞日報』、(1950.12.24).

<sup>551</sup>차철욱, 류지석, 손은하, 前掲書, pp. 256-257.

策、そして証明書の交付だった。南北の双方にはともに武力を用いてお互いの領域へ「侵略」したという事実があったにもかかわらず、当然ながら韓国では「以北」の侵略や残虐さだけに焦点があてられ、そして「以北」が引き起こした「戦災」を強調するために「避難民」の存在が強調された。そのため、「避難民証明書」に込められていた意味は、同じ「国民」の移動というよりむしろ「他の国」や「地域」からの「同胞」の移動を強調することであり、そして彼らを「包摂」して全民族に基づく国民を作ることであった。この時期から統一朝鮮の成立が事実上不可能になりつつあった。そのため、避難民を受け入れる政策、そして「避難民証明書」の発給は、完全に移動が閉ざされる前に自由な国である韓国が一人でも多くの「避難民」を受容した国であることと、その「自由」を求めて「以北」の「同胞」が自ら大量に移動してきたという従来の正当性の論理を裏付ける適宜な材料とされたのである。

このように「悲惨」な目に遭った「以北」からの「同胞」とされた移動者は、結果的に李 承晩政権で受容が拒否されることはなかった。そして、そのように流入してきた者は、停戦 後から李承晩政権を支える重要な政治勢力になった。だが、以上の検討を通じてわかるよう に、李承晩政権はこのような南北間の移動者を決して「優遇」したことがなく、朝鮮半島の 社会に対して自分の正当性・正統性をアピールする道具として使うだけだったのである<sup>553</sup>。

#### おわりに

朝鮮戦争が行われた間には大量の移動者や「避難民」が発生したが、その中でも南北間の移動についてみると、時期によって様々な動きの変化があったことを見ることができた。それは、基本的に 1951 年 1 月の「1・4 後退」を前後にした戦局の変化に基づくものであった。有利・不利な戦局は、韓国政府の移動者に対する政策はもちろんだが、彼ら移動者に対する視線の変化ももたらしたのであった。ただ、これまで見てきた通り、戦争中に南北間の移動が全くなかったわけではなかったものの、主たる南北間の移動は「以南」にとって一時的に有利な戦局の間に行われていた。そして、このような背景によって誕生した南北間の移動者の「避難民」に対して、「避難民証明書」などが発行された。

このような「避難民」の受容を通じて、韓国政府当局は「以北」のイメージを「地獄」や「悪魔」として描かせ、「自由避難民」などと称するようにもなった。しかし、その事実の狙いは決して「以北」の批判だけではなかった。全朝鮮民族を代表する唯一の正当な政府と

553例えば、様々な「青年団」には等閑視し、停戦後の流入した「以北」の軍人に対しては必要最低限の支援 に留めるなどがあった。 いう名分を手に入れたい韓国政府にとって、南北双方によるどちらかが本当の朝鮮民族の全民族による統一国家なのかを巡って勃発した朝鮮戦争は、むしろ良い機会であったのである。このような考えは、「避難民」に対する政策からも読み取れる。表向きは「同胞」に対する「保護」であるとみられるが、「避難民証明書」の発行・発給からわかるように、実際のところ真の保護は殆どみられず、むしろ敵か味方かという区別に重みが置かれていた。しかし注目すべきは、「以南」へ流入されてから暫くの間は避難民に対する警戒の視線が続いていたが、韓国政府が決して移動者の受容を拒否したわけではないことである。結局のところ、それは韓国政府自分が「民族」の正統な政府だという主張が、避難民を包摂することで可能になるとわかっていたためである。

「共産主義政権からの脱出」としての意味が込められているこの時代とは、米軍政時代に同様に北から南への移動者に使われた「避難民」と比べると、明らかに異なる背景で使われたことがわかる。つまり、朝鮮戦争期に韓国で使われた「避難民」とは、「以北」との正当性・正統性の争いで韓国政府によって作られた語であり、それによりこれらの避難民は事実上国民の一部であるという地位が付与された。換言すると、韓国政府は自分が朝鮮半島の全民族に対して唯一の正統な政府であることを主張するために、これら「以北」からの避難民を「国民化」したのである。

確かに、朝鮮戦争中に「避難民証明書」が発給された「以南」住民も少なからず存在していた。しかし、今日の韓国において「避難民」という語は、殆どが「以北」から「以南」への移動者として認識されている。その理由は、「避難民」という語には、本来「外来者」の意味を基盤とする意味があったからだ。ところで、朝鮮戦争時期に「以北」という「他国」や「他地域」から大量の「同胞」が移動してきたというイメージは、李承晩政権にとってまさに喉から手が出るぐらい欲しいものであった。それは、朝鮮戦争期に「避難民」が再登場した原因とその理由を示すものであった。この朝鮮戦争をきっかけに「避難民」は、「以南」において「自由」を求めて南北間を移動したレトリックとして「強制的」に受容されるようになっていき、結果的に今日でも存続しているわけである。ただ、ここで再度確認すべきは、「以南」を支配するにあたって正統性に欠けていた李承晩政権の必要性による所産が今日でも存続しているということである。

# 結論

本論文では、日本植民地体制の崩壊直後から朝鮮戦争までの間にみられた南北間の住民の移動の歴史的プロセスに基づいて、各時代の「以南」の当局が如何に「以北」からの移動者を政治的な資源として利用してきたのかをみてきた。これを通じて、各時代の移動者が如何なる位置付けにされていたのか、また移動者が政治的な材料として扱われるようになった原因・背景等は如何なるものかを分析した。このような南北間の移動者は今日にも「難民」だとされながらも特別扱いされているが、ここから彼らの存在意義は「保護」の対象者だけではないことがわかる。表面上の名称などが変わっただけで、南北間の正統性争いが未だ継続している証拠である。このような朝鮮半島政治に対して支配正当性・正統性争いの材料になった南北間の移動はいつから始まったのか、もしくはそれがいつまで材料とされたのかについて、本論文はその移動者に対する呼称及びその変遷に着目し、そこに隠された政治的レトリックの構造を見出すことを試みた。

第一章は、今日の韓国で使われている「帰順」に焦点をあて、とりわけその始まりである 「解放」時代を中心にその成立の過程を検証した。これを通じて従来、朝鮮戦争に伴って誕 生した概念とされ、「以北」から「以南」への視点だけで説明されてきた「帰順」は、大き な構図としては米軍政と冷戦構造の兆しが現れた時期の李承晩政権の成立に伴って誕生し た概念であることがわかった。南北間の移動は、日本植民地体制崩壊後までに遡ることがで きると分析した。当時の朝鮮半島全域に見られはじめた「左右対立」に併せて、李承晩政権 が南北間の移動者に着目するようになったのは、同胞に対する「保護」でありながらも正当 性争いの材料であることに気づいたことを検証した。そのような政治的性格は、今日の「脱 北者 | 政策までに続いた。冷戦の台頭による「左右 | 分裂は、米軍政を李承晩への支持に旋 回させた「左右」というイデオロギーに基づいて「帰順」という発想に繋がった。李承晩は、 冷戦体制が構築される中で「反共」の旗を振ることで、「帰順」は他の陣営の皆に対して「左」 というレッテルを貼った。李承晩側は「左」や「共産主義勢力」を含むあらゆる反抗者を「敵」 として看做し、その一掃を目指した。ここで「帰順」が誕生したのである。ここでの「帰順 者」は「敵」としていた「反民族」の「左」ともされたが、最も敵視したのは「共産主義者」 であった。ただ、このような背景以外に用語自体が登場したのは、根本的に「帰順工作」の 経験がある「親日警察」等の「親日派」が「解放」された朝鮮半島での「存在の正当性」や 延命の手段のためであることも忘れてはいけない。つまり、「親日派」においては以前の「敵」

であったものの、米軍及び李承晩との間に「反共」という共通項が見出されたことは、「反共」を用いさえすれば「親日派」の延命が図れたことを意味する。その結果、植民地時代から「反共」の要素が含まれた「帰順」も李承晩政権下で生き残れたわけである。そして、朝鮮半島における唯一の正当性を持つとし、「反共」・「反日」を国是に成立した「大韓民国政府」において、この「帰順」という言葉はそのまま受け継がれ、「左右イデオロギー」に加えて「南北イデオロギー」にも拡大して使われるようになったのである。

次に、第二章は、「解放」時代の米軍政に焦点をあてて、「避難民」が如何なる状況にあったのかを見る必要があった。そこで、当初の「以南」において、流入してきた「同胞」を巡る国際政治と「国内」政治の状況を照らし合わせながら検証した。このように移動してきた「同胞」に対して、米軍政は「Refugees」、即ち「避難民」という用語で表していた。今日においては「以北(北朝鮮)」と「以南(韓国)」として用いられている「北から南」への移動だが、結局のところ米国とソ連という「外部勢力」による「解放」がもたらした結果であった。その現実を最も凝縮していたのは38度線であったが、「南北朝鮮」という別個の「国家」より米国とソ連という「体制」の顕現の線引きという性格が強いことが窺える。それを踏まえた上で、当初の朝鮮半島内部の人口移動が「海外帰還同胞」と同線上で読み取られていた理由がわかる。「以北」からの移動には「帰郷」を目指していた「以南」出身者も少なくなかったが、この南北間の人口移動には「食料難」が底流になっていたと見られる。大韓民国政府の下で「移動」を政治的に捉える傾向は、この時代においてはそれほど強くなかったのである。これは、李承晩政権の「避難民」を巡る政策と根本的な違いがあったこと、言い換えればこのような状況は正に李承晩政権が避難民問題を巡る政策決定から外されていたためはじめて実現できるものであった。

第三章では、「海外帰還同胞」の移動が見られるようになった理由の検証に併せ、「避難民」という語が時宜的に適っていたのかについて考察した。朝鮮人「同胞」に対して「同胞」の視線を送ることができなかったことに焦点をあてたが、結局のところ当時の「以南」当局が米軍政であったことに起因する現象だったことが窺えた。そして、「解放」時代を通じて「避難民」は、「以南」における独特な概念として醸成されていったのである。一見、当時の「海外帰還同胞」が陥っていた政治・経済的状況からすると「避難民」という語は、十分に用いられる状況にあったかもしれない。そして、彼らへの支援の必要性は、そのような認識を裏付けることになったとも言えるだろう。ただし、「戦災同胞」や「罹災同胞」などからもみられるように、朝鮮人社会においては「同胞」を用いた呼称が好まれていたことがわかる。

それにもかかわらず、当局において「避難民」が使われるようになった理由は、「外部勢力」の米軍政が「以南」当局であったという事実と関係していたのであった。「第三者」の価値判断が介入していた「避難民」であったことからすると、朝鮮人社会における民族的テーゼとは距離感があると理解されるのも、ある意味当然である。事実上「他人」意識が込められた「避難民」という言説が「以南」社会で使われるうちに、「他人」意識が無意識的に浸透するようになったと考えられるのである。

第四章は、韓国における「国民保導聯盟」の性格及び形成過程を通じて、「国民」が台頭した理由に併せ「左」が「国民」に含まれた背景、その「国民」が持つ意味などについて検討した。「국민운동(国民運動)」の一環で誕生した「国民保導聯盟」は、表面上「国民」作りとその「国民」に対する「保導」を目論んで組織されたものであったが、究極的に「国民保導聯盟」の発足の原因は全て「5·10 総選挙」に凝縮されていた。しかし、朝鮮戦争勃発後の韓国政府内部で「保導聯盟員」であった者への対応が議論され、「反共」が強化されるにつれて、李承晩政権は「以南」の住民や李承晩政権の支持者だけを事実上「国民」として捉えるようになっていき、次第に「左」が「国民」に入る余地はますます閉ざされていったのである。そこで、「国民保導聯盟事件」が発生したのである。

第五章では、朝鮮戦争の勃発から3~4ヶ月に亘って「以南」住民に対して集中的に行われた国民保導聯盟事件に焦点をあてて、南北間移動者の視線が「他人」ひいては「敵」とならざるを得なかった根源について考察した。表面上、全朝鮮半島や「民族」が念頭に置かれた「国民」であったにもかかわらず、日本植民地時代から継承された「保導」がその「国民」に対して用いられた事実は、李承晩政権が持っていた「国民」構想が如何に矛盾に満ちたものだったのかを暴露した。李承晩時代初期から全朝鮮半島を念頭に置いた「国民」が用いられるようになったのは、南北朝鮮統一といった「民族的妥当性」が政権掌握・運営のためだった。南北間の移動に対して政治的な意味合いを強化させることになった国民保導聯盟事件は、李承晩政権下で忠実な「国民」になること以外に生き長らえられる方法を消失させた。「反共」をドグマとする「国民」を新たに登場させるきっかけであると同時に、民族主義を構成原理としていた「一民主義」における「民族」=「国民」の主張を李承晩政権自らが否定する矛盾をも浮き彫りにさせた。即ち、事実上、同じ民族であっても全て味方であるとせず、ここで再出発した「一民」=「国民」とは民族の原理を掲げながらも、実質上「左」を摘出した後の韓国民衆であり、民族的ではなくイデオロギー的な国民が再定義されたのである。しかし、南北間の移動者を同じ「国民」として見ることを困難にさせた朝鮮戦争と国

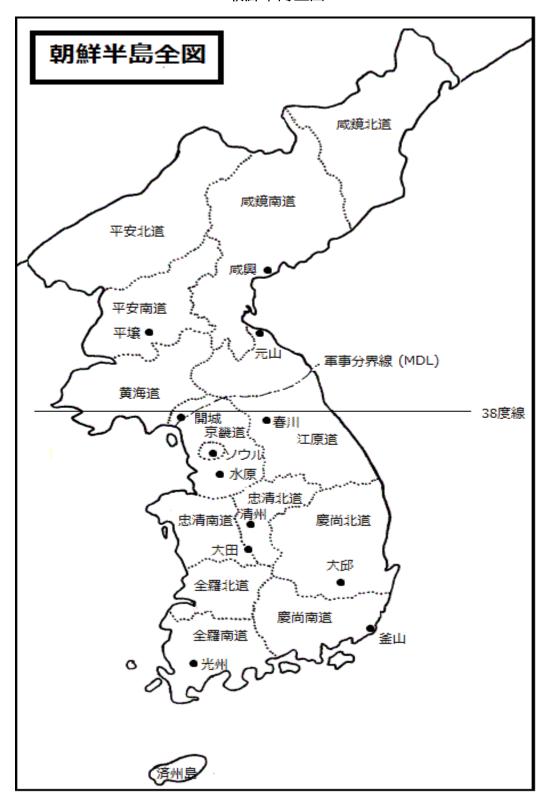
民保導聯盟事件は、韓国社会における李承晩政権の不人気の一掃及び社会主義を好意的に 見ていた韓国社会を「反共」の「国民」にリセットさせたため、李承晩政権にとってはむし ろ都合の良い出来事だったといえるだろう。即ち、本論文は、南北間の移動が「特別」な視 線でみられるようになった背景について、最も多くの南北間移動者が発生した「1・4 後退」 以降に焦点をあてて、今後検討する必要があることをも示唆したのである。

最後に、第六章は、「以南」へ移住してきた「以北」の者に対する李承晩政権と軍当局の 政策の検証を通じて、李承晩政権は「避難民」を如何に政治的な資源にしたのかについて検 証した。朝鮮戦争が行われた間には大量の移動者や「避難民」が発生したが、その中でも南 北間の移動についてみると、時期によって様々な動きの変化があったことを見ることがで きた。それは、基本的に 1951 年 1 月の「1・4 後退」を前後にした戦局の変化に基づくもの であった。有利・不利な戦局は、韓国政府の移動者に対する政策はもちろんだが、彼ら移動 者に対する視線の変化ももたらしたのであった。このような背景によって誕生した南北間 の移動者の「避難民」に対して、「避難民証明書」などが発行された。このような「避難民」 の受容を通じて、韓国政府当局は「以北」のイメージを「地獄」や「悪魔」として描かせ、 「自由避難民」などで称するようにもなった。しかし、その事実の狙いは決して「以北」の 批判だけではなかった。全朝鮮民族を代表する唯一の正当な政府という名分を手に入れた い韓国政府にとって、南北双方によるどちらが真の朝鮮民族による正当な統一国家におけ る政府なのかを巡って勃発した朝鮮戦争はむしろ良い機会だったのである。このような考 えは「避難民」に対する政策からも読み取れる。結局のところ、避難民を包摂することを通 じて、結局韓国政府自分が「民族」の正統な政府だという主張ができるとわかっていたため である。韓国政府は自分が朝鮮半島の全民族に対して唯一の正統な政府であることを主張 するために、これら「以北」からの避難民を「国民化」したのである。

本来の朝鮮半島に在住していた人々による朝鮮半島以北から朝鮮半島以南への移住は、 第二次世界大戦直後から始まり今日まで続いている。その背景にあるのは、言うまでもなく 政治体制の相違及びその相違によって誕生した人権の問題と経済事情である。またそれに よって、とりわけ今日において以南の人々が以北の人々に対する差別意識もみられたわけ である。しかし、注目すべきは、社会の反応と異なり、各時代の政権は基本的に以北からの 「脱北者」に対して歓迎する姿勢を示し、「同胞」として受容する政策を打ち出している。 本論文からみられるように、このような傾向は1940年代後半から、つまり朝鮮半島南部 において韓国自らの政権が誕生した時から始まったのである。その理由は、以北から脱して 以南へ入ることは南の政権が「全民族」に支持されている政権、そして朝鮮半島唯一の支配の正統性・正当性を持つ政府であることの証拠になれるためである。そのため、そのときの国際及び国内政治情勢の流れに順じて、帰順者と彼らに対する呼称は変化し、解放、帰還、帰順、反共、民族、国民を中心に様々な政治的レトリックが展開されていたのである。

ところで、「解放」を始め、李承晩政権成立を経て朝鮮戦争まで使われていた南北間の移動者に対する語は、その形は変わったものの、朝鮮戦争が停戦してからの韓国政治の底に流れている意味合いは、殆ど変わりなく使われていくことになった。もちろん、南北間の移動者を政治的に用いる傾向は、李承晩政権が崩壊してから一時的に和らぐようにはなっていた。しかし、間もなく朴正煕による軍事クーデターが発生してからは約30年に亘る軍事独裁政権時代に入ることになり、以降は南北間の移動者が「越南帰順者」や「帰順勇士」などの名称が付けられるなど、以前よりも「厚い」待遇、そして軍事的な性格を強く帯びていくようになった。結果論的には、南北政府の成立時期及び朝鮮戦争の間にみられた南北間の移動者における効力が、どれだけ政治的な魅力のある材料であったのかを次の政権にも引き継がせた形となったのである。そして、それらの名残は、冷戦体制が崩壊された今日においても依然「帰順」などの形で存続しているのである。それにもかかわらず今日では、このように各々の時代を経て変遷してきた事実を考慮せず、今日の時空間を基準にして認識している傾向が強い。そのため、本研究では、これまでの研究よりも時代を更に遡らなければならなかったのである。

結局、南北間の移動者に対する政治的な需要性が消滅しない限り、今後も南北間の移動者に対する様々な形のレトリックとして存続することは避けられないだろう。そして、今日においても続いているこのような情勢は、その政治的レトリックの罠に事実上国民だけでなく、為政者自身も陥っているのではないかと強く感じられるのである。



※日本植民地体制の崩壊直後における行政状況を基に筆者が直接作成。

# <1945年~1953年の主要な年表>

出来事 年	本研究に関する出来事	朝鮮半島を取り巻く国際的な出来事
1945 年	(8月) ・日本植民地体制の終焉 ・「海外帰還同胞」の移動開始	(8月) ・米国・ソ連との間における「38度線」設定 ・第二次世界大戦における日本の敗戦 ・ソ連軍の朝鮮半島への進駐
	(9月) ・建国準備委員会の「朝鮮人民共和国」宣布	(9月) ・「マッカーサー布告第1号」発令 ・米軍の京城(ソウル)進駐/米軍政開始
	(10月) ・李承晩の帰還	(10月) ・国際連合(UN)発足
	(12月) ・移動者を表わす語として「避難民」が登場	(12 月) ・モスクワ三国外相会議
1946 年	(1月) ・「賛託・反託」運動の開始	(3月) ・第一次米・ソ共同委員会開催
	(5月) ・米軍政の38度線における移動制限強化	(4月) ・国際連盟解散
	(6月) ・李承晩の「井邑発言」 ・李承晩による「民族統一総本部」の設立	(10月) ・「以南」大邱において、米軍政に対する大規 模な抗議である「10月抗争」発生。
1947 年	(2月) ・ソウル市での大規模の火災発生	(3月) ・トルーマン・ドクトリン発表
	(3月) ・済州島において「3·1 節発砲事件」が発生	(5月) ・第二次米・ソ共同委員会開催
	(11 月) ・新聞等での移動者に対する「帰順」使用	(10月) ・ソビエト連邦を含めたコミンフォルム結成 ・米・ソ共同委員会の無期限休会
1948 年	(4月) ・済州島における「4·3事件」発生	(2月) ・国連、国連の監視可能な地域である 38 度線 以南の地域での選挙を決議
	(5月) ・朝鮮半島南半部での「5・10 総選挙」実施	(3月) ・北朝鮮労働党第2次党大会
	(7月) ・「制憲憲法」の発足 ・大韓民国大統領として李承晩が就任	(6月) ・マーシャル・プランの開始
	(8月) ・大韓民国政府樹立 ・朝鮮民主主義人民共和国での総選挙実施	(8月) ・「以南」における米軍政の終了
	(9月) ・朝鮮民主主義人民共和国政府樹立 (内閣首相:金日成) ・大韓民国政府の南北交易中止宣言	(9月) ・「以北」におけるソ連民政庁(軍政)の終了
	(12月) ・「国家保安法」の制定	(12月) ・第3次国連総会、国連監視下での選挙で発 足した大韓民国政府を選挙が行われた地域に おける朝鮮半島の唯一の合法的政府だと決議

	1	1
	(4月)	(4月)
1949	<ul><li>「国民保導聯盟」結成式</li></ul>	・北大西洋条約機構(NATO)成立
	・大韓青年団に対する「一民主義」の提示	
	(5月)	(5月)
	* * * * *	
	・韓国における「以北5道委員会」の成立	・ドイツ連邦共和国(西ドイツ)成立
	(6月)	(6月)
	・「国民保導聯盟綱領宣布大会」の開催	• 朝鮮労働党結成
	・「反民族行為特別調査委員会」要員が武装警	・駐韓米軍撤収完了
年	察によって襲撃される	
#	(9月)	(10月)
	・「国民保導聯盟」の韓国全域に展開	・中華人民共和国成立
	・「国民保導聯盟」機関紙の『愛國者』発行が	・ドイツ民主共和国(東ドイツ)成立
	決定	
	(10月)	(12月)
	・「道民証」発行の拡大	・中華民国の台北への首都移転完了
	<ul><li>・反民族行為特別調査委員会解散</li></ul>	
	・「左」などに対する「自首期間」設置	
	(5月)	(1月)
	・「5・30 総選挙」実施	・「アチソン・ライン」の発表
	· · · · · ·	
	(6月)	(2月)
	・「国民保導聯盟」における「脱盟」の開始	・英米、ベトナム国(バオ・ダイ政権)の承認
	・朝鮮戦争と「国民保導聯盟」に対する「予	・「中ソ友好同盟相互援助条約」の締結
	備検束」の開始	
	・人民軍の進撃遅延を目論んだ韓国軍の漢江	
	橋爆破	
1950	(7月)	(6月)
	・朝鮮戦争勃発による「国民保導聯盟事件」	・米国を主導にした朝鮮戦争勃発に対する国
	などの住民への「虐殺」発生	連安全保障理事会招集
		E 女主
	・ソウルから釜山へ臨時的に遷都	
年	・「避難民証明書」の発行開始	
+	・避難民収容に関する臨時措置法案の提案	
	(8月)	(9月)
	・避難民救護に対する臨時措置法提案	・国連軍による仁川上陸作戦
	・「避難民証明書」の廃止及び回収	・韓国軍・国連軍のソウル奪還、所謂「修
		i l
	・洛東江地域での戦線形成	復」の達成
	(9月)	(10月)
	・韓国軍と国連軍によるソウル奪還	・中国人民志願軍の朝鮮戦争への介入
	(10月)	(12月)
	・韓国軍の38度線以北の突破	・韓国軍・国連軍の平壌からの撤収
	・臨時的にソウルへの「還都」	・元山からの撤収の際、Lane Victory 号で
	A MALE A SAME AND A SECOND THE THE	7,009 人の「避難民」を釜山へ移動させる
	(1 D)	
	(1月)	(4月)
1951 年	・韓国軍と国連軍の「1・4後退」	・トルーマン大統領によるマッカーサーの更
	・人民軍によるソウルの再陥落	迭
	(3月)	
	・韓国軍によるソウルの再奪還	
	(7月)	(9月)
	・開城にて停戦に関する階段が開始される	・「サンフランシスコ講和条約」の締結
	(10 日)	-
	(10月)	
	・板門店が会談の場所として決定される	
	1	į.

1952 年	(5月) ・「釜山政治波動」の発生	(2月) ・「日米地位協定」の締結
	(8月) ・韓国大統領・副大統領選挙実施(大統領:李 承晩、副大統領:成台永)	<ul><li>(4月)</li><li>・「サンフランシスコ講和条約」の発効</li><li>・GHQ の廃止</li></ul>
1953 年	(6月) ・李承晩による「反共捕虜釈放」事件発生 (7月) ・韓国側は「停戦協定」に署名せず	(3月) ・ソ連大元帥のスターリンが死亡 (7月) ・国連軍及び中国人民志願軍、朝鮮人民軍による「停戦協定」の締結
	(8月) ・韓国の首都がソウルへ還都する (10月) ・米韓相互防衛条約締結(所謂、米韓同盟にお ける条約)	(8月) ・中立国監督委員会、板門店にて軍事停戦委員会本部設置 ・板門店での南北間の捕虜の交換開始 ・ソ連の水素爆弾保有発表

※筆者が直接作成。

# 参考文献

### <日本語>

- ・アメリカ民主的極東政策期成委員会、中川信夫訳『朝鮮戦争は誰が起したか』月曜書 房、1952。
- ・李圭泰『米ソの朝鮮占領政策と南北分断体制の形成過程:「解放」と「二つの政権」 の相克』、信山社出版、1997。
- ・石村修「憲法における領土」『法政理論』第39巻第4号、新潟大学法学会、2007
- ・小此木政夫「南朝鮮解放の政治力学-海外指導者の帰国と国内政治の再編成-(二・下)」『法學研究』、第八十八巻第十号、慶應義塾大学法学部内法学研究会、2015。
- ・金一勉『韓国の運命と原点:米軍政・李承晩・朝鮮戦争』、三一書房、1982。
- ・金東椿著、金美恵・崔真碩・崔徳孝・趙慶喜・鄭栄桓訳『朝鮮戦争の社会史:避難・ 占領・虐殺』、平凡社、2008。
- ・木村幹『韓国における「権威主義的」体制の成立:李承晩政権の崩壊まで』ミネルヴァ書房、2003年。
- ・小泉康一『国際強制移動の政治社会学』勁草書房、2005。
- ・高峻石『現代朝・日関係史: 解放朝鮮と日本』、社会評論社、1987。
- ・国際人道問題独立委員会著; 創価学会青年平和会議訳『難民化の力学: 人は、なぜ 追い立てられるのか: 国際人道問題独立委員会(ICIHI)報告書』、第三文明社、1990。
- ·児島襄『朝鮮戦争』第一巻、文藝春秋、1977。
- ・島田征夫編著『国内避難民と国際法』、信山社、2005。
- ・申栄錫著、中戸祐夫・李虎男訳『韓国歴代政権の統一政策変遷史』、明石書店、 2011。
- ·外村大『朝鮮人強制連行』、岩波新書、2012。
- D. F. フレミング著 ; 小幡操訳『東アジアの冷たい戦い:1945-1955年』、岩波書店、 1968。
- ・墓田桂「国内避難民の国際的保護: 越境する人道行動の可能性と限界」、勁草書房、 2015。
- ・平山龍水『東アジア冷戦の起源: 朝鮮半島分断の構図』、信山社出版、2002。
- ・ブルース・カミングス著、横田安司・小林知子訳、『現代朝鮮の歴史: 世界のなかの朝鮮』、明石書店、2003。

- ・森田芳夫『朝鮮終戦の記録:米ソ両軍の進駐と日本人の引揚』、巌南堂書店、1964。
- ・森山茂徳「米軍政下南朝鮮の政軍関係」日本政治学会編『年報政治学(1989)』、岩波書店、1989。
- ・D. W. コンデ著、岡倉古志郎監訳『解放朝鮮の歴史:アメリカは何をしたか-1』上巻、太平選書、1967。
- ・D. W. コンデ著、岡倉古志郎監訳『解放朝鮮の歴史:アメリカは何をしたか-1』下巻、太平選書、1967。
- ・「済民日報」四・三取材班著、文京洙・金重明訳『朝鮮解放から四・三前夜まで』新 幹社、1994。
- ・坪江汕二『南鮮の解放十年:李承晩独裁政権の実態』日刊労働通信社、1957。
- ・ブルース・カミングス著、横田安司・小林知子訳『現代朝鮮の歴史: 世界のなかの朝鮮』明石書店、2003。
- ・ブルース・カミングス著、鄭敬謨・林哲共訳『朝鮮戦争の起源:解放と南北分断体制の出現 1945 年-1947 年』第一巻、影書房、1990。
- ・閔寬植『韓国政治史:李承晩政権の実態』世界思想社、1967年。
- ・尹敬勳「韓国における脱北者の社会適応教育の展開ー脱北者の社会適応教育施設"ハナ院"を中心に一」『生涯学習・社会教育学研究』30号、東京大学大学院教育学研究科生涯教育計画講座社会教育学研究室紀要編集委員会、2005、pp. 21-30。
- ・李偉「脱北者問題と東北アジア地域の安全保障:人間の安全保障から見た考察」『現代社会文化研究』No. 30、新潟大学大学院現代社会文化研究科、2004。

#### <韓国・朝鮮語>

- 강성현「한국사상통제기제의 역사적 형성과 '보도연맹사건', 1925-50」서울대학교 대학원 사회학과 박사논문, 2012.
- · 강성현「한국전쟁기 유엔군의 피난민 인식과 정책」『사림』首善史學會,제 33 호, 2009.
- · 강준만 『한국현대사 산책 1950 년대 편 』 1 권, 인물과 사상사, 2004.
- · 姜惠卿「한국경찰의 형성과 성격: 1945~1953 년」숙명여자대학교대학원 박사학위 논문, 2002.
- 곽승지 『조선족, 그들은 누구인가<중국 정착 과정에서의 슬픈 역사〉』,인간사랑,

2013.

- •極東問題研究所編『共産主義事典』極東文化,1983.
- · 김귀옥『월남민의 생활경험과 정체성: 밑으로부터의 연구』,서울대학교 출판부, 1999.
- · 김귀옥 「정착촌 월남인의 생활경험과 정체성: 속초 '아비마을'과 김제 '용지농원' 을 중심으로」서울대학교대학원 사회학과 박사학위논문, 1999.
- 김국후 『평양의 소련군정:기록과 증언으로 본 북한정권 탄생비화』, 한울아카데미, 2008.
- ·김기진『끝나지 않은 전쟁, 국민보도연맹 -부산·경남지역-』, 역사비평사, 2002.
- •김남식『남로당연구』돌베개, 1984.
- 김도형 『식민지시기 재만조선인의 삶과 기억』 선인, 2009.
- 김동춘 『전쟁과 사회: 우리에게 한국전쟁은 무엇이었나?』 돌베개, 2000.
- 김동춘 「서울시민과 한국전쟁」『역사비평』제 51 호, 역사문제연구소, 2000.
- 김득중 『'빨갱이'의 탄생-여순사건과 반공국가의 형성-』, 선인, 2009.
- 김민희「반민특위가 밝힌 일제의 김일성 귀순공작」『말』통권 제 145 호, 월간말, 1998.
- 김복순「전향자의 역사 다시쓰기-최정희의 『인간사』를 중심으로」『여성문학연 구』, 한국여성문학학회, 2010.
- 김상웅『해방후 양민 학살사』가람기획,1996.
- 김석준 『미군정 시대의 국가와 행정: 분단 국가의 형성과 행정 체제의 정비』, 이화여자대학교출판부, 1996.
- ・ 김선호「國民保導聯盟事件의 過程과 性格」慶熙大學校大學院史學科 석사논문, 2002.
- 김선호「해방 직후 조선민주당의 창당과 변화: 민족통일전선운동을 중심으로」 『역사와 현실』, 통권 61 호, 한국역사연구회, 2006.
- · 김성보「북한의 민족주의 세력과 민족통일전선운동; 조선민주당을 중심으로」 『역사비평』16, 역사비평사, 1992.
- 김수연 최윤형「"대한민국은 우릴 받아줬지만, 한국인들은 탈북자를 받아준 적이 없어요": 댓글에 나타난 남한사람들의 탈북자에 대한 인식과 공공 PR 의 과제」『한국광고홍보학보』제 15-3 호, 한국광고홍보학보, 2013.

- 김승태『중일전쟁 이후 전시체제와 수탈』한국독립운동사편찬위원회 독립기념관 한국독립운동사연구소, 2009.
- 김영호「한국전쟁 연구의 향후 과제와 전망」『탈냉전시대의 한국전쟁의 재조명』 , 백산서당, 2000.
- 김용철「제주 4.3 사건 초기 경비대와 무장대 협상 연구」, 제주대학교석사논문, 2009.
- 김재웅「북한의 38 선 접경지역 정책과 접경사회의 형성: 1948∼1949 년 강원도 인제군을 중심으로」『韓國史學報』제 28 호, 고려사학회, 2007.
- · 金鍾五 『變質되어가는 한국현대사의 實相 상(上)』, 鐘소리, 1989.
- · 김종필『김종필 증언록: JP 가 말하는 대한민국 현대사 1』, 와이즈베리, 2016.
- •김지형「유신체제기 박정희의 남북관계구상과 실제」『역사와현실』제 88 호, 2013.
- 김태우「제노사이드의 단계적 메커니즘과 국민보도연맹사건: 대한민국 공산주의자들의 절멸 과정에 관한 일고찰」『동북아연구』, 제 30 권 1호, 2015.
- · 金學載「정부수립후 국가감시체계의 형성과정 -1948~1953, 정보기관과 국민반, 국민보도연맹의 운영사례-」서울대학교 대학원 언론정보학과 석사논문, 2003.
- •김현식, 정선태『삐라로 듣는 해방 직후의 목소리』, 소명출판, 2011.
- 나종석「민주주의 민족주의 그리고 한반도에서의 국민국가의 미래」『사회와 철학』 제 22 집, 2011.
- 노정팔『한국방송과 50 년』, 나남, 1995.
- •로버트 T. 올리버, 박일영譯『(大韓民國)建國의 秘話:李承晚과 韓美關係』계명사, 1990.
- 박선원「제국(帝國)의 은전론(恩典論)-미국의 노근리사건 최종보고서 비판-」『경제와 사회』한울, 겨울통권 제 52 호, 2001.
- 박종일「다문화사회론과 남북통일논의에서 본 통합과 배제의 민족주의 정치담론」 『2006 전국사회학대회』, 한국사회학회, 2006.
- •박태균『한국전쟁: 끝나지 않은 전쟁,끝나야 할 전쟁』책과함께, 2005.
- 박찬식「북한의 '제주 4.3 사건'인식」『한국근현대사연구』, 제 30 집, 한국근현대사학회, 2004.
- 민족문제연구소 대전지부 편 『민족 민주반역자 김창룡과 묘 이장 시민운동』,

민족문제연구소 대전지부, 2009.

- 방선주『한국전쟁기 삐라』한림대학교 아시아문화연구소 자료 총서 29, 2000.
- ·서만일「한국전쟁기 부산지역의 피난민유입과 정부의 대책」동아대학교 석사논문, 2009.
- 서보혁「분단체제와 인권문제: 북한인권 논의의 재설정」『통일인문학』, 제 61 집, 건국대학교인문과학연구소, 2015.
- ・서중석「이승만 정부 초기의 일민주의」『震檀學報』83, 震檀學會, 1997.
- •서중석『조봉암과 1950년대(하)-피해대중과 학살의 정치학-』역사비평사, 2000.
- ·서중석『지배자의 국가, 민중의 나라 -한국근현대사 100년의 재조명-』돌베개, 2010.
- 송건호 『서재필과 이승만』 도서출판 한길사, 2002.
- ・申福龍『韓國分斷史資料集』6,原主文化社,1993.
- 申相俊,「駐韓美軍政廳의海外歸還同胞 및 越南民에 대한 救護行政」『복지행정논 총』제 4 권, 복지행정학회, 1994.
- 안진「미 軍政警察의 형성과정과 그 성격에 관한 고찰」『사회와역사』13, 한국사회사학회, 1988.
- ・安浩相『일민주의의 본바탕(一民主義의 本質)』, 一民主義研究院, 1950.
- 오병두 「국민보도연맹과 예비검속 -제노사이드(Genocide)의 관점에서-」 『민주법학』, 2010.
- 윤여상「남한의 귀순동포에 대한 정책 연구」『영남정치학회보』5,영남정치학회, 1995.
- 윤선자「해방 후 전남지역으로 귀환한 해외한인의 현황」『역사학연구』제 22 권, 호남사학회, 2004.
- ・李起夏『韓國共産主義運動史』2, 國土統一院, 1976.
- ·이기현「중국의 탈북자 정책동학과 한국의 대응전략」『통일연구논총』,역사비평사,2014.
- •이도영『죽음의 예비검속:양민학살진상조사보고서』,월간 말,2000.
- ・李松順「일제 말기 戰時體制下(1937~1945) 조선에서의 米穀 供出과 농촌경제의 변화」,高麗大學校大學院史學科碩士學位論文,1992.
- 이임하『적을 삐라로 묻어라:한국전쟁기 미국의 심리전』철수와영희, 2012.

- 이주영『서북청년회』백년동안, 2015.
- 李重根『6 25 전쟁 1129 일』 우정문고, 2014.
- 이현주「해방 직후 인천의 귀환 전재동포 구호활동:『대중일보』기사를 중심으로」『한국근현대사연구』제 29 권,한국근현대사학회,2004.
- 이현주「한국전쟁 직후 인천 국민보도연맹원 집단희생과 '조선인민군'의 동원 정책」『지역과 역사』부경역사연구소,제 27호, 2010.
- · 李昊宰『韓國外交政策의 理想과 現實: 李承晚 外交와 美國政策의 反省』, 법문사, 1972.
- 임경석『한국 사회주의의 기원』, 2003, 역사비평사.
- 장석주 『나는 문학이다 3 편: 1930 년대 문학, 현대문학의 제 1 부흥기②』 BOOK21, 2013.
- 장석흥 『해방 후 중국 대만지역 한인의 귀환』, 역사공간, 2012.
- ・張和洙「分斷國의 經濟交流에 관한 比較研究 -南北韓 및 東西獨의 事例를 中心으로-」『國防研究』23, 국방대학원 안보문제연구소, 1980.
- 정경환「탈북자문제의 기본인식과 우리들의 대응」『통일전략』제 6 권제 1 호, 한국통일전략학회, 2006.
- 정용욱 『미군정 자료 연구』, 선인, 2003.
- 정병준 『우남 이승만 연구』, 역사비평사, 2005.
- 정병준 「미국 자료를 통해 본 백범 김구 암살의 배경과 미국의 평가」 『역사와 현실』, 통권 61호, 한국역사연구회, 2006.
- 정병호「냉전정치와 북한이주민의 투명성 초국가 전략」『현대북한학회』제 17 권제 1호, 2014.
- 정재정『주제와 쟁점으로 읽는 20세기 한일관계사』, 역사비평사, 2014.
- 정주신「국내의 탈북자 실태와 정부의 과제」『통일전략』제 3 권제 2 호, 한국통일전략학회, 2003.
- 조정현 「국제인권법상 탈북자의 보호가능성 및 그 실행:중국이 당사국인 국제 인권조약 및 동 조약의 이행감독장치를 중심으로」 『국제법학회논총』 제 54 권 제 1 호, 대한국제법학회, 2009.
- 좋은벗들 『두만강을 건너온 사람들』, 정토출판, 1999.
- 차상철『미군정시대 이야기』, 살림출판사, 2014.

- 차철욱「한국전쟁 피난민과 국제시장의 로컬리티」『한국민족문화』38, 부산대학교 한국민족문화연구소, 2010,
- 차철욱, 공윤경「한국전쟁 피난민들의 정착과 장소성-부산 당감동 월남 피난민 마을을 중심으로-」『石堂論争』47집, 동아대학교 석당학술원, 2010.
- 차철욱, 류지석, 손은하「한국전쟁 피난민들의 부산 이주와 생활공간」『民族文化 論叢』第 45 輯, 2010.
- 차철욱「부산지역 피란민 유입과 피란민 공간만들기-우암동 피란여성을 중심으로-」『石堂論争』제 63 집, 동아대학교 석당학술원, 2015.
- •채명신『死線을 넘고 넘어: 蔡命新 회고록』, 매일경제신문사, 1994.
- 최장집「한국민족주의의 특성」『민족주의, 평화, 중용』, 까치, 2007.
- 플랜비문화예술협동조합 『6·25 피란민의 자전기록 -부산의 기억과 삶-』 부산발전 연구원 부산학연구센터, 2017.
- 한국반탁·반공학생운동기념사업회『韓國學生建國運動史: 반탁·반공학생운동중심』 대한교과서, 1986.
- 한규한「해방정국의 좌우합작과 민족통일전선」『마르크스 21』 8 호, 책갈피, 2010.
- 한지희「국민보도연맹의 결성과 성격」숙명여자대학교대학원석사학위논문, 1995.
- 한홍구『대한민국史: 단군에서 김두한까지』1, 한겨레신문사, 2003.
- 한홍구『대한민국史: 아리랑 김산에서 월남 김상사까지』2.한겨레신문사,2003.
- 황규면 『民族의 證言 1』, 중앙일보, 1976.
- 黄圭冕「6 · 25 는 내 일생 최초의 실수다」『月刊朝鮮』, 제 7 권제 3 호통권 72 호, 조선일보사, 1986.
- 황선익「해방 후 귀환구호활동의 전개와 미군정의 대응」『한국근현대사연구』제 85 권, 한국근현대사학회, 2018.
- 황의서「해방 후 좌우합작운동과 미국의 대한정책: 합작운동의 결과적이 실패와 관련하여」『한국정치학회보』30, 한국정치학회, 1996.
- 황의서「해방 후 좌우합작운동에 대한 국내 정치세력의 입장 비교분석」『한국 정치학회보』31, 한국정치학회, 1997.
- ・黄惠暎「日帝強占後半期(1930~1940 年代)'京城保導聯盟'과學生校外生活指導事業
   니서울대학교 대학원 사회교육과 역사전공 교육학석사학위논문, 2010.

- 후지이 다케시「해방 직후~정부 수립기의 민족주의와 파시즘: '민족사회주의' 라는문제」『역사문제연구』통권 24 호, 역사문제연구소, 2010.
- 후지이 다케시 「4·19/5·16 시기의 반공체제 재편과 그 논리:반공법의 등장과 그 담지자들」『역사문제연구』25, 역사문제연구소, 2011.
- Torkunov, Anatory Vasilievich、구종서역『한국전쟁의 진실과 수수께끼:김일성-스탈린-모택동 기밀문서』에디터, 2003.
- 『역사비평』 편집위원회 『논쟁으로 읽는 한국사:근현대』 2, 역사비평사, 2009.

# <英語>

- Bruce Cumings, 1981, *The Origins of the Korean War: Liberation and the Emergence of Separate Regimes 1945-1947*, Princeton University Press<sub>o</sub>
- Charles K, Amstrong, 2004, *The North Korean Revolution 1945~1950*, Cornell University Press
- · Kawamura Michiya「Fluctuation between Civic and Ethnic Nationalism」『国際公共政策研究』16、大阪大学大学院国際公共政策研究科、2012、p. 12。
- Jaeng Saeng Bae, Seryon Lee 「Human Rights Accountability for North Korean Escapees」 『법학연구』 제 27 집, 전북대학교사회과학연구소, 2008.
- Richard C. Allen. 1960. KOREA'S SYNGMAN RHEE: An Unauthorized Portrait,

  Tokyo: Charles E. Tuttle Company.

# 参照原資料

#### <日本語>

- ·神谷不二編『朝鮮問題戦後資料; 1 1945-1953』、日本国際問題研究所、1978。
- ・川谷致秀『帝國臣民』、天野利三郎、1925。
- ・京畿道保導聯盟『全鮮郊外保導研究大會記錄』、保導叢書第五輯、1939。
- ・京畿道保導聯盟著『保導叢書:保導聯盟とは何ぞや』京畿道保導聯盟、1939。
- ・在滿日本帝國大使館編、『在滿朝鮮人概況』、外務省、1934。
- ・山名酒喜男『朝鮮総督府終政の記録: 終戰前後に於ける朝鮮事情概要』、友邦協会、 1956。
- ・「韓国暴徒討伐ニ関スル件」、JACAR Ref. A04010206500「公文雑纂・明治四十二年・第

十九巻・統監府一・統監府一(会計検査院)」国立公文書館。

# <韓国・朝鮮語>

# 新聞

- 京郷新聞
- 南朝鮮民報
- 東亞日報
- 마산일보
- 毎日申報
- 婦人新聞
- 서울신문
- 愛國者
- 연합뉴스
- 聯合新聞
- 오마이뉴스
- 自由民報
- 自由新聞
- 朝鮮日報
- 朝鮮中央日報
- 한겨레
- 한국일보
- 漢城日報

# その他

- •국립국어연구원編『표준국어대사전』두산동아, 2000.
- 民衆書林編集局編『Minjung's Essence Korean-English Dictionary 4th Edition』 民衆書林, 2010。
- •釜山日報企劃研究室編『臨時首都千日』,釜山日報,1984.
- 선우종원 『(선우종원 회고록)격랑 80 년』, 삼화출판사, 2009.
- ・鮮于宗源『思想檢事』啓明社,1992.

- 성낙양著、두산동아(주)編『Dong-a's Prime Korean-English Dictionary 3<sup>rd</sup> Edition』두산동아, 2009.
- 俞鎭午『憲法起草回顧録』 一潮閣, 1980.
- YBM/시사사전편찬실 『Si-sa Elite Korean-English Dictionary』 YBM si-sa, 2010.
- ・延世大學校現代韓國學研究所『建國期文書/雩南李承晚文書編纂委員會編;1』, 제13권,中央日報社,1998.
- ·延世大學校現代韓國學研究所『建國期文書/雩南李承晚文書編纂委員會編;2』, 제 14 권, 中央日報社, 1998.
- ・延世大學校現代韓國學研究所『建國期文書/雩南李承晚文書編纂委員會編』, 제 15 권, 中央日報社, 1998.
- ・ 雩南實錄編纂會, 『雩南實錄:一九四五 一九四八』悦話堂, 1976.
- •이승만『一民主義概述』, 一民主義普及會, 1949.
- ・戰爭編纂委員會編『韓国戰爭史-北傀의 南侵과 緒戰期-』 제1권,1977.
- ・戰爭編纂委員會編纂『韓国戰爭史-中共軍侵略再과 反撃作戰期-』 제4권,1971.
- •朝鮮銀行調査部『朝鮮經濟年報』,1948.
- •朝鮮銀行調査部『朝鮮經濟年報』,1949.
- •朝鮮行政學會編『敵産小事業機關及住宅拂下細則』朝鮮行政學會,1947.
- 진실 화해를 위한 과거사정리위원회 『국민보도연맹사건 진실규명결정서』 진실 화해를 위한 과거사정리위원회, 2009.
- 친일반민족행위진상규명위원회『친일반민족행위진상규명 보고서VI-15』, 2009.
- •韓國革命裁判史編纂委員會編『韓國革命裁判史』第四輯,韓國革命裁判史編纂委員會,1962.
- 「前保導聯盟員等包攝에 関한 建議의 處理狀況通報의 件」, BA0587727, 「국회 및 국무회의 관계 서류철(1월-6월)」, 국가기록원.

### <英語>

- 한림대학교 아시아문화연구소 『HQ, USAFIK G-2 periodic report』, 1, 일월서각, 1988.
- 한림대학교 아시아문화연구소 『HQ, USAFIK G-2 periodic report』, 2, 일월서각, 1988.

- 한림대학교 아시아문화연구소 『HQ, USAFIK G-2 periodic report』, 3, 일월서각, 1988.
- 한림대학교 아시아문화연구소 『HQ, USAFIK G-2 periodic report』, 4, 일월서각, 1988.
- 한림대학교 아시아문화연구소 『HQ, USAFIK G-2 periodic report』, 5, 일월서각, 1988.
- 한림대학교 아시아문화연구소 『HQ, USAFIK G-2 periodic report』, 6, 일월서각, 1988.
- 한림대학교 아시아문화연구소 『HQ, USAFIK G-2 periodic report』, 7, 일월서각, 1988.
- General Order No. 1] (http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000097066.pdf)
- NARA, RG554, Record of General Headquarters, Far East Command, SCAP, and United Nations Command Record Group Relating to the USAFIK XXIV Corps, G-2 Historical Section 1945-1948 (WAR201001951) 「Korean Repatriation to North Korea」.
- National Archives Records Administration, RG242, Entry299, Box767, SA2009, Item67.
- United States Army Forces in Korea, South Korean Interim Government Activities, No. 30, March 1948.
- United States Army Forces in Korea 『HUSAFIK』 제 1 권, 돌베게, 1988.
- United States Army Forces in Korea 『HUSAFIK』 제 2 권, 돌베게, 1988.
- United States Army Forces in Korea 『HUSAFIK』 제 3 권, 돌베게, 1988.
- United States Army Forces in Korea 『HUSAFIK』 제 4 권, 돌베게, 1988.
- ·『美軍政廳官報=Official gazette United States army military government in Korea』Vol. 1, 原主文化社, 1993.
- ·『美軍政廳官報=Official gazette United States army military government in Korea』Vol. 2, 原主文化社, 1993.
- ·『美軍政廳官報=Official gazette United States army military government in Korea』Vol. 3, 原主文化社, 1993.
- ・『美軍政廳官報=Official gazette United States army military government in

Korea』Vol. 4, 原主文化社, 1993.

# URL

・韓国国会議案情報システム

http://likms.assembly.go.kr/

韓国史データーベース

http://db.history.go.kr/

• 韓国戦争遺族会

http://www.coreawar.or.kr/?ckattempt=1

· 韓国民族文化大百科事典

http://encykorea.aks.ac.kr/

· 大韓民国憲政会

http://www.rokps.or.kr/dataroom/state\_view.asp?cate=zipboard&idx=142&page=2

· 済州 4·3 事件真相糾明及犠牲者名誉回復委員会

www.jeju43.go.kr/sub/catalog.php?CatNo=27

・法制処国家法令情報センター

http://www.law.go.kr/

• Foreign Relations of United States

http://history.state.gov/historicaldocuments/frus1950v07

· Historical demographical data

http://www.populstat.info/Asia/koreaco.htm